

栃木県税務統計

平成29(2017)年度



栃木県経営管理部税務課

No.63

県税事務所所管区域図 (平成30(2018)年4月1日現在)



県税事務所別人口・世帯数

県税事務所名	所在地	人口 (人)	世帯数 (世帯)	面積 (km ²)
総数		1,961,963	780,373	6,408.09
宇都宮	〒321-0974 宇都宮市竹林町1030-2 TEL (028) 626-3003	551,203	233,813	471.24
鹿沼	〒322-0068 鹿沼市今宮町1664-1 TEL (0289) 62-6203	178,245	68,469	1,940.47
真岡	〒321-4398 真岡市荒町116-1 TEL (0285) 82-2135	141,434	50,727	563.84
栃木	〒328-8504 栃木市神田町6-6 TEL (0282) 23-3411	449,773	175,004	669.17
矢板	〒329-2163 矢板市鹿島町20-22 TEL (0287) 43-2171	160,539	59,262	910.15
大田原	〒324-8551 大田原市中央1-9-9 TEL (0287) 23-4171	215,549	84,564	1,319.44
安足	〒327-8503 佐野市堀米町607 TEL (0283) 23-1411	265,220	108,534	533.80
自動車税事務所	〒321-0169 宇都宮市八千代1-5-10 TEL (028) 658-5521	/	/	/
佐野支所	〒327-0044 佐野市下羽田町2001-4 TEL (0283) 20-6111			

- (注) 1 人口及び世帯数は、栃木県毎月人口調査結果報告書による。(平成29(2017)年10月1日現在)
 2 面積は、国土地理院調査による。(平成29(2017)年10月1日現在)
 3 自動車税事務所は、自動車取得税及び自動車税について、県内全域をその所管区域とする。

は し が き

今日の我が国の経済状況は、海外経済が回復する下で、輸出や生産の持ち直しが続くとともに、個人消費や民間設備投資が持ち直すなど民需が改善し、経済の好循環が実現しつつあります。また、先行きについても、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、景気は緩やかな回復に向かうことが期待されております。

このような状況にあつて、平成 29（2017）年度の栃木県の県税収入決算見込額は 2,488 億円余で、対前年度比 102.4%、額にして 57 億円余、前年度を上回りました。

これは、企業の業績が好調であったことから、個人県民税や法人県民税、不動産取得税が増加したことによるものです。

また、収入未済額については、前年度から 7 億円余縮減して、昭和 60（1985）年度以来 32 年ぶりに 37 億円を下回る 36 億円余となり、7 年連続で減少しております。

しかし、収入未済額全体に占める個人県民税（均等割・所得割）の割合は、昨年度に比べ 1.6 ポイント増の 92.1% になり、個人県民税対策が、依然、栃木県の重要課題の一つとなっています。

その対策として、平成 25（2013）年度から 3 県税事務所に「地方税協働徴収担当」を設置して、地方税法第 48 条における徴取引受による徴収に取り組むとともに、平成 27（2015）年度には個人住民税の特別徴収義務者の指定を、県内全市町一斉に実施したところであります。また、平成 30（2018）年度からは、これまで 3 県税事務所で実施していた協働徴収事務を、県内すべての県税事務所で行うとともに、徴収困難案件等については、宇都宮県税事務所が専門的に行うこととし、収入未済額の更なる縮減に取り組んで参ります。

本書は、平成 29（2017）年度の県税収入決算見込額を中心に、県税に関する各種統計を掲載したものです。県税についての理解を深めていただく資料として活用していただければ幸いです。

結びに、県税収入の確保に当たりまして、納税者の方々をはじめ、関係するの方々からの多大な御協力、御支援をいただきましたことを心から感謝申し上げます。

平成 30（2018）年 10 月

栃 木 県

第1 県財政

第2 県税
調定収入

第3 課税状況

第4 滞納状況

第5 納税貯蓄
組合・
口座振替

第6 交付金
等に
関する
調

第7 徴税费

第8 税務機構
及び
職員等

第9 税制

第10 その他

凡例

- この統計書のうち特に年度表示の記載のないものは平成29(2017)年度分である。
なお、平成29(2017)年度分の内容については、県議会の決算認定前の見込値である。
- 調定額は過誤納額を調定せず、収入額には過誤納額を含んでいる。
- 各表の作成に当たっては、単位未満を四捨五入し、その結果、単位に満たないものは「0」、該当計数のないもの又は算出不可能なものは「-」、減額または赤字のものは「△」で表示した。

この統計書についてのお問い合わせは下記にお願いします。

〒320 - 8501 栃木県宇都宮市塙田1 - 1 - 20
栃木県経営管理部税務課
電話 028 (623) 2101

=目 次=

平成30(2018)年度税務運営方針	1
--------------------------	---

図 表

県税事務所所管区域図	(表見返)
図1 平成29(2017)年度歳入歳出決算見込額構成 (一般会計)	3
図2 歳入歳出額に占める県税収入の割合累年比較 (一般会計)	4
図3 平成29(2017)年度県税決算額構成	5
(1) 調 定 額	5
(2) 収 入 額	6
図4 平成30(2018)年度歳入歳出予算額 (当初) 構成	7
図5 平成30(2018)年度県税予算額 (当初) 構成	8
図6 県税収入決算額の推移	9
図7 平成29(2017)年度県税月別調定収入状況構成	10
図8 県税収入額の構成比累年比較	11
図9 県税収入未済額の推移	12
図10 県民1人当たり三税 (国税・県税・市町村税) 負担額累年比較	13
課税免除等適用区域図	(裏見返)

第1 県 財 政

1 一般会計決算見込額	17
(1) 歳 入	17
(2) 歳 出	17
2 一般会計決算額累年比較	18
(1) 歳 入	18
(2) 歳 出	18
3 県税・地方譲与税収入額と基準財政収入額との累年比較	20

第2 県税調定収入

1 県税決算額 (税目別)	24
2 県税決算額 (事務所別)	28
(1) 総 額	28
(2) 個人の県民税 (均等割・所得割)	30
ア 事務所別	30
イ 市町村別	31
(3) 法人県民税	33
(4) 個人事業税	34
(5) 法人事業税	35
(6) 不動産取得税	36
(7) ゴルフ場利用税	37
(8) 自動車税	38
(9) 狩 猟 税	39

3	県税月別調定収入実績	40
(1)	総額	40
(2)	個人の県民税（均等割・所得割）	40
(3)	県民税配当割	41
(4)	県民税株式等譲渡所得割	41
(5)	法人県民税	42
(6)	県民税利子割	42
(7)	個人事業税	43
(8)	法人事業税	43
(9)	地方消費税	44
(10)	不動産取得税	44
(11)	県たばこ税	45
(12)	ゴルフ場利用税	45
(13)	自動車取得税	46
(14)	軽油引取税	46
(15)	自動車税（総額）	47
ア	自動車税（普通徴収）	47
イ	自動車税（証紙徴収）	48
(16)	鉱区税	48
(17)	狩猟税	49
(18)	旧法による税（軽油引取税）	49
4	県税決算額等累年比較	50
5	県税決算額累年比較（税目別）	52
6	県税に係る税外収入実績	54
(1)	科目別	54
(2)	事務所別	54
7	県税に係る税外収入徴収額累年比較	56
8	県税納期内収納率累年比較（現年度課税分）	58

第3 課 税 状 況

1	税目別納税義務者等累年比較	60
2	個人県民税に関する調	61
(1)	個人の県民税	61
ア	納税義務者数	61
イ	税額等	61
(2)	県民税配当割	61
(3)	県民税株式等譲渡所得割	61
3	法人県民税に関する調	62
4	県民税利子割に関する調	62
(1)	特別徴収義務者数	62
(2)	税額等	63
5	個人事業税に関する調	64
(1)	業種別課税状況	64
(2)	分割個人	64
(3)	業種別所得金額	66
(4)	所得階層別所得金額	68

6	法人事業税に関する調	70
(1)	税 額 等	70
(2)	資本金別法人数	72
(3)	所得階層別所得金額	72
(4)	業種別課税状況	74
(5)	業種別課税状況累年比較	76
(6)	資本金別法人数調（業種別）	78
7	不動産取得税に関する調	80
(1)	土 地	80
(2)	家 屋	80
8	地方消費税に関する調	82
(1)	調 定 額	82
(2)	清 算 金	82
9	県たばこ税に関する調	82
10	ゴルフ場利用税に関する調	83
(1)	施 設 数 等	83
(2)	課 税 状 況	83
11	自動車取得税に関する調	84
(1)	新 車	84
(2)	中 古 車	84
12	軽油引取税に関する調	86
(1)	課 税 状 況	86
(2)	軽油引取税課税標準累年比較	86
(3)	免税軽油使用者数及び免税証による控除数量	87
13	自動車税に関する調	88
14	鉦区税に関する調	90
15	狩猟税に関する調	90
16	固定資産税に関する調	91
17	栃木県低開発地域工業開発地区等における県税の課税免除に関する調	91
18	県税に関する争訟に関する調	92
(1)	不服申立てに関する調	92
(2)	訴訟に関する調	92

第4 滞納状況

1	滞納処理状況	95
2	県税滞納繰越額累年比較	98
(1)	税 目 別	98
(2)	事 務 所 別	98

第5 納税貯蓄組合・口座振替

1	納税貯蓄組合種類別組合数及び組合員数	102
(1)	年 別	102
(2)	事 務 所 別	102
2	口座振替を通じて行われた納税に関する調	104

第6 交付金等に関する調

1 市町村交付金一覧	108
2 個人県民税徴収取扱費交付金	110
3 利子割交付金	111
4 地方消費税交付金	112
5 ゴルフ場利用税交付金	113
6 自動車取得税交付金	114
7 配当割交付金	115
8 株式等譲渡所得割交付金	116
9 特別徴収義務者等交付金	117

第7 徴税費

1 徴税費に関する調	120
------------	-----

第8 税務機構及び職員等

1 税務機構一覧	125
2 分掌事務	126
3 税務関係事務の委任	129
4 知事部局の職員の定数に占める税務関係職員数の割合	130
5 税務関係職員の配置状況	131
6 税務職員課別配置状況	131
7 税務職員年齢別調	132

第9 税制

1 平成30(2018)年度に適用される税率等一覧	135
2 県税税率等の変遷	144

第10 その他

1 平成29(2017)年度都道府県税決算見込額調	188
2 景気の動向と県税収入の関係	196

平成 30(2018)年度 税務運営方針

1 税務を取り巻く環境及び税務の役割

(1) 県税予算

平成 30(2018)年度の県税収入は、個人県民税や法人関係税等の増収が見込まれることから、当初予算を 2 年ぶりに上回る 2,520 億円（前年度当初予算比 102.6%、65 億円増）を計上した。

(2) 県財政

平成 30(2018)年度当初予算は、「政策経営基本方針」に基づく重点事項の積極的な推進に取り組むほか、「とちぎ元気発信プラン」と「とちぎ創生 15 戦略」を更に推進するとして編成され、前年度当初予算を 1.5% 下回る 8,034 億 1 千万円となった。

(3) 県税収入及び税務職員の役割

県税収入は歳入全体の 31.4% を占めることから、諸施策を実施する上で貴重な財源である。

税務職員は、一人一人が税の役割の重要性を再認識し、県税収入の確保に全力で当たるとともに、課税対象の把握、徴収率の向上及び収入未済額の縮減に努めなければならない。

(4) 県民に信頼される税務行政

県税収入の確保には県民の協力が不可欠である。税務職員は、徴税吏員としての職責の重要性を自覚し、県民の信用を失墜させることがないように綱紀を保持し、公平公正な税務事務の執行に努めなければならない。

2 事務執行に当たっての基本指針

(1) 組織としての機能の発揮

ア 管理監督者は、組織目標の達成に向けて、自ら先頭に立ち、柔軟な業務配分により、組織の総合力を最大限に発揮し、複雑高度化する税務事務を適切に処理するとともに、成果を上げる。

イ 管理監督者は、職場研修の機会を設けるなど新採職員、若手職員の早期育成に努めるとともに、中堅職員との意見交換の機会の確保に努める。

また、常に部下職員の執務状況の把握に努め、適宜助言を与えるなど組織として問題の解決を心掛け、職員のメンタルヘルスに十分配慮する。

ウ 税務職員は、組織の一員としての自覚を持ち、その役割を十分発揮できるよう、常に「報告、連絡、相談」を励行するとともに、迅速な事務執行に努める。

(2) 情報の適正管理

ア 税務情報が重要な個人情報であることを認識し、栃木県個人情報保護条例及び栃木県情報セキュリティ基本方針の趣旨に則り、税務情報を適正に管理する。

イ 個人番号を含む特定個人情報を取り扱う場合は、情報漏えい等のリスクを軽減するための措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に努める。

ウ 誤入力、誤発送及び誤発信に起因する情報漏洩を防止するため、複数の職員による入力事項のチェックや、発送及び発信する郵便物等の確認を徹底する。

(3) ICT の活用

ICT を効果的に活用し、税務情報の発信等に努めるとともに、事務処理の改善、効率化を図る。

また、電子申告及び自動車保有関係手続のワンストップサービスの利用率向上に取り組む。

(4) 税務広報・租税教育の積極的な実施

ア 税知識の普及と納税意識の高揚を図り、適正な申告と自主納税を促進するため、広報媒体を活用した効果的な税務広報を積極的に実施する。

イ 次世代を担う児童・生徒に対し、関係機関と連携し租税教育を積極的に実施する。

(5) ふるさと納税の促進

とちぎの魅力を発信し、「ふるさと“とちぎ”応援寄附金」の確保に努める。

- (6) 口座振替の促進
自動車税の口座振替による納付を促進し、滞納の未然防止と徴税コストの削減に努める。

3 各課（部）及び担当に関する事項

(1) 課税課（部）に関する事項

- ア 未登録・未申告法人の調査を強化し、課税対象の掘り起こしに努める。
- イ 的確な課税客体の把握と適正な課税標準の算定に努める。
- ウ 経営管理部フォルダ内にある情報交換制度を活用し、事務所間の情報交換を密にするなどして、課税の均衡に努める。

(2) 収税課（部）に関する事項

- ア 早期完納に向けた滞納整理に努めるとともに、滞納処分を適正に執行し租税債権の確保を図る。
- イ 課長等は、徴収目標を設定し、適切な進行管理の下、職員の指導に当たる。
- ウ 地方交付税の算定において、上位三分の一の地方団体が達成している徴収率を標準的な徴収率としていることから、より一層の徴収率の向上、収入未済額の縮減に努める。
- エ 徴収不能な案件については、執行停止などの不良債権処理を適正に行う。
- オ 地方税法第 48 条の徴取引受を積極的に実施することにより、早期の徴収支援を行うなど、個人県民税の徴収率向上及び収入未済額の縮減に努める。
- カ 個人県民税の現年度滞納事案に対する早期の徴収支援を行うとともに、市町と緊密に連携し共同催告の取組を強化する。
- キ 個人県民税の徴収率の低い市町に対しては、滞納整理に関する技術的な助言を積極的に行う。
- ク 収納管理事務は税務事務の基本となることから、正確かつ迅速な事務処理に努める。

(3) 管理課（部）に関する事項

- ア 歳出予算の執行に当たっては、常に財務規則等関係法令への適合性に留意するとともに、コスト意識を徹底し、計画的・効率的な執行に努める。
- イ 外形標準課税法人等に対する的確な課税客体の把握と適正な課税標準の算定に努める。（法人調査課に限る。）

(4) 特別整理担当に関する事項

- ア 高額事案や徴収困難事案を中心に地方税法第 48 条の徴取引受を積極的に実施するなど、個人県民税の徴収率向上及び収入未済額の縮減に努める。
- イ 市町と緊密に連携し合同搜索や合同公売などの取組を強化する。
- ウ 滞納整理の手法に関する研修を通じて、市町派遣職員の徴収スキルの底上げに努める。
- エ 個人県民税の徴収率の低い市町に対しては、滞納整理に関する技術的な助言を積極的に行う。

(5) 軽油引取税調査担当に関する事項

- ア 的確な課税客体の把握と適正な課税標準の算定に努める。
- イ 関係機関と連携し、不正軽油の撲滅に努めるとともに、悪質な事案に対しては、告発等厳しい対応で望む。

4 税制改正等に対する適切な対応

税制改正等に対し、次の点に留意して事務処理等を行う。

- (1) 法人事業税について、ガス中小事業者に係る課税方式の見直しがあったので取扱に誤りのないよう注意する。
- (2) たばこ税について、紙巻きたばこの税率引上げ及び加熱式たばこの課税方式の見直しがあったので取扱に誤りのないよう注意する。
- (3) 国における税制改正の議論や景気の動向、企業の業績等を注視し、税収の確保等に努める。

図1 平成29(2017)年度歳入歳出決算見込額構成 (一般会計)

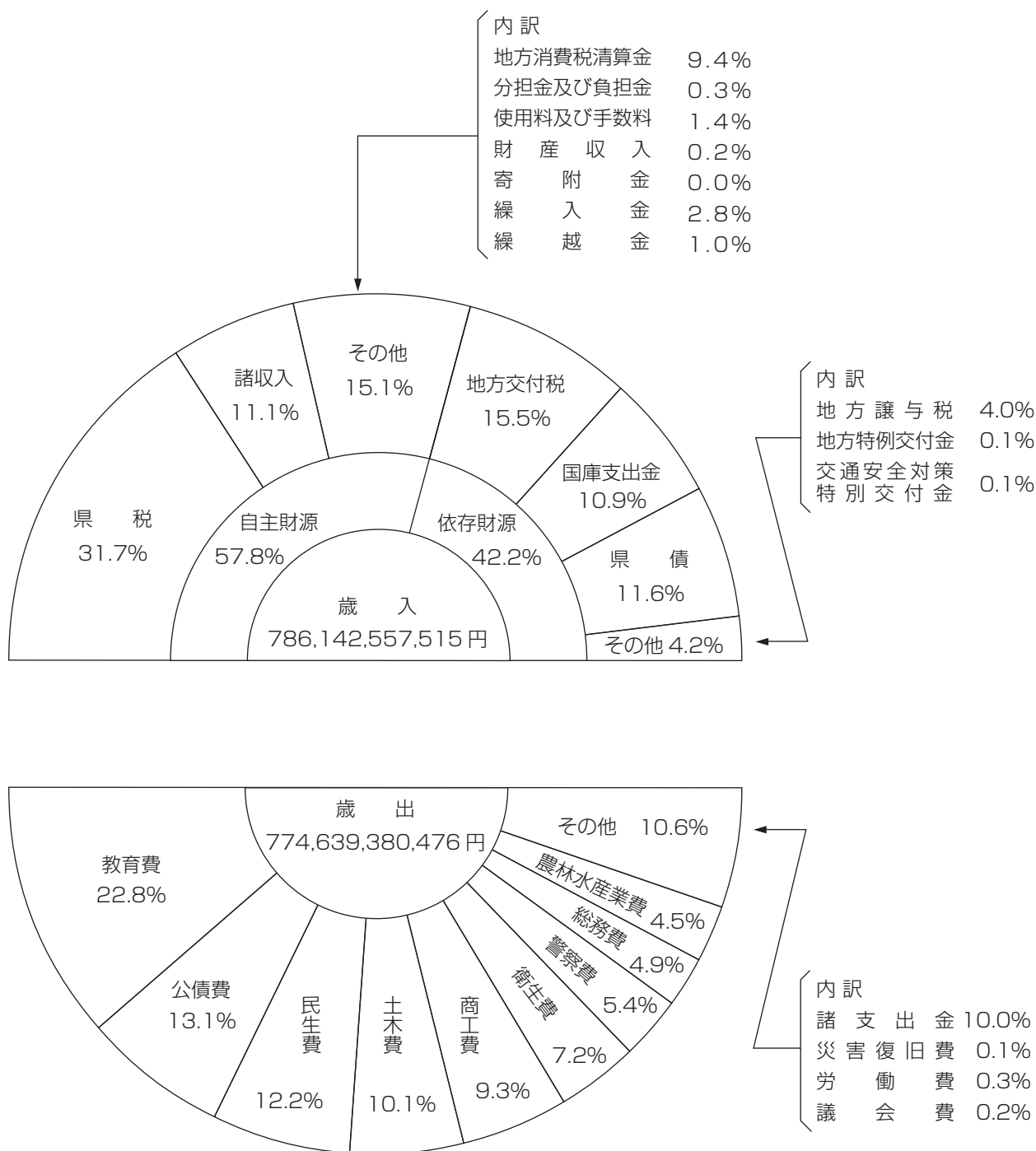


図2 歳入額に占める県税収入の割合累年比較（一般会計）

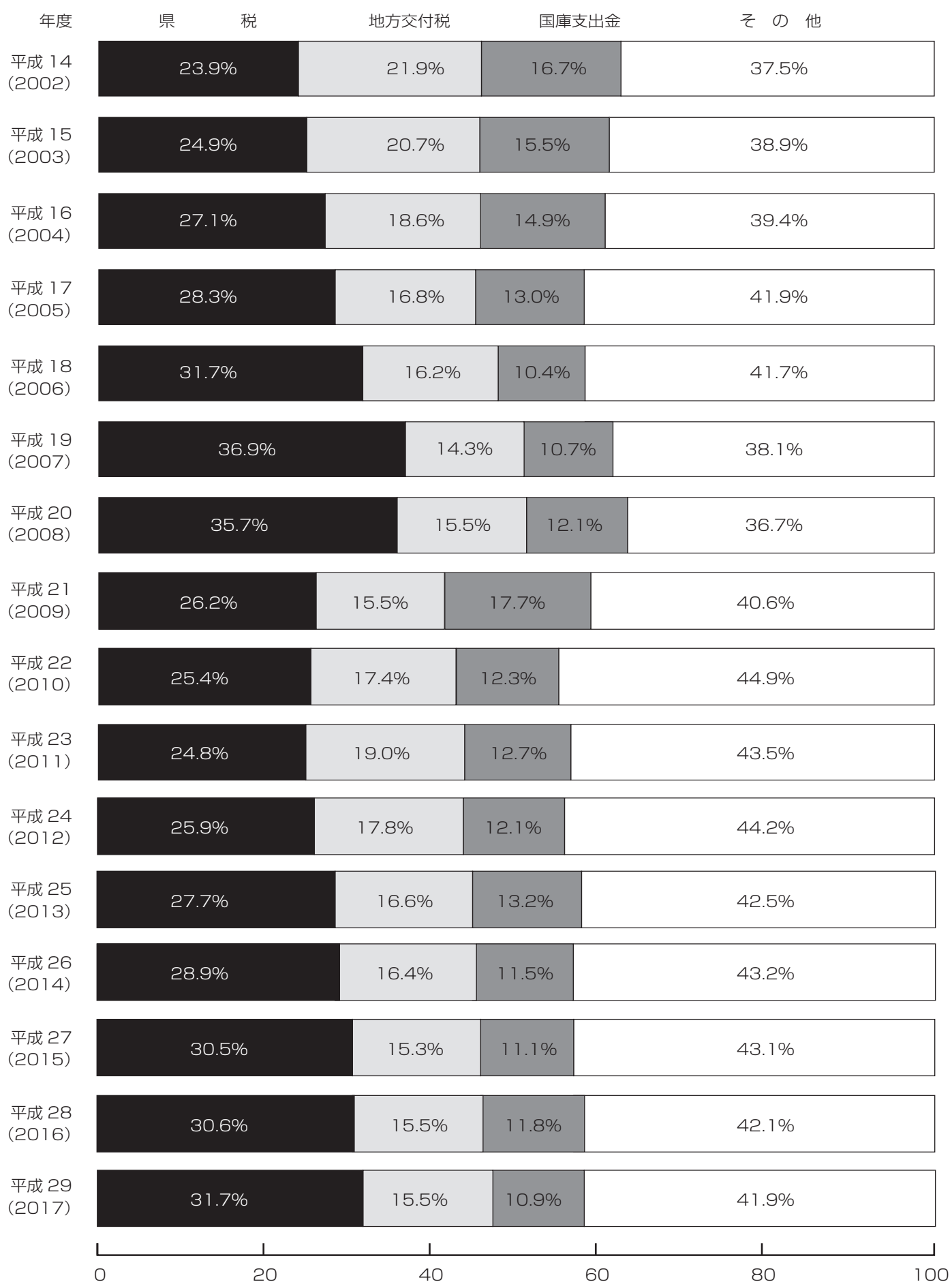
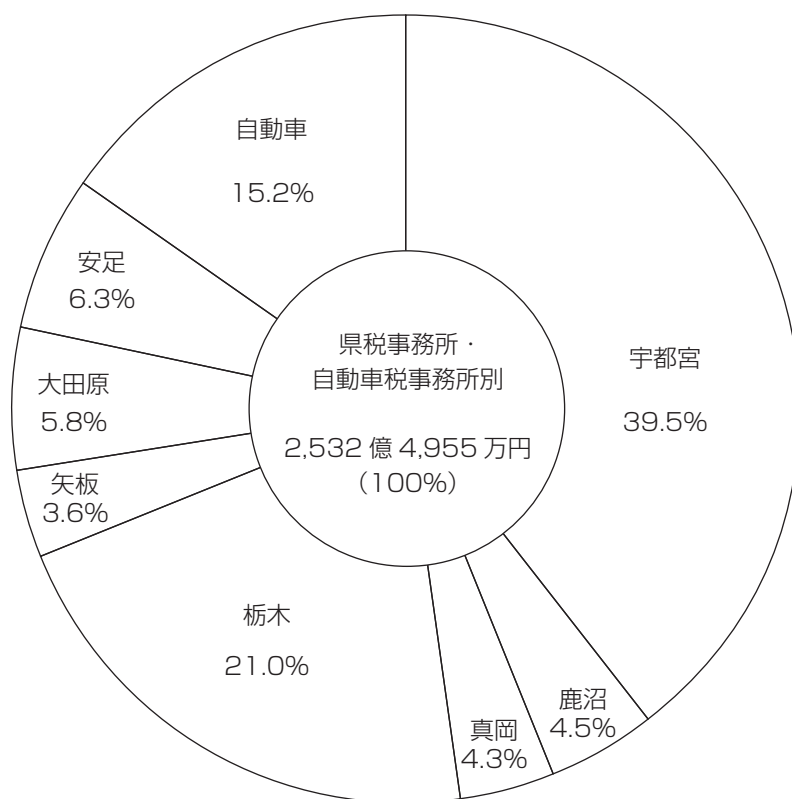
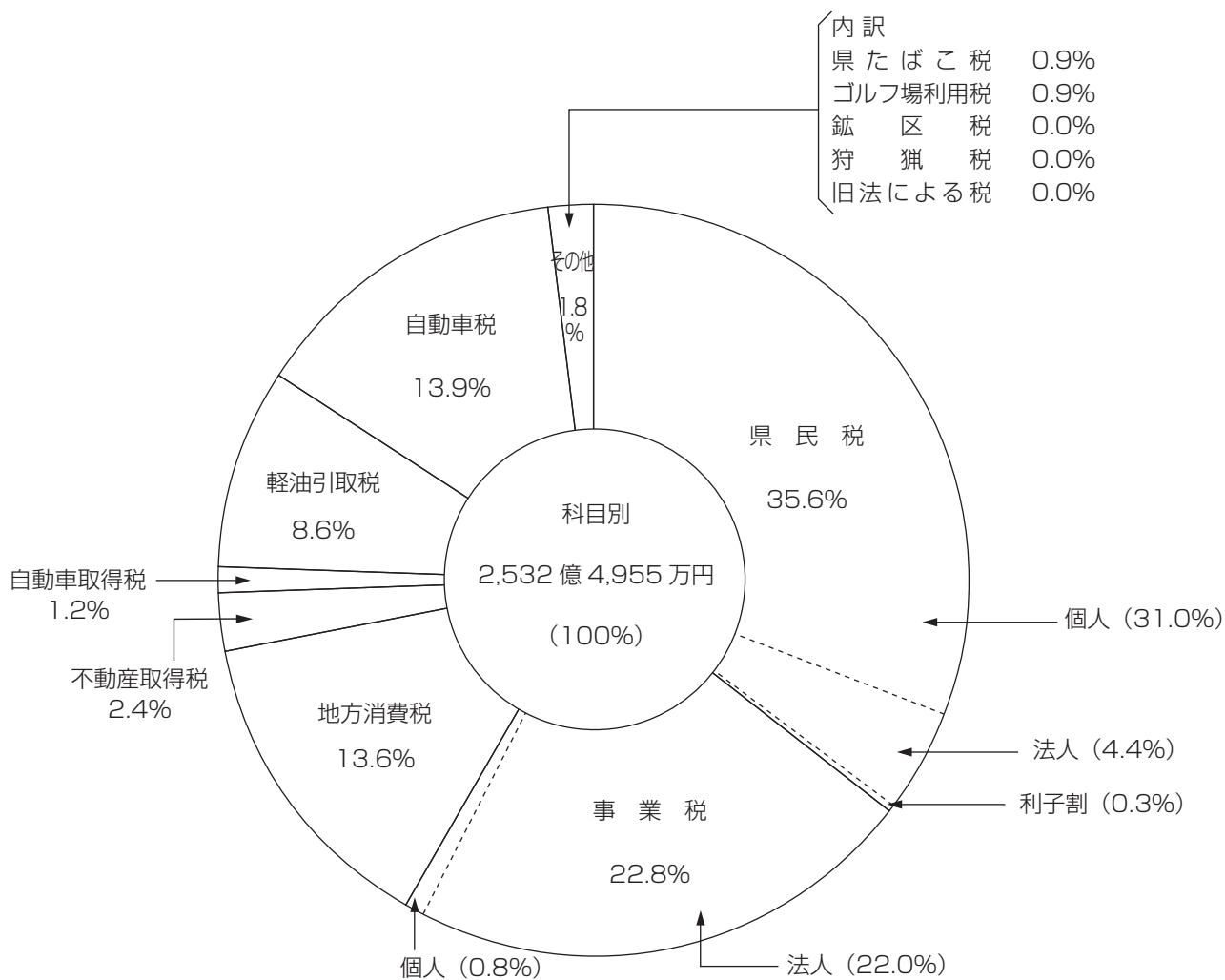


図3 平成29(2017)年度県税決算額構成

(1) 調定額



(2) 収入額

内訳
 県たばこ税 0.9%
 ゴルフ場利用税 0.9%
 鉱区税 0.0%
 狩猟税 0.0%
 旧法による税 0.0%

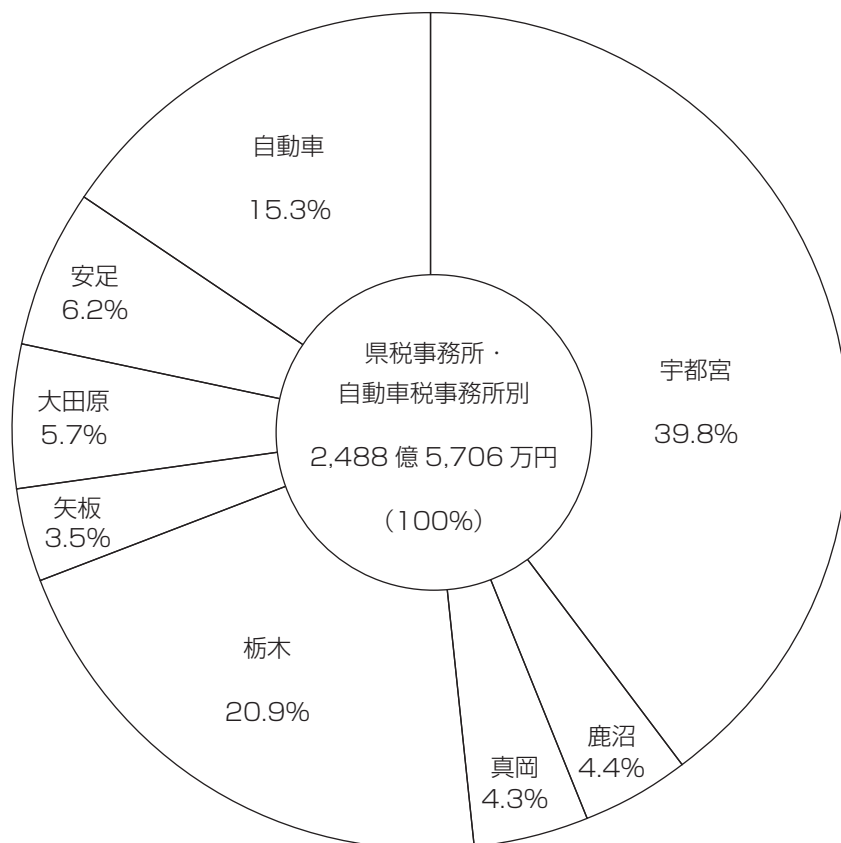
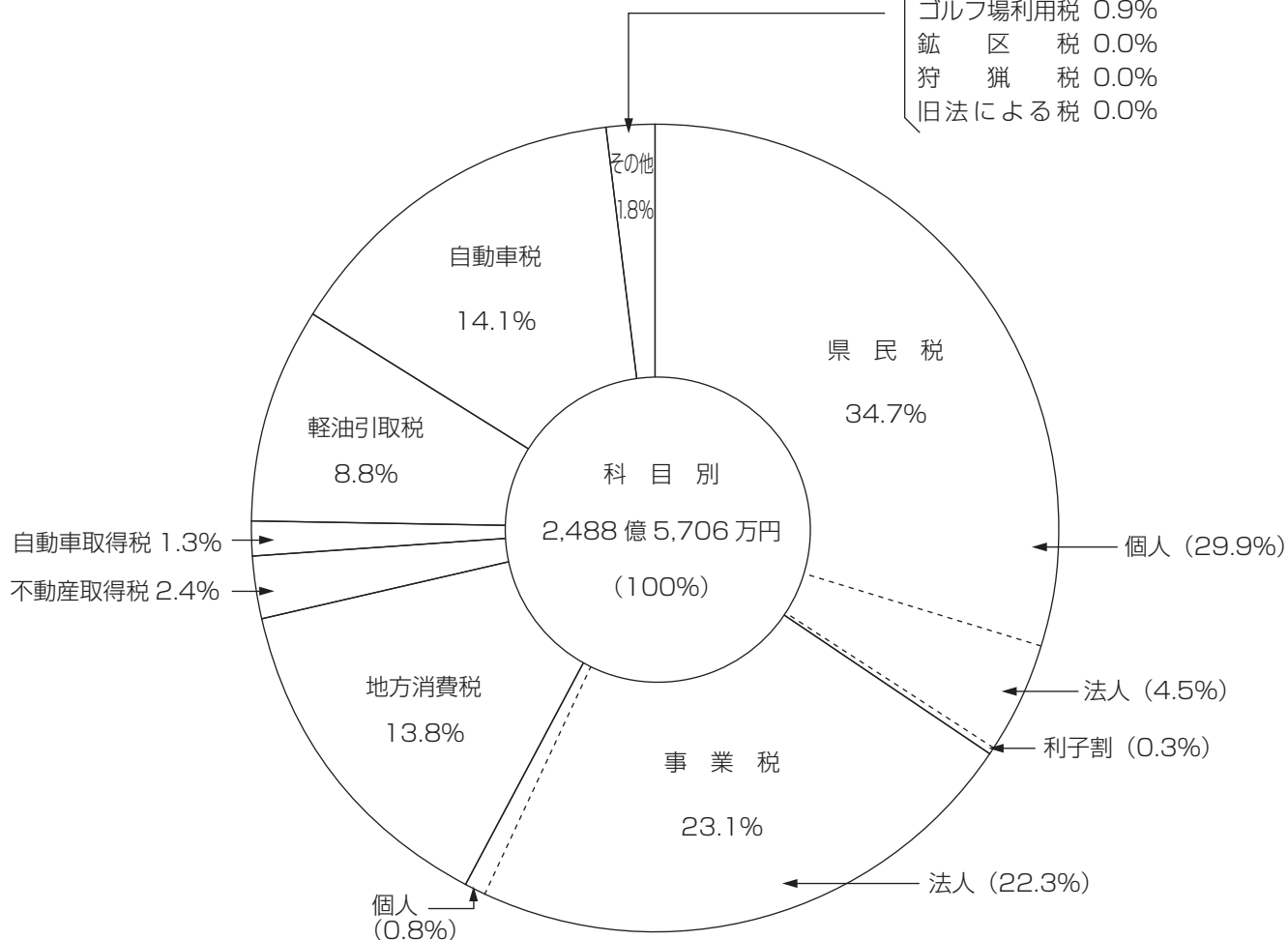
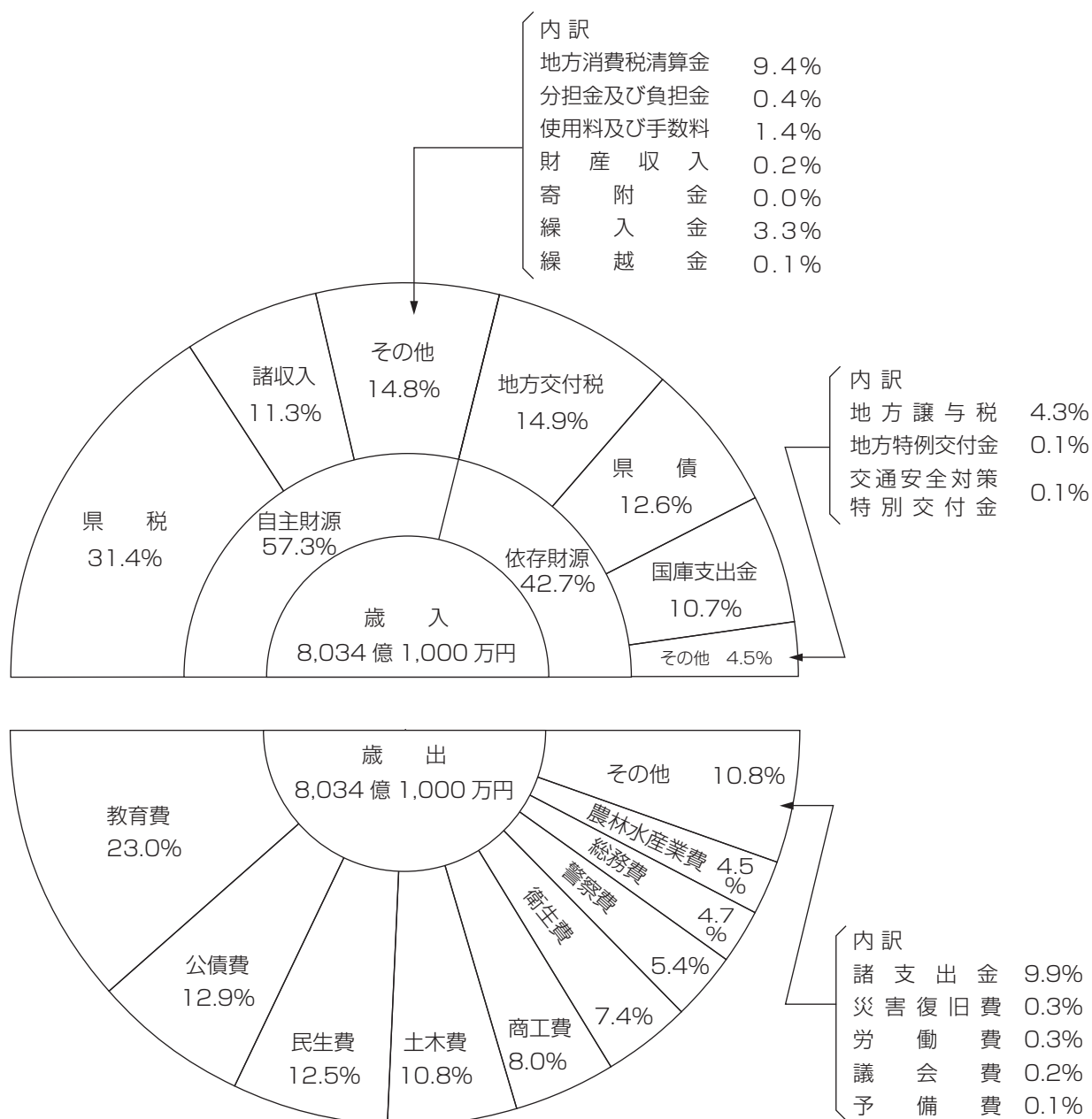


図4 平成30(2018)年度歳入歳出予算額(当初)構成



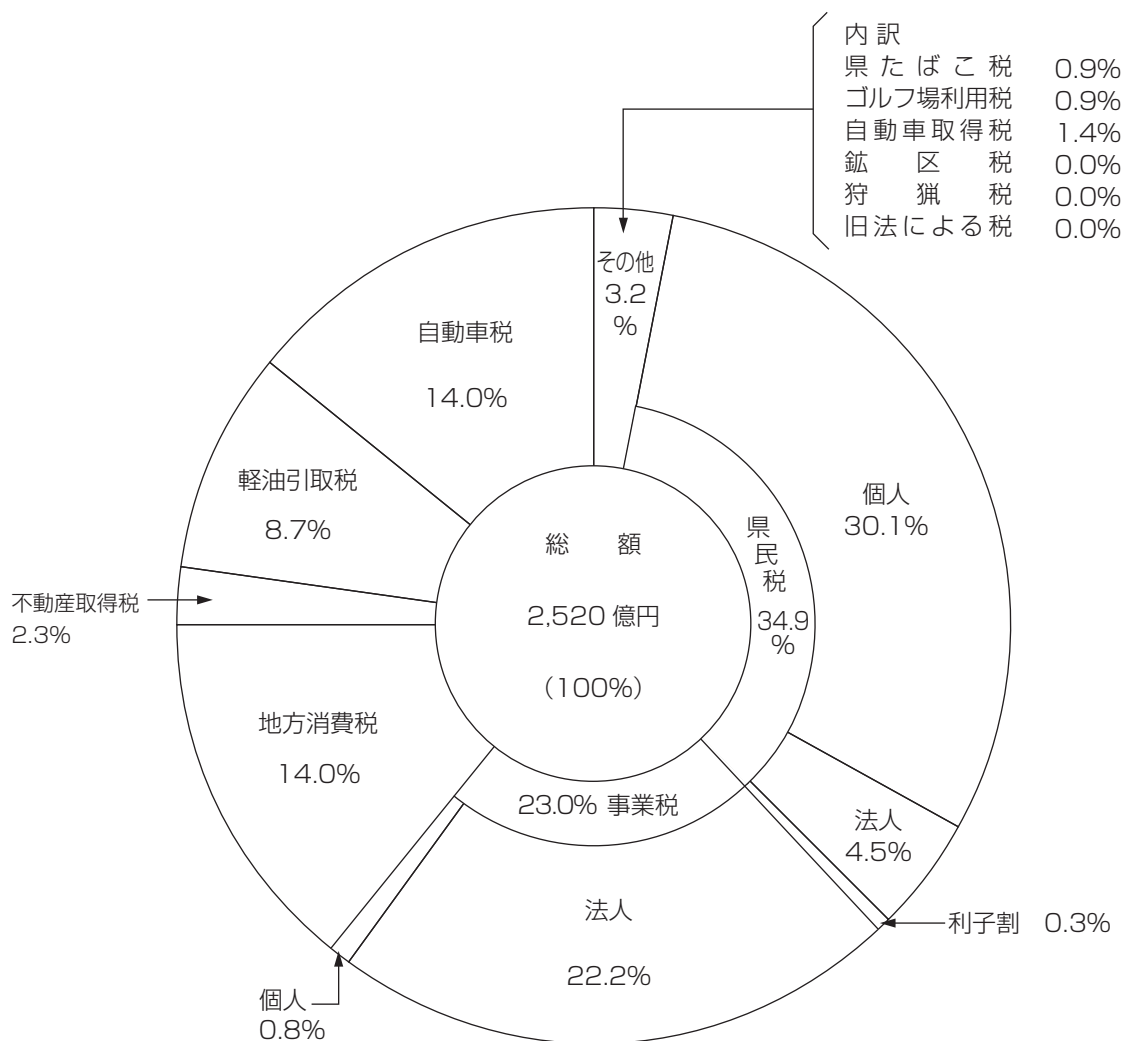
(1) 歳入

科目	予算額	構成比
	千円	%
総額	803,410,000	100.0
1 県税	252,000,000	31.4
2 地方消費税清算金	75,140,000	9.4
3 地方譲与税	34,200,000	4.3
4 地方特例交付金	1,000,000	0.1
5 地方交付税	119,800,000	14.9
6 交通安全対策特別交付金	600,000	0.1
7 分担金及び負担金	2,819,894	0.4
8 使用料及び手数料	11,012,356	1.4
9 国庫支出金	86,251,275	10.7
10 財産収入	1,538,656	0.2
11 寄附金	86,662	0.0
12 繰入金	26,232,665	3.3
13 繰越金	1,000,000	0.1
14 諸収入	90,628,492	11.3
15 県債	101,100,000	12.6

(2) 歳出

科目	予算額	構成比
	千円	%
総額	803,410,000	100.0
1 議会費	1,495,521	0.2
2 総務費	37,779,683	4.7
3 民生費	100,140,842	12.5
4 衛生費	59,392,741	7.4
5 労働費	2,385,907	0.3
6 農林水産業費	36,340,412	4.5
7 商工費	64,642,719	8.0
8 土木費	86,382,316	10.8
9 警察費	43,625,949	5.4
10 教育費	184,885,247	23.0
11 災害復旧費	2,643,412	0.3
12 公債費	103,837,851	12.9
13 諸支出金	79,357,400	9.9
14 予備費	500,000	0.1

図5 平成30(2018)年度県税予算額(当初)構成



科目	予算額	構成比
	千円	%
総額	252,000,000	100.0
県民税	87,802,000	34.9
個人	75,786,000	30.1
法人	11,306,000	4.5
利子割	710,000	0.3
事業税	58,077,000	23.0
法人	56,004,000	22.2
個人	2,073,000	0.8
地方消費税	35,209,000	14.0
不動産取得税	5,701,000	2.3
県たばこ税	2,226,000	0.9
ゴルフ場利用税	2,295,000	0.9
自動車取得税	3,415,000	1.4
軽油引取税	22,040,000	8.7
自動車税	35,205,000	14.0
鋳区税	7,000	0.0
狩猟税	23,000	0.0
旧法による税	0	0.0

図6 県税収入決算額の推移

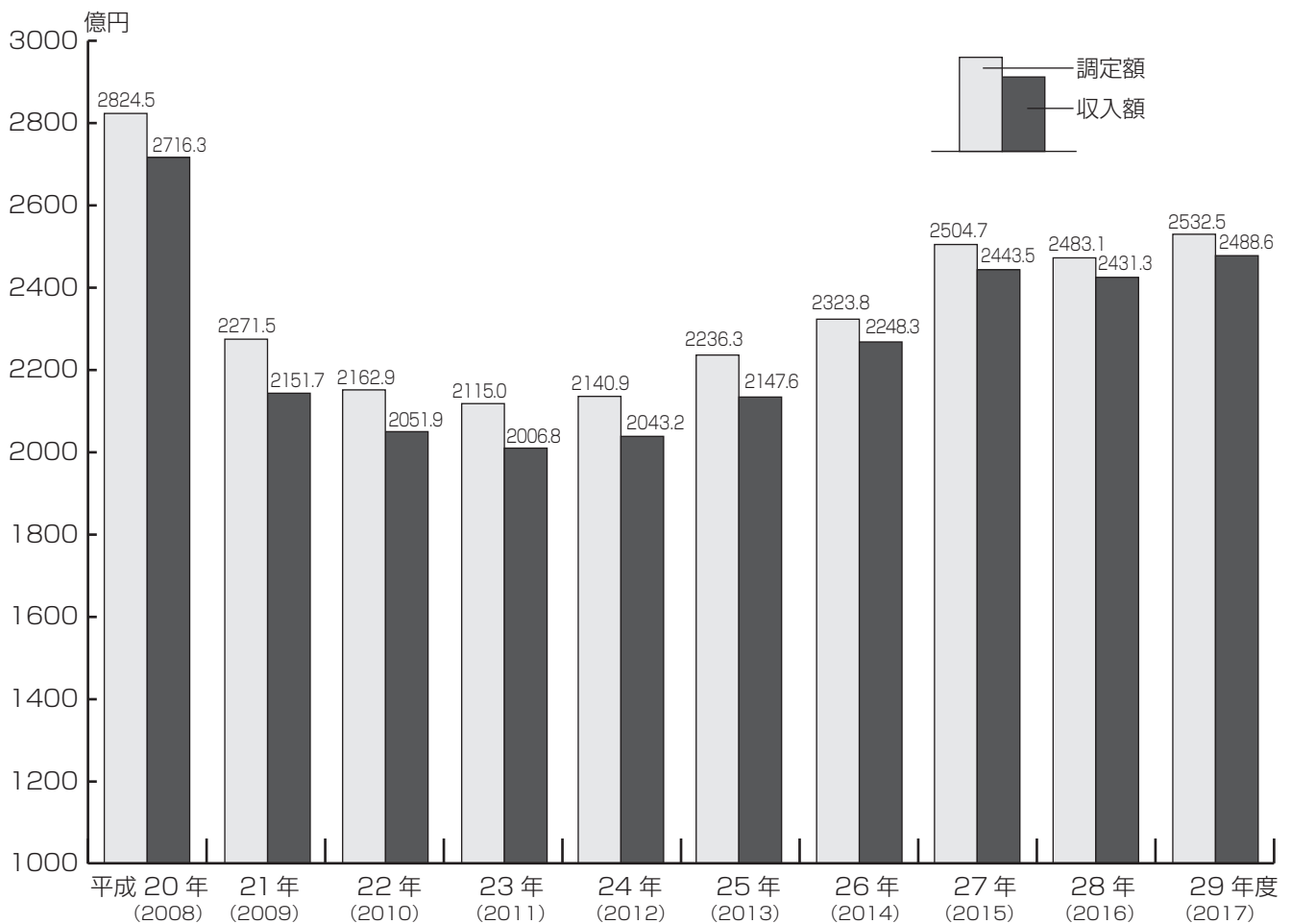
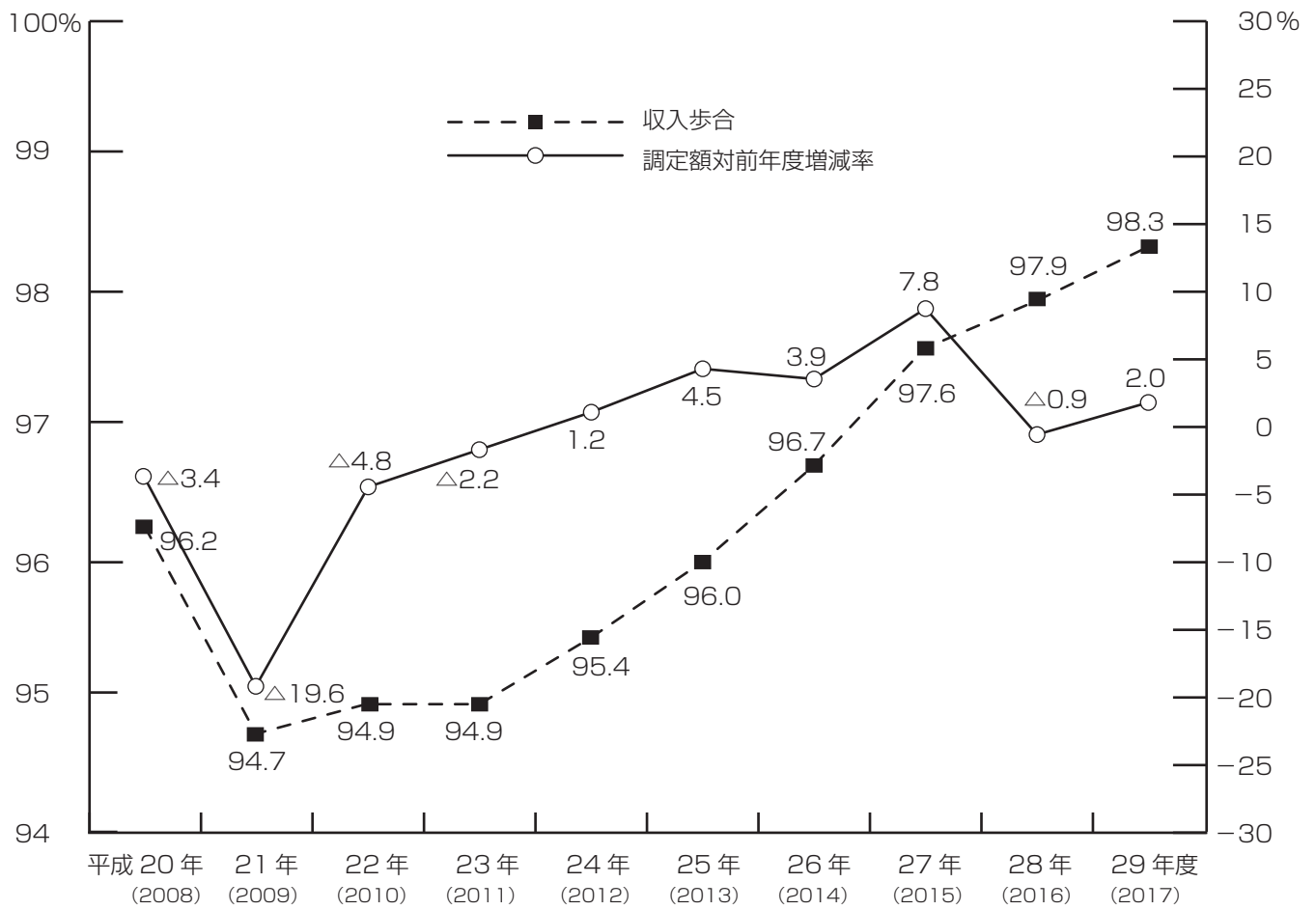


図7 平成29(2017)年度県税月別調定収入状況構成

単位：円、%

月別	調定額	構成比	収入額	構成比
総額	253,249,548,001	100.0	248,857,064,008	100.0
4月	26,806,005,244	10.6	5,162,717,734	2.1
5月	100,354,747,126	39.6	28,819,473,014	11.6
6月	24,461,372,201	9.7	41,961,128,475	16.9
7月	13,683,928,103	5.4	19,874,698,222	8.0
8月	10,059,713,997	4.0	16,044,537,417	6.4
9月	7,234,824,926	2.9	16,708,689,484	6.7
10月	8,704,027,196	3.4	14,775,717,624	5.9
11月	24,504,642,379	9.7	17,167,969,367	6.9
12月	8,074,619,523	3.2	28,192,181,253	11.3
1月	11,917,893,933	4.7	17,052,736,563	6.9
2月	10,332,491,243	4.1	12,024,537,059	4.8
3月以降	7,115,282,130	2.8	31,072,677,796	12.5

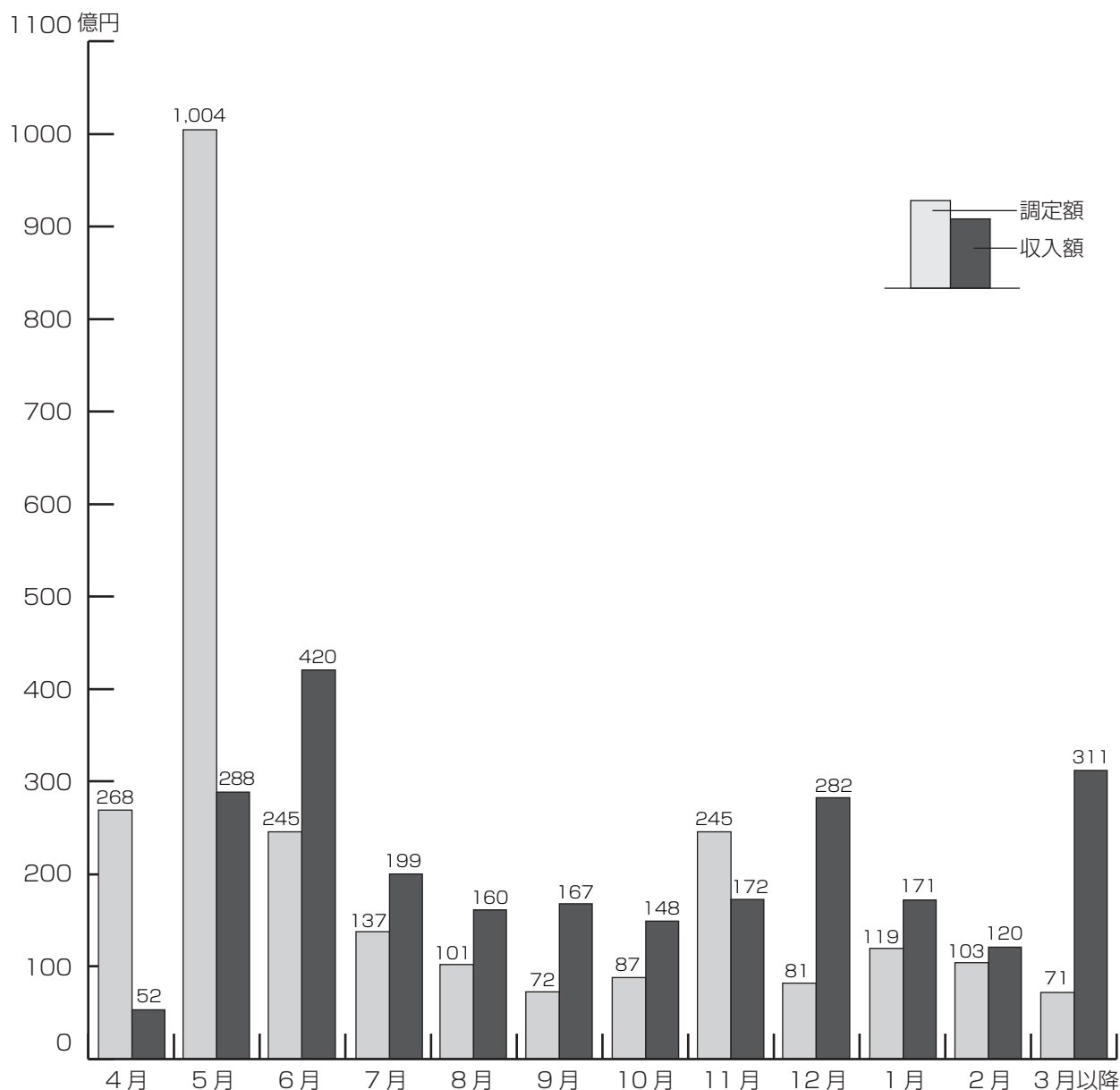


図8 県税収入額の構成比累年比較

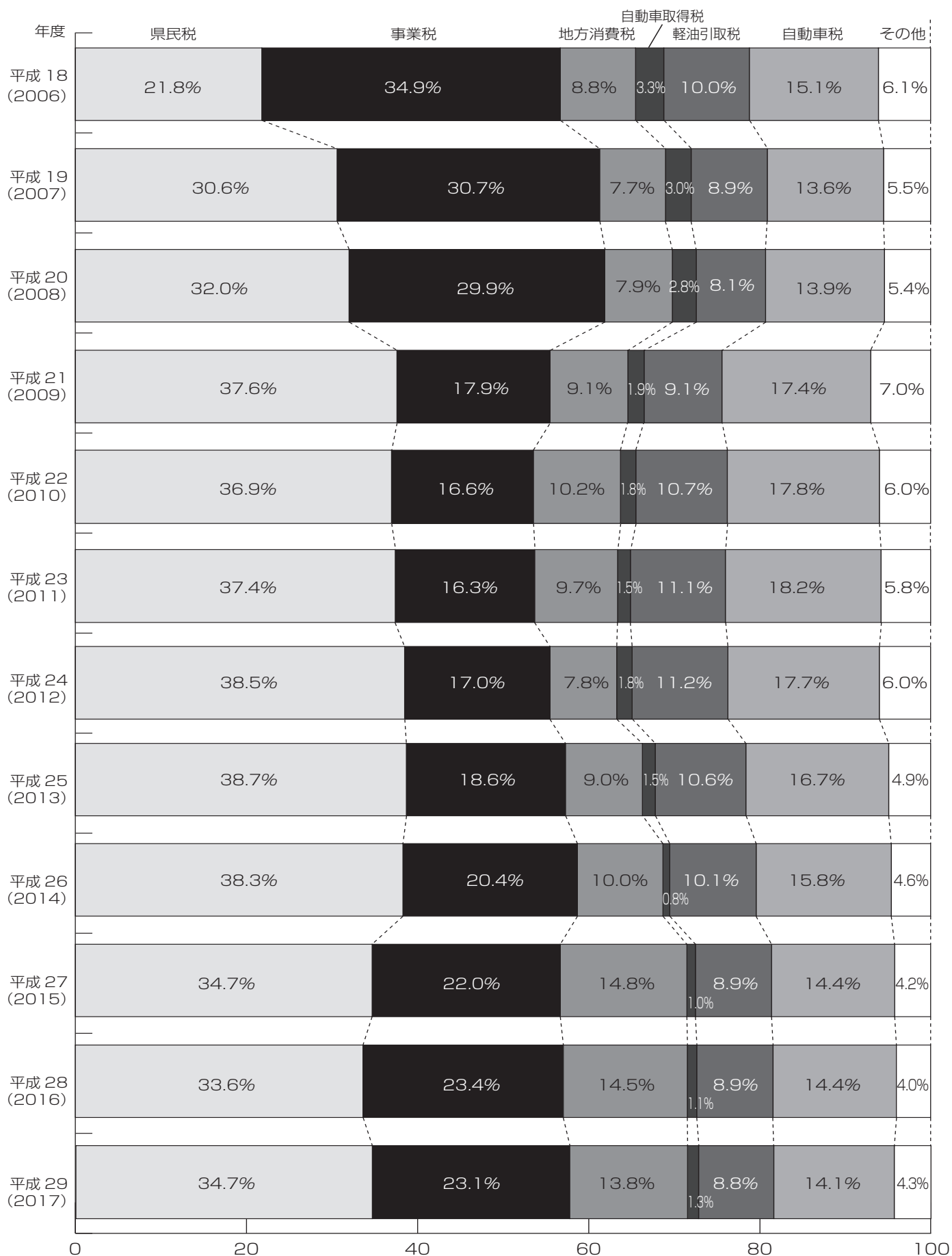


図9 県税収入未済額の推移

単位：千円

	平成20年度 (2008)	平成21年度 (2009)	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)
個人県民税	5,816,379	6,887,990	7,014,391	7,098,299	6,655,813	6,118,473	5,644,699	4,811,756	4,048,476	3,405,229
法人県民税	121,129	119,850	112,752	109,899	91,271	72,631	43,079	35,618	34,739	22,138
個人事業税	211,482	200,421	194,888	169,001	138,898	120,951	103,833	63,516	43,106	40,909
法人事業税	364,042	329,454	298,886	288,101	234,486	173,349	59,504	60,771	75,952	37,084
不動産取得税	674,194	640,446	564,323	547,022	479,800	324,676	186,140	142,911	91,932	66,857
軽油引取税	1,908,681	370,319	687,940	693,774	90,009	110,321	98,672	6,770	6,696	3,450
自動車税	1,015,634	982,281	912,231	762,256	652,483	516,418	376,798	264,500	173,077	123,231
その他の税	10,802	627,620	479,948	465,557	398,184	109,439	1,838	243	243	150
総額	10,122,343	10,158,381	10,265,359	10,133,909	8,740,944	7,546,258	6,514,563	5,386,085	4,474,221	3,699,048

億円

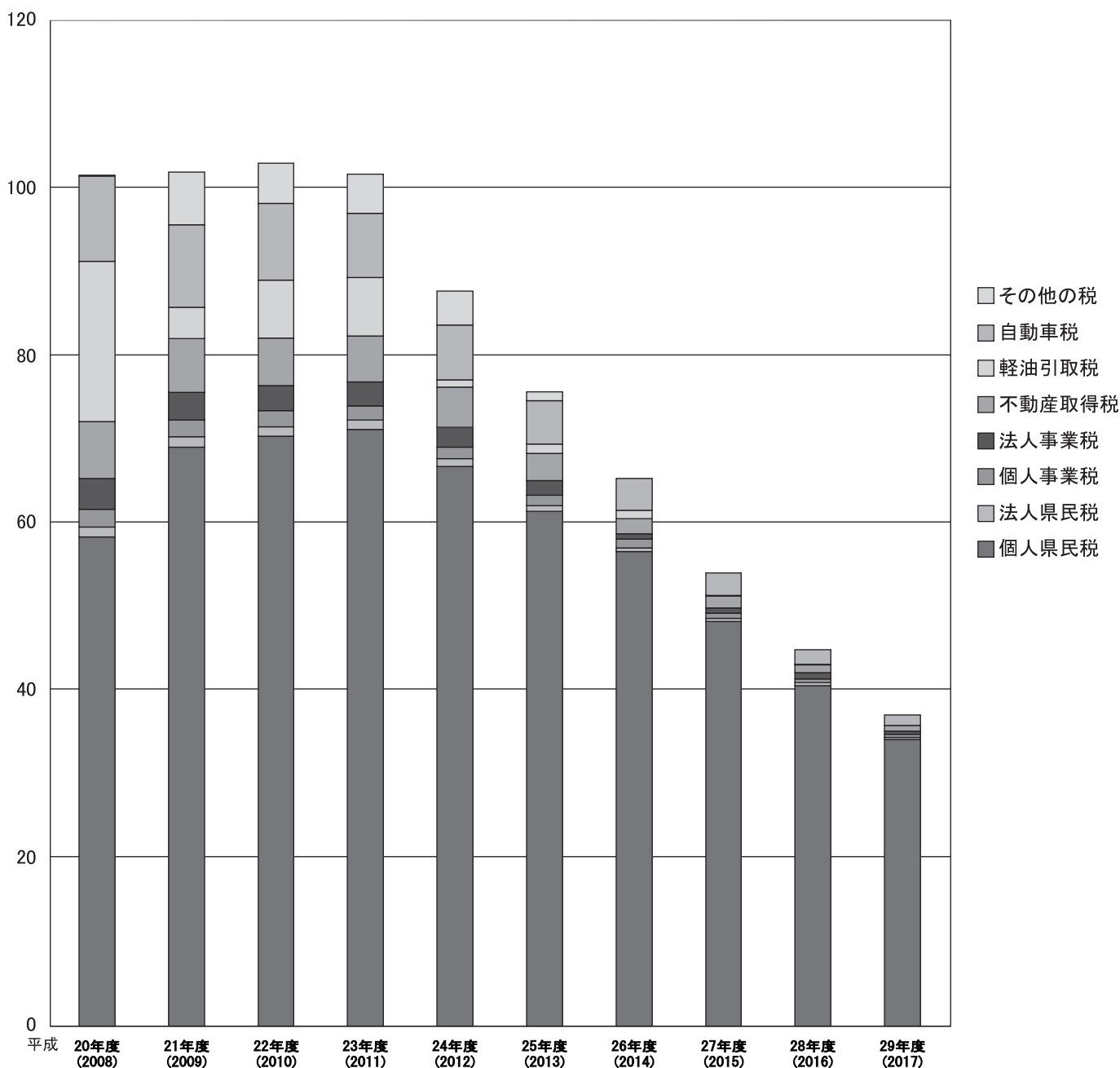
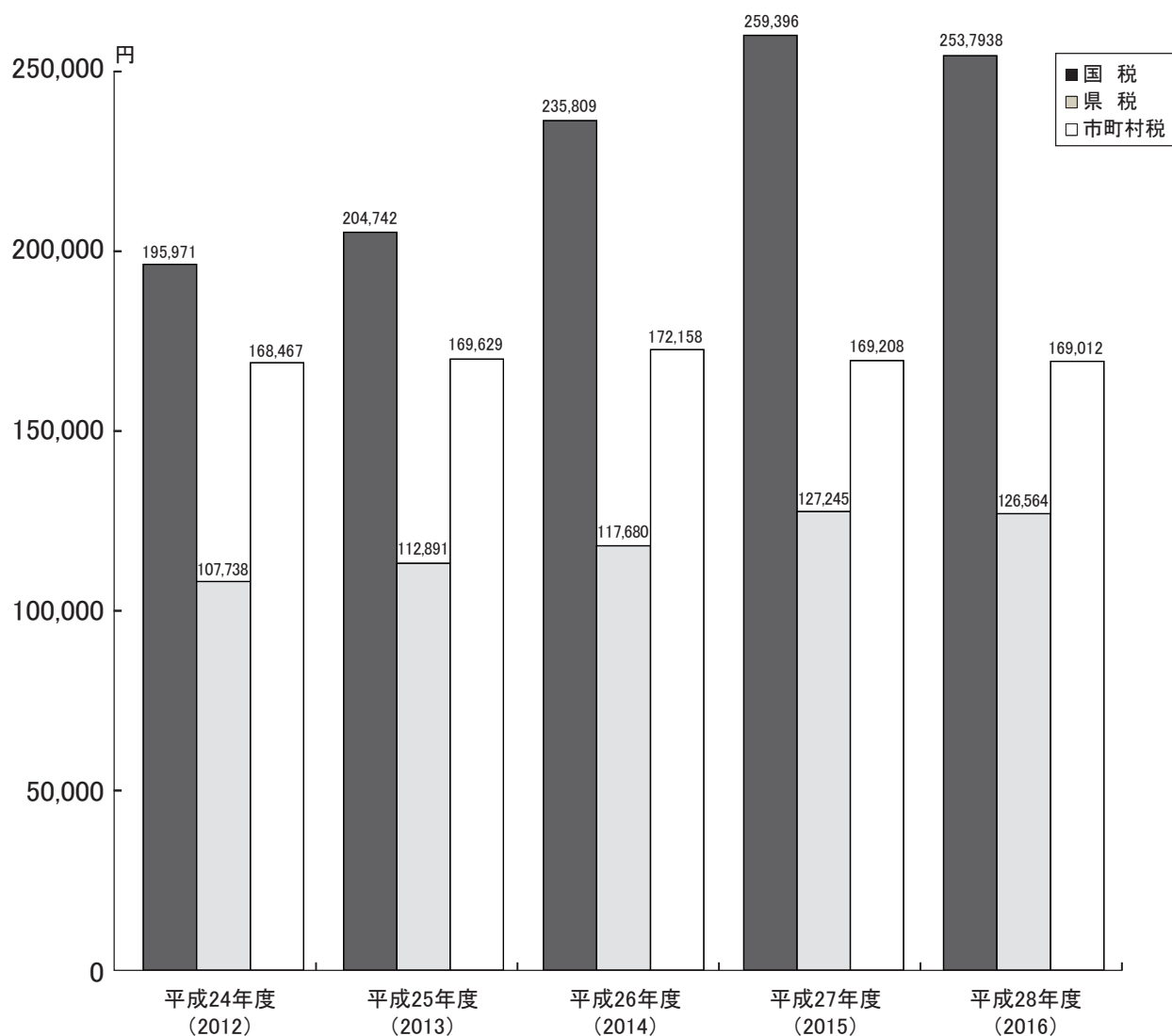


図 10 県民1人当たり三税（国税・県税・市町村税）負担額累年比較

区分			年度	平成 24 年度 (2012)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)
				千円	千円	千円	千円	千円
国	税	額		389,417,633	405,584,889	465,656,177	510,602,321	497,932,034
県	税	額		214,088,464	223,632,794	232,384,074	250,472,332	248,313,748
市 町 村	税	額		334,764,908	336,027,841	339,964,183	333,072,335	331,595,468
合	計			938,271,005	965,245,524	1,038,004,434	1,94,146,988	1,077,841,250
				円	円	円	円	円
国税	{	1人当たり負担額		195,971	204,742	235,809	259,396	253,793
		一世帯当たり負担額		509,236	524,660	596,109	661,731	638,069
県税	{	1人当たり負担額		107,738	112,891	117,680	127,245	126,564
		一世帯当たり負担額		279,960	289,289	297,486	324,607	318,199
市町村税	{	1人当たり負担額		168,467	169,629	172,158	169,208	169,012
		一世帯当たり負担額		437,767	434,682	435,205	431,656	424,919
合計	{	1人当たり負担額		472,176	487,262	525,647	555,849	549,369
		一世帯当たり負担額		1,226,963	1,248,631	1,328,800	1,417,994	1,381,187
				人	人	人	人	人
人	口			1,987,119	1,980,960	1,974,720	1,968,425	1,961,963
世	帯	数		764,710	773,043	781,159	771,616	780,373

- (注) 1 人口及び世帯数は栃木県毎月人口統計調査各年 10 月 1 日現在による。
 2 各税額は現年度課税分調定額である。
 3 市町村税は国民健康保険税(料)を含まない。



第 1 県 財 政

1 一般会計決算見込額

(1) 歳入

単位：円、%

科 目	予算額	決算額	決算額 構成比	予算額に対する 決算額の増減
総 額	839,946,664,887	786,142,557,515	100.0	△ 53,804,107,372
1 県 税	247,500,000,000	248,857,064,008	31.7	1,357,064,008
2 地方消費税清算金	74,012,000,000	74,012,858,338	9.4	858,338
3 地方譲与税	31,412,560,000	31,441,732,000	4.0	29,172,000
4 地方特例交付金	913,382,000	913,382,000	0.1	-
5 地方交付税	121,949,632,000	121,949,632,000	15.5	-
6 交通安全対策特別交付金	528,430,000	528,430,000	0.1	-
7 分担金及び負担金	2,592,113,111	2,368,113,097	0.3	△ 224,000,014
8 使用料及び手数料	11,498,987,000	10,939,852,463	1.4	△ 559,134,537
9 国庫支出金	108,743,659,131	85,759,192,365	10.9	△ 22,984,466,766
10 財産収入	1,560,999,000	1,445,640,896	0.2	△ 115,358,104
11 寄附金	343,606,000	330,041,913	0.0	△ 13,564,087
12 繰入金	22,899,799,000	21,665,702,742	2.8	△ 1,234,096,258
13 繰越金	7,895,397,140	7,895,397,329	1.0	189
14 諸収入	92,963,100,505	86,989,518,364	11.1	△ 5,973,582,141
15 県債	115,133,000,000	91,046,000,000	11.6	△ 24,087,000,000

- (注) 1 継続費及び繰越事業費繰越額財源充当額を含む。
2 構成比は、科目毎に四捨五入しているため、合計が100.0%にならないことがある。

(2) 歳出

単位：円、%

科 目	予算額	決算額	決算額 構成比	予算額に対する 決算額の増減
総 額	839,946,664,887	774,639,380,476	100.0	△ 65,307,284,411
1 議会費	1,456,307,000	1,412,110,250	0.2	△ 44,196,750
2 総務費	40,253,697,000	38,098,502,418	4.9	△ 2,155,194,582
3 民生費	97,448,450,000	94,380,398,304	12.2	△ 3,068,051,696
4 衛生費	58,481,522,200	56,122,986,087	7.2	△ 2,358,536,113
5 労働費	2,620,084,435	2,428,320,369	0.3	△ 191,764,066
6 農林水産業費	44,038,414,716	34,505,056,280	4.5	△ 9,533,358,436
7 商工費	76,551,768,400	71,891,697,841	9.3	△ 4,660,070,559
8 土木費	117,813,833,045	78,242,496,507	10.1	△ 39,571,336,538
9 警察費	42,025,332,000	41,633,858,492	5.4	△ 391,473,508
10 教育費	178,823,636,800	176,440,903,965	22.8	△ 2,382,732,835
11 災害復旧費	944,891,291	516,253,012	0.1	△ 428,638,279
12 公債費	101,482,698,000	101,477,819,963	13.1	△ 4,878,037
13 諸支出金	78,005,500,000	77,488,976,988	10.0	△ 516,523,012
14 予備費	530,000	-	-	△ 530,000

- (注) 1 継続費及び繰越事業費繰越額財源充当額を含む。
2 構成比は、科目毎に四捨五入しているため、合計が100.0%にならないことがある。

2 一般会計決算額累年比較

(1) 歳入

科 目	平成 25 年度 (2013)			平成 26 年度 (2014)		
	決算額	前年度比	構成比	決算額	前年度比	構成比
総 額	776,677,773,904	98.6	100.0	778,490,333,886	100.2	100.0
1 県 税	214,764,621,251	105.1	27.7	224,826,111,491	104.7	28.9
2 地方消費税清算金	39,149,949,052	99.0	5.0	47,438,683,994	121.2	6.1
3 地方譲与税	33,421,680,069	118.0	4.3	39,354,317,132	117.8	5.1
4 地方特例交付金	795,030,000	101.3	0.1	787,815,000	99.1	0.1
5 地方交付税	128,666,527,000	91.8	16.6	127,826,397,000	99.3	16.4
6 交通安全対策特別交付金	632,529,000	92.8	0.1	554,037,000	87.6	0.1
7 分担金及び負担金	3,631,683,749	80.5	0.5	2,739,881,234	75.4	0.4
8 使用料及び手数料	6,758,728,439	96.3	0.9	8,429,103,251	124.7	1.1
9 国庫支出金	102,305,185,069	107.3	13.2	89,892,187,535	87.9	11.5
10 財産収入	1,803,788,868	77.6	0.2	1,306,270,107	72.4	0.2
11 寄附金	350,043,839	180.0	0.0	102,910,348	29.4	0.0
12 繰入金	21,950,317,399	93.8	2.8	30,376,779,264	138.4	3.9
13 繰越金	13,787,572,221	103.5	1.8	13,478,470,460	97.8	1.7
14 諸収入	110,607,117,948	87.6	14.2	103,565,236,737	93.6	13.3
15 県債	98,053,000,000	96.6	12.6	87,812,133,333	89.6	11.3

(注) 構成比は、科目毎に四捨五入しているため、合計が 100.0%にならないことがある。

(2) 歳出

科 目	平成 25 年度 (2013)			平成 26 年度 (2014)		
	決算額	前年度比	構成比	決算額	前年度比	構成比
総 額	763,199,303,444	98.6	100.0	764,468,298,052	100.2	100.0
1 議会費	1,368,368,647	100.4	0.2	1,384,029,562	101.1	0.2
2 総務費	52,077,719,113	111.5	6.8	42,755,233,196	82.1	5.6
3 民生費	80,877,745,298	91.6	10.6	86,786,335,361	107.3	11.4
4 衛生費	51,357,205,730	102.4	6.7	54,804,996,098	106.7	7.2
5 労働費	6,590,064,989	55.7	0.9	4,769,825,813	72.4	0.6
6 農林水産業費	36,300,395,121	103.2	4.8	36,035,172,484	99.3	4.7
7 商工費	94,501,419,858	88.1	12.4	88,183,042,147	93.3	11.5
8 土木費	78,751,156,401	110.1	10.3	73,348,799,075	93.1	9.6
9 警察費	41,839,444,955	101.4	5.5	41,355,448,961	98.8	5.4
10 教育費	175,848,544,954	98.8	23.0	182,448,374,318	103.8	23.9
11 災害復旧費	1,034,440,571	18.4	0.1	596,476,196	57.7	0.1
12 公債費	97,447,902,381	101.9	12.8	100,542,550,340	103.2	13.2
13 諸支出金	45,204,895,426	109.7	5.9	51,458,014,501	113.8	6.7
14 予備費	-	-	-	-	-	-

(注) 構成比は、科目毎に四捨五入しているため、合計が 100.0%にならないことがある。

単位：円、%

平成 27 年度 (2015)			平成 28 年度 (2016)			平成 29 年度 (2017)		
決算額	前年度比	構成比	決算額	前年度比	構成比	決算額	前年度比	構成比
802,262,037,311	103.1	100.0	793,568,979,274	98.9	100.0	786,142,557,515	99.1	100.0
244,349,497,063	108.7	30.5	243,126,978,582	99.5	30.6	248,857,064,008	102.4	31.7
77,965,779,192	164.4	9.7	69,897,787,219	89.7	8.8	74,012,858,338	105.9	9.4
36,031,702,137	91.6	4.5	30,474,996,000	84.6	3.8	31,441,732,000	103.2	4.0
798,175,000	101.3	0.1	838,562,000	105.1	0.1	913,382,000	108.9	0.1
122,681,899,000	96.0	15.3	122,753,027,000	100.1	15.5	121,949,632,000	99.3	15.5
581,823,000	105.0	0.1	552,558,000	95.0	0.1	528,430,000	95.6	0.1
3,344,639,290	122.1	0.4	2,869,113,955	85.8	0.4	2,368,113,097	82.5	0.3
9,601,218,335	113.9	1.2	10,940,729,037	114.0	1.4	10,939,852,463	100.0	1.4
89,121,986,461	99.1	11.1	93,603,093,743	105.0	11.8	85,759,192,365	91.6	10.9
1,430,073,553	109.5	0.2	1,379,965,203	96.5	0.2	1,445,640,896	104.8	0.2
161,013,258	156.5	0.0	123,154,594	76.5	0.0	330,041,913	268.0	0.0
22,792,605,260	75.0	2.8	17,675,044,559	77.5	2.2	21,665,702,742	122.6	2.8
14,022,035,834	104.0	1.7	13,078,137,566	93.3	1.6	7,895,397,329	60.4	1.0
95,293,989,928	92.0	11.9	92,842,831,816	97.4	11.7	86,989,518,364	93.7	11.1
84,085,600,000	95.8	10.5	93,413,000,000	111.1	11.8	91,046,000,000	97.5	11.6

単位：円、%

平成 27 年度 (2015)			平成 28 年度 (2016)			平成 29 年度 (2017)		
決算額	前年度比	構成比	決算額	前年度比	構成比	決算額	前年度比	構成比
789,183,899,745	103.2	100.0	785,673,581,945	99.6	100.0	774,639,380,476	98.6	100.0
1,410,097,179	101.9	0.2	1,415,305,261	100.4	0.2	1,412,110,250	99.8	0.2
37,945,924,024	88.8	4.8	36,517,643,472	96.2	4.6	38,098,502,418	104.3	4.9
88,887,274,389	102.4	11.3	93,831,650,807	105.6	11.9	94,380,398,304	100.6	12.2
60,185,900,141	109.8	7.6	57,094,945,242	94.9	7.3	56,122,986,087	98.3	7.2
4,920,213,200	103.2	0.6	1,933,341,477	39.3	0.2	2,428,320,369	125.6	0.3
34,748,006,892	96.4	4.4	32,868,712,642	94.6	4.2	34,505,056,280	105.0	4.5
78,290,249,106	88.8	9.9	74,806,690,560	95.6	9.5	71,891,697,841	96.1	9.3
66,047,126,525	90.0	8.4	73,630,834,653	111.5	9.4	78,242,496,507	106.3	10.1
43,622,940,731	105.5	5.5	45,355,923,750	104.0	5.8	41,633,858,492	91.8	5.4
180,267,422,472	98.8	22.8	177,976,949,763	98.7	22.7	176,440,903,965	99.1	22.8
9,488,458,278	1,590.8	1.2	13,595,818,699	143.3	1.7	516,253,012	3.8	0.1
102,636,709,671	102.1	13.0	102,575,240,778	99.9	13.1	101,477,819,963	98.9	13.1
80,733,577,137	156.9	10.2	74,070,524,841	91.7	9.4	77,488,976,988	104.6	10.0
-	-	-	-	-	-	-	-	-

3 県税・地方譲与税収入額と基準財政収入額との累年比較

税目	平成 26 年度 (2014)				平成 27 年度 (2015)			
	基準財政収入額 ①	標準税収入額 ①× $\frac{100}{75}$ ②	決 算 額 ③	③/②	基準財政収入額 ①	標準税収入額 ①× $\frac{100}{75}$ ②	決 算 額 ③	③/②
総 額	196,047,074	250,038,157	262,259,904	1.05	223,546,063	286,440,435	278,017,300	0.97
県 税	164,820,724	219,760,965	221,563,735	1.01	191,397,510	255,196,680	240,605,600	0.94
県 民 税	66,624,131	88,832,175	85,776,336	0.97	68,012,353	90,683,137	84,325,709	0.93
個 人	58,086,454	77,448,605	72,283,340	0.93	59,655,323	79,540,431	71,990,402	0.91
法 人	8,320,387	11,093,849	13,129,996	1.18	8,146,035	10,861,380	12,020,307	1.11
利 子 割	217,290	289,720	363,000	1.25	210,995	281,327	315,000	1.12
事 業 税	(30,774,910)	41,033,213		(1.12)	(42,346,471)	56,461,961		(0.95)
30,774,877	41,033,169	45,895,424	1.12	42,346,471	56,461,961	53,849,849	0.95	
個 人	1,290,111	1,720,148	1,805,247	1.05	1,378,055	1,837,407	1,948,976	1.06
法 人	(29,484,799)	39,313,065		(1.12)	(40,968,416)	54,624,555		(0.95)
29,484,766	39,313,021	44,090,177	1.12	40,968,416	54,624,555	51,900,873	0.95	
地 方 消 費 税	17,941,651	23,922,201	22,506,938	0.94	31,786,091	42,381,455	36,127,701	0.85
譲 渡 割	11,308,198	15,077,597	22,205,041	1.47	22,275,194	29,700,259	35,715,803	1.20
貨 物 割	6,633,453	8,844,604	301,897	0.03	9,510,897	12,681,196	411,898	0.03
不 動 産 取 得 税	(3,197,088)	4,262,784		(1.25)	(3,160,116)	4,213,488		(1.26)
3,172,926	4,230,568	5,312,583	1.26	3,160,116	4,213,488	5,311,414	1.26	
県 た ば こ 税	1,813,326	2,417,768	2,529,557	1.05	1,775,117	2,366,823	2,493,127	1.05
ゴ ル フ 場 利 用 税	599,673	799,564	781,000	0.98	540,482	720,643	733,000	1.02
自 動 車 税	26,407,290	35,209,720	35,448,832	1.01	26,192,771	34,923,695	35,157,304	1.01
鉦 区 税	5,522	7,363	7,317	0.99	5,344	7,125	7,278	1.02
自 動 車 取 得 税	409,095	545,460	673,000	1.23	528,850	705,133	827,000	1.17
軽 油 引 取 税	17,072,233	22,762,977	22,625,279	0.99	17,049,915	22,733,220	21,772,986	0.96
旧 法 に よ る 税	—	—	7,469	—	—	—	232	—
地 方 譲 与 税	28,859,378	28,859,378	39,354,317	1.36	29,792,924	29,792,924	36,031,702	1.21
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	629,999	629,999	554,037	0.88	652,656	652,656	581,823	0.89
地 方 特 例 交 付 金	590,861	787,815	787,815	1.00	598,631	798,175	798,175	1.00
特 別 交 付 金 等	—	—	—	—	—	—	—	—
東 日 本 大 震 災 に 係 る 特 例 加 算 額	1,146,112	—	—	—	1,104,342	—	—	—

(注) 1 県税収入決算額及び基準財政収入額には狩猟税を含まないものである。

2 県民税利子割、ゴルフ場利用税及び自動車取得税については、市町村への交付金交付後の額である。

3 () は、法人事業税及び不動産取得税の課税免除に係る額を含んだものである。

4 地方譲与税及び交通安全対策特別交付金の標準税収入額は、基準財政収入額と同額である。

単位：千円

平成 28 年度 (2016)				平成 29 年度 (2017)			
基準財政収入額 ①	標準税収入額 ①× $\frac{100}{75}$ ②	決 算 額 ③	③/②	基準財政収入額 ①	標準税収入額 ①× $\frac{100}{75}$ ②	決 算 額 ③	③/②
224,812,249	290,549,065	271,652,582	0.93	221,563,213	286,162,367	277,701,595	0.97
197,117,355	262,823,140	239,513,466	0.91	193,490,966	257,987,955	244,818,051	0.95
67,462,301	89,949,735	81,510,208	0.91	67,419,263	89,892,351	85,845,492	0.95
60,125,730	80,167,640	71,471,828	0.89	60,738,025	80,984,033	74,469,203	0.92
7,166,395	9,555,193	9,813,380	1.03	6,566,622	8,755,496	11,091,211	1.27
170,176	226,901	225,000	0.99	114,616	152,821	285,078	1.87
(48,990,575)	65,320,767		(0.87)	(46,235,166)	61,646,888		(0.93)
48,990,575	65,320,767	57,004,046	0.87	46,235,123	61,646,831	57,602,720	0.93
1,505,963	2,007,951	1,946,751	0.97	1,450,594	1,934,125	2,046,956	1.06
(47,484,612)	63,312,816		(0.87)	(44,784,572)	59,712,763		(0.93)
47,484,612	63,312,816	55,057,295	0.87	44,784,529	59,712,705	55,555,764	0.93
32,307,540	43,076,720	35,342,010	0.82	31,290,819	41,721,092	34,370,990	0.82
22,991,750	30,655,667	35,003,047	1.14	22,706,105	30,274,807	34,062,727	1.13
9,315,790	12,421,053	338,963	0.03	8,584,714	11,446,285	308,263	0.03
(3,275,231)	4,366,975		(1.13)	(3,496,787)	4,662,383		(1.29)
3,275,231	4,366,975	4,946,959	1.13	3,496,787	4,662,383	6,011,464	1.29
1,825,669	2,434,225	2,411,204	0.99	1,822,086	2,429,448	2,268,878	0.93
530,107	706,809	700,000	0.99	533,984	711,979	679,922	0.95
26,146,620	34,862,160	34,936,535	1.00	26,078,652	34,771,536	35,037,627	1.01
5,331	7,108	7,305	1.03	5,402	7,203	7,292	1.01
459,500	612,667	931,000	1.52	625,337	833,783	1,143,947	1.37
16,114,481	21,485,975	21,724,199	1.01	15,983,513	21,311,351	21,849,719	1.03
-	-	-	-	-	-	-	-
26,274,121	26,274,121	30,747,996	1.17	26,669,793	26,669,793	31,441,732	1.18
613,241	613,241	552,558	0.90	591,237	591,237	528,430	0.89
628,922	838,563	838,562	1.00	685,037	913,383	913,382	1.00
-	-	-	-	-	-	-	-
178,610	-	-	-	126,180	-	-	-

第2 県税調定収入

1 県税決算額（税目別）

税目	区分	予算額	調定			収入		
			件数	税額	前年度比	件数	税額	前年度比
県税	現滞計	246,369,000,000	1,282,089	248,812,711,259	102.4	1,279,947	247,593,251,289	102.4
		1,131,000,000	8,121	4,436,836,742	82.8	1,401	1,263,812,719	89.9
	計	247,500,000,000	1,290,210	253,249,548,001	102.0	1,281,348	248,857,064,008	102.4
県民税	現滞計	84,736,000,000	77,740	86,158,344,114	105.6	77,411	85,070,048,437	105.7
		1,022,000,000	896	4,069,701,921	84.2	207	1,166,154,391	92.3
	計	85,758,000,000	78,636	90,228,046,035	104.4	77,618	86,236,202,828	105.5
個人	現滞計	73,997,000,000	8,714	74,385,897,763	104.4	8,714	73,310,153,304	104.4
		1,014,000,000	-	4,037,400,211	84.2	-	1,159,049,863	92.4
	計	75,011,000,000	8,714	78,423,297,974	103.0	8,714	74,469,203,167	104.2
均等割所得割	現滞計	69,675,000,000	-	70,251,460,594	101.5	-	69,175,716,135	101.6
		1,014,000,000	-	4,037,400,211	84.2	-	1,159,049,863	92.4
	計	70,689,000,000	-	74,288,860,805	100.4	-	70,334,765,998	101.4
配当割	現滞計	2,117,000,000	8,192	2,004,583,025	148.9	8,192	2,004,583,025	148.9
		-	-	-	-	-	-	-
	計	2,117,000,000	8,192	2,004,583,025	148.9	8,192	2,004,583,025	148.9
株式等譲渡所得割	現滞計	2,205,000,000	522	2,129,854,144	273.8	522	2,129,854,144	273.8
		-	-	-	-	-	-	-
	計	2,205,000,000	522	2,129,854,144	273.8	522	2,129,854,144	273.8
法人	現滞計	10,056,000,000	62,761	11,096,657,500	113.0	62,432	11,084,106,282	113.1
		8,000,000	896	32,301,710	94.6	207	7,104,528	78.1
	計	10,064,000,000	63,657	11,128,959,210	112.9	62,639	11,091,210,810	113.0
利子割	現滞計	683,000,000	6,265	675,788,851	156.2	6,265	675,788,851	156.2
		-	-	-	-	-	-	-
	計	683,000,000	6,265	675,788,851	156.2	6,265	675,788,851	156.2
事業税	現滞計	57,210,000,000	56,878	57,622,093,300	101.0	56,622	57,576,492,339	101.1
		31,000,000	634	104,058,516	86.9	174	26,227,711	87.5
	計	57,241,000,000	57,512	57,726,151,816	101.0	56,796	57,602,720,050	101.1
個人	現滞計	1,921,000,000	25,690	2,054,619,700	105.5	25,508	2,033,579,907	105.4
		12,000,000	421	42,970,908	67.9	115	13,375,704	80.4
	計	1,933,000,000	26,111	2,097,590,608	104.4	25,623	2,046,955,611	105.1
法人	現滞計	55,289,000,000	31,188	55,567,473,600	100.9	31,114	55,542,912,432	100.9
		19,000,000	213	61,087,608	108.3	59	12,852,007	96.4
	計	55,308,000,000	31,401	55,628,561,208	100.9	31,173	55,555,764,439	100.9
地方消費税	現滞計	34,707,000,000	-	34,370,990,379	97.3	-	34,370,990,379	97.3
		-	-	-	-	-	-	-
	計	34,707,000,000	-	34,370,990,379	97.3	-	34,370,990,379	97.3
不動産取得税	現滞計	5,449,000,000	24,671	6,015,434,000	122.3	24,361	5,972,590,855	122.1
		33,000,000	531	84,399,560	61.0	135	38,873,272	68.6
	計	5,482,000,000	25,202	6,099,833,560	120.6	24,496	6,011,464,127	121.5

単位：円、%

過誤納		不納欠損		収入未済		予算に 対する 割合	収入歩合	
件数	税額	件数	税額	件数	税額		平成 29 (2017)年度	平成 28 (2016)年度
15	2,077,000	79	15,010,268	2,078	1,206,526,702	100.5	99.5	99.5
-	-	2,827	680,502,676	3,893	2,492,521,347	111.7	28.5	26.2
15	2,077,000	2,906	695,512,944	5,971	3,699,048,049	100.5	98.3	97.9
8	228,900	25	10,126,355	312	1,078,398,222	100.4	98.7	98.6
-	-	323	554,578,394	366	2,348,969,136	114.1	28.7	26.1
8	228,900	348	564,704,749	678	3,427,367,358	100.6	95.6	94.6
-	-	-	9,393,326	-	1,066,351,133	99.1	98.6	98.5
-	-	-	539,472,554	-	2,338,877,794	114.3	28.7	26.1
-	-	-	548,865,880	-	3,405,228,927	99.3	95.0	93.9
-	-	-	9,393,326	-	1,066,351,133	99.3	98.5	98.4
-	-	-	539,472,554	-	2,338,877,794	114.3	28.7	26.1
-	-	-	548,865,880	-	3,405,228,927	99.5	94.7	93.7
-	-	-	-	-	-	94.7	100.0	100.0
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	94.7	100.0	100.0
-	-	-	-	-	-	96.6	100.0	100.0
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	96.6	100.0	100.0
8	228,900	25	733,029	312	12,047,089	110.2	99.9	99.8
-	-	323	15,105,840	366	10,091,342	88.8	22.0	26.6
8	228,900	348	15,838,869	678	22,138,431	110.2	99.7	99.6
-	-	-	-	-	-	98.9	100.0	100.0
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	98.9	100.0	100.0
7	1,017,800	14	3,383,500	249	43,235,261	100.6	99.9	99.9
-	-	187	43,073,084	273	34,757,721	84.6	25.2	25.0
7	1,017,800	201	46,456,584	522	77,992,982	100.6	99.8	99.7
1	37,000	4	109,100	179	20,967,693	105.9	99.0	99.1
-	-	113	9,653,880	193	19,941,324	111.5	31.1	26.3
1	37,000	117	9,762,980	372	40,909,017	105.9	97.6	96.8
6	980,800	10	3,274,400	70	22,267,568	100.5	99.9	99.9
-	-	74	33,419,204	80	14,816,397	67.6	21.0	23.6
6	980,800	84	36,693,604	150	37,083,965	100.4	99.9	99.9
-	-	-	-	-	-	99.0	100.0	100.0
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	99.0	100.0	100.0
-	10,000	13	1,016,848	297	41,836,297	109.6	99.3	99.4
-	-	156	20,505,531	240	25,020,757	117.8	46.1	41.0
-	10,000	169	21,522,379	537	66,857,054	109.7	98.6	97.8

税 目	区分	予算額	調定			収入		
			件数	税額	前年度比	件数	税額	前年度比
県たばこ税	現滞計	2,360,000,000	1,142	2,268,878,495	94.1	1,142	2,268,878,495	94.1
		—	—	—	—	—	—	—
		2,360,000,000	1,142	2,268,878,495	94.1	1,142	2,268,878,495	94.1
ゴルフ場利用税	現滞計	2,410,000,000	1,504	2,305,258,150	97.0	1,504	2,305,258,150	97.0
		—	—	—	—	—	—	—
		2,410,000,000	1,504	2,305,258,150	97.0	1,504	2,305,258,150	97.0
自動車取得税	現滞計	3,373,000,000	74,921	3,140,959,900	119.3	74,921	3,140,959,900	119.3
		—	—	—	—	—	—	—
		3,373,000,000	74,921	3,140,959,900	119.3	74,921	3,140,959,900	119.3
軽油引取税	現滞計	21,272,000,000	2,446	21,848,898,571	100.6	2,444	21,845,448,995	100.6
		4,000,000	14	6,695,600	98.9	2	4,270,000	98.3
		21,276,000,000	2,460	21,855,594,171	100.6	2,446	21,849,718,995	100.6
自動車税	現滞計	34,820,000,000	1,039,786	35,048,543,850	100.4	1,038,542	35,009,339,239	100.4
		41,000,000	6,042	171,738,280	65.4	883	28,287,345	54.4
		34,861,000,000	1,045,828	35,220,282,130	100.1	1,039,425	35,037,626,584	100.3
普通徴収	現滞計	33,571,000,000	964,429	33,737,823,650	100.2	963,185	33,698,619,039	100.2
		41,000,000	6,042	171,738,280	65.4	883	28,287,345	54.4
		33,612,000,000	970,471	33,909,561,930	99.9	964,068	33,726,906,384	100.1
証紙徴収	現滞計	1,249,000,000	75,357	1,310,720,200	106.0	75,357	1,310,720,200	106.0
		—	—	—	—	—	—	—
		1,249,000,000	75,357	1,310,720,200	106.0	75,357	1,310,720,200	106.0
鋳 区 税	現滞計	7,000,000	200	7,357,600	100.7	199	7,291,600	99.8
		—	3	88,202	100.0	—	—	—
		7,000,000	203	7,445,802	100.7	199	7,291,600	99.8
狩 猟 税	現滞計	25,000,000	2,801	25,952,900	93.6	2,801	25,952,900	93.6
		—	—	—	—	—	—	—
		25,000,000	2,801	25,952,900	93.6	2,801	25,952,900	93.6
旧法による税 料理飲食等消費税	現滞計	—	—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—	—
旧法による税 特別地方消費税	現滞計	—	—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—	—
旧法による税 軽油引取税	現滞計	—	—	—	—	—	—	—
		—	1	154,663	100.0	—	—	—
		—	1	154,663	100.0	—	—	—

(注) 自動車税証紙徴収は、OSSによる申告納付分（平成30（2018）年2月以降）を含む。

(参考)

地方法人特別税	現滞計	—	30,206	29,951,916	116.7	30,128	29,936,169	120.2
		—	165	37,945	163.0	49	5,295	増
		—	30,371	29,989,861	116.7	30,177	29,941,464	120.2

単位：円、%

過誤納		不納欠損		収入未済		予算に 対する 割合	収入歩合	
件数	税額	件数	税額	件数	税額		平成 29 (2017)年度	平成 28 (2016)年度
-	-	-	-	-	-	96.1	100.0	100.0
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	96.1	100.0	100.0
-	-	-	-	-	-	95.7	100.0	100.0
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	95.7	100.0	100.0
-	-	-	-	-	-	93.1	100.0	100.0
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	93.1	100.0	100.0
-	-	-	-	2	3,449,576	102.7	99.9	99.9
-	-	12	2,425,600	-	-	106.8	63.8	64.2
-	-	12	2,425,600	2	3,449,576	102.7	99.9	99.9
-	820,300	27	483,565	1,217	39,541,346	100.5	99.9	99.9
-	-	2,147	59,761,202	3,012	83,689,733	69.0	16.5	19.8
-	820,300	2,174	60,244,767	4,229	123,231,079	100.5	99.5	99.3
-	820,300	27	483,565	1,217	39,541,346	100.4	99.9	99.9
-	-	2,147	59,761,202	3,012	83,689,733	69.0	16.5	19.8
-	820,300	2,174	60,244,767	4,229	123,231,079	100.3	99.5	99.3
-	-	-	-	-	-	104.9	100.0	100.0
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	104.9	100.0	100.0
-	-	-	-	1	66,000	104.2	99.1	100.0
-	-	1	4,202	2	84,000	-	-	-
-	-	1	4,202	3	150,000	104.2	97.9	98.8
-	-	-	-	-	-	103.8	100.0	100.0
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	103.8	100.0	100.0
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	1	154,663	-	-	-	-	-
-	-	1	154,663	-	-	-	-	-

単位：千円、%

-	-	10	1,588	68	14,159	-	99.9	97.0
-	-	47	21,999	69	10,650	-	14.0	-
-	-	57	23,587	137	24,809	-	99.8	96.9

2 県税決算額（事務所別）

(1) 総額

事務所名	区分	調 定			収 入		
		件数	税額	前年度比	件数	税額	前年度比
総 額	現	1,282,089	248,812,711,259	102.4	1,279,947	247,593,251,289	102.4
	滞	8,121	4,436,836,742	82.8	1,401	1,263,812,719	89.9
	計	1,290,210	253,249,548,001	102.0	1,281,348	248,857,064,008	102.4
宇 都 宮	現	65,084	98,949,964,430	100.0	64,796	98,626,569,571	100.0
	滞	624	1,160,441,370	78.0	194	354,190,604	85.2
	計	65,708	100,110,405,800	99.6	64,990	98,980,760,175	100.0
鹿 沼	現	13,940	10,900,504,628	103.3	13,839	10,791,008,935	103.5
	滞	269	363,483,054	82.1	62	124,686,715	78.0
	計	14,209	11,263,987,682	102.4	13,901	10,915,695,650	103.1
真 岡	現	8,836	10,679,121,151	109.6	8,803	10,615,242,304	109.7
	滞	102	311,976,773	84.2	30	83,766,160	95.2
	計	8,938	10,991,097,924	108.7	8,833	10,699,008,464	109.6
栃 木	現	32,265	51,933,598,359	104.7	32,134	51,626,202,195	104.7
	滞	463	1,166,265,359	91.8	81	265,566,822	97.9
	計	32,728	53,099,863,718	104.4	32,215	51,891,769,017	104.7
矢 板	現	9,323	8,765,637,569	99.6	9,258	8,679,702,765	99.5
	滞	84	266,075,835	79.8	20	111,082,111	94.2
	計	9,407	9,031,713,404	98.9	9,278	8,790,784,876	99.4
大 田 原	現	17,245	14,079,741,378	106.4	16,994	13,926,515,034	106.3
	滞	385	487,977,786	86.7	90	155,016,606	101.3
	計	17,630	14,567,719,164	105.6	17,084	14,081,531,640	106.3
安 足	現	20,689	15,314,639,994	105.6	20,660	15,177,711,346	105.6
	滞	152	508,878,285	81.0	41	141,216,356	95.1
	計	20,841	15,823,518,279	104.6	20,701	15,318,927,702	105.5
自 動 車	現	1,114,707	38,189,503,750	101.7	1,113,463	38,150,299,139	101.7
	滞	6,042	171,738,280	65.4	883	28,287,345	54.4
	計	1,120,749	38,361,242,030	101.4	1,114,346	38,178,586,484	101.6

単位：円、%

過 誤 納		不納欠損		収入未済		収入歩合	
件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	平成 29 (2017)年度	平成 28 (2016)年度
15	2,077,000	79	15,010,268	2,078	1,206,526,702	99.5	99.5
-	-	2,827	680,502,676	3,893	2,492,521,347	28.5	26.2
15	2,077,000	2,906	695,512,944	5,971	3,699,048,049	98.3	97.9
9	1,162,600	20	6,805,020	277	317,752,439	99.7	99.6
-	-	156	241,359,205	274	564,891,561	30.5	28.0
9	1,162,600	176	248,164,225	551	882,644,000	98.9	98.6
-	-	14	1,181,366	87	108,314,327	99.0	98.8
-	-	84	25,861,301	123	212,935,038	34.3	36.1
-	-	98	27,042,667	210	321,249,365	96.9	96.3
-	-	-	169,576	33	63,709,271	99.4	99.3
-	-	17	43,458,928	55	184,751,685	26.9	23.7
-	-	17	43,628,504	88	248,460,956	97.3	96.5
2	56,400	2	2,833,745	131	304,618,819	99.4	99.4
-	-	249	146,239,654	133	754,458,883	22.8	21.3
2	56,400	251	149,073,399	264	1,059,077,702	97.7	97.5
-	-	4	343,876	61	85,590,928	99.0	99.2
-	-	16	17,983,936	48	137,009,788	41.7	35.3
-	-	20	18,327,812	109	222,600,716	97.3	96.8
1	36,700	10	3,144,434	242	150,118,610	98.9	99.0
-	-	97	42,775,642	198	290,185,538	31.8	27.2
1	36,700	107	45,920,076	440	440,304,148	96.7	96.1
3	1,000	2	48,686	30	136,880,962	99.1	99.1
-	-	61	103,062,808	50	264,599,121	27.8	23.6
3	1,000	63	103,111,494	80	401,480,083	96.8	95.9
-	820,300	27	483,565	1,217	39,541,346	99.9	99.9
-	-	2,147	59,761,202	3,012	83,689,733	16.5	19.8
-	820,300	2,174	60,244,767	4,229	123,231,079	99.5	99.3

(2) 個人の県民税 (均等割・所得割)

ア 事務所別

単位：円、%

事務所名	区分	調 定		収 入		過誤納 税額	不納欠損 税額	収入未済 税額	収入歩合	
		税額	前年 度比	税額	前年 度比				平成 29 (2017) 年度	平成 28 (2016) 年度
総 額	現	70,251,460,594	101.5	69,175,716,135	101.6	—	9,393,326	1,066,351,133	98.5	98.4
	滞	4,037,400,211	84.2	1,159,049,863	92.4	—	539,472,554	2,338,877,794	28.7	26.1
	計	74,288,860,805	100.4	70,334,765,998	101.4	—	548,865,880	3,405,228,927	94.7	93.7
宇 都 宮	現	23,066,377,536	101.0	22,770,588,811	101.1	—	5,966,768	289,821,957	98.7	98.7
	滞	1,079,174,384	77.8	337,050,811	90.3	—	198,633,174	543,490,399	31.2	26.9
	計	24,145,551,920	99.7	23,107,639,622	100.9	—	204,599,942	833,312,356	95.7	94.6
鹿 沼	現	5,656,581,278	101.1	5,554,405,446	101.3	—	182,423	101,993,409	98.2	98.0
	滞	343,321,400	82.0	119,636,966	78.0	—	21,195,019	202,489,415	34.8	36.7
	計	5,999,902,678	99.8	5,674,042,412	100.7	—	21,377,442	304,482,824	94.6	93.7
真 岡	現	4,472,844,801	101.9	4,410,348,524	102.1	—	169,576	62,326,701	98.6	98.4
	滞	305,973,538	84.4	81,049,832	95.7	—	42,682,574	182,241,132	26.5	23.3
	計	4,778,818,339	100.6	4,491,398,356	102.0	—	42,852,150	244,567,833	94.0	92.7
栃 木	現	16,306,089,738	101.9	16,018,576,812	101.9	—	2,761,445	284,751,481	98.2	98.3
	滞	1,119,966,367	91.3	249,469,805	95.4	—	128,732,452	741,764,110	22.3	21.3
	計	17,426,056,105	101.2	16,268,046,617	101.8	—	131,493,897	1,026,515,591	93.4	92.8
矢 板	現	5,184,892,469	101.3	5,112,341,690	101.3	—	289,828	72,260,951	98.6	98.6
	滞	232,109,955	83.8	87,257,743	92.3	—	17,487,059	127,365,153	37.6	34.1
	計	5,417,002,424	100.4	5,199,599,433	101.1	—	17,776,887	199,626,104	96.0	95.3
大 田 原	現	6,951,884,728	102.5	6,831,162,464	102.6	—	—	120,722,264	98.3	98.2
	滞	463,271,237	87.4	150,387,153	105.2	—	32,690,545	280,193,539	32.5	27.0
	計	7,415,155,965	101.4	6,981,549,617	102.6	—	32,690,545	400,915,803	94.2	93.0
安 足	現	8,612,790,044	101.7	8,478,292,388	101.8	—	23,286	134,474,370	98.4	98.4
	滞	493,583,330	82.9	134,197,553	93.2	—	98,051,731	261,334,046	27.2	24.2
	計	9,106,373,374	100.5	8,612,489,941	101.6	—	98,075,017	395,808,416	94.6	93.5

イ 市町村別

単位：円、%

事務所名	納税義務者数	調定				収入			
		現年度分	滞納繰越分	計	前年度比	現年度分	滞納繰越分	計	収入歩合
総 額	1,019,133	70,251,460,594	4,037,400,211	74,288,860,805	100.4	69,175,716,135	1,159,049,863	70,334,765,998	94.7
市 計	885,462	62,402,038,234	3,652,060,539	66,054,098,773	100.4	61,431,744,484	1,048,176,568	62,479,921,052	94.6
町 計	133,671	7,849,422,360	385,339,672	8,234,762,032	100.6	7,743,971,651	110,873,295	7,854,844,946	95.4
宇都宮 県税事務所	283,531	23,066,377,536	1,079,174,384	24,145,551,920	99.7	22,770,588,811	337,050,811	23,107,639,622	95.7
宇都宮市	267,555	21,906,373,153	1,031,999,849	22,938,373,002	99.5	21,629,425,971	325,926,185	21,955,352,156	95.7
上三川町	15,976	1,160,004,383	47,174,535	1,207,178,918	102.7	1,141,162,840	11,124,626	1,152,287,466	95.5
鹿 沼 県税事務所	94,660	5,656,581,278	343,321,400	5,999,902,678	99.8	5,554,405,446	119,636,966	5,674,042,412	94.6
鹿沼市	50,813	3,190,689,079	192,175,037	3,382,864,116	100.4	3,137,486,251	55,446,204	3,192,932,455	94.4
日光市	43,847	2,465,892,199	151,146,363	2,617,038,562	98.9	2,416,919,195	64,190,762	2,481,109,957	94.8
真 岡 県税事務所	73,288	4,472,844,801	305,973,538	4,778,818,339	100.6	4,410,348,524	81,049,832	4,491,398,356	94.0
真岡市	41,229	2,634,926,059	195,613,521	2,830,539,580	101.2	2,593,513,947	49,636,581	2,643,150,528	93.4
益子町	11,734	659,460,999	45,538,550	704,999,549	99.0	650,417,015	12,131,012	662,548,027	94.0
茂木町	6,561	329,439,945	14,957,952	344,397,897	97.9	326,282,260	4,412,811	330,695,071	96.0
市貝町	6,093	382,386,499	22,871,617	405,258,116	102.0	378,576,745	5,555,926	384,132,671	94.8
芳賀町	7,671	466,631,299	26,991,898	493,623,197	99.9	461,558,557	9,313,502	470,872,059	95.4
栃 木 県税事務所	229,698	16,306,089,738	1,119,966,367	17,426,056,105	101.2	16,018,576,812	249,469,805	16,268,046,617	93.4
栃木市	81,732	5,270,539,040	387,985,758	5,658,524,798	101.8	5,161,525,246	76,060,418	5,237,585,664	92.6
小山市	84,449	6,111,088,128	560,550,239	6,671,638,367	100.8	5,978,482,693	121,575,337	6,100,058,030	91.4
下野市	30,313	2,644,164,905	80,164,277	2,724,329,182	101.1	2,623,271,056	26,214,555	2,649,485,611	97.3
壬生町	19,899	1,372,848,005	67,831,782	1,440,679,787	102.0	1,355,350,287	18,157,800	1,373,508,087	95.3
野木町	13,305	907,449,660	23,434,311	930,883,971	99.5	899,947,530	7,461,695	907,409,225	97.5

単位：円、%

事務所名	納税義務者数	調定				収入			
		現年度分	滞納繰越分	計	前年度比	現年度分	滞納繰越分	計	収入歩合
矢板県税事務所	84,113	5,184,892,469	232,109,955	5,417,002,424	100.4	5,112,341,690	87,257,743	5,199,599,433	96.0
矢板市	17,296	1,022,224,899	67,348,700	1,089,573,599	99.8	1,003,701,319	24,007,597	1,027,708,916	94.3
さくら市	22,686	1,510,752,926	62,170,661	1,572,923,587	101.4	1,489,685,476	27,645,077	1,517,330,553	96.5
那須烏山市	13,636	751,104,399	25,251,028	776,355,427	100.8	743,377,844	11,790,773	755,168,617	97.3
塩谷町	6,039	313,968,426	13,014,011	326,982,437	102.2	308,394,618	4,659,298	313,053,916	95.7
高根沢町	16,146	1,167,167,820	37,224,210	1,204,392,030	98.6	1,154,626,339	11,957,094	1,166,583,433	96.9
那珂川町	8,310	419,673,999	27,101,345	446,775,344	101.6	412,556,094	7,197,904	419,753,998	94.0
大田原県税事務所	121,562	6,951,884,728	463,271,237	7,415,155,965	101.4	6,831,162,464	150,387,153	6,981,549,617	94.2
大田原市	36,768	2,354,618,933	85,929,731	2,440,548,664	103.5	2,327,208,412	35,339,137	2,362,547,549	96.8
那須塩原市	62,857	3,926,874,470	318,142,045	4,245,016,515	100.4	3,848,854,686	96,146,389	3,945,001,075	92.9
那須町	21,937	670,391,325	59,199,461	729,590,786	100.1	655,099,366	18,901,627	674,000,993	92.4
安足県税事務所	132,281	8,612,790,044	493,583,330	9,106,373,374	100.5	8,478,292,388	134,197,553	8,612,489,941	94.6
足利市	71,984	4,798,650,199	350,723,363	5,149,373,562	100.1	4,712,900,302	88,299,426	4,801,199,728	93.2
佐野市	60,297	3,814,139,845	142,859,967	3,956,999,812	101.0	3,765,392,086	45,898,127	3,811,290,213	96.3

(3) 法人県民税

単位：円、%

事務所名	区分	調定		収入		過誤納	不納欠損	収入未済	収入歩合	
		税額	前年度比	税額	前年度比	税額	税額	税額	平成29 (2017) 年度	平成28 (2016) 年度
総額	現	11,096,657,500	113.0	11,084,106,282	113.1	228,900	733,029	12,047,089	99.9	99.8
	滞	32,301,710	94.6	7,104,528	78.1	—	15,105,840	10,091,342	22.0	26.6
	計	11,128,959,210	112.9	11,091,210,810	113.0	228,900	15,838,869	22,138,431	99.7	99.6
宇都宮	現	5,748,567,100	115.9	5,743,891,523	116.0	187,300	243,552	4,619,325	99.9	99.8
	滞	17,151,662	122.2	2,987,711	67.9	—	9,533,055	4,630,896	17.4	31.3
	計	5,765,718,762	115.9	5,746,879,234	116.0	187,300	9,776,607	9,250,221	99.7	99.6
鹿沼	現	639,546,700	111.6	639,212,137	111.9	—	68,243	266,320	99.9	99.7
	滞	3,063,500	107.5	1,078,109	106.9	—	435,700	1,549,691	35.2	35.4
	計	642,610,200	111.6	640,290,246	111.9	—	503,943	1,816,011	99.6	99.4
真岡	現	713,825,600	108.2	713,570,100	108.2	—	—	255,500	99.9	99.9
	滞	1,667,670	74.2	192,550	41.3	—	394,546	1,080,574	11.5	20.8
	計	715,493,270	108.1	713,762,650	108.2	—	394,546	1,336,074	99.8	99.7
栃木	現	1,647,599,500	107.5	1,644,857,689	107.4	14,800	18,300	2,738,311	99.8	99.9
	滞	6,015,450	97.9	1,462,389	169.2	—	3,344,003	1,209,058	24.3	14.1
	計	1,653,614,950	107.4	1,646,320,078	107.5	14,800	3,362,303	3,947,369	99.6	99.5
矢板	現	444,419,100	99.6	442,176,300	99.3	—	53,400	2,189,400	99.5	99.9
	滞	632,255	43.4	109,999	17.2	—	192,177	330,079	17.4	43.9
	計	445,051,355	99.4	442,286,299	99.1	—	245,577	2,519,479	99.4	99.7
大田原	現	1,000,083,000	119.4	998,146,017	119.3	26,700	327,734	1,635,949	99.8	99.9
	滞	2,099,555	65.8	618,149	53.2	—	534,840	946,566	29.4	36.4
	計	1,002,182,555	119.2	998,764,166	119.2	26,700	862,574	2,582,515	99.7	99.7
安足	現	902,616,500	111.3	902,252,516	111.3	100	21,800	342,284	99.9	99.9
	滞	1,671,618	39.4	655,621	116.5	—	671,519	344,478	39.2	13.3
	計	904,288,118	110.9	902,908,137	111.3	100	693,319	686,762	99.8	99.5

(4) 個人事業税

単位：円、%

事務所名	区分	調 定		収 入		過誤納	不納欠損	収入未済	収入歩合	
		税額	前年度比	税額	前年度比	税額	税額	税額	平成29 (2017) 年度	平成28 (2016) 年度
総 額	現	2,054,619,700	105.5	2,033,579,907	105.4	37,000	109,100	20,967,693	99.0	99.1
	滞	42,970,908	67.9	13,375,704	80.4	—	9,653,880	19,941,324	31.1	26.3
	計	2,097,590,608	104.4	2,046,955,611	105.1	37,000	9,762,980	40,909,017	97.6	96.8
宇 都 宮	現	738,381,500	104.0	732,800,813	103.8	37,000	—	5,617,687	99.2	99.4
	滞	12,626,563	46.3	5,374,124	69.6	—	1,782,638	5,469,801	42.6	28.3
	計	751,008,063	101.8	738,174,937	103.5	37,000	1,782,638	11,087,488	98.3	96.8
鹿 沼	現	179,660,400	109.1	177,132,700	111.0	—	70,500	2,457,200	98.6	96.9
	滞	4,369,062	74.9	1,340,296	135.8	—	1,785,091	1,243,675	30.7	16.9
	計	184,029,462	107.9	178,472,996	111.2	—	1,855,591	3,700,875	97.0	94.1
真 岡	現	110,410,600	107.1	110,117,841	107.7	—	—	292,759	99.7	99.2
	滞	2,692,962	123.6	1,689,445	560.9	—	—	1,003,517	62.7	13.8
	計	113,103,562	107.5	111,807,286	109.0	—	—	1,296,276	98.9	97.4
栃 木	現	406,685,800	104.3	404,798,031	104.3	—	—	1,887,769	99.5	99.5
	滞	15,029,493	87.9	2,393,300	87.3	—	4,111,265	8,524,928	15.9	16.0
	計	421,715,293	103.6	407,191,331	104.2	—	4,111,265	10,412,697	96.6	96.0
矢 板	現	131,872,600	109.3	127,282,800	105.7	—	—	4,589,800	96.5	99.8
	滞	711,053	98.9	193,839	74.5	—	230,800	286,414	27.3	36.2
	計	132,583,653	109.2	127,476,639	105.7	—	230,800	4,876,214	96.1	99.4
大 田 原	現	216,624,900	112.0	211,930,289	110.2	—	38,600	4,656,011	97.8	99.4
	滞	3,314,285	85.9	693,000	48.8	—	1,662,376	958,909	20.9	36.8
	計	219,939,185	111.5	212,623,289	109.8	—	1,700,976	5,614,920	96.7	98.2
安 足	現	270,983,900	102.3	269,517,433	103.0	—	—	1,466,467	99.5	98.8
	滞	4,227,490	66.8	1,691,700	52.6	—	81,710	2,454,080	40.0	50.8
	計	275,211,390	101.5	271,209,133	102.4	—	81,710	3,920,547	98.5	97.7

(5) 法人事業税

単位：円、%

事務所名	区分	調定		収入		過誤納	不納欠損	収入未済	収入歩合	
		税額	前年度比	税額	前年度比	税額	税額	税額	平成29 (2017) 年度	平成28 (2016) 年度
総額	現	55,567,473,600	100.9	55,542,912,432	100.9	980,800	3,274,400	22,267,568	99.9	99.9
	滞	61,087,608	108.3	12,852,007	96.4	—	33,419,204	14,816,397	21.0	23.6
	計	55,628,561,208	100.9	55,555,764,439	100.9	980,800	36,693,604	37,083,965	99.9	99.9
宇都宮	現	26,083,854,300	92.4	26,078,987,451	92.5	938,300	594,700	5,210,449	99.9	99.9
	滞	40,526,494	153.0	2,581,436	28.5	—	30,326,961	7,618,097	6.4	34.2
	計	26,124,380,794	92.4	26,081,568,887	92.5	938,300	30,921,661	12,828,546	99.8	99.8
鹿沼	現	3,603,843,200	105.1	3,603,752,536	105.2	—	—	90,664	99.9	99.9
	滞	3,585,375	192.9	2,116,544	190.2	—	292,477	1,176,354	59.0	59.9
	計	3,607,428,575	105.2	3,605,869,080	105.2	—	292,477	1,267,018	99.9	99.9
真岡	現	4,670,425,800	115.5	4,670,069,489	115.5	—	—	356,311	99.9	99.9
	滞	446,545	80.8	292,583	77.0	—	—	153,962	65.5	68.8
	計	4,670,872,345	115.5	4,670,362,072	115.5	—	—	510,273	99.9	99.9
栃木	現	9,234,326,800	111.1	9,223,850,418	111.0	41,600	54,000	10,463,982	99.9	99.9
	滞	6,000,874	184.3	3,985,432	508.6	—	1,453,766	561,676	66.4	24.1
	計	9,240,327,674	111.1	9,227,835,850	111.1	41,600	1,507,766	11,025,658	99.9	99.9
矢板	現	2,388,035,800	97.8	2,383,015,824	97.7	—	—	5,019,976	99.8	99.9
	滞	5,440,547	88.5	177,900	20.1	—	—	5,262,647	3.3	14.4
	計	2,393,476,347	97.8	2,383,193,724	97.7	—	—	10,282,623	99.6	99.7
大田原	現	5,033,206,000	107.7	5,029,578,155	107.6	—	2,622,100	1,005,745	99.9	99.9
	滞	1,618,772	77.2	489,512	51.0	—	1,092,400	36,860	30.2	45.7
	計	5,034,824,772	107.7	5,030,067,667	107.6	—	3,714,500	1,042,605	99.9	99.9
安足	現	4,553,781,700	115.4	4,553,658,559	115.2	900	3,600	120,441	99.9	100.0
	滞	3,469,001	21.7	3,208,600	増	—	253,600	6,801	92.5	0.9
	計	4,557,250,701	115.0	4,556,867,159	115.3	900	257,200	127,242	99.9	99.7

(6) 不動産取得税

単位：円、%

事務所名	区分	調定		収入		過誤納	不納欠損	収入未済	収入歩合	
		税額	前年度比	税額	前年度比	税額	税額	税額	平成29 (2017) 年度	平成28 (2016) 年度
総額	現	6,015,434,000	122.3	5,972,590,855	122.1	10,000	1,016,848	41,836,297	99.3	99.4
	滞	84,399,560	61.0	38,873,272	68.6	-	20,505,531	25,020,757	46.1	41.0
	計	6,099,833,560	120.6	6,011,464,127	121.5	10,000	21,522,379	66,857,054	98.6	97.8
宇都宮	現	1,677,691,700	97.3	1,665,274,679	97.3	-	-	12,417,021	99.3	99.3
	滞	10,874,065	34.0	6,196,522	29.0	-	1,079,175	3,598,368	57.0	66.7
	計	1,688,565,765	96.2	1,671,471,201	96.4	-	1,079,175	16,015,389	99.0	98.7
鹿沼	現	439,795,600	109.8	435,428,666	108.9	-	860,200	3,506,734	99.0	99.8
	滞	9,143,717	65.9	514,800	15.2	-	2,153,014	6,475,903	5.6	24.4
	計	448,939,317	108.3	435,943,466	108.1	-	3,013,214	9,982,637	97.1	97.3
真岡	現	473,085,300	155.0	472,607,300	155.0	-	-	478,000	99.9	99.9
	滞	1,196,058	38.4	541,750	25.2	-	381,808	272,500	45.3	69.1
	計	474,281,358	153.8	473,149,050	154.1	-	381,808	750,500	99.8	99.6
栃木	現	1,896,948,300	186.3	1,895,620,600	187.7	-	-	1,327,700	99.9	99.2
	滞	12,402,912	110.2	3,985,896	337.9	-	6,017,905	2,399,111	32.1	10.5
	計	1,909,351,212	185.5	1,899,606,496	187.9	-	6,017,905	3,726,811	99.5	98.2
矢板	現	221,401,700	83.6	219,870,251	83.4	-	648	1,530,801	99.3	99.6
	滞	27,182,025	56.4	23,342,630	108.5	-	73,900	3,765,495	85.9	44.7
	計	248,583,725	79.4	243,212,881	85.2	-	74,548	5,296,296	97.8	91.2
大田原	現	640,621,400	129.2	618,376,759	125.8	10,000	156,000	22,098,641	96.5	99.1
	滞	17,673,937	74.4	2,828,792	43.5	-	6,795,481	8,049,664	16.0	27.4
	計	658,295,337	126.7	621,205,551	124.7	10,000	6,951,481	30,148,305	94.4	95.9
安足	現	665,890,000	93.9	665,412,600	93.9	-	-	477,400	99.9	99.9
	滞	5,926,846	95.2	1,462,882	233.3	-	4,004,248	459,716	24.7	10.1
	計	671,816,846	93.9	666,875,482	94.1	-	4,004,248	937,116	99.3	99.1

(7) ゴルフ場利用税

単位：円、%

事務所名	区分	調 定		収 入		過誤納	不納欠損	収入未済	収入歩合	
		税額	前年度比	税額	前年度比	税額	税額	税額	平成 29 (2017) 年度	平成 28 (2016) 年度
総 額	現	2,305,258,150	97.0	2,305,258,150	97.0	—	—	—	100.0	100.0
	滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	2,305,258,150	97.0	2,305,258,150	97.0	—	—	—	100.0	100.0
宇 都 宮	現	166,376,700	92.5	166,376,700	92.5	—	—	—	100.0	100.0
	滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	166,376,700	92.5	166,376,700	92.5	—	—	—	100.0	100.0
鹿 沼	現	377,266,150	97.8	377,266,150	97.8	—	—	—	100.0	100.0
	滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	377,266,150	97.8	377,266,150	97.8	—	—	—	100.0	100.0
真 岡	現	236,918,550	98.4	236,918,550	98.4	—	—	—	100.0	100.0
	滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	236,918,550	98.4	236,918,550	98.4	—	—	—	100.0	100.0
栃 木	現	590,826,550	95.7	590,826,550	95.7	—	—	—	100.0	100.0
	滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	590,826,550	95.7	590,826,550	95.7	—	—	—	100.0	100.0
矢 板	現	393,150,700	97.1	393,150,700	97.1	—	—	—	100.0	100.0
	滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	393,150,700	97.1	393,150,700	97.1	—	—	—	100.0	100.0
大 田 原	現	235,106,750	97.2	235,106,750	97.2	—	—	—	100.0	100.0
	滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	235,106,750	97.2	235,106,750	97.2	—	—	—	100.0	100.0
安 足	現	305,612,750	99.9	305,612,750	99.9	—	—	—	100.0	100.0
	滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	305,612,750	99.9	305,612,750	99.9	—	—	—	100.0	100.0

(8) 自動車税

単位：円、%

事務所名	区分	調 定		収 入		過誤納	不納欠損	収入未済	収入歩合	
		税額	前年度比	税額	前年度比	税額	税額	税額	平成29 (2017) 年度	平成28 (2016) 年度
総 額	現	35,048,543,850	100.4	35,009,339,239	100.4	820,300	483,565	39,541,346	99.9	99.9
	滞	171,738,280	65.4	28,287,345	54.4	-	59,761,202	83,689,733	16.5	19.8
	計	35,220,282,130	100.1	35,037,626,584	100.3	820,300	60,244,767	123,231,079	99.5	99.3
証紙徴収	現	1,310,720,200	106.0	1,310,720,200	106.0	-	-	-	100.0	100.0
	滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	1,310,720,200	106.0	1,310,720,200	106.0	-	-	-	100.0	100.0
普通徴収	現	9,787,516,384	100.7	9,771,178,490	100.7	34,100	97,300	16,274,694	99.8	99.9
	滞	55,927,059	63.0	12,068,064	67.4	-	17,052,242	26,806,753	21.6	20.2
	計	9,843,443,443	100.4	9,783,246,554	100.6	34,100	17,149,542	43,081,447	99.4	99.1
宇都宮	現	3,147,048,464	99.8	3,145,587,650	99.8	154,300	49,200	1,565,914	99.9	99.9
	滞	14,729,337	56.5	1,751,226	40.2	-	5,558,183	7,419,928	11.9	16.7
	計	3,161,777,801	99.4	3,147,338,876	99.7	154,300	5,607,383	8,985,842	99.5	99.2
鹿 沼	現	2,624,033,700	99.6	2,620,859,969	99.6	125,900	24,500	3,275,131	99.9	99.9
	滞	14,305,960	71.1	2,710,873	50.4	-	3,880,365	7,714,722	18.9	26.8
	計	2,638,339,660	99.4	2,623,570,842	99.5	125,900	3,904,865	10,989,853	99.4	99.3
真 岡	現	7,441,844,747	100.4	7,433,685,199	100.4	119,000	184,600	8,093,948	99.9	99.9
	滞	40,880,517	70.4	5,910,896	58.3	-	19,999,941	14,969,680	14.5	17.5
	計	7,482,725,264	100.1	7,439,596,095	100.3	119,000	20,184,541	23,063,628	99.4	99.2
栃 木	現	2,832,957,800	99.3	2,830,760,085	99.3	102,800	50,200	2,250,315	99.9	99.9
	滞	14,563,564	65.4	2,106,336	36.2	-	5,045,964	7,411,264	14.5	26.1
	計	2,847,521,364	99.1	2,832,866,421	99.2	102,800	5,096,164	9,661,579	99.5	99.3
矢 板	現	3,630,536,600	100.0	3,625,268,605	100.0	92,500	24,300	5,336,195	99.9	99.9
	滞	21,346,040	79.4	2,334,929	63.0	-	4,854,848	14,156,263	10.9	13.8
	計	3,651,882,640	99.9	3,627,603,534	100.0	92,500	4,879,148	19,492,458	99.3	99.2
大田原	現	4,273,885,955	99.8	4,271,279,041	99.8	191,700	53,465	2,745,149	99.9	99.9
	滞	9,985,803	48.8	1,405,021	30.0	-	3,369,659	5,211,123	14.1	22.9
	計	4,283,871,758	99.6	4,272,684,062	99.7	191,700	3,423,124	7,956,272	99.7	99.6
安 足	現	33,737,823,650	100.2	33,698,619,039	100.2	820,300	483,565	39,541,346	99.9	99.9
	滞	171,738,280	65.4	28,287,345	54.4	-	59,761,202	83,689,733	16.5	19.8
	計	33,909,561,930	99.9	33,726,906,384	100.1	820,300	60,244,767	123,231,079	99.5	99.3
合 計	現	33,737,823,650	100.2	33,698,619,039	100.2	820,300	483,565	39,541,346	99.9	99.9
	滞	171,738,280	65.4	28,287,345	54.4	-	59,761,202	83,689,733	16.5	19.8
	計	33,909,561,930	99.9	33,726,906,384	100.1	820,300	60,244,767	123,231,079	99.5	99.3

(注) 証紙徴収は、OSSによる申告納付分(平成30(2018)年2月以降)を含む。

(9) 狩猟税

単位：円、%

事務所名	区分	調定		収入		過誤納	不納欠損	収入未済	収入歩合	
		税額	前年度比	税額	前年度比	税額	税額	税額	平成29 (2017) 年度	平成28 (2016) 年度
総額	現	25,952,900	93.6	25,952,900	93.6	-	-	-	100.0	100.0
	滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	25,952,900	93.6	25,952,900	93.6	-	-	-	100.0	100.0
宇都宮	現	11,263,100	95.9	11,263,100	95.9	-	-	-	100.0	100.0
	滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	11,263,100	95.9	11,263,100	95.9	-	-	-	100.0	100.0
鹿沼	現	3,811,300	93.6	3,811,300	93.6	-	-	-	100.0	100.0
	滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	3,811,300	93.6	3,811,300	93.6	-	-	-	100.0	100.0
真岡	現	1,610,500	113.5	1,610,500	113.5	-	-	-	100.0	100.0
	滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	1,610,500	113.5	1,610,500	113.5	-	-	-	100.0	100.0
栃木	現	2,223,100	74.3	2,223,100	74.3	-	-	-	100.0	100.0
	滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	2,223,100	74.3	2,223,100	74.3	-	-	-	100.0	100.0
矢板	現	1,865,200	80.2	1,865,200	80.2	-	-	-	100.0	100.0
	滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	1,865,200	80.2	1,865,200	80.2	-	-	-	100.0	100.0
大田原	現	2,214,600	106.2	2,214,600	106.2	-	-	-	100.0	100.0
	滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	2,214,600	106.2	2,214,600	106.2	-	-	-	100.0	100.0
安足	現	2,965,100	95.8	2,965,100	95.8	-	-	-	100.0	100.0
	滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	2,965,100	95.8	2,965,100	95.8	-	-	-	100.0	100.0

3 県税月別調定収入実績

(1) 総額

単位：円、%

月別	調 定				収 入				
	当月分	前年度比	累計	前年度比	当月分	累計	前年度比		
平成 29 (2017)年	4月	26,806,005,244	95.4	26,806,005,244	95.4	5,162,717,734	5,162,717,734	87.2	
	5月	100,354,747,126	101.1	127,160,752,370	99.8	28,819,473,014	33,982,190,748	97.0	
	6月	24,461,372,201	94.1	151,622,124,571	98.9	41,961,128,475	75,943,319,223	100.4	
	7月	13,683,928,103	116.4	165,306,052,674	100.1	19,874,698,222	95,818,017,445	100.3	
	8月	10,059,713,997	105.6	175,365,766,671	100.4	16,044,537,417	111,862,554,862	100.8	
	9月	7,234,824,926	113.2	182,600,591,597	100.9	16,708,689,484	128,571,244,346	101.0	
	10月	8,704,027,196	94.7	191,304,618,793	100.6	14,775,717,624	143,346,961,970	100.8	
	11月	24,504,642,379	101.4	215,809,261,172	100.7	17,167,969,367	160,514,931,337	99.6	
	12月	8,074,619,523	101.7	223,883,880,695	100.7	28,192,181,253	188,707,112,590	101.0	
	平成 30 (2018)年	1月	11,917,893,933	118.4	235,801,774,628	101.5	17,052,736,563	205,759,849,153	101.9
		2月	10,332,491,243	134.2	246,134,265,871	102.5	12,024,537,059	217,784,386,212	101.7
		3月	6,988,381,901	85.7	253,122,647,772	102.0	16,477,653,765	234,262,039,977	102.1
4月		170,760,476	増	253,293,408,248	102.1	8,760,773,907	243,022,813,884	102.4	
5月		△ 43,860,247	減	253,249,548,001	102.0	5,834,250,124	248,857,064,008	102.4	

(2) 個人の県民税（均等割・所得割）

単位：円、%

月別	調 定				収 入				
	当月分	前年度比	累計	前年度比	当月分	累計	前年度比		
平成 29 (2017)年	4月	17,457,274,368	95.0	17,457,274,368	95.0	—	—	—	
	5月	38,357,652,044	102.1	55,814,926,412	99.7	517,491,085	517,491,085	97.2	
	6月	15,591,570,277	91.2	71,406,496,689	97.7	5,235,075,013	5,752,566,098	101.2	
	7月	2,048,226,436	256.0	73,454,723,125	99.5	7,473,141,222	13,225,707,320	100.8	
	8月	77,655,979	増	73,532,379,104	100.3	8,307,248,344	21,532,955,664	101.6	
	9月	133,407,199	114.4	73,665,786,303	100.3	5,355,667,303	26,888,622,967	101.4	
	10月	82,419,421	90.6	73,748,205,724	100.3	6,152,312,675	33,040,935,642	101.5	
	11月	97,257,105	107.0	73,845,462,829	100.3	5,282,938,462	38,323,874,104	101.5	
	12月	103,559,345	110.7	73,949,022,174	100.3	6,243,547,795	44,567,421,899	101.5	
	平成 30 (2018)年	1月	82,600,207	98.5	74,031,622,381	100.3	5,207,256,407	49,774,678,306	101.5
		2月	134,361,567	130.2	74,165,983,948	100.4	5,689,424,570	55,464,102,876	101.5
		3月	118,245,712	164.3	74,284,229,660	100.4	5,393,562,005	60,857,664,881	101.5
4月		42,300,192	増	74,326,529,852	100.6	5,351,048,564	66,208,713,445	101.4	
5月		△ 37,669,047	減	74,288,860,805	100.4	4,126,052,553	70,334,765,998	101.4	

(3) 県民税配当割

単位：円、%

月別	調 定				収 入				
	当月分	前年度比	累計	前年度比	当月分	累計	前年度比		
平成 29 (2017)年	4月	71,588,021	137.5	71,588,021	137.5	71,588,923	71,588,923	137.5	
	5月	7,290,441	92.0	78,878,462	131.5	7,199,699	78,788,622	131.4	
	6月	42,622,603	136.2	121,501,065	133.1	42,436,240	121,224,862	132.8	
	7月	296,589,444	101.9	418,090,509	109.4	296,866,361	418,091,223	109.4	
	8月	10,536,019	117.0	428,626,528	109.6	10,538,880	428,630,103	109.6	
	9月	26,428,880	102.0	455,055,408	109.1	26,425,305	455,055,408	109.1	
	10月	38,457,587	111.6	493,512,995	109.3	38,460,207	493,515,615	109.3	
	11月	13,298,812	184.2	506,811,807	110.5	13,301,567	506,817,182	110.5	
	12月	90,014,397	124.3	596,826,204	112.3	90,035,342	596,852,524	112.3	
	平成 30 (2018)年	1月	1,384,868,425	174.8	1,981,694,629	149.7	1,384,842,105	1,981,694,629	149.7
		2月	11,725,452	116.9	1,993,420,081	149.5	11,725,452	1,993,420,081	149.5
		3月	11,162,944	87.6	2,004,583,025	148.9	11,162,944	2,004,583,025	148.9
4月		-	-	2,004,583,025	148.9	-	2,004,583,025	148.9	
5月		-	-	2,004,583,025	148.9	-	2,004,583,025	148.9	

(4) 県民税株式等譲渡所得割

単位：円、%

月別	調 定				収 入				
	当月分	前年度比	累計	前年度比	当月分	累計	前年度比		
平成 29 (2017)年	4月	1,109,406	62.5	1,109,406	62.5	1,109,406	1,109,406	62.5	
	5月	1,427,176	180.3	2,536,582	98.8	1,427,176	2,536,582	98.8	
	6月	3,020,766	180.2	5,557,348	131.0	3,020,766	5,557,348	131.0	
	7月	2,563,851	112.9	8,121,199	124.7	2,563,851	8,121,199	124.7	
	8月	5,565,395	増	13,686,594	198.1	5,565,395	13,686,594	198.1	
	9月	2,304,394	115.7	15,990,988	179.6	2,304,394	15,990,988	179.6	
	10月	3,695,452	212.7	19,686,440	185.0	3,695,452	19,686,440	185.0	
	11月	4,694,668	501.1	24,381,108	210.6	4,694,668	24,381,108	210.6	
	12月	5,378,827	381.1	29,759,935	229.1	5,378,827	29,759,935	229.1	
	平成 30 (2018)年	1月	2,097,063,775	275.1	2,126,823,710	274.3	2,097,063,775	2,126,823,710	274.3
		2月	2,123,648	304.2	2,128,947,358	274.3	2,123,648	2,128,947,358	274.3
		3月	906,786	52.6	2,129,854,144	273.8	906,786	2,129,854,144	273.8
4月		-	-	2,129,854,144	273.8	-	2,129,854,144	273.8	
5月		-	-	2,129,854,144	273.8	-	2,129,854,144	273.8	

(5) 法人県民税

単位：円、%

月別	調 定				収 入				
	当月分	前年度比	累計	前年度比	当月分	累計	前年度比		
平成 29 (2017)年	4月	346,046,200	107.3	346,046,200	107.3	148,601,700	148,601,700	126.2	
	5月	3,544,533,400	106.0	3,890,579,600	106.1	1,067,210,678	1,215,812,378	101.2	
	6月	506,551,910	104.0	4,397,131,510	105.9	3,140,604,536	4,356,416,914	106.9	
	7月	377,435,000	154.5	4,774,566,510	108.6	256,067,172	4,612,484,086	108.9	
	8月	849,976,200	94.8	5,624,542,710	106.2	353,639,599	4,966,123,685	107.7	
	9月	250,143,200	79.3	5,874,685,910	104.7	749,838,134	5,715,961,819	104.5	
	10月	414,085,900	116.8	6,288,771,810	105.4	301,347,378	6,017,309,197	105.3	
	11月	2,782,567,800	117.5	9,071,339,610	108.9	915,014,600	6,932,323,797	104.6	
	12月	260,397,700	73.5	9,331,737,310	107.4	2,269,373,491	9,201,697,288	107.3	
	平成 30 (2018)年	1月	231,987,800	104.3	9,563,725,110	107.3	191,198,409	9,392,895,697	107.3
		2月	1,208,566,100	230.6	10,772,291,210	114.2	331,010,763	9,723,906,460	107.4
		3月	330,415,400	80.0	11,102,706,610	112.8	1,269,641,556	10,993,548,016	112.4
4月		26,274,300	266.8	11,128,980,910	112.9	107,592,914	11,101,140,930	112.7	
5月		△ 21,700	減	11,128,959,210	112.9	△ 9,930,120	11,091,210,810	113.0	

(6) 県民税利子割

単位：円、%

月別	調 定				収 入				
	当月分	前年度比	累計	前年度比	当月分	累計	前年度比		
平成 29 (2017)年	4月	68,700,876	180.5	68,700,876	180.5	68,701,457	68,701,457	179.4	
	5月	40,936,475	169.5	109,637,351	176.2	40,938,677	109,640,134	176.2	
	6月	40,357,436	192.3	149,994,787	180.3	40,357,639	149,997,773	180.3	
	7月	49,266,807	171.0	199,261,594	177.9	49,288,214	199,285,987	177.9	
	8月	67,456,665	185.0	266,718,259	179.6	67,488,617	266,774,604	179.7	
	9月	67,439,123	138.7	334,157,382	169.5	67,384,648	334,159,252	169.5	
	10月	80,037,811	157.1	414,195,193	167.0	80,039,208	414,198,460	167.0	
	11月	40,553,708	119.9	454,748,901	161.3	40,550,478	454,748,938	161.3	
	12月	44,793,689	140.0	499,542,590	159.2	44,795,096	499,544,034	159.1	
	平成 30 (2018)年	1月	66,715,995	125.3	566,258,585	154.3	66,716,188	566,260,222	154.2
		2月	63,265,880	174.8	629,524,465	156.1	63,286,630	629,546,852	156.0
		3月	46,264,386	157.9	675,788,851	156.2	46,243,056	675,789,908	156.2
4月		—	—	675,788,851	156.2	△ 108	675,789,800	156.2	
5月		—	—	675,788,851	156.2	△ 949	675,788,851	156.2	

(7) 個人事業税

単位：円、%

月別	調 定				収 入				
	当月分	前年度比	累計	前年度比	当月分	累計	前年度比		
平成 29 (2017)年	4月	10,946,100	148.7	10,946,100	148.7	1,860,300	1,860,300	57.2	
	5月	4,503,900	126.2	15,450,000	141.4	5,383,270	7,243,570	91.6	
	6月	46,785,414	69.3	62,235,414	79.4	12,866,143	20,109,713	171.2	
	7月	14,109,000	251.3	76,344,414	90.9	8,154,664	28,264,377	151.8	
	8月	1,913,083,700	103.9	1,989,428,114	103.3	489,758,550	518,022,927	99.3	
	9月	15,433,900	47.3	2,004,862,014	102.4	434,886,154	952,909,081	104.7	
	10月	13,678,500	228.3	2,018,540,514	102.8	47,261,385	1,000,170,466	104.9	
	11月	12,118,800	127.8	2,030,659,314	102.9	491,174,739	1,491,345,205	105.3	
	12月	22,982,700	189.7	2,053,642,014	103.4	442,999,374	1,934,344,579	104.2	
	平成 30 (2018)年	1月	13,852,800	126.6	2,067,494,814	103.5	42,607,659	1,976,952,238	104.3
		2月	30,290,394	229.7	2,097,785,208	104.4	33,572,921	2,010,525,159	104.6
		3月	△ 194,600	減	2,097,590,608	104.3	23,511,259	2,034,036,418	105.1
4月		—	増	2,097,590,608	104.4	6,144,177	2,040,180,595	105.1	
5月		—	—	2,097,590,608	104.4	6,775,016	2,046,955,611	105.1	

(8) 法人事業税

単位：円、%

月別	調 定				収 入				
	当月分	前年度比	累計	前年度比	当月分	累計	前年度比		
平成 29 (2017)年	4月	1,623,231,700	116.4	1,623,231,700	116.4	705,017,837	705,017,837	144.3	
	5月	18,308,550,663	98.1	19,931,782,363	99.4	5,218,918,603	5,923,936,440	99.4	
	6月	2,112,764,098	96.8	22,044,546,461	99.1	16,143,124,477	22,067,060,917	99.3	
	7月	1,443,532,205	99.5	23,488,078,666	99.2	814,548,614	22,881,609,531	99.1	
	8月	4,397,529,342	94.1	27,885,608,008	98.3	1,572,833,402	24,454,442,933	98.2	
	9月	1,021,676,300	72.9	28,907,284,308	97.1	3,892,316,090	28,346,759,023	96.6	
	10月	1,890,039,800	120.5	30,797,324,108	98.3	1,383,333,334	29,730,092,357	97.7	
	11月	16,587,876,000	103.9	47,385,200,108	100.2	5,342,861,705	35,072,954,062	95.0	
	12月	1,376,275,200	69.4	48,761,475,308	98.9	13,280,428,332	48,353,382,394	98.9	
	平成 30 (2018)年	1月	1,153,533,900	109.4	49,915,009,208	99.2	863,118,548	49,216,500,942	99.1
		2月	4,335,241,800	170.9	54,250,251,008	102.6	1,539,176,144	50,755,677,086	99.1
		3月	1,270,594,600	56.9	55,520,845,608	100.8	4,419,659,562	55,175,336,648	100.7
4月		107,746,200	348.5	55,628,591,808	100.9	488,617,065	55,663,953,713	100.9	
5月		△ 30,600	減	55,628,561,208	100.9	△ 108,189,274	55,555,764,439	100.9	

(9) 地方消費税

単位：円、%

月別	調 定				収 入				
	当月分	前年度比	累計	前年度比	当月分	累計	前年度比		
平成 29 (2017)年	4月	3,550,713,793	82.9	3,550,713,793	82.9	3,550,713,793	3,550,713,793	82.9	
	5月	2,005,477,337	107.6	5,556,191,130	90.4	2,005,477,337	5,556,191,130	90.4	
	6月	3,162,897,095	98.8	8,719,088,225	93.3	3,162,897,095	8,719,088,225	93.3	
	7月	5,378,405,838	94.7	14,097,494,063	93.8	5,378,405,838	14,097,494,063	93.8	
	8月	-	-	14,097,494,063	93.8	-	14,097,494,063	93.8	
	9月	2,958,190,339	155.4	17,055,684,402	100.7	2,958,190,339	17,055,684,402	100.7	
	10月	3,496,945,818	80.3	20,552,630,220	96.5	3,496,945,818	20,552,630,220	96.5	
	11月	2,162,525,358	75.3	22,715,155,578	94.0	2,162,525,358	22,715,155,578	94.0	
	12月	3,104,664,317	125.6	25,819,819,895	96.9	3,104,664,317	25,819,819,895	96.9	
	平成 30 (2018)年	1月	3,859,199,073	96.9	29,679,018,968	96.9	3,859,199,073	29,679,018,968	96.9
		2月	1,860,237,780	102.4	31,539,256,748	97.2	1,860,237,780	31,539,256,748	97.2
		3月	2,831,733,631	97.4	34,370,990,379	97.3	2,831,733,631	34,370,990,379	97.3
4月		-	-	34,370,990,379	97.3	-	34,370,990,379	97.3	
5月		-	-	34,370,990,379	97.3	-	34,370,990,379	97.3	

(10) 不動産取得税

単位：円、%

月別	調 定				収 入				
	当月分	前年度比	累計	前年度比	当月分	累計	前年度比		
平成 29 (2017)年	4月	773,141,500	112.8	773,141,500	112.8	248,232,000	248,232,000	72.3	
	5月	422,627,700	128.8	1,195,769,200	118.0	640,184,600	888,416,600	106.9	
	6月	374,047,060	106.5	1,569,816,260	115.0	404,509,565	1,292,926,165	117.7	
	7月	1,637,419,600	167.2	3,207,235,860	136.8	671,108,558	1,964,034,723	104.1	
	8月	310,273,800	111.6	3,517,509,660	134.1	1,222,445,908	3,186,480,631	139.6	
	9月	266,090,800	144.0	3,783,600,460	134.8	326,630,998	3,513,111,629	139.9	
	10月	272,726,000	72.9	4,056,326,460	127.5	263,340,906	3,776,452,535	136.0	
	11月	343,436,500	106.0	4,399,762,960	125.5	324,792,189	4,101,244,724	130.9	
	12月	531,617,300	124.4	4,931,380,260	125.4	359,292,609	4,460,537,333	124.7	
	平成 30 (2018)年	1月	372,091,200	77.8	5,303,471,460	120.2	485,176,794	4,945,714,127	124.2
		2月	446,413,200	96.6	5,749,884,660	118.0	438,318,382	5,384,032,509	120.8
		3月	356,250,800	185.7	6,106,135,460	120.6	285,777,306	5,669,809,815	119.3
4月		△ 3,922,400	-	6,102,213,060	120.6	332,797,502	6,002,607,317	121.8	
5月		△ 2,379,500	-	6,099,833,560	120.6	8,856,810	6,011,464,127	121.5	

(11) 県たばこ税

単位：円、%

月別	調 定				収 入				
	当月分	前年度比	累計	前年度比	当月分	累計	前年度比		
平成 29 (2017)年	4月	197,083,733	87.9	197,083,733	87.9	34,802	34,802	75.4	
	5月	189,246,324	98.4	386,330,057	92.8	386,299,537	386,334,339	92.8	
	6月	203,585,825	99.2	589,915,882	94.9	203,660,697	589,995,036	94.9	
	7月	196,354,640	95.5	786,270,522	95.1	196,146,497	786,141,533	126.4	
	8月	194,044,136	93.4	980,314,658	94.7	194,109,515	980,251,048	94.7	
	9月	204,741,586	94.7	1,185,056,244	94.7	54,672	980,305,720	78.4	
	10月	190,190,537	93.4	1,375,246,781	94.5	394,888,897	1,375,194,617	94.5	
	11月	192,007,236	95.4	1,567,254,017	94.6	192,007,476	1,567,202,093	94.6	
	12月	179,255,255	93.4	1,746,509,272	94.5	51,924	1,567,254,017	94.6	
	平成 30 (2018)年	1月	197,365,401	91.6	1,943,874,673	94.2	376,565,648	1,943,819,665	94.2
		2月	164,093,133	94.2	2,107,967,806	94.2	164,111,787	2,107,931,452	94.2
		3月	160,910,689	92.7	2,268,878,495	94.1	36,354	2,107,967,806	87.4
4月		-	-	2,268,878,495	94.1	160,910,689	2,268,878,495	94.1	
5月		-	-	2,268,878,495	94.1	-	2,268,878,495	94.1	

(12) ゴルフ場利用税

単位：円、%

月別	調 定				収 入				
	当月分	前年度比	累計	前年度比	当月分	累計	前年度比		
平成 29 (2017)年	4月	182,487,850	98.6	182,487,850	98.6	165,886,750	165,886,750	92.6	
	5月	206,407,900	100.1	388,895,750	99.4	222,200,500	388,087,250	100.5	
	6月	241,124,850	96.0	630,020,600	98.1	236,720,250	624,807,500	98.3	
	7月	205,823,500	99.3	835,844,100	98.4	205,388,800	830,196,300	98.6	
	8月	212,469,750	98.3	1,048,313,850	98.3	216,006,750	1,046,203,050	98.9	
	9月	196,697,700	102.2	1,245,011,550	98.9	195,525,300	1,241,728,350	99.3	
	10月	204,239,350	105.7	1,449,250,900	99.8	207,522,550	1,449,250,900	100.3	
	11月	200,888,450	83.1	1,650,139,350	97.4	199,170,650	1,648,421,550	97.6	
	12月	235,942,000	107.0	1,886,081,350	98.5	234,092,200	1,882,513,750	99.0	
	平成 30 (2018)年	1月	201,710,500	96.3	2,087,791,850	98.3	204,174,100	2,086,687,850	98.5
		2月	115,852,100	86.1	2,203,643,950	97.6	113,627,300	2,200,315,150	97.7
		3月	101,614,200	86.2	2,305,258,150	97.0	102,210,000	2,302,525,150	97.0
4月		-	-	2,305,258,150	97.0	11,991,400	2,314,516,550	96.9	
5月		-	-	2,305,258,150	97.0	△ 9,258,400	2,305,258,150	97.0	

(13) 自動車取得税

単位：円、%

月別	調 定				収 入				
	当月分	前年度比	累計	前年度比	当月分	累計	前年度比		
平成 29 (2017)年	4月	365,684,440	97.7	365,684,440	97.7	125,367,940	125,367,940	58.1	
	5月	245,531,500	146.7	611,215,940	112.9	240,316,500	365,684,440	97.7	
	6月	328,082,200	162.2	939,298,140	126.3	256,013,400	621,697,840	114.8	
	7月	265,366,700	137.0	1,204,664,840	128.5	317,587,900	939,285,740	126.3	
	8月	238,278,500	146.1	1,442,943,340	131.1	264,580,200	1,203,865,940	128.5	
	9月	330,845,500	138.0	1,773,788,840	132.3	239,077,400	1,442,943,340	131.1	
	10月	251,281,900	134.9	2,025,070,740	132.7	330,085,200	1,773,028,540	132.3	
	11月	275,667,300	132.2	2,300,738,040	132.6	252,042,200	2,025,070,740	132.7	
	12月	269,328,800	127.2	2,570,066,840	132.0	275,329,100	2,300,399,840	132.6	
	平成 30 (2018)年	1月	278,124,600	113.0	2,848,191,440	129.9	269,349,100	2,569,748,940	132.0
		2月	314,521,300	129.0	3,162,712,740	129.8	344,000	2,570,092,940	117.2
		3月	△ 20,659,040	減	3,142,053,700	119.3	279,321,900	2,849,414,840	117.0
4月		△ 12,500	－	3,142,041,200	119.3	292,626,360	3,142,041,200	119.3	
5月		△ 1,081,300	－	3,140,959,900	119.3	△ 1,081,300	3,140,959,900	119.3	

(14) 軽油引取税

単位：円、%

月別	調 定				収 入				
	当月分	前年度比	累計	前年度比	当月分	累計	前年度比		
平成 29 (2017)年	4月	1,962,359,657	99.6	1,962,359,657	99.6	70,345,626	70,345,626	141.0	
	5月	1,790,555,866	99.9	3,752,915,523	99.7	885,204,652	955,550,278	103.5	
	6月	1,703,703,311	102.1	5,456,618,834	100.5	863,274,086	1,818,824,364	104.5	
	7月	1,826,395,425	104.6	7,283,014,259	101.5	1,882,831,005	3,701,655,369	103.1	
	8月	1,824,026,379	101.4	9,107,040,638	101.5	1,828,143,137	5,529,798,506	101.3	
	9月	1,739,405,505	101.1	10,846,446,143	101.4	1,605,805,808	7,135,604,314	100.7	
	10月	1,839,211,620	101.7	12,685,657,763	101.5	1,905,767,111	9,041,371,425	100.7	
	11月	1,828,924,742	97.7	14,514,582,505	101.0	1,723,097,104	10,764,468,529	100.3	
	12月	1,877,990,893	99.1	16,392,573,398	100.7	1,743,096,866	12,507,565,395	100.3	
	平成 30 (2018)年	1月	1,997,847,367	101.3	18,390,420,765	100.8	1,974,465,211	14,482,030,606	100.2
		2月	1,665,221,013	100.0	20,055,641,778	100.7	1,748,315,617	16,230,346,223	100.0
		3月	1,799,952,393	98.7	21,855,594,171	100.6	1,812,717,005	18,043,063,228	99.7
4月		－	－	21,855,594,171	100.6	1,997,392,991	20,040,456,219	101.1	
5月		－	－	21,855,594,171	100.6	1,809,262,776	21,849,718,995	100.6	

(15) 自動車税 (総額)

単位：円、%

月別	調 定				収 入				
	当月分	前年度比	累計	前年度比	当月分	累計	前年度比		
平成 29 (2017)年	4月	195,637,600	105.5	195,637,600	105.5	5,257,200	5,257,200	3.5	
	5月	35,222,690,600	100.4	35,418,328,200	100.4	17,577,993,100	17,583,250,300	97.1	
	6月	104,016,491	47.5	35,522,344,691	100.1	12,212,546,368	29,795,796,668	101.2	
	7月	△ 57,560,343	—	35,464,784,348	100.1	2,322,599,526	32,118,396,194	100.9	
	8月	△ 41,181,868	—	35,423,602,480	100.1	1,512,179,120	33,630,575,314	100.5	
	9月	5,643,600	増	35,429,246,080	100.2	838,206,039	34,468,781,353	100.7	
	10月	△ 81,354,900	—	35,347,891,180	100.1	162,365,603	34,631,146,956	100.4	
	11月	△ 37,944,200	—	35,309,946,980	100.1	223,024,071	34,854,171,027	100.5	
	12月	△ 27,831,600	—	35,282,115,380	100.1	98,824,680	34,952,995,707	100.4	
	平成 30 (2018)年	1月	△ 19,250,610	—	35,262,864,770	100.1	30,824,146	34,983,819,853	100.4
		2月	△ 19,463,224	—	35,243,401,546	100.1	29,220,965	35,013,040,818	100.3
		3月	△ 18,816,000	—	35,224,585,546	100.1	1,170,401	35,014,211,219	100.3
4月		△ 1,625,316	—	35,222,960,230	100.1	11,652,353	35,025,863,572	100.3	
5月		△ 2,678,100	—	35,220,282,130	100.1	11,763,012	35,037,626,584	100.3	

ア 自動車税 (普通徴収)

単位：円、%

月別	調 定				収 入				
	当月分	前年度比	累計	前年度比	当月分	累計	前年度比		
平成 29 (2017)年	4月	—	—	—	—	5,257,200	5,257,200	3.5	
	5月	35,028,266,000	100.3	35,028,266,000	100.3	17,382,355,500	17,387,612,700	97.0	
	6月	△ 96,372,109	減	34,931,893,891	99.9	12,029,345,968	29,416,958,668	101.1	
	7月	△ 228,957,043	—	34,702,936,848	100.0	2,110,986,726	31,527,945,394	100.7	
	8月	△ 159,190,868	—	34,543,745,980	99.9	1,352,165,220	32,880,110,614	100.4	
	9月	△ 136,635,800	—	34,407,110,180	100.0	711,817,239	33,591,927,853	100.5	
	10月	△ 171,366,400	—	34,235,743,780	99.9	22,352,903	33,614,280,756	100.2	
	11月	△ 119,008,400	—	34,116,735,380	99.9	129,806,071	33,744,086,827	100.3	
	12月	△ 86,233,200	—	34,030,502,180	99.9	18,254,780	33,762,341,607	100.2	
	平成 30 (2018)年	1月	△ 57,656,210	—	33,972,845,970	99.9	△ 28,351,354	33,733,990,253	100.1
		2月	△ 41,911,324	—	33,930,934,646	99.9	△ 10,314,435	33,723,675,818	100.1
		3月	△ 17,148,200	—	33,913,786,446	99.9	△ 20,254,499	33,703,421,319	100.1
4月		△ 1,619,316	—	33,912,167,130	99.9	11,649,153	33,715,070,472	100.1	
5月		△ 2,605,200	—	33,909,561,930	99.9	11,835,912	33,726,906,384	100.1	

イ 自動車税（証紙徴収）

単位：円、%

月別	調 定				収 入				
	当月分	前年度比	累計	前年度比	当月分	累計	前年度比		
平成 29 (2017)年	4月	195,637,600	105.5	195,637,600	105.5	-	-	-	
	5月	194,424,600	114.6	390,062,200	109.9	195,637,600	195,637,600	105.5	
	6月	200,388,600	111.6	590,450,800	110.5	183,200,400	378,838,000	108.8	
	7月	171,396,700	102.8	761,847,500	108.6	211,612,800	590,450,800	110.5	
	8月	118,009,000	108.4	879,856,500	108.6	160,013,900	750,464,700	108.5	
	9月	142,279,400	104.2	1,022,135,900	108.0	126,388,800	876,853,500	108.4	
	10月	90,011,500	100.2	1,112,147,400	107.3	140,012,700	1,016,866,200	107.9	
	11月	81,064,200	99.2	1,193,211,600	106.7	93,218,000	1,110,084,200	107.4	
	12月	58,401,600	99.5	1,251,613,200	106.3	80,569,900	1,190,654,100	106.7	
	平成 30 (2018)年	1月	38,405,600	98.4	1,290,018,800	106.1	59,175,500	1,249,829,600	106.4
		2月	22,448,100	98.8	1,312,466,900	106.0	39,535,400	1,289,365,000	106.1
		3月	△ 1,667,800	-	1,310,799,100	106.0	21,424,900	1,310,789,900	106.0
4月		△ 6,000	-	1,310,793,100	106.0	3,200	1,310,793,100	106.0	
5月		△ 72,900	-	1,310,720,200	106.0	△ 72,900	1,310,720,200	106.0	

(注) OSSによる申告納税分（平成30（2018）年2月以降）を含む。

(16) 鋳区税

単位：円、%

月別	調 定				収 入				
	当月分	前年度比	累計	前年度比	当月分	累計	前年度比		
平成 29 (2017)年	4月	-	-	-	-	-	-		
	5月	7,315,800	101.0	7,315,800	101.0	3,227,600	3,227,600	90.9	
	6月	88,202	69.9	7,404,002	100.5	4,022,200	7,249,800	103.5	
	7月	-	-	7,404,002	100.5	-	7,249,800	100.5	
	8月	-	-	7,404,002	100.5	-	7,249,800	100.5	
	9月	41,800	増	7,445,802	101.0	41,800	7,291,600	100.1	
	10月	-	-	7,445,802	101.0	-	7,291,600	100.1	
	11月	-	減	7,445,802	100.7	-	7,291,600	100.1	
	12月	-	-	7,445,802	100.7	-	7,291,600	99.8	
	平成 30 (2018)年	1月	-	-	7,445,802	100.7	-	7,291,600	99.8
		2月	-	-	7,445,802	100.7	-	7,291,600	99.8
		3月	-	-	7,445,802	100.7	-	7,291,600	99.8
4月		-	-	7,445,802	100.7	-	7,291,600	99.8	
5月		-	-	7,445,802	100.7	-	7,291,600	99.8	

(17) 狩猟税

単位：円、%

月別	調 定				収 入				
	当月分	前年度比	累計	前年度比	当月分	累計	前年度比		
平成 29 (2017)年	4月	-	-	-	-	-	-		
	5月	-	-	-	-	-	-		
	6月	-	-	-	-	-	-		
	7月	-	-	-	-	-	-		
	8月	-	-	-	-	-	-		
	9月	16,335,100	93.5	16,335,100	93.5	16,335,100	16,335,100	93.5	
	10月	8,372,400	92.1	24,707,500	93.0	8,351,900	24,687,000	92.9	
	11月	770,100	110.0	25,477,600	93.4	774,100	25,461,100	93.4	
	12月	250,700	82.0	25,728,300	93.3	271,300	25,732,400	93.3	
	平成 30 (2018)年	1月	183,500	159.4	25,911,800	93.6	179,400	25,911,800	93.6
		2月	41,100	100.2	25,952,900	93.6	41,100	25,952,900	93.6
		3月	-	減	25,952,900	93.6	-	25,952,900	93.6
4月		-	-	25,952,900	93.6	-	25,952,900	93.6	
5月		-	-	25,952,900	93.6	-	25,952,900	93.6	

(18) 旧法による税（軽油取引税）

単位：円、%

月別	調 定				収 入			
	当月分	前年度比	累計	前年度比	当月分	累計	前年度比	
平成 29 (2017)年	4月	-	-	-	-	-	-	
	5月	-	-	-	-	-	-	
	6月	154,663	100.0	154,663	100.0	-	-	
	7月	-	-	154,663	100.0	-	-	
	8月	-	-	154,663	100.0	-	-	
	9月	-	-	154,663	100.0	-	-	
	10月	-	-	154,663	100.0	-	-	
	11月	-	-	154,663	100.0	-	-	
	12月	-	-	154,663	100.0	-	-	
	平成 30 (2018)年	1月	-	-	154,663	100.0	-	-
		2月	-	-	154,663	100.0	-	-
		3月	-	-	154,663	100.0	-	-
4月		-	-	154,663	100.0	-	-	
5月		-	-	154,663	100.0	-	-	

4 県税決算額等累年比較

年度	当初予算額		最終予算額		調定額	
	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比
昭和55(1980)年度	105,070,000,000	120.3	112,070,000,000	114.2	114,137,319,558	113.9
昭和56(1981)年度	118,350,000,000	112.6	115,400,000,000	103.0	118,116,348,964	103.5
昭和57(1982)年度	123,500,000,000	104.4	123,600,000,000	107.1	126,574,719,427	107.2
昭和58(1983)年度	126,720,000,000	102.6	128,452,000,000	103.9	131,669,485,370	104.0
昭和59(1984)年度	135,340,000,000	106.8	141,902,000,000	110.5	145,336,031,138	110.4
昭和60(1985)年度	150,340,000,000	111.1	154,640,000,000	109.0	158,407,776,191	109.0
昭和61(1986)年度	158,960,000,000	105.7	155,210,000,000	100.4	159,700,658,568	100.8
昭和62(1987)年度	158,350,000,000	99.6	171,250,000,000	110.3	175,492,112,239	109.9
昭和63(1988)年度	178,950,000,000	113.0	198,750,000,000	116.1	202,920,777,748	115.6
平成1(1989)年度	197,200,000,000	110.2	215,054,484,000	108.2	219,625,840,009	108.2
平成2(1990)年度	221,500,000,000	112.3	241,650,000,000	112.4	246,188,104,942	112.1
平成3(1991)年度	241,300,000,000	108.9	253,800,000,000	105.0	259,436,106,827	105.4
平成4(1992)年度	247,500,000,000	102.6	237,000,000,000	93.4	244,405,652,387	94.2
平成5(1993)年度	237,000,000,000	95.8	217,900,000,000	91.9	225,962,675,376	92.5
平成6(1994)年度	214,800,000,000	90.6	218,500,000,000	100.3	226,047,279,310	100.0
平成7(1995)年度	226,200,000,000	105.3	230,700,000,000	105.6	238,317,026,192	105.4
平成8(1996)年度	231,400,000,000	102.3	229,700,000,000	99.6	237,191,857,996	99.5
平成9(1997)年度	240,300,000,000	103.8	236,656,000,000	103.0	244,762,565,895	103.2
平成10(1998)年度	246,668,000,000	102.7	227,168,000,000	96.0	236,113,175,702	96.5
平成11(1999)年度	212,400,000,000	86.1	219,200,000,000	96.5	227,321,509,255	96.3
平成12(2000)年度	215,800,000,000	101.6	231,300,000,000	105.5	239,336,202,074	105.3
平成13(2001)年度	229,900,000,000	106.5	224,500,000,000	97.1	235,079,302,956	98.2
平成14(2002)年度	202,600,000,000	88.1	199,500,000,000	88.9	212,645,093,795	90.5
平成15(2003)年度	190,300,000,000	93.9	206,000,000,000	103.3	217,634,796,309	102.3
平成16(2004)年度	207,800,000,000	109.2	226,500,000,000	110.0	238,262,412,671	109.5
平成17(2005)年度	223,000,000,000	107.3	230,800,000,000	101.9	241,866,051,220	101.5
平成18(2006)年度	238,000,000,000	106.7	254,800,000,000	110.4	264,206,571,039	109.2
平成19(2007)年度	289,500,000,000	121.6	282,100,000,000	110.7	292,492,148,589	110.7
平成20(2008)年度	287,000,000,000	99.1	271,500,000,000	96.2	282,447,561,738	96.6
平成21(2009)年度	227,000,000,000	79.1	214,500,000,000	79.0	227,153,792,206	80.4
平成22(2010)年度	194,500,000,000	85.7	204,500,000,000	95.3	216,288,833,402	95.2
平成23(2011)年度	203,000,000,000	104.4	199,500,000,000	97.6	211,500,904,479	97.8
平成24(2012)年度	202,500,000,000	99.8	203,500,000,000	102.0	214,088,464,082	101.2
平成25(2013)年度	203,500,000,000	100.5	213,500,000,000	104.9	223,632,793,986	104.5
平成26(2014)年度	215,000,000,000	105.7	224,000,000,000	104.9	232,384,074,057	103.9
平成27(2015)年度	241,500,000,000	112.3	243,000,000,000	108.5	250,472,331,778	107.8
平成28(2016)年度	253,500,000,000	105.0	242,500,000,000	99.8	248,313,747,630	99.1
平成29(2017)年度	245,500,000,000	96.8	247,500,000,000	102.1	253,249,548,001	102.0

単位：円、%

収入額		過誤納金還付未済額	不納欠損額	収入未済額	収入歩合
金額	前年度比				
112,420,373,841	113.7	2,234,684	73,477,017	1,645,703,384	98.5
116,113,624,351	103.3	2,337,865	36,670,879	1,968,391,599	98.3
124,231,920,761	107.0	3,620,165	27,523,955	2,318,894,876	98.1
128,800,797,307	103.7	3,401,528	56,968,021	2,815,121,570	97.8
142,106,493,257	110.3	3,828,054	58,584,686	3,174,781,249	97.8
154,940,421,678	109.0	20,830,074	65,315,180	3,422,869,407	97.8
155,650,436,697	100.5	3,646,247	87,069,712	3,966,798,406	97.5
171,585,270,563	110.2	4,541,388	80,551,291	3,830,831,773	97.8
198,762,075,657	115.8	2,818,212	111,427,852	4,050,092,451	98.0
215,548,978,322	108.4	3,140,221	114,454,479	3,965,547,429	98.1
241,666,035,106	112.1	3,046,357	129,454,817	4,395,661,376	98.2
253,985,592,809	105.1	4,214,719	139,261,326	5,315,467,411	97.9
237,929,631,237	93.7	5,991,695	116,191,559	6,365,821,286	97.4
218,824,888,767	92.0	4,339,583	462,455,059	6,679,671,133	96.8
219,131,891,999	100.1	11,114,879	178,112,085	6,748,390,105	96.9
230,974,629,669	105.4	10,199,604	393,847,646	6,958,748,481	96.9
229,907,407,175	99.5	14,848,008	312,647,822	6,986,651,007	96.9
237,225,320,905	103.2	12,770,455	359,052,706	7,190,962,739	96.9
228,592,170,524	96.4	15,315,979	588,951,040	6,947,370,117	96.8
220,094,903,279	96.3	16,652,465	427,672,444	6,815,585,997	96.8
231,842,614,548	105.3	10,838,064	227,415,827	7,277,009,763	96.9
226,583,106,659	97.7	5,624,774	231,054,096	8,270,766,975	96.4
202,268,416,887	89.3	9,126,594	399,473,856	9,986,329,646	95.1
206,837,991,302	102.3	3,580,511	265,254,064	10,535,131,454	95.0
227,636,373,270	110.1	15,261,497	920,060,497	9,721,240,401	95.5
232,051,477,354	101.9	5,271,460	1,002,314,407	8,817,530,919	95.9
255,347,155,660	110.0	5,516,877	531,917,250	8,333,015,006	96.6
282,553,420,422	110.7	4,889,628	386,332,269	9,557,285,526	96.6
271,625,860,734	96.1	4,489,168	703,846,235	10,122,343,937	96.2
215,166,799,409	79.2	3,877,456	1,832,488,455	10,158,381,798	94.7
205,188,044,872	95.4	3,067,370	838,496,593	10,265,359,307	94.9
200,675,560,979	97.8	7,812,338	699,245,690	10,133,910,148	94.9
204,319,656,701	101.8	3,614,578	1,031,477,661	8,740,944,298	95.4
214,764,621,251	105.1	2,509,093	1,324,423,016	7,546,258,812	96.0
224,826,111,491	104.7	13,993,855	1,057,392,701	6,514,563,720	96.7
244,349,497,063	108.7	1,474,242	738,222,978	5,386,085,979	97.6
243,126,978,582	99.5	8,135,565	720,683,491	4,474,221,122	97.9
248,857,064,008	102.4	2,077,000	695,512,944	3,699,048,049	98.3

5 県税決算額累年比較（税目別）

税目	平成 26 年度 (2014)						平成 27 年度 (2015)					
	調定額	前年度比	構成比	収入額	前年度比	構成比	調定額	前年度比	構成比	収入額	前年度比	構成比
県 税	232,384,074,057	103.9	100.0	224,826,111,491	104.7	100.0	250,472,331,778	107.8	100.0	244,349,497,063	108.7	100.0
県 民 税	92,607,653,912	102.9	39.9	86,215,415,077	103.8	38.3	90,139,729,180	97.3	36.0	84,685,831,334	98.2	34.7
個 人	78,605,588,676	101.5	33.8	72,283,340,333	102.5	32.2	77,403,049,778	98.5	30.9	71,990,401,695	99.6	29.5
法 人	13,199,985,861	113.0	5.7	13,129,995,369	113.2	5.8	12,061,556,360	91.4	4.8	12,020,306,597	91.5	4.9
利 子 割	802,079,375	92.0	0.3	802,079,375	92.0	0.4	675,123,042	84.2	0.3	675,123,042	84.2	0.3
事 業 税	46,162,849,971	114.6	19.9	45,895,424,102	115.0	20.4	54,000,043,383	117.0	21.6	53,849,848,787	117.3	22.0
個 人	1,914,276,306	103.0	0.8	1,805,247,361	104.7	0.8	2,034,977,207	106.3	0.8	1,948,975,633	108.0	0.8
法 人	44,248,573,665	115.2	19.0	44,090,176,741	115.5	19.6	51,965,066,176	117.4	20.7	51,900,873,154	117.7	21.2
地 方 消 費 税	22,506,938,008	115.8	9.7	22,506,938,008	115.8	10.0	36,127,700,862	160.5	14.4	36,127,700,862	160.5	14.8
譲 渡 割	22,205,040,700	115.6	9.6	22,205,040,700	115.6	9.9	35,715,803,316	160.8	14.3	35,715,803,316	160.8	14.6
貨 物 割	301,897,308	135.5	0.1	301,897,308	135.5	0.1	411,897,546	136.4	0.2	411,897,546	136.4	0.2
不 動 産 取 得 税	5,541,945,802	100.9	2.4	5,312,583,310	104.3	2.4	5,471,594,639	98.7	2.2	5,311,413,912	100.0	2.2
県 た ば こ 税	2,529,556,893	90.1	1.1	2,529,556,893	90.1	1.1	2,493,127,187	98.6	1.0	2,493,127,187	98.6	1.0
ゴ ル フ 場 利 用 税	2,495,674,043	94.7	1.1	2,494,266,783	95.0	1.1	2,435,587,510	97.6	1.0	2,434,250,750	97.6	1.0
自 動 車 取 得 税	1,741,843,900	53.9	0.7	1,741,843,900	53.9	0.8	2,479,696,000	142.4	1.0	2,479,696,000	142.4	1.0
軽 油 引 取 税	22,730,407,567	99.6	9.8	22,625,278,933	99.6	10.1	21,779,755,164	95.8	8.7	21,772,985,564	96.2	8.9
自 動 車 税	35,913,746,691	98.4	15.5	35,448,832,246	98.8	15.8	35,507,516,110	98.9	14.2	35,157,303,789	99.2	14.4
普 通 徴 収	34,704,621,991	98.6	14.9	34,239,707,546	99.0	15.2	34,247,993,610	98.7	13.7	33,897,781,289	99.0	13.9
証 紙 徴 収	1,209,124,700	93.3	0.5	1,209,124,700	93.3	0.5	1,259,522,500	104.2	0.5	1,259,522,500	104.2	0.5
鉦 区 税	7,358,900	91.4	0.0	7,316,900	90.9	0.0	7,365,800	100.1	0.0	7,277,598	99.5	0.0
固 定 資 産 税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
狩 猟 税	41,186,000	94.5	0.0	41,186,000	94.5	0.0	29,828,800	72.4	0.0	29,828,800	72.4	0.0
旧 法 (自動車取得税)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
旧 法 (軽油引取税)	104,806,134	26.8	0.0	7,469,339	766.1	0.0	387,143	0.4	0.0	232,480	3.1	0.0
旧 法 (特別地方消費税)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
旧 法 (料理飲食等消費税)	106,236	100.0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-

単位：円、%

平成 28 年度 (2016)						平成 29 年度 (2017)					
調定額	前年度比	構成比	収入額	前年度比	構成比	調定額	前年度比	構成比	収入額	前年度比	構成比
248,313,747,630	99.1	100.0	243,126,978,582	99.5	100.0	253,249,548,001	102.0	100.0	248,857,064,008	102.4	100.0
86,394,625,306	95.8	34.8	81,717,809,786	96.5	33.6	90,228,046,035	104.4	35.6	86,236,202,828	105.5	34.7
76,105,573,243	98.3	30.6	71,471,827,588	99.3	29.4	78,423,297,974	103.0	31.0	74,469,203,167	104.2	29.9
9,856,450,232	81.7	4.0	9,813,380,367	81.6	4.0	11,128,959,210	112.9	4.4	11,091,210,810	113.0	4.5
432,601,831	64.1	0.2	432,601,831	64.1	0.2	675,788,851	156.2	0.3	675,788,851	156.2	0.3
57,148,527,702	105.8	23.0	57,004,045,654	105.9	23.4	57,726,151,816	101.0	22.8	57,602,720,050	101.1	23.1
2,010,087,429	98.8	0.8	1,946,750,914	99.9	0.8	2,097,590,608	104.4	0.8	2,046,955,611	105.1	0.8
55,138,440,273	106.1	22.2	55,057,294,740	106.1	22.6	55,628,561,208	100.9	22.0	55,555,764,439	100.9	22.3
35,342,010,138	97.8	14.2	35,342,010,138	97.8	14.5	34,370,990,379	97.3	13.6	34,370,990,379	97.3	13.8
35,003,047,308	98.0	14.1	35,003,047,308	98.0	14.4	34,062,727,212	97.3	13.5	34,062,727,212	97.3	13.7
338,962,830	82.3	0.1	338,962,830	82.3	0.1	308,263,167	90.9	0.1	308,263,167	90.9	0.1
5,056,278,865	92.4	2.0	4,946,958,023	93.1	2.0	6,099,833,560	120.6	2.4	6,011,464,127	121.5	2.4
2,411,204,447	96.7	1.0	2,411,204,447	96.7	1.0	2,268,878,495	94.1	0.9	2,268,878,495	94.1	0.9
2,376,135,850	97.6	1.0	2,376,135,850	97.6	1.0	2,305,258,150	97.0	0.9	2,305,258,150	97.0	0.9
2,633,035,300	106.2	1.1	2,633,035,300	106.2	1.1	3,140,959,900	119.3	1.2	3,140,959,900	119.3	1.3
21,730,894,909	99.8	8.8	21,724,199,309	99.8	8.9	21,855,594,171	100.6	8.6	21,849,718,995	100.6	8.8
35,185,747,648	99.1	14.2	34,936,535,475	99.4	14.4	35,220,282,130	100.1	13.9	35,037,626,584	100.3	14.1
33,948,929,548	99.1	13.7	33,699,717,375	99.4	13.9	33,909,561,930	99.9	13.4	33,726,906,384	100.1	13.6
1,236,818,100	98.2	0.5	1,236,818,100	98.2	0.5	1,310,720,200	106.0	0.5	1,310,720,200	106.0	0.5
7,393,302	100.4	0.0	7,305,100	100.4	0.0	7,445,802	100.7	0.0	7,291,600	99.8	0.0
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
27,739,500	93.0	0.0	27,739,500	93.0	0.0	25,952,900	93.6	0.0	25,952,900	93.6	0.0
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
154,663	39.9	0.0	-	-	-	154,663	100.0	0.0	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

6 県税に係る税外収入実績

(1) 科目別

科 目	予算額	調定額	収入額
総 額	296,031,000	366,118,124	330,960,705
延 滞 金	250,233,000	263,414,560	263,532,217
過 少 申 告 加 算 金	3,759,000	6,047,244	5,601,497
不 申 告 加 算 金	3,636,000	3,041,865	1,595,113
重 加 算 金	35,602,000	92,164,955	58,782,378
過 料	1,000	—	—
滞 納 処 分 費	2,800,000	1,449,500	1,449,500

(2) 事務所別

事 務 所 名	延滞金			加算金		
	調定	収入	収入 歩合	調定	収入	収入 歩合
総 額	263,414,560	263,532,217	100.0	101,254,064	65,978,988	65.2
宇 都 宮	80,585,519	80,651,562	100.0	35,365,396	16,737,317	47.3
鹿 沼	14,744,371	14,749,348	100.0	9,862,142	6,234,086	63.2
真 岡	10,838,231	10,838,231	100.0	3,995,034	3,978,182	99.6
栃 木	26,312,662	26,320,460	100.0	21,516,178	10,079,942	46.8
矢 板	32,872,802	32,872,806	100.0	1,896,508	1,896,508	100.0
大 田 原	34,361,944	34,362,503	100.0	22,590,494	21,180,026	93.8
安 足	32,298,274	32,299,374	100.0	6,028,312	5,872,927	97.4
自 動 車	31,400,757	31,437,933	100.0	—	—	—

単位：円、%

過誤納額	不納欠損額	収入未済額	収入歩合
117,657	11,276,705	23,998,371	90.4
117,657	-	-	100.0
-	385,729	60,018	92.6
-	832,497	614,255	52.4
-	10,058,479	23,324,098	63.8
-	-	-	-
-	-	-	100.0

単位：円、%

過料			滞納処分費			雑入			計		
調定	収入	収入歩合	調定	収入	収入歩合	調定	収入	収入歩合	調定	収入	収入歩合
-	-	-	1,449,500	1,449,500	100.0	-	-	-	366,118,124	330,960,705	90.4
-	-	-	627,000	627,000	100.0	-	-	-	116,577,915	98,015,879	84.1
-	-	-	19,100	19,100	100.0	-	-	-	24,625,613	21,002,534	85.3
-	-	-	14,800	14,800	100.0	-	-	-	14,848,065	14,831,213	99.9
-	-	-	60,700	60,700	100.0	-	-	-	47,889,540	36,461,102	76.1
-	-	-	2,900	2,900	100.0	-	-	-	34,772,210	34,772,214	100.0
-	-	-	698,600	698,600	100.0	-	-	-	57,651,038	56,241,129	97.6
-	-	-	26,400	26,400	100.0	-	-	-	38,352,986	38,198,701	99.6
-	-	-	-	-	-	-	-	-	31,400,757	31,437,933	100.0

7 県税に係る税外収入徴収額累年比較

税目	平成 22 年度 (2010)		平成 23 年度 (2011)		平成 24 年度 (2012)		平成 25 年度 (2013)	
	調定額	収入額	調定額	収入額	調定額	収入額	調定額	収入額
総額	789,744,963	546,906,897	680,413,279	485,375,338	662,580,191	474,283,894	617,838,120	459,343,529
延滞金	445,736,690	446,036,275	415,802,616	416,488,396	414,510,921	414,840,875	400,577,789	400,829,835
過少申告 加算金	32,990,250	19,578,349	19,738,212	7,760,712	17,488,285	5,519,184	20,104,843	6,918,622
不申告 加算金	104,900,561	8,985,195	75,153,995	3,414,476	76,876,495	7,096,659	60,194,566	1,347,463
重加算金	205,538,162	71,727,778	169,065,356	57,058,654	153,312,190	46,434,876	136,608,122	49,894,809
過料	—	—	—	—	—	—	—	—
滞処 分納費	579,300	579,300	653,100	653,100	392,300	392,300	352,800	352,800

単位：円

平成 26 年度 (2014)		平成 27 年度 (2015)		平成 28 年度 (2016)		平成 29 年度 (2017)	
調定額	収入額	調定額	収入額	調定額	収入額	調定額	収入額
490,706,248	404,996,639	345,329,153	314,956,186	324,100,737	286,790,267	366,118,124	330,960,705
325,420,461	325,561,142	271,025,311	271,107,554	250,669,656	250,857,210	263,414,560	263,532,217
9,043,475	6,060,541	6,604,309	3,758,540	7,183,661	4,974,367	6,047,244	5,601,497
28,625,094	8,956,984	5,605,970	3,635,870	5,308,527	3,932,488	3,041,865	1,595,113
126,776,018	63,576,772	61,241,363	35,602,022	60,547,093	26,634,402	92,164,955	58,782,378
—	—	—	—	—	—	—	—
841,200	841,200	852,200	852,200	391,800	391,800	1,449,500	1,449,500

8 県税納期内収納率累年比較（現年度課税分）

単位：%

税目	平成 24 年度 (2012)		平成 25 年度 (2013)		平成 26 年度 (2014)		平成 27 年度 (2015)		平成 28 年度 (2016)		平成 29 年度 (2017)	
	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額
県税計 (個人県民税及び地方消費税を除く。)	77.4	79.0	77.8	79.9	79.1	81.4	80.4	83.4	81.0	83.5	82.2	84.6
法人県民税	76.9	96.0	77.8	96.3	78.4	96.6	79.0	96.7	80.4	96.2	82.8	96.9
利子等に係る県民税	97.8	99.9	98.3	99.8	98.4	99.9	96.9	99.8	98.2	99.8	98.6	99.8
個人事業税	80.1	85.3	79.4	84.0	80.6	85.0	80.5	85.0	83.4	86.1	84.0	86.5
法人事業税	78.0	97.6	79.3	97.6	79.3	97.4	80.2	98.1	80.2	97.4	81.1	97.9
地方消費税	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
不動産取得税	83.3	88.4	83.6	89.1	83.5	89.2	84.5	92.5	86.2	90.1	86.2	93.4
県たばこ税	90.4	99.9	90.2	99.9	92.2	99.9	100.0	100.0	98.6	99.9	98.2	99.9
ゴルフ場利用税	89.9	93.0	92.2	94.4	91.6	94.2	92.5	95.4	94.6	97.1	96.9	97.8
自動車取得税	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
軽油引取税	73.1	38.0	72.9	37.4	75.9	38.5	77.1	40.0	77.8	43.5	78.2	42.7
自動車税	75.3	73.4	75.9	74.1	77.6	75.9	78.7	76.8	79.3	77.3	80.4	78.7
普通徴収	73.4	72.4	74.1	73.1	76.0	75.0	77.1	76.0	77.7	76.5	78.9	77.8
証紙徴収	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
鉦区税	95.3	97.2	97.3	98.6	96.4	96.6	98.6	98.4	94.5	93.9	99.5	99.1
狩猟税	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
(旧法)自動車取得税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(旧法)軽油引取税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 納期内収納率（件数）は、納期内収納額（件数）／調定額（件数）により算出している。

第 3 課 税 状 況

1 税目別納税義務者等累年比較

区分	単位	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
		(2013)	(2014)	(2015)	(2016)	(2017)
個人県民税						
個人の県民税	人	987,967	997,633	999,968	1,009,370	1,019,133
県民税配当割	件	6,560	6,770	7,040	7,971	8,112
県民税株式等譲渡所得割	〳	508	508	483	413	522
県民税利子割 (特別徴収義務者)	人	217	224	214	214	214
法人県民税・事業税	社	46,710	46,681	46,448	46,653	46,748
個人事業税	人	11,619	12,071	12,061	12,850	13,064
第 1 種	〳	9,506	9,896	9,951	10,573	10,707
第 2 種	〳	10	5	9	12	12
第 3 種	〳	2,103	2,170	2,101	2,265	2,345
不動産取得税	件	26,032	26,877	25,841	27,207	28,789
土地	〳	17,651	17,991	17,402	18,405	19,777
家屋	〳	8,381	8,886	8,439	8,802	9,012
県たばこ税	人	8	8	8	9	9
ゴルフ場利用税	施設	133	133	132	128	125
自動車税	台	986,389	980,219	970,756	966,963	967,169
鉦区税	鉦区	215	205	197	199	200
自動車取得税	台	60,208	49,525	72,028	73,187	74,359
軽油引取税 (特別徴収義務者)	人	214	214	212	213	211
狩猟税	人	3,199	3,099	3,279	3,131	3,293

2 個人県民税に関する調

(1) 個人の県民税

ア 納税義務者数

単位：人

事務所名	均等割のみの者	均等割と所得割の 合算額の者	分離課税分	計
総 数	109,871	905,079	4,183	1,019,133
宇 都 宮	18,871	263,561	1,099	283,531
鹿 沼	11,504	82,761	395	94,660
真 岡	8,383	64,570	335	73,288
栃 木	23,740	204,969	989	229,698
矢 板	10,723	73,045	345	84,113
大 田 原	24,281	96,771	510	121,562
安 足	12,369	119,402	510	132,281

イ 税額等

単位：人、円

事務所名	普通徴収分		特別徴収分		分離課税分		計	
	納税者数	税額	納税者数	税額	納税者数	税額	納税者数	税額
総 数	293,505	13,960,512,082	721,445	55,832,298,316	4,183	470,838,808	1,019,133	70,263,649,206
宇 都 宮	63,627	3,941,725,645	218,805	18,952,106,485	1,099	172,895,826	283,531	23,066,727,956
鹿 沼	33,502	1,276,875,500	60,763	4,348,891,100	395	30,814,680	94,660	5,656,581,280
真 岡	22,510	871,270,660	50,443	3,592,335,300	335	24,656,900	73,288	4,488,262,860
栃 木	64,273	3,357,296,417	164,436	12,849,177,032	989	96,892,560	229,698	16,303,366,009
矢 板	23,702	1,014,188,320	60,066	4,129,922,714	345	40,165,022	84,133	5,184,276,056
大 田 原	51,859	1,788,663,140	69,193	5,115,257,739	510	47,724,120	121,562	6,951,644,999
安 足	34,032	1,710,492,400	97,739	6,844,607,946	510	57,689,700	132,281	8,612,790,046

(2) 県民税配当割

単位：千円

区 分	課税標準額	税 額
上場株式等の配当等	21,084,020	712,076
投資信託でのその設定に係る受益権の募集が 公募により行われたものの収益の分配	9,943,230	45,128
公募証券投資信託の分配に係る配当等	92	5
特定投資法人の投資口の配当等	-	-
特定目的信託の社債的受益権の剰余金のうち 公募のもの	-	-
特定公社債の利子・特定口座外の割引債の償 還金	1,522,236	35,322
源泉徴収選択口座内配当等	52,418,696	1,212,053
合 計	84,968,274	2,004,583

(3) 県民税株式等譲渡所得割

単位：千円

区 分	課税標準額	税 額
特 定 株 式 等 譲 渡 所 得	42,599,800	2,129,854

3 法人県民税に関する調

区 分	均等割額		法 人 税 割 額					
	納税義務者数	調定額①	確定法人税割額		確定法人税割額に対応する前年度分の中間申告額		確定申告が翌年度になる中間申告額	
			事業年度数	税額②	事業年度数	税額③	事業年度数	税額④
総 数	46,748	2,556,116	46,637	7,862,172	8,113	2,246,369	8,174	2,604,958
普通法人	43,748	2,443,704	44,128	7,736,131	8,067	2,246,061	8,139	2,604,958
県内法人	35,437	923,452	35,748	1,146,236	4,176	353,547	4,212	371,744
分割法人	8,311	1,520,252	8,380	6,589,895	3,891	1,892,514	3,927	2,233,214
本店本県	1,300	82,098	1,320	1,044,511	414	356,186	392	378,059
本店他県	7,011	1,438,154	7,060	5,545,384	3,477	1,536,328	3,535	1,855,155
特別法人	605	41,555	609	114,483	—	—	—	—
公益法人等	1,186	19,565	1,250	10,557	—	—	—	—
寮等のみを 有する法人	541	41,068	—	—	—	—	—	—
人格なき社団等	188	4,408	193	805	—	—	—	—
清算法人	480	5,816	457	196	46	308	35	—

4 県民税利子割に関する調

(1) 特別徴収義務者数

単位：人、件

区 分	特別徴収義務者数	営業所数
総 数	214	887
銀行等	17	533
信用金庫等	16	93
農林中央金庫等	13	90
証券会社	16	17
保険会社等	26	27
社内預金実施企業	23	24
その他	103	103

単位：千円、%

確定申告期限が翌年度になる見込納付額		既還付請求利子割額が過大である場合の納付額⑥	中間納付額の歳出還付額⑦	現事業年度分調定額②-③+④+⑤+⑥+⑦⑧	過事業年度分調定額⑨	調定額⑧+⑨⑩	合計（調定額）①+⑩	
事業年度数	税額⑤							前年度比
52	37,681	—	163,792	8,422,234	118,307	8,540,541	11,096,657	113.0
51	37,674	—	163,792	8,296,494	116,647	8,413,141	10,856,845	113.7
6	6,112	—	56,032	1,226,577	36,283	1,262,860	2,186,312	101.8
45	31,562	—	107,760	7,069,917	80,364	7,150,281	8,670,533	117.2
—	—	—	28,046	1,094,430	13,604	1,108,034	1,190,132	104.7
45	31,562	—	79,714	5,975,487	66,760	6,042,247	7,480,401	119.5
1	7	—	—	114,490	1,382	115,872	157,427	82.7
—	—	—	—	10,557	162	10,719	30,284	89.0
—	—	—	—	—	—	—	41,068	100.7
—	—	—	—	805	115	920	5,328	90.8
—	—	—	—	△ 112	1	△ 111	5,705	95.8

(2) 税額等

単位：千円

区 分	税額	課税支払額	非課税支払額
総 数	675,789	13,658,797	365,548
公 社 債 利 子 等	660,656	13,319,026	365,444
特定公社債以外の公社債の利子	3,335	68,627	8,591
銀 行 預 金 利 子	283,527	5,736,125	215,509
銀行以外の金融機関の預貯金利子	72,532	1,472,137	30,897
合同運用信託の収益の分配	115	2,390	161
郵 便 貯 金 の 利 子	261,577	5,242,376	106,504
そ の 他	39,570	797,372	3,782
私 募 公 社 債 等 運 用 投 資 信 託 等 の 収 益 の 分 配 等	1,854	37,080	—
金 融 類 似 商 品	13,279	302,679	104
そ の 他	1	11	—

5 個人事業税に関する調

(1) 業種別課税状況

区 分	所得金額	専従者控除額・各種控除額等		事業主控除額	
		人員	控除額		
第一種事業	72,127,223,857	(4,558)	(8,756,192,394)	31,898,693,000	
第二種事業			9,202,376,704		
第三種事業			5%該当		(42,110,000)
			3%該当		44,693,155
合 計	101,015,172,976	(5,963)	21,025,078,403	38,729,424,000	

(注) 控除額欄の () 内は専従者控除額が内書きで、人員欄の () 内には専従者数が計上されている。

(2) 分割個人

単位：人、千円

区 分	本県本店分				他県本店分		合計	
	課税人員 ①	課税標準額			課税人員 ③	分割を受けた 課税標準額 ④	課税人員 ①+③	課税標準額 ②+④
		本県分	他の都道府県分	計 ②				
総 数	6	19,347	39,566	58,913	13	55,799	19	114,712
第一種事業	3	13,346	21,198	34,544	7	9,928	10	44,472
第二種事業	0	0	0	0	0	0	0	0
第三種事業	3	6,001	18,368	24,369	6	45,871	9	70,240

単位：円、%

課税標準額	調定額	減額・減免額	差引調定額	
				前年度比
31,009,342,000	1,553,468,500	3,288,000	1,550,180,500	104.1
414,837,000	16,593,000	—	16,593,000	177.4
9,614,710,000	481,367,300	686,200	480,681,100	108.9
235,290,000	7,165,300	200	7,165,100	108.5
41,274,179,000	2,058,594,100	3,974,400	2,054,619,700	105.5

(3) 業種別所得金額

種 別	課 税 人 員			所
	所得税課税者	所得税失格者	計	所得税課税者
総 数	11,955	1,109	13,064	71,293,353
第一種事業	10,003	704	10,707	56,894,291
物品販売業	819	63	882	4,297,785
金銭貸付業	—	2	2	—
不動産業	3,409	73	3,482	24,017,973
製造業	655	56	711	3,353,193
運送倉庫業	459	40	499	2,170,983
請負業	3,912	392	4,304	19,302,313
印刷出版業	14	1	15	61,359
旅館業	21	1	22	114,055
料理飲食店業	450	39	489	2,170,391
代理業等	64	18	82	326,607
娯楽興行業	6	—	6	25,758
その他の事業	194	19	213	1,053,874
第二種事業	12	—	12	442,833
畜産業	12	—	12	442,833
水産業	—	—	—	—
薪炭製造業	—	—	—	—
第三種事業	1,940	405	2,345	13,956,229
医業等	486	35	521	3,785,228
法務業等	584	219	803	5,901,526
環境衛生業	323	58	381	1,429,084
あんま業等	101	11	112	493,580
その他の事業	446	82	528	2,346,811

(注) 本表は過年度分を除いたものであり、分割個人については、本店本県個人のみ計上している。

単位：人、千円

得 金 額		事業主控除額 ②	差引課税所得金額①－②
所得税失格者	計 ①		
5,148,000	76,441,353	37,272,171	39,169,182
2,650,436	59,544,727	30,525,540	29,019,187
231,814	4,529,599	2,492,565	2,037,034
6,255	6,255	5,800	455
259,663	24,277,636	9,903,065	14,374,571
202,606	3,555,799	2,029,522	1,526,277
149,212	2,320,195	1,433,814	886,381
1,490,659	20,792,972	12,318,040	8,474,932
3,636	64,995	43,500	21,495
3,434	117,489	63,800	53,689
138,812	2,309,203	1,377,755	931,448
91,526	418,133	235,142	182,991
－	25,758	17,400	8,358
72,819	1,126,693	605,137	521,556
－	442,833	32,142	410,691
－	442,833	32,142	410,691
－	－	－	－
－	－	－	－
2,497,564	16,453,793	6,714,489	9,739,304
159,417	3,944,645	1,480,213	2,464,432
1,666,484	7,568,010	2,310,098	5,257,912
211,430	1,640,514	1,089,440	551,074
38,524	532,104	322,384	209,702
421,709	2,768,520	1,512,354	1,256,166

(4) 所得階層別所得金額

区分	300万円以下のもの		300万円を超え 310万円以下のもの		310万円を超え 320万円以下のもの		320万円を超え 330万円以下のもの	
	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額
総 数	581	1,705,400	571	1,726,197	486	1,516,837	495	1,593,424
第 一 種 事 業	481	1,410,171	475	1,435,397	404	1,260,833	413	1,327,831
第 二 種 事 業	1	2,924	—	—	—	—	—	—
第 三 種 事 業	99	292,305	96	290,800	82	256,004	82	265,593
あんま業等以外	93	274,558	86	260,480	76	237,087	79	255,891
あんま業等	6	17,747	10	30,320	6	18,917	3	9,702

区 分	370万円を超え 380万円以下のもの		380万円を超え 390万円以下のもの		390万円を超え 400万円以下のもの		400万円を超え 500万円以下のもの	
	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額
総 数	393	1,462,867	387	1,472,777	376	1,472,394	2,675	11,719,778
第 一 種 事 業	329	1,224,031	336	1,279,570	312	1,224,140	2,280	9,984,088
第 二 種 事 業	—	—	—	—	—	—	1	4,859
第 三 種 事 業	64	238,836	51	193,207	64	248,254	394	1,730,831
あんま業等以外	58	216,330	45	170,039	61	236,376	371	1,631,432
あんま業等	6	22,506	6	23,168	3	11,878	23	99,399

(注) 本表は過年度分を除いたものであり、分割個人については、本店本県個人のみ計上している。

単位：人、千円

330万円を超え 340万円以下のもの		340万円を超え 350万円以下のもの		350万円を超え 360万円以下のもの		360万円を超え 370万円以下のもの	
人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額
415	1,373,871	469	1,599,860	423	1,486,258	404	1,455,839
361	1,196,589	389	1,329,173	372	1,304,956	334	1,202,026
—	—	—	—	—	—	—	—
54	177,282	80	270,687	51	181,302	70	253,813
53	173,924	77	260,413	49	174,161	61	220,987
1	3,358	3	10,274	2	7,141	9	32,826

単位：人、千円

500万円を超え 600万円以下のもの		600万円を超え 700万円以下のもの		700万円を超え 1,000万円以下のもの		1,000万円を超える もの		合計	
人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額
1,575	8,491,905	989	6,270,618	1,496	12,011,518	1,329	21,081,810	13,064	76,441,353
1,300	6,999,755	809	5,127,758	1,182	9,428,462	930	13,809,947	10,707	59,544,727
—	—	—	—	1	7,240	9	427,810	12	442,833
275	1,492,150	180	1,142,860	313	2,575,816	390	6,844,053	2,345	16,453,793
257	1,393,495	171	1,087,559	304	2,507,346	386	6,786,756	2,227	15,886,834
18	98,655	9	55,301	9	68,470	4	57,297	118	566,959

6 法人事業税に関する調

(1) 税額等

区 分	現 事 業 年 度 分							
	確定額		確定事業税額に対応する 前年度分の中間申告額		確定申告が翌年度 になる中間申告額		確定申告期限が翌年 度になる見込納付額	
	事業年度数	税額 ①	事業年度数	税額 ②	事業年度数	税額 ③	事業年度数	税額 ④
総 額	46,643	53,113,315	7,842	18,819,791	7,917	19,168,410	52	193,875
所得課税分	44,076	18,220,033	6,047	5,086,207	6,100	5,711,763	34	65,348
普通法人	40,790	17,133,216	6,001	5,084,208	6,065	5,711,761	33	65,296
{ 県内法人	34,589	7,200,737	3,774	2,066,973	3,788	2,316,272	5	43,980
{ 分割法人	6,201	9,932,479	2,227	3,017,235	2,277	3,395,489	28	21,316
その他の法人等	3,286	1,086,817	46	1,999	35	2	1	52
収入金課税分	433	2,794,790	142	1,821,430	179	1,334,703	—	—
外形対象法人分	2,134	32,098,492	1,653	11,912,154	1,638	12,121,944	18	128,527

(参考) 地方法人特別税

	現 事 業 年 度 分								
	確定額						確定地方法人特別税額 に対応する前年度分 の中間申告額		
	事業年度数		基準法人 所得（収 入）割額	税額		確定申告及び決定 のない中間申告		事業年度数	税額
	確定申告があったもの うち決定 したもの	①		うち決定 したもの	事業年度数	税額 ②	③		
所得課税分 (外形対象法人分を除く)	43,605	134	17,921,047	6,850,837	590	496	33,447	6,307	1,672,640
収入金額課税分	437	—	2,758,476	1,406,574	—	4	38,726	163	727,873
外形対象法人分	2,040	4	4,578,684	17,722,463	△ 618	63	1,681,004	1,632	5,752,749
合計	46,082	138	25,258,207	25,979,874	△ 28	563	1,753,177	8,102	8,153,262

単位：千円、%

中間納付額の 歳出還付額 ⑤	調定額 ①-②+③+④+⑤ ⑥	過事業年度分		合計（調定額）⑥+⑦	
		所得（収入）金額	調定額 ⑦		前年度比
1,371,327	55,027,136	6,466,806	540,337	55,567,473	100.9
595,381	19,506,318	4,881,323	300,181	19,806,499	108.2
595,381	18,421,446	4,635,322	288,281	18,709,727	111.2
357,367	7,851,383	2,911,188	178,830	8,030,213	108.0
238,014	10,570,063	1,724,134	109,451	10,679,514	113.8
-	1,084,872	246,001	11,900	1,096,772	74.2
497,807	2,805,870	1,585,483	10,955	2,816,825	79.4
278,139	32,714,948	-	229,201	32,944,149	99.1

単位：千円

確定申告が翌年度 になる中間申告額						過事業年度分			
確定申告期限が翌年度 となる見込納付額		確定申告期限が翌年度 となる見込納付額		中間納付額の還付額		調定額 ①+②-③+ ④+⑤+⑥ ⑦	基準法人所 得（収入） 割額	調定額 ⑧	合計 ⑦+⑧ ⑨
事業年度数	税額 ④	事業年度数	税額 ⑤	前年度に 収入した もの ⑥	当該年度に 収入した もの				
6,347	2,129,899	35	28,230	130,197		7,499,970	402,407	238,160	7,738,130
197	552,598	-	-	123,207		1,393,232	14,605	8,989	1,402,221
1,620	6,642,559	19	95,526	383,787		20,772,590	25,586	38,975	20,811,565
8,164	9,325,056	54	123,756	637,191		29,665,792	442,598	286,124	29,951,916

(2) 資本金別法人数

資本金別	分割法人						
	利益法人			欠損法人			小計
	2の県にまたがるもの	3以上の県にまたがるもの	計	2の県にまたがるもの	3以上の県にまたがるもの	計	
総数	477	238	715	474	96	570	1,285
300万円未満	30	5	35	48	6	54	89
300万円以上 1,000万円未満	120	16	136	183	15	198	334
1,000万円	111	39	150	123	17	140	290
1,000万円超 5,000万円未満	134	78	212	85	27	112	324
5,000万円以上 1億円未満	50	41	91	27	20	47	138
1億円	13	13	26	4	3	7	33
1億円超 10億円未満	16	30	46	4	5	9	55
10億円	-	-	-	-	-	-	-
10億円超 50億円未満	3	7	10	-	1	1	11
50億円	-	1	1	-	-	-	1
50億円超 100億円未満	-	3	3	-	2	2	5
100億円以上	-	5	5	-	-	-	5

(注) 分割法人については、本店本県法人のみ計上している。

(3) 所得階層別所得金額

区 分	欠損法人	年所得 400 万円以下のもの		年所得 400 万円超 800 万円以下		年所得 800 万円超 1,000 万円以下	
	事業年度数	事業年度数	所得金額	事業年度数	所得金額	事業年度数	所得金額
総数	24,802	6,433	8,051,441	1,587	9,145,128	445	3,984,384
事業年度が年2回の法人	1	-	-	-	-	-	-
県内法人	1	-	-	-	-	-	-
分割法人	-	-	-	-	-	-	-
{ 軽減税率適用法人	-	-	-	-	-	-	-
{ その他	-	-	-	-	-	-	-
事業年度が年1回の法人	24,801	6,433	8,051,441	1,587	9,145,128	445	3,984,384
県内法人	24,228	6,267	7,781,069	1,523	8,754,159	415	3,711,463
分割法人	573	166	270,372	64	390,969	30	272,921
{ 軽減税率適用法人	497	149	242,880	51	306,376	26	237,476
{ その他	76	17	27,492	13	84,593	4	35,445

(注) 分割法人については、本店本県法人のみ計上している。

単位：社

県内法人			合計		
利益法人	欠損法人	計	利益法人	欠損法人	計
10,362	23,970	34,332	11,077	24,540	35,617
1,204	2,775	3,979	1,239	2,829	4,068
5,433	15,359	20,792	5,569	15,557	21,126
2,083	4,080	6,163	2,233	4,220	6,453
1,306	1,507	2,813	1,518	1,619	3,137
251	209	460	342	256	598
38	22	60	64	29	93
41	15	56	87	24	111
1	-	1	1	-	1
4	2	6	14	3	17
-	1	1	1	1	2
1	-	1	4	2	6
-	-	-	5	-	5

単位：千円

年所得 1,000 万円超 5,000 万円以下		年所得 5,000 万円超 1 億円以下		年所得 1 億円超 10 億円以下		年所得 10 億円を 超えるもの		合 計	
事 業 年度数	所得金額	事 業 年度数	所得金額	事 業 年度数	所得金額	事 業 年度数	所得金額	事 業 年度数	所得金額
1,928	41,565,645	362	24,839,737	346	85,331,842	33	136,729,656	35,936	309,647,833
1	11,305	-	-	-	-	-	-	2	11,305
1	11,305	-	-	-	-	-	-	2	11,305
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1,927	41,554,340	362	24,839,737	346	85,331,842	33	136,729,656	35,934	309,636,528
1,720	36,147,275	276	18,650,599	203	45,950,281	8	13,846,017	34,640	134,840,863
207	5,407,065	86	6,189,138	143	39,381,561	25	122,883,639	1,294	174,795,665
153	3,825,662	50	3,530,306	68	18,269,304	6	8,069,975	1,000	34,481,979
54	1,581,403	36	2,658,832	75	21,112,257	19	114,813,664	294	140,313,686

(4) 業種別課税状況

業種	区分	非分割・本店本県法人		本店他県法人	
		税額	前年度比	税額	前年度比
農 業 ・ 林 業		124,713	121.5	117,930	122.6
漁 業 ・ 水 産 養 殖 業		1,321	76.6	-	-
鉱 業		23,648	100.7	3,295	30.9
建 設 業		1,863,995	110.5	1,489,900	90.0
製 造 業	食 料 品 製 造 業	582,087	129.3	1,455,239	98.8
	織 維 工 業	95,431	79.3	182,183	149.9
	木材・家具・装備品	113,022	77.5	49,402	133.0
	パルプ・紙・紙加工業	13,877	114.2	342,872	122.8
	出 版 ・ 印 刷 業	45,185	241.3	80,497	106.7
	化 学 工 業	280,057	76.6	3,430,461	98.5
	石油・石炭製品製造業	22,523	56.3	83,554	71.5
	ゴ ム 製 品 製 造 業	355,951	1,930.7	1,139,127	111.5
	皮 革 ・ 毛 皮 製 造 業	7,821	2,320.8	1,528	199.6
	窯 業 ・ 土 石 製 造 業	162,611	161.3	239,359	129.2
	鉄鋼・非鉄金属製造業	153,595	89.1	938,723	118.0
	金 属 製 品 製 造 業	611,320	156.4	1,010,387	131.7
	機 械 器 具 製 造 業	734,704	117.4	1,699,069	105.2
	電 気 機 械 器 具 製 造 業	330,486	128.5	1,360,577	146.4
	輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	407,658	190.0	5,029,683	110.7
	精 密 機 械 器 具 製 造 業	787,881	71.6	1,952,659	152.4
	そ の 他 の 製 造 業	928,037	96.1	2,167,627	90.4
	小 計	5,632,262	112.7	21,162,954	110.7
卸 売 業 ・ 小 売 業	卸 売 業	371,196	80.2	1,488,877	106.0
	デパート・スーパー	246,770	101.6	884,216	93.2
	一 般 小 売 業	2,117,369	115.9	2,682,078	99.8
	小 計	2,735,337	108.0	5,055,172	100.3
金 融 ・ 保 険 業	金 融 業	1,395,920	68.0	701,793	63.0
	証 券 業 ・ 商 品 取 引 業	4,008	36.6	194,270	73.1
	保 險 業	17,108	27.3	1,207,233	85.5
	小 計	1,417,038	66.6	2,103,296	75.3
不 動 産 業		851,798	113.4	445,592	85.4
運 輸 ・ 通 信 業		449,901	89.1	2,036,421	72.2
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道		174,080	125.7	1,698,754	70.7
サ ー ビ ス 業		2,275,964	97.2	3,170,300	108.9
そ の 他		883,009	98.3	1,850,778	130.4
合 計		16,433,075	102.0	39,134,398	100.9

(注) 単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳の計とが一致しない場合がある。

単位：千円、%

計		
税額	前年度比	構成比
242,644	122.1	0.4
1,321	76.6	0.0
26,944	78.9	0.0
3,353,897	100.3	6.0
2,037,327	105.9	3.7
277,615	114.8	0.5
162,425	88.8	0.3
356,750	122.4	0.6
125,684	133.5	0.2
3,710,519	96.4	6.7
106,078	67.6	0.2
1,495,079	119.9	2.7
9,349	847.6	0.0
401,971	141.8	0.7
1,092,319	112.9	2.0
1,621,708	140.1	2.9
2,433,773	108.9	4.4
1,691,064	139.5	3.0
5,437,342	114.4	9.8
2,740,541	115.9	4.9
3,095,665	91.9	5.6
26,795,217	110.1	48.2
1,860,074	99.6	3.3
1,130,988	97.3	2.0
4,799,447	106.0	8.6
7,790,510	103.1	14.0
2,097,714	66.2	3.8
198,278	71.6	0.4
1,224,341	83.0	2.2
3,520,334	71.6	6.3
1,297,391	101.9	2.3
2,486,323	74.8	4.5
1,872,835	73.7	3.4
5,446,265	103.7	9.8
2,733,788	118.4	4.9
55,567,473	100.9	100.0

(5) 業種別課税状況累年比較

業種	区分	平成 24 年度 (2012)		平成 25 年度 (2013)	
		税額	前年度比	税額	前年度比
農 業 ・ 林 業		121,506	232.9	114,558	94.3
漁 業 ・ 水 産 養 殖 業		156	54.0	2,495	1,599.4
鉱 業		17,040	124.7	36,686	215.3
建 設 業		1,417,643	118.7	1,596,275	112.6
製 造 業	食 料 品 製 造 業	933,714	111.0	1,056,601	113.2
	織 維 工 業	147,673	124.4	196,294	132.9
	木 材 ・ 家 具 ・ 装 備 品	107,241	114.9	128,322	119.7
	パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 業	232,981	86.9	276,895	118.8
	出 版 ・ 印 刷 業	58,537	72.0	54,440	93.0
	化 学 工 業	2,368,714	99.4	2,698,993	113.9
	石 油 ・ 石 炭 製 品 製 造 業	83,780	127.0	79,915	95.4
	ゴ ム 製 品 製 造 業	1,008,072	153.1	1,197,880	118.8
	皮 革 ・ 毛 皮 製 造 業	925	240.3	2,812	304.0
	窯 業 ・ 土 石 製 造 業	158,726	97.7	219,806	138.5
	鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属 製 造 業	611,512	98.4	524,172	85.7
	金 属 製 品 製 造 業	801,114	122.7	832,042	103.9
	機 械 器 具 製 造 業	1,183,896	92.5	1,588,889	134.2
	電 気 機 械 器 具 製 造 業	877,350	71.1	1,228,677	140.0
	輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	1,558,753	96.6	2,328,145	149.4
	精 密 機 械 器 具 製 造 業	2,167,882	101.7	2,754,109	127.0
	そ の 他 の 製 造 業	1,964,202	97.8	2,517,978	128.2
	小 計		14,265,081	100.3	17,685,979
卸 売 業 ・ 小 売 業	卸 売 業	1,389,046	123.7	1,567,412	112.8
	デ パ ー ト ・ ス ー パ ー	806,753	130.1	761,927	94.4
	一 般 小 売 業	3,260,591	112.4	3,393,693	104.1
	小 計		5,456,391	117.5	5,723,032
金 融 ・ 保 険 業	金 融 業	899,105	100.6	1,122,898	124.9
	証 券 業 ・ 商 品 取 引 業	96,548	126.0	157,350	163.0
	保 険 業	717,873	78.8	925,671	128.9
小 計		1,713,528	91.0	2,205,921	128.7
不 動 産 業		720,365	116.2	774,959	107.6
運 輸 ・ 通 信 業		2,175,686	138.0	2,363,466	108.6
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道		2,444,168	101.6	2,598,694	106.3
サ ー ビ ス 業		3,412,981	105.9	3,481,821	102.0
そ の 他		1,388,327	105.5	1,602,788	115.4
合 計		33,132,876	106.4	38,186,679	115.3

単位：千円、%

平成 26 年度 (2014)		平成 27 年度 (2015)		平成 28 年度 (2016)		平成 29 年度 (2017)	
税額	前年度比	税額	前年度比	税額	前年度比	税額	前年度比
96,253	84.0	162,114	168.4	198,764	122.6	242,644	122.1
182	7.3	453	248.9	1,725	380.8	1,321	76.6
16,016	43.7	44,047	275.0	34,149	77.5	26,944	78.9
2,085,345	130.6	2,736,125	131.2	3,342,537	122.2	3,353,897	100.3
1,108,306	104.9	1,542,125	139.1	1,923,506	124.7	2,037,327	105.9
215,742	109.9	177,957	82.5	241,905	135.9	277,615	114.8
111,557	86.9	110,262	98.8	182,904	165.9	162,425	88.8
196,372	70.9	266,176	135.5	291,431	109.5	356,750	122.4
69,418	127.5	79,139	114.0	94,160	119.0	125,684	133.5
2,564,026	95.0	2,857,278	111.4	3,847,950	134.7	3,710,519	96.4
67,975	85.1	106,564	156.8	156,886	147.2	106,078	67.6
986,658	82.4	1,278,959	129.6	1,246,553	97.5	1,495,079	119.9
3,850	136.9	5,034	130.8	1,103	21.9	9,349	847.6
267,962	121.9	270,007	100.8	283,383	105.0	401,971	141.8
697,273	133.0	897,458	128.7	967,689	107.8	1,092,319	112.9
1,052,010	126.4	1,122,492	106.7	1,157,740	103.1	1,621,708	140.1
2,417,310	152.1	2,391,424	98.9	2,235,726	93.5	2,433,773	108.9
1,116,793	90.9	1,237,346	110.8	1,212,104	98.0	1,691,064	139.5
5,103,337	219.2	6,038,183	118.3	4,751,860	78.7	5,437,342	114.4
2,991,324	108.6	2,637,846	88.2	2,365,172	89.7	2,740,541	115.9
2,714,466	107.8	3,684,065	135.7	3,370,181	91.5	3,095,665	91.9
21,684,387	122.6	24,702,324	113.9	24,330,260	98.5	26,795,217	110.1
1,550,700	98.9	2,130,832	137.4	1,867,830	87.7	1,860,074	99.6
784,224	102.9	849,769	108.4	1,162,931	136.9	1,130,988	97.3
3,648,756	107.5	3,769,429	103.3	4,527,659	120.1	4,799,447	106.0
5,983,681	104.6	6,750,031	112.8	7,558,421	112.0	7,790,510	103.1
1,355,171	120.7	3,110,540	229.5	3,166,871	101.8	2,097,714	66.2
243,541	154.8	233,747	96.0	276,802	118.4	198,278	71.6
975,884	105.4	1,115,019	114.3	1,474,352	132.2	1,224,341	83.0
2,574,597	116.7	4,459,307	173.2	4,918,025	110.3	3,520,334	71.6
873,186	112.7	1,028,219	117.8	1,272,763	123.8	1,297,391	101.9
2,340,406	99.0	2,863,854	122.4	3,323,010	116.0	2,486,323	74.8
2,816,075	108.4	2,968,770	105.4	2,542,317	85.6	1,872,835	73.7
3,985,170	114.5	4,376,021	109.8	5,251,565	120.0	5,446,265	103.7
1,622,634	101.2	1,814,758	111.8	2,308,479	127.2	2,733,788	118.4
44,077,938	115.4	51,906,028	117.8	55,082,021	106.1	55,567,473	100.9

(6) 資本金別法人数調（業種別）

業 種		区 分							
		0	100万円以下	500万円以下	1,000万円以下	3,000万円以下	5,000万円以下	8,000万円以下	
農 業 ・ 林 業		8	99	273	94	32	12	6	
漁 業 ・ 水 産 養 殖 業		-	5	13	9	4	1	-	
鉱 業		-	2	24	23	12	5	2	
建 設 業		2	569	3,616	1,349	714	182	57	
製 造 業	食 料 品 製 造 業	4	56	340	199	75	42	12	
	繊 維 工 業	-	21	238	154	51	11	7	
	木 材 ・ 家 具 ・ 装 備 品	-	16	314	146	52	23	4	
	パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 業	-	3	39	30	21	16	3	
	出 版 ・ 印 刷 業	1	13	117	83	27	12	1	
	化 学 工 業	-	3	72	59	38	17	10	
	石 油 ・ 石 炭 製 品 製 造 業	-	3	35	35	14	5	1	
	ゴ ム 製 品 製 造 業	-	2	23	24	7	6	2	
	皮 革 ・ 毛 皮 製 造 業	-	3	7	5	4	1	1	
	窯 業 ・ 土 石 製 造 業	-	4	98	59	18	16	4	
	鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属 製 造 業	-	5	113	68	29	14	3	
	金 属 製 品 製 造 業	-	26	415	214	91	45	18	
	機 械 器 具 製 造 業	-	20	289	166	80	31	16	
	電 気 機 械 器 具 製 造 業	1	15	160	105	46	23	10	
	輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	-	13	106	59	17	13	8	
	精 密 機 械 器 具 製 造 業	-	10	83	54	24	7	6	
	そ の 他 の 製 造 業	3	47	543	337	112	70	36	
	小 計		9	260	2,992	1,797	706	352	142
	卸 売 業 ・ 小 売 業	卸 売 業	2	73	383	338	152	117	54
デ パ ー ト ・ ス ー パ ー		8	101	586	242	75	60	21	
一 般 小 売 業		18	388	3,928	2,003	580	264	109	
小 計		28	562	4,897	2,583	807	441	184	
金 融 ・ 保 険 業	金 融 業	-	2	18	14	6	4	2	
	証 券 業 ・ 商 品 取 引 業	1	14	32	13	1	1	-	
	保 険 業	3	46	130	40	10	1	3	
	小 計	4	62	180	67	17	6	5	
不 動 産 業		90	330	1,717	683	191	61	16	
運 輸 ・ 通 信 業		3	87	449	481	295	91	50	
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道		8	132	100	53	9	5	3	
サ ー ビ ス 業		474	1,694	5,241	2,386	955	449	160	
そ の 他		633	540	1,742	754	284	105	50	
合 計		1,259	4,342	21,244	10,279	4,026	1,710	675	

単位：社

1億円以下	5億円以下	10億円以下	50億円以下	100億円以下	500億円以下	500億円超	合計
11	5	-	1	-	-	-	541
-	1	-	-	-	-	-	33
1	-	-	1	-	-	-	70
64	50	7	43	18	27	6	6,704
30	15	1	24	4	15	-	817
5	4	-	3	1	1	3	499
3	4	-	5	1	-	-	568
9	8	4	2	2	2	1	140
9	5	1	2	1	1	2	275
27	18	1	13	13	23	2	296
3	4	-	2	1	-	-	103
5	6	2	3	-	4	1	85
-	-	-	-	-	-	-	21
9	2	3	7	1	3	1	225
8	11	2	5	3	3	4	268
33	22	1	13	10	5	3	896
29	20	9	19	13	18	5	715
27	22	4	17	14	19	12	475
9	15	4	13	9	11	9	286
14	12	2	4	6	8	3	233
73	62	9	29	17	17	3	1,358
293	230	43	161	96	130	49	7,260
84	98	17	52	13	11	2	1,396
57	37	6	26	7	8	1	1,235
227	147	25	63	21	25	7	7,805
368	282	48	141	41	44	10	10,436
2	3	2	17	1	14	18	103
-	3	3	3	3	2	3	79
4	3	-	2	2	7	23	274
6	9	5	22	6	23	44	456
41	18	4	11	2	3	2	3,169
71	46	14	27	8	6	7	1,635
3	4	2	1	2	-	4	326
319	175	47	88	27	14	6	12,035
70	72	10	36	11	9	4	4,320
1,247	892	180	532	211	256	132	46,985

(平成 30(2018)年 3 月 31 日現在)

7 不動産取得税に関する調

(1) 土地

区 分	課税対象			控除額等	
	件数	面積 (㎡)	価格 (千円)	件数	価格 (千円)
総 数	19,777	29,798,808	74,427,704	410	122,863
宅 地	13,405	10,335,301	60,193,271	38	60,729
上記以外の宅地比準土地	4,869	6,908,688	13,586,214	7	2,341
農 地	992	3,557,752	412,416	363	59,704
山 林	436	8,372,701	178,218	2	89
そ の 他	75	624,366	57,585	—	—

(2) 家屋

区 分	課税対象			控除額等	
	件数	面積 (㎡)	価格 (千円)	件数	価格 (千円)
総 数	9,012	4,488,092	136,552,982	2,185	24,216,416
原 始 取 得 分	3,464	1,202,977	95,092,325	2,145	23,617,052
(内訳) 木 造	2,015	292,942	24,106,540	1,475	15,396,188
非 木 造	1,449	910,035	70,985,785	670	8,220,864
承 継 取 得 分	5,548	3,285,115	41,460,657	40	599,364

差引課税標準額 (千円)	調定額 (千円)	減免等税額 (千円)	差引調定額 (千円)	前年度比
74,304,841	2,227,969	360,263	1,867,706	104.6%
60,132,542	1,803,171	322,680	1,480,491	104.4%
13,583,873	407,234	37,566	369,668	106.1%
352,712	10,524	—	10,524	95.1%
178,129	5,317	—	5,317	75.0%
57,585	1,723	17	1,706	175.0%

差引課税標準額 (千円)	調定額 (千円)	減免等税額 (千円)	差引調定額 (千円)	前年度比
112,336,566	4,187,054	39,326	4,147,728	132.4%
71,475,273	2,754,289	34,065	2,720,224	145.2%
8,710,352	298,817	6,196	292,621	95.5%
62,764,921	2,455,472	27,869	2,427,603	155.0%
40,861,293	1,432,765	5,261	1,427,504	113.4%

8 地方消費税に関する調

(1) 調定額

単位：千円、%

区 分	平成 26 年度 (2014)	前年度比	平成 27 年度 (2015)	前年度比	平成 28 年度 (2016)	前年度比	平成 29 年度 (2017)	前年度比
譲 渡 割	22,205,041	115.6	35,715,803	160.8	35,003,047	98.0	34,062,727	97.3
貨 物 割	301,897	135.5	411,898	136.4	338,963	82.3	308,263	90.9
合 計	22,506,938	115.8	36,127,701	160.5	35,342,010	97.8	34,370,990	97.3

(2) 清算金

単位：千円、%

区 分	平成 26 年度 (2014)	前年度比	平成 27 年度 (2015)	前年度比	平成 28 年度 (2016)	前年度比	平成 29 年度 (2017)	前年度比
清算金収入額	47,438,684	121.2	77,965,779	164.4	69,897,787	89.7	74,012,858	105.9
清算金支出額	21,513,675	116.9	35,158,589	163.4	34,006,031	96.7	33,739,658	99.2

9 県たばこ税に関する調

区 分		旧3級品の紙巻たばこを 除く製造たばこ	旧3級品の紙巻たばこ	計
課 税 標 準 量		2,589,278,218 本	96,114,260 本	2,685,392,478 本
税 額		2,226,779,234 円	52,159,695 円	2,278,938,929 円
課 税 免 除	本 数	- 本	- 本	- 本
	税 額	- 円	- 円	- 円
返 還 控 除	本 数	11,841,661 本	136,120 本	11,977,781 本
	税 額	10,183,814 円	74,071 円	10,257,885 円
	補てん金額	- 円	- 円	- 円
差 引	本 数	2,577,436,557 本	95,978,140 本	2,673,414,697 本
	税 額	2,216,595,420 円	52,085,624 円	2,268,681,044 円
還 付 申 告	本 数	- 本	- 本	- 本
	税 額	- 円	- 円	- 円
更 正・決 定	本 数	- 本	- 本	- 本
	税 額	- 円	- 円	- 円
特 例 納 付	本 数	- 本	- 本	2,826,896 本
	税 額	- 円	- 円	197,451 円
合 計	本 数	2,577,436,557 本	95,978,140 本	2,676,241,593 本
	税 額	2,216,595,420 円	52,085,624 円	2,268,878,495 円
件 数	申告納付	/		72 件
	更正・決定			- 件
	特例納付			1,070 件
	計			1,142 件

10 ゴルフ場利用税に関する調

(1) 施設数等

単位：人、千円

区 分	施設数	総利用人員	課税利用人数	調定額
総 数	125	4,855,886	3,970,619	2,305,258
18ホールを超えるもの	35	1,920,455	1,575,090	898,569
1,200円	—	—	—	—
1,100円以上 1,200円未満	—	—	—	—
1,000円以上 1,100円未満	—	—	—	—
800円超 1,000円未満	1	34,384	26,753	21,023
800円	1	94,084	84,146	60,621
600円以上 800円未満	33	1,791,987	1,464,191	816,925
400円以上 600円未満	—	—	—	—
400円未満	—	—	—	—
18ホー ル	88	2,902,770	2,368,905	1,399,672
1,200円	1	11,060	7,852	7,984
1,100円以上 1,200円未満	2	41,623	31,618	27,079
1,000円以上 1,100円未満	1	38,842	35,174	31,755
800円超 1,000円未満	3	124,650	109,425	87,371
800円	8	238,671	199,645	140,973
600円以上 800円未満	72	2,441,658	1,979,591	1,102,888
400円以上 600円未満	—	—	—	—
400円未満	1	6,266	5,600	1,622
18ホール未満 9ホールを超えるもの	—	—	—	—
9ホー ル	2	32,661	26,624	7,017
500円以上	—	—	—	—
400円以上 500円未満	—	—	—	—
300円以上 400円未満	2	32,661	26,624	7,017
300円未満	—	—	—	—

(2) 課税状況

単位：人、千円

事務所名	施設数	総利用人員	課税利用人員	調定額
総 数	125	4,855,886	3,970,619	2,305,258
宇 都 宮	8	325,891	273,732	166,377
鹿 沼	21	855,169	676,511	377,266
真 岡	15	534,699	435,159	236,919
栃 木	25	1,181,770	978,186	590,827
矢 板	22	813,644	681,907	393,151
大 田 原	19	515,175	418,528	235,107
安 足	15	629,538	506,596	305,613

(注) 総利用人員は、課税利用人員に非課税人員を足した人数。

1.1 自動車取得税に関する調

(1) 新 車

区 分	新規登録、新規 検査又は届出台数 ①	非課税、課税免除、 減免及び免税点 以下台数 ②	②のうち身体障 害者等に係る 減免台数	課税台数 ①-② ③
総 数	92,636	31,244	724	61,392
自 動 車	61,128	23,156	654	37,972
乗 用 車	53,937	22,115	535	31,822
{ 普 通 車	6,613	2,839	40	3,774
{ 小 型 車	47,324	19,276	495	28,048
ト ラ ッ ク	5,917	758	2	5,159
{ けん引・被けん引・貨客兼用以外	3,088	311	-	2,777
{ けん引車	149	-	-	149
{ 被けん引車	136	35	-	101
{ 貨客兼用車	2,544	412	2	2,132
バ ス	252	54	-	198
特 種 用 途 車	1,022	229	117	793
軽 自 動 車	31,508	8,088	70	23,420
四 輪 乗 用 車	25,690	7,302	66	18,388
四 輪 ト ラ ッ ク	5,818	786	4	5,032
三 輪 ト ラ ッ ク	-	-	-	-

(2) 中 古 車

区 分	新規登録、新規 検査又は届出台数 ①	移 転 登 録 台 数 ②	自動車検査証(軽自 動車届出済証)の記 入に係るもの ③	計 ① + ② + ③ ④
総 数	26,145	128,397	17,810	172,352
自 動 車	17,202	76,228	4,395	97,825
乗 用 車	13,438	67,190	3,358	83,986
{ 普 通 車	3,211	16,057	802	20,070
{ 小 型 車	10,227	51,133	2,556	63,916
ト ラ ッ ク	3,121	7,980	463	11,564
{ けん引・被けん引・貨客兼用以外	2,075	5,303	307	7,685
{ けん引車	96	246	14	356
{ 被けん引車	91	234	14	339
{ 貨客兼用車	859	2,197	128	3,184
バ ス	282	172	15	469
特 種 用 途 車	361	883	559	1,803
軽 自 動 車	8,943	52,169	13,415	74,527
四 輪 乗 用 車	7,167	41,807	10,751	59,725
四 輪 ト ラ ッ ク	1,776	10,359	2,663	14,798
三 輪 ト ラ ッ ク	-	3	1	4

単位：台、千円

③の取得価額 ④	④のうちバリアフリー特例に係る控除額 ⑤	④のうちASV特例に係る控除額 ⑥	③の課税標準額 ④ - (⑤ + ⑥)	調 定 額
138,217,276	112,000	3,715,250	134,390,026	2,787,347
108,746,696	112,000	3,715,250	104,919,446	2,366,925
79,408,681	2,000	14,000	79,392,681	1,939,876
16,672,053	-	14,000	16,658,053	443,388
62,736,628	2,000	-	62,734,628	1,496,488
22,617,963	-	2,800,000	19,817,963	328,528
15,727,078	-	2,688,000	13,039,078	207,575
1,679,230	-	-	1,679,230	24,502
763,341	-	-	763,341	18,456
4,448,314	-	112,000	4,336,314	77,995
1,910,178	110,000	140,000	1,660,178	24,530
4,809,874	-	761,250	4,048,624	73,991
29,470,580	-	-	29,470,580	420,422
24,664,984	-	-	24,664,984	332,240
4,805,596	-	-	4,805,596	88,182
-	-	-	-	-

単位：台、千円

非課税、課税免除、減免及び免税点以下台数 ⑤	⑤のうち身体障害者等に係る減免台数	課 税 台 数 ④ - ⑤ ⑥	⑥の取得価額 ⑦	⑦のうち低燃費車特例に係る控除額 ⑧	⑥の課税標準額 ⑦ - ⑧	調 定 額
159,385	67	12,967	15,129,663	2,534,900	12,594,763	353,613
87,367	66	10,458	12,510,734	2,008,000	10,502,734	311,248
74,326	61	9,660	10,944,655	1,983,250	8,961,405	272,792
17,754	20	2,316	3,372,857	425,050	2,947,807	89,323
56,572	41	7,344	7,571,798	1,558,200	6,013,598	183,469
10,880	-	684	1,178,700	24,300	1,154,400	29,979
7,279	-	406	782,689	400	782,289	20,225
318	-	38	97,309	-	97,309	2,393
297	-	42	107,960	-	107,960	2,347
2,986	-	198	190,742	23,900	166,842	5,014
419	-	50	255,094	-	255,094	5,387
1,739	5	64	132,285	450	131,835	3,090
72,018	1	2,509	2,618,929	526,900	2,092,029	42,365
57,342	1	2,383	2,548,950	505,600	2,043,350	41,362
14,672	-	126	69,979	21,300	48,679	1,003
4	-	-	-	-	-	-

12 軽油引取税に関する調

(1) 課税状況

単位：人、リットル、円

特 別 徴 収 分	特別徴収義務者数	211
	総引渡数量 ①	1,169,355,004
	課税対象とならない数量 ②	483,415,811
	差引 ① - ② ③	685,939,192
	欠減量 ④	6,706,750
	課税標準量 ③ - ④ ⑤	679,232,442
申告納付・普通徴収分課税標準量 ⑥		1,418,633
合計 ⑤+⑥		680,651,075
税 額		21,848,898,571

(注) 総引渡数量欄及び課税対象とならない数量欄は、法第144条の2第1項に規定する特約業者の元売業者からの引取り及び元売業者の他の元売業者からの引取りに係る数量を除外したものである。

(2) 軽油引取税課税標準累年比較

単位：リットル

事務所名	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)
総 数	708,419,494	704,676,772	675,424,236	676,764,057	680,651,075
栃 木	708,419,494	704,676,772	675,424,236	676,764,057	680,651,075

(3) 免税軽油使用者数及び免税証による控除数量

単位：人、キロリットル

区 分	免税軽油使用者数	控除数量
船 舶	20	64
鉄道用車両または軌道用車両	3	821
農 業 等	14,263	15,167
林 業 等	44	1,982
セメント製品製造業 (生コンクリート製造業を除く)	32	766
鉱物の掘採事業	68	22,075
とび・土工工事業で総務省令で定めるもの	6	1,113
倉 庫 業	8	142
貨物利用運送事業	1	4
鉄道貨物積卸業	1	2
廃棄物処理事業	3	207
木材加工業で総務省令で定めるもの	52	724
木材市場業で総務省令で定めるもの	13	138
堆肥製造業で総務省令で定めるもの	4	601
索 道 事 業	4	136
合 計	14,522	43,942

13 自動車税に関する調

区 分	賦課期日現在					
	登録台数	実台数	非課税台数	課税免除・ 減免台数	課税台数	調定額
平成 23 年度 (2011)	1,069,652	1,026,018	6,687	22,523	996,808	36,743,704
平成 24 年度 (2012)	1,068,198	1,022,494	6,491	22,945	993,058	36,483,174
平成 25 年度 (2013)	1,063,873	1,016,332	6,516	23,427	986,389	36,241,690
平成 26 年度 (2014)	1,059,420	1,010,652	6,513	23,920	980,219	35,827,465
平成 27 年度 (2015)	1,051,757	1,001,349	6,468	24,125	970,756	35,481,508
平成 28 年度 (2016)	1,049,557	997,905	6,497	24,445	966,963	35,189,350
平成 29 年度 (2017)	1,050,835	998,219	6,503	24,547	967,169	35,305,998
乗 用 車	895,223	852,478	2,097	20,864	829,517	32,480,758
営 業 用	1,958	1,956	—	—	1,956	20,084
自 家 用	893,265	850,522	2,097	20,864	827,561	32,460,674
ト ラ ッ ク	128,719	120,226	1,596	234	118,396	2,280,835
バ ス	4,609	4,448	288	504	3,656	129,685
一般乗合用	572	571	—	—	571	11,641
そ の 他	1,399	1,397	—	—	1,397	54,143
自 家 用	2,638	2,480	288	504	1,688	63,901
三 輪 車	27	21	—	—	21	145
特 種 用 途 車	22,257	21,046	2,522	2,945	15,579	414,575

単位：台、千円

年度末現在					
登録台数	非課税台数	課税免除・ 減免台数	左のうち身体障害 者等に係るもの	課税台数	調定額
1,068,198	6,491	22,991	20,849	993,012	36,396,069
1,063,873	6,516	23,474	21,283	986,342	36,141,617
1,059,420	6,513	23,968	21,758	980,171	35,842,271
1,051,757	6,468	24,171	21,945	970,710	35,401,300
1,049,557	6,497	24,492	22,195	966,916	35,133,389
1,050,835	6,503	24,591	22,289	967,125	34,923,162
1,051,703	6,031	24,582	22,271	967,989	35,048,544
896,303	1,881	20,858	20,001	830,406	32,232,077
1,951	—	—	—	1,948	19,916
894,352	1,881	20,858	20,001	828,458	32,212,161
128,550	1,537	230	110	118,236	2,276,757
4,638	284	564	—	3,630	127,423
577	—	49	—	527	10,486
1,372	—	—	—	1,370	54,647
2,689	284	515	—	1,733	62,290
28	—	—	—	23	145
22,184	2,329	2,930	2,160	15,694	412,142

14 鉱区税に関する調

区 分	総 鉱 区		非 課 税 鉱 区		課 税 対 象 鉱 区		調 定 額
	件 数	面積又は延長	件 数	面積又は延長	件 数	面積又は延長	
砂 鉱 区 以 外	199	百アール 19,397	—	百アール —	199	百アール 19,412	千円 7,356
採 掘 鉱 区	185	17,464	—	—	185	17,472	6,989
石油及び天然ガス そ の 他	—	—	—	—	—	—	—
	185	17,464	—	—	185	17,472	6,989
試 掘 鉱 区	14	1,933	—	—	14	1,940	367
石油及び天然ガス そ の 他	—	—	—	—	—	—	—
	14	1,933	—	—	14	1,940	367
砂 鉱 区	1	千メートル 3	—	千メートル —	1	千メートル 3	2

15 狩猟税に関する調

単位：人、円

事務所名	課税人員											
	第1種銃猟		網猟・わな猟		第2種 銃猟 (空気銃)	放鳥獣 猟区 (税率 1/4)	放鳥獣 猟区 以外 (税率 3/4)	有害鳥獣捕獲許可に基づく許可捕獲者 (税率1/2)				
	所得割 あり	所得割 なし	所得割 あり	所得割 なし				第1種銃猟		網猟・わな猟		第2種 銃猟 (空気銃)
					所得割 あり	所得割 なし	所得割 あり	所得割 なし				
総 数	792	54	212	20	39	—	—	30	1	123	17	6
宇都宮 (県外)	458	37	31	3	9	—	—	—	—	—	—	—
宇都宮 (県内)	88	3	38	1	6	—	—	27	—	80	—	3
鹿 沼	25	—	16	—	5	—	—	—	—	—	—	—
真 岡	9	1	30	4	6	—	—	2	1	43	17	2
栃 木	101	4	16	1	5	—	—	—	—	—	—	—
矢 板	23	—	32	2	2	—	—	—	—	—	—	—
大田原	30	1	28	3	5	—	—	—	—	—	—	—
安 足	58	8	21	6	1	—	—	1	—	—	—	1

事務所名	課税人員					課税免除人員						人員	調定額
	有害鳥獣捕獲許可に基づく許可捕獲者の従事者（税率1/2）					対象鳥獣捕獲員			認定鳥獣捕獲等事業者の従事者				
	第1種銃猟		網猟・わな猟		第2種銃猟 (空気銃)	第1種銃猟	網猟・わな猟	第2種銃猟	第1種銃猟	網猟・わな猟	第2種銃猟	計	計
	所得割あり	所得割なし	所得割あり	所得割なし									
総数	796	61	566	63	21	243	244	4	1	-	-	3,293	25,952,900
宇都宮(県外)	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	539	8,292,400
宇都宮(県内)	63	3	9	1	2	7	-	-	-	-	-	331	2,970,700
鹿沼	285	11	193	11	8	64	60	-	-	-	-	678	3,811,300
真岡	73	11	49	13	2	-	-	-	-	-	-	263	1,610,500
栃木	31	2	17	4	1	56	50	3	-	-	-	291	2,223,100
矢板	94	11	83	9	2	67	83	-	1	-	-	409	1,865,200
大田原	142	17	32	14	3	49	51	1	-	-	-	376	2,218,700
安足	107	6	183	11	3	-	-	-	-	-	-	406	2,965,100

16 固定資産税に関する調

納税者数	決定価格	課税標準額	市町村において課税すべき課税標準額	県において課税すべき課税標準額	調定額
-	-	-	-	-	-

17 栃木県低開発地域工業開発地区等における県税の課税免除に関する調

単位：千円

区分	低工法等に基づく基準財政収入額の控除の対象となる減免額					その他の減免額 ②	合計 ③
	低工法	過疎法	農工法	地域再生法	計 ①		
計	-	349	-	7,330	7,679	-	7,679
個人事業税	-	-	-	-	-	-	-
法人事業税	-	349	-	1,967	2,316	-	2,316
不動産取得税	-	-	-	5,363	5,363	-	5,363
固定資産税	-	-	-	-	-	-	-

(注) 本調は平成29(2017)年5月から平成30(2018)年4月までの間に減免をした額について計上している。

18 県税に関する争訟に関する調

(1) 不服申立てに関する調

区 分	要処理件数			処理済件数						翌年度への繰越件数		
	前年度からの繰越	本年度発生	合計	却下	棄却	一部取消	全部取消	取下	合計	国税決定の繰越に伴うもの	その他	合計
合 計	1	5	6	-	-	1	-	2	3	-	3	3
賦 課	個人事業税	非自主分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		自主分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
課	不動産取得税	-	4	4	-	-	-	2	2	-	2	2
	その他	-	1	1	-	-	-	-	-	-	1	1
徴 収		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
上 記 以 外		1	-	1	-	-	1	-	1	-	-	-

(2) 訴訟に関する調

区 分	前年度末係属件数	本年度発生件数	合計	年度内の完結状況						年度末係属件数		
				取下	却下	勝訴	一部敗訴	敗訴	合計	1 審	2 審	3 審
合 計	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
賦 課	個人事業税	非自主分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		自主分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
課	不動産取得税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1
徴 収	滞納処分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
上 記 以 外		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第 4 滞 纳 状 况

1 滞納処理状況

税 目	調 定 ①		納期内納付 (入) ②					滞 納 (①-②) ③			
	件数	税額	件数	左のうち 証紙徴収	税額	左のうち 証紙徴収	収 納 率	件数	左のうち 徴収猶予	税額	左のうち 徴収猶予
	件	千円	件	件	千円	千円	%	件	件	千円	千円
総 数	1,290,210	144,589,696	1,053,382	152,287	121,937,257	4,466,891	84.3	236,828	477	22,652,439	12,455,169
現 年 度 分	1,282,089	144,190,260	1,053,382	152,287	121,937,257	4,466,891	84.6	228,707	476	22,253,002	12,451,169
法人県民税	62,761	11,096,657	51,951	-	10,753,409	-	96.9	10,810	-	343,248	-
個人事業税	25,690	2,054,619	21,578	-	1,776,438	-	86.5	4,112	-	278,181	-
法人事業税	31,188	55,567,473	25,299	-	54,386,670	-	97.9	5,889	-	1,180,802	-
不動産取得税	24,671	6,015,434	21,277	-	5,617,795	-	93.4	3,394	20	397,638	5,000
自動車取得税	74,921	3,140,959	74,921	74,129	3,140,959	3,130,217	100.0	-	-	-	-
軽油引取税	2,446	21,848,898	1,913	-	9,329,873	-	42.7	533	456	12,519,025	12,446,168
自動車税	1,039,786	35,048,543	836,065	75,357	27,572,495	1,310,720	78.7	203,721	-	7,476,048	-
普通徴収	964,429	33,737,823	760,708	-	26,261,775	-	77.8	203,721	-	7,476,048	-
証紙徴収	75,357	1,310,720	75,357	75,357	1,310,720	1,310,720	100.0	-	-	-	-
その他の税	20,626	9,417,673	20,378	2,801	9,359,615	25,952	99.4	248	-	58,058	-
滞納繰越分	8,121	399,436	-	-	-	-	-	8,121	1	399,436	4,000

(注) 本表には個人県民税（均等割、所得割）及び地方消費税は含まれていない。
 単位未満を四捨五入しているため、総数と内訳の計とが一致しない場合がある。
 自動車税証紙徴収は、OSSによる申告納付分（平成30（2018）年2月以降）を含む。

税目	滞納額③のうち整理済額							
	任意徴収④				差押徴収			
	件数	左のうち 徴収猶予	税額	左のうち 徴収猶予	任意納税⑤		滞納処分徴収⑥	
					件数	税額	件数	税額
件	件	千円	千円	件	千円	件	千円	
総数	224,355	458	22,020,679	12,363,010	2,073	114,748	1,538	78,621
現年度分	223,594	457	21,973,134	12,359,010	1,714	71,895	1,257	64,257
法人県民税	10,354	—	326,554	—	53	1,595	74	2,546
個人事業税	3,815	—	247,049	—	53	5,446	62	4,644
法人事業税	5,798	—	1,147,976	—	3	2,655	14	5,609
不動産取得税	3,034	7	344,261	390	18	2,763	32	7,771
自動車取得税	—	—	—	—	—	—	—	—
軽油引取税	531	450	12,515,575	12,358,619	—	—	—	—
自動車税	199,815	—	7,333,723	—	1,587	59,434	1,075	43,684
普通徴収	199,815	—	7,333,723	—	1,587	59,434	1,075	43,684
証紙徴収	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の税	247	—	57,992	—	—	—	—	—
滞納繰越分	761	1	47,544	4,000	359	42,853	281	14,364

収 入 計 ⑦ (②+④+⑤+⑥)		過 誤 納 ⑧		不 納 欠 損 ⑨		収 入 未 済 (①-⑦+⑧-⑨)	
件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額
件	千円	件	千円	件	千円	件	千円
1,281,348	144,151,307	15	2,077	2,906	146,647	5,971	293,818
1,279,947	144,046,544	15	2,077	79	5,616	2,078	140,175
62,432	11,084,106	8	228	25	733	312	12,047
25,508	2,033,579	1	37	4	109	179	20,967
31,114	55,542,912	6	980	10	3,274	70	22,267
24,361	5,972,590	-	10	13	1,016	297	41,836
74,921	3,140,959	-	-	-	-	-	-
2,444	21,845,448	-	-	-	-	2	3,449
1,038,542	35,009,339	-	820	27	483	1,217	39,541
963,185	33,698,619	-	820	27	483	1,217	39,541
75,357	1,310,720	-	-	-	-	-	-
20,625	9,417,607	-	-	-	-	1	66
1,401	104,762	-	-	2,827	141,030	3,893	153,643

2 県税滞納繰越額累年比較

(1) 税目別

税目	平成 24 年度 (2012)		平成 25 年度 (2013)	
	税 額	前年度比	税 額	前年度比
総 額	8,740,944,298	86.3	7,546,258,812	86.3
県 民 税	6,747,083,308	93.6	6,191,104,252	91.8
個 人 法 人 子 割	6,655,812,665	93.8	6,118,473,335	91.9
事 業 税	91,270,643	83.0	72,630,917	79.6
個 人 法 人 不 動 産 取 得 税	373,384,555	81.7	294,300,571	78.8
県 た ば こ 税	138,898,185	82.2	120,951,106	87.1
ゴ ル フ 場 利 用 税	234,486,370	81.4	173,349,465	73.9
自 動 車 取 得 税	479,800,327	87.7	324,675,602	67.7
軽 油 引 取 税	—	—	—	—
自 動 車 税	7,518,133	85.0	4,526,743	60.2
鉾 区 税	—	—	—	—
狩 猟 税	—	—	—	—
旧法（自動車取得税）	—	—	—	—
旧法（軽油引取税）	390,560,117	85.6	104,806,134	26.8
旧法（特別地方消費税）	—	—	—	—
旧法（料理飲食等消費税）	106,236	72.2	106,236	100.0

(2) 事務所別

事務所名	平成 24 年度 (2012)		平成 25 年度 (2013)	
	税 額	前年度比	税 額	前年度比
総 額	8,740,944,298	86.3	7,546,258,812	86.3
宇 都 宮	2,725,007,427	78.6	1,964,273,286	72.1
鹿 沼	853,781,994	91.2	728,529,029	85.3
真 岡	496,425,591	92.0	442,621,908	89.2
栃 木	1,685,251,690	94.4	1,813,074,735	107.6
矢 板	514,794,014	90.1	438,134,248	85.1
大 田 原	855,404,121	87.2	784,670,842	91.7
安 足	957,796,783	87.6	858,536,619	89.6
自 動 車	652,482,678	85.6	516,418,145	79.1

単位：円、%

平成 26 年度 (2014)		平成 27 年度 (2015)		平成 28 年度 (2016)		平成 29 年度 (2017)	
税 額	前年度比	税 額	前年度比	税 額	前年度比	税 額	前年度比
6,514,563,720	86.3	5,386,085,979	82.7	4,474,221,122	83.1	3,699,048,049	82.7
5,687,778,772	91.9	4,847,374,388	85.2	4,083,215,533	84.2	3,427,367,358	83.9
5,644,699,412	92.3	4,811,756,056	85.2	4,048,476,723	84.1	3,405,228,927	84.1
43,079,360	59.3	35,618,332	82.7	34,738,810	97.5	22,138,431	63.7
-	-	-	-	-	-	-	-
163,336,804	55.5	124,287,464	76.1	119,058,673	95.8	77,992,982	65.5
103,832,907	85.8	63,516,429	61.2	43,106,714	67.9	40,909,017	94.9
59,503,897	34.3	60,771,035	102.1	75,951,959	125.0	37,083,965	48.8
186,140,639	57.3	142,911,235	76.8	91,931,660	64.3	66,857,054	72.7
-	-	-	-	-	-	-	-
1,407,860	31.1	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
98,672,331	89.4	6,769,600	6.9	6,695,600	98.9	3,449,576	51.5
376,798,171	73.0	264,500,427	70.2	173,076,791	65.4	123,231,079	71.2
42,000	-	88,202	210.0	88,202	100.0	150,000	170.1
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
387,143	0.4	154,663	39.9	154,663	100.0	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-

単位：円、%

平成 26 年度 (2014)		平成 27 年度 (2015)		平成 28 年度 (2016)		平成 29 年度 (2017)	
税 額	前年度比	税 額	前年度比	税 額	前年度比	税 額	前年度比
6,514,563,720	86.3	5,386,085,979	82.7	4,474,221,122	83.1	3,699,048,049	82.7
1,779,167,590	90.6	1,497,121,247	84.1	1,171,097,433	78.2	882,644,000	75.4
571,237,490	78.4	443,206,634	77.6	365,447,246	82.5	321,249,365	87.9
414,532,987	93.7	377,172,729	91.0	316,588,938	83.9	248,460,956	78.5
1,554,672,081	85.7	1,275,495,351	82.0	1,167,417,350	91.5	1,059,077,702	90.7
413,179,712	94.3	334,139,609	80.9	266,482,581	79.8	222,600,716	83.5
653,988,068	83.3	563,455,615	86.2	488,864,818	86.8	440,304,148	90.1
750,987,621	87.5	630,994,367	84.0	525,245,965	83.2	401,480,083	76.4
376,798,171	73.0	264,500,427	70.2	173,076,791	65.4	123,231,079	71.2

第 5 納稅貯蓄組合・口座振替

1 納税貯蓄組合種類別組合数及び組合員数

(1) 年別

区分	地域組合		勤務先別組合		業種別組合	
	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
平成 10 (1998) .5.31 現在	625	11,158	78	3,944	66	1,349
平成 11 (1999) .5.31 現在	588	10,408	76	3,535	63	1,267
平成 12 (2000) .5.31 現在	360	5,518	54	3,263	43	990
平成 13 (2001) .5.31 現在	312	3,715	43	2,264	41	895
平成 14 (2002) .5.31 現在	209	2,480	33	2,191	24	513
平成 15 (2003) .5.31 現在	179	1,869	31	1,843	22	489
平成 16 (2004) .5.31 現在	145	1,503	27	1,385	20	410
平成 17 (2005) .5.31 現在	108	1,036	21	781	18	393
平成 18 (2006) .5.31 現在	86	805	13	432	15	312
平成 19 (2007) .5.31 現在	73	714	11	375	13	248
平成 20 (2008) .5.31 現在	62	623	11	357	13	238
平成 21 (2009) .5.31 現在	51	552	10	235	12	234
平成 22 (2010) .5.31 現在	45	517	9	205	10	139
平成 23 (2011) .5.31 現在	39	391	7	106	5	68
平成 24 (2012) .5.31 現在	31	284	7	102	4	68
平成 25 (2013) .5.31 現在	26	265	7	95	4	67
平成 26 (2014) .5.31 現在	24	257	6	88	3	24
平成 27 (2015) .5.31 現在	20	236	6	86	3	17
平成 28 (2016) .5.31 現在	18	221	5	82	3	17
平成 29 (2017) .5.31 現在	15	204	5	81	3	17
平成 30 (2018) .5.31 現在	11	63	4	76	2	14

(2) 事務所別

事務所名	地域組合		勤務先別組合		業種別組合	
	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
総 数	11	63	4	76	2	14
宇 都 宮	2	19	2	55	—	—
鹿 沼	4	14	—	—	—	—
真 岡	—	—	—	—	—	—
栃 木	—	—	—	—	—	—
矢 板	1	11	—	—	—	—
大 田 原	4	19	—	—	1	6
安 足	—	—	2	21	1	8

単位：人

窓口組合		その他の組合		計	
組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
103	10,102	43	1,461	915	28,014
101	9,941	39	1,169	867	26,320
68	5,710	26	626	551	16,107
62	5,384	23	562	481	12,820
51	4,975	20	505	337	10,664
41	4,417	17	398	290	9,016
37	3,739	16	380	245	7,417
28	3,199	13	298	188	5,707
25	2,727	11	344	150	4,620
22	1,898	10	315	129	3,550
20	1,749	10	222	116	3,189
19	1,693	9	214	101	2,928
17	1,598	9	200	90	2,659
18	1,571	8	197	77	2,333
16	1,486	5	124	63	2,064
16	1,426	5	123	58	1,976
15	1,244	4	64	52	1,677
14	1,209	2	62	45	1,610
13	1,132	2	58	41	1,510
13	1,101	2	57	38	1,460
13	814	2	56	32	1,023

単位：人

窓口組合		その他の組合		計	
組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
13	814	2	56	32	1,023
1	26	1	4	6	104
-	-	-	-	4	14
-	-	-	-	-	-
11	229	-	-	11	229
1	559	1	52	3	622
-	-	-	-	5	25
-	-	-	-	3	29

2 口座振替を通じて行われた納税に関する調

区 分	収入額 ①	口座振替による納税			②／①
		件数	税額 ②	前年度比	
個 人 事 業 税	2,033,579,907	7,303	770,112,600	105.2	37.9
自動車税(普通徴収)	33,698,619,039	95,529	3,419,835,700	97.7	10.1
計	35,732,198,946	102,832	4,189,948,300	99.0	11.7

(注) 収入額は、現年度課税分に係るものである。

単位：円、%

②の納付場所による区分			
銀行	信用金庫	農業協同組合	その他
578,482,900	95,340,100	86,732,000	9,557,600
2,627,657,900	241,410,900	479,390,300	71,376,600
3,206,140,800	336,751,000	566,122,300	80,934,200

第6 交付金等に関する調

1 市町村交付金一覧

市町村名	個人県民税徴収 取扱費交付金		利子割交付金		地方消費税交付金		ゴルフ場利用税交付金	
	交付額	前年 度比	交付額	前年 度比	交付額	前年 度比	交付額	前年 度比
総 額	3,160,057,710	99.2	390,711,000	188.1	37,279,071,000	105.9	1,625,335,699	97.0
市 計	2,746,592,103	99.1	346,496,000	188.3	32,667,495,000	106.0	1,288,729,029	96.7
町 計	413,465,607	100.0	44,215,000	186.8	4,611,576,000	104.9	336,606,670	98.1
宇 都 宮 市	819,809,267	96.7	121,766,000	189.4	9,982,201,000	107.1	121,747,723	90.3
足 利 市	223,707,444	99.7	26,641,000	188.5	2,788,010,000	105.1	67,154,955	95.8
栃 木 市	253,719,882	100.5	28,853,000	188.0	2,941,926,000	105.3	360,067,120	95.8
佐 野 市	186,824,611	99.5	21,027,000	188.2	2,253,704,000	105.7	147,735,945	102.4
鹿 沼 市	161,441,784	94.5	18,004,000	186.9	1,862,713,000	104.9	182,742,269	98.0
日 光 市	142,778,195	102.6	14,166,000	185.7	1,581,805,000	103.3	77,886,410	101.5
小 山 市	264,150,929	101.9	33,666,000	189.0	3,139,271,000	107.2	26,245,835	92.8
真 岡 市	125,613,049	100.3	14,383,000	187.8	1,500,597,000	105.1	25,861,635	102.7
大 田 原 市	113,676,603	101.5	12,943,000	185.2	1,431,015,000	105.3	76,543,074	96.6
矢 板 市	53,001,706	95.4	5,907,000	184.6	620,583,000	104.1	33,559,579	86.2
那 須 塩 原 市	192,935,063	100.4	21,983,000	187.6	2,191,746,000	106.3	38,322,896	97.4
さ く ら 市	72,014,980	100.2	8,191,000	188.3	806,565,000	106.7	89,521,682	96.8
那 須 烏 山 市	41,579,281	98.4	4,257,000	184.8	488,992,000	103.2	40,584,724	99.4
下 野 市	95,339,309	103.6	14,709,000	188.6	1,078,367,000	106.6	755,182	94.4
上 三 川 町	50,273,791	101.1	6,313,000	187.3	618,647,000	105.8	-	-
益 子 町	36,817,705	98.7	3,760,000	186.9	392,478,000	104.5	56,246,631	98.9
茂 木 町	18,087,014	97.7	1,939,000	184.8	225,953,000	100.5	46,192,010	93.4
市 貝 町	18,693,747	101.1	2,093,000	188.4	217,705,000	105.2	30,647,589	99.5
芳 賀 町	23,776,845	102.4	2,576,000	186.8	484,913,000	104.9	6,863,640	101.7
壬 生 町	60,932,237	100.3	7,590,000	187.8	714,029,000	107.0	32,164,667	96.4
野 木 町	40,327,741	97.4	5,241,000	185.6	445,722,000	105.9	-	-
塩 谷 町	18,735,533	99.7	1,771,000	182.0	197,715,000	102.5	29,211,770	95.6
高 根 沢 町	53,063,896	104.2	6,705,000	188.6	516,278,000	105.4	30,219,368	102.2
那 須 町	67,294,315	98.5	3,820,000	187.8	495,567,000	103.6	57,740,645	98.5
那 珂 川 町	25,462,783	98.4	2,407,000	183.0	302,569,000	102.8	47,320,350	100.6

単位：円、%

自動車取得税交付金		特別地方消費税 交付金		配当割交付金		株式等譲渡所得割 交付金		合計	
交付額	前年 度比	交付額	前年 度比	交付額	前年 度比	交付額	前年 度比	交付額	前年 度比
1,997,013,000	117.3	—	—	1,191,564,000	149.4	1,265,622,000	274.5	46,909,374,409	108.5
1,655,287,000	117.4	—	—	1,056,818,000	149.6	1,122,723,000	274.7	40,884,140,132	108.6
341,726,000	117.0	—	—	134,746,000	148.3	142,899,000	272.5	6,025,234,277	107.3
352,083,000	117.1	—	—	371,660,000	150.5	395,333,000	276.3	12,164,599,990	110.0
131,997,000	117.1	—	—	81,257,000	149.7	86,325,000	274.7	3,405,092,399	107.8
165,186,000	118.5	—	—	88,005,000	149.4	93,496,000	274.8	3,931,253,002	107.1
114,612,000	117.2	—	—	64,146,000	149.6	68,166,000	275.1	2,856,215,556	108.2
109,888,000	117.9	—	—	54,868,000	148.4	58,206,000	272.9	2,447,863,053	106.7
114,060,000	116.9	—	—	43,128,000	147.4	45,685,000	271.0	2,019,508,605	106.4
147,889,000	117.6	—	—	102,700,000	150.1	109,137,000	275.1	3,823,059,764	110.2
114,415,000	117.3	—	—	43,863,000	149.2	46,589,000	274.4	1,871,321,684	108.2
92,620,000	116.7	—	—	39,390,000	147.0	41,694,000	270.1	1,807,881,677	107.7
37,290,000	117.1	—	—	17,972,000	146.5	19,015,000	269.6	787,328,285	105.7
114,824,000	118.7	—	—	67,020,000	149.0	71,150,000	273.8	2,697,980,959	109.1
56,557,000	116.7	—	—	24,994,000	149.7	26,570,000	275.5	1,084,413,662	108.5
37,308,000	117.0	—	—	12,948,000	146.5	13,690,000	268.7	639,359,005	105.7
66,558,000	117.3	—	—	44,867,000	149.8	47,667,000	274.8	1,348,262,491	110.8
39,373,000	117.1	—	—	19,250,000	148.8	20,436,000	273.8	754,292,791	109.0
24,749,000	117.0	—	—	11,457,000	148.3	12,148,000	272.2	537,656,336	106.5
21,808,000	116.7	—	—	5,900,000	146.5	6,242,000	269.4	326,121,024	102.3
19,882,000	116.9	—	—	6,387,000	149.6	6,785,000	274.6	302,193,336	107.5
37,415,000	117.4	—	—	7,855,000	148.4	8,333,000	272.9	571,732,485	107.1
42,648,000	116.9	—	—	23,138,000	149.1	24,558,000	273.5	905,059,904	109.5
27,907,000	117.0	—	—	15,956,000	147.2	16,898,000	270.7	552,051,741	109.0
17,900,000	117.5	—	—	5,381,000	144.3	5,679,000	266.4	276,393,303	104.6
37,972,000	116.7	—	—	20,457,000	149.8	21,737,000	275.0	686,432,264	109.3
44,831,000	116.7	—	—	11,651,000	149.1	12,369,000	273.8	693,272,960	105.4
27,241,000	116.8	—	—	7,314,000	144.9	7,714,000	265.6	420,028,133	105.1

2 個人県民税徴収取扱費交付金（個人県民税特別交付金を含む。）

単位：円

市町村名	1期（5月）	2期（8月）	3期（11月）	4期（2月）	計
総 額	759,324,335	782,016,008	839,495,908	779,221,459	3,160,057,710
市 計	657,014,012	679,801,613	732,472,591	677,303,887	2,746,592,103
町 計	102,310,323	102,214,395	107,023,317	101,917,572	413,465,607
宇 都 宮 市	185,893,023	204,330,375	225,742,921	203,842,948	819,809,267
足 利 市	55,900,112	55,998,324	57,111,634	54,697,374	223,707,444
栃 木 市	62,528,871	61,634,621	67,889,157	61,667,233	253,719,882
佐 野 市	45,990,720	44,843,479	50,604,291	45,386,121	186,824,611
鹿 沼 市	38,815,006	38,047,786	46,560,954	38,018,038	161,441,784
日 光 市	34,951,773	34,474,859	37,272,756	36,078,807	142,778,195
小 山 市	64,424,160	68,353,857	65,895,411	65,477,501	264,150,929
真 岡 市	30,777,783	31,358,176	31,811,739	31,665,351	125,613,049
大 田 原 市	27,665,308	27,472,812	30,387,630	28,150,853	113,676,603
矢 板 市	13,054,359	13,050,652	13,887,046	13,009,649	53,001,706
那須塩原市	46,799,020	48,125,314	50,075,270	47,935,459	192,935,063
さくら市	16,851,872	18,325,934	18,754,282	18,082,892	72,014,980
那須烏山市	10,331,127	10,225,059	10,773,592	10,249,503	41,579,281
下 野 市	23,030,878	23,560,365	25,705,908	23,042,158	95,339,309
上 三 川 町	12,275,436	12,292,156	13,296,964	12,409,235	50,273,791
益 子 町	9,210,571	9,254,296	9,463,049	8,889,789	36,817,705
茂 木 町	5,162,669	3,106,867	4,857,456	4,960,022	18,087,014
市 貝 町	4,636,881	4,711,150	4,733,133	4,612,583	18,693,747
芳 賀 町	5,813,456	5,842,384	5,896,322	6,224,683	23,776,845
壬 生 町	14,963,084	14,849,400	16,127,418	14,992,335	60,932,237
野 木 町	10,119,032	10,326,932	10,000,948	9,880,829	40,327,741
塩 谷 町	4,624,018	4,496,489	4,951,371	4,663,655	18,735,533
高 根 沢 町	12,305,190	14,667,721	13,569,920	12,521,065	53,063,896
那 須 町	16,504,163	16,518,099	17,639,104	16,632,949	67,294,315
那 珂 川 町	6,695,823	6,148,901	6,487,632	6,130,427	25,462,783

3 利子割交付金

単位：円

市町村名	8月	12月	3月	計
総額	135,349,000	151,537,000	103,825,000	390,711,000
市計	119,957,000	134,431,000	92,108,000	346,496,000
町計	15,392,000	17,106,000	11,717,000	44,215,000
宇都宮市	41,993,000	47,338,000	32,435,000	121,766,000
足利市	9,223,000	10,336,000	7,082,000	26,641,000
栃木市	9,988,000	11,195,000	7,670,000	28,853,000
佐野市	7,273,000	8,162,000	5,592,000	21,027,000
鹿沼市	6,260,000	6,969,000	4,775,000	18,004,000
日光市	4,948,000	5,470,000	3,748,000	14,166,000
小山市	11,644,000	13,068,000	8,954,000	33,666,000
真岡市	4,983,000	5,578,000	3,822,000	14,383,000
大田原市	4,531,000	4,992,000	3,420,000	12,943,000
矢板市	2,070,000	2,277,000	1,560,000	5,907,000
那須塩原市	7,627,000	8,519,000	5,837,000	21,983,000
さくら市	2,830,000	3,181,000	2,180,000	8,191,000
那須烏山市	1,495,000	1,639,000	1,123,000	4,257,000
下野市	5,092,000	5,707,000	3,910,000	14,709,000
上三川町	2,190,000	2,447,000	1,676,000	6,313,000
益子町	1,310,000	1,454,000	996,000	3,760,000
茂木町	680,000	747,000	512,000	1,939,000
市貝町	725,000	812,000	556,000	2,093,000
芳賀町	896,000	997,000	683,000	2,576,000
壬生町	2,636,000	2,940,000	2,014,000	7,590,000
野木町	1,832,000	2,023,000	1,386,000	5,241,000
塩谷町	626,000	680,000	465,000	1,771,000
高根沢町	2,320,000	2,602,000	1,783,000	6,705,000
那須町	1,325,000	1,481,000	1,014,000	3,820,000
那珂川町	852,000	923,000	632,000	2,407,000

4 地方消費税交付金

単位：円

市町村名	6月	9月	12月	3月	計
総 額	8,942,797,000	12,207,790,000	6,612,732,000	9,515,752,000	37,279,071,000
市 計	7,836,535,000	10,697,628,000	5,794,723,000	8,338,609,000	32,667,495,000
町 計	1,106,262,000	1,510,162,000	818,009,000	1,177,143,000	4,611,576,000
宇 都 宮 市	2,394,612,000	3,268,915,000	1,770,624,000	2,548,050,000	9,982,201,000
足 利 市	668,809,000	912,983,000	494,562,000	711,656,000	2,788,010,000
栃 木 市	705,732,000	963,379,000	521,875,000	750,940,000	2,941,926,000
佐 野 市	540,636,000	738,023,000	399,770,000	575,275,000	2,253,704,000
鹿 沼 市	446,842,000	609,984,000	330,415,000	475,472,000	1,862,713,000
日 光 市	379,456,000	517,996,000	280,585,000	403,768,000	1,581,805,000
小 山 市	753,073,000	1,028,016,000	556,862,000	801,320,000	3,139,271,000
真 岡 市	359,975,000	491,401,000	266,183,000	383,038,000	1,500,597,000
大 田 原 市	343,283,000	468,616,000	253,838,000	365,278,000	1,431,015,000
矢 板 市	148,870,000	203,221,000	110,085,000	158,407,000	620,583,000
那須塩原市	525,773,000	717,727,000	388,789,000	559,457,000	2,191,746,000
さくら市	193,485,000	264,117,000	143,087,000	205,876,000	806,565,000
那須烏山市	117,303,000	160,126,000	86,747,000	124,816,000	488,992,000
下 野 市	258,686,000	353,124,000	191,301,000	275,256,000	1,078,367,000
上 三 川 町	148,407,000	202,596,000	109,726,000	157,918,000	618,647,000
益 子 町	94,150,000	128,514,000	69,636,000	100,178,000	392,478,000
茂 木 町	54,203,000	73,988,000	40,088,000	57,674,000	225,953,000
市 貝 町	52,225,000	71,291,000	38,619,000	55,570,000	217,705,000
芳 賀 町	116,328,000	158,838,000	85,946,000	123,801,000	484,913,000
壬 生 町	171,286,000	233,815,000	126,672,000	182,256,000	714,029,000
野 木 町	106,923,000	145,954,000	79,075,000	113,770,000	445,722,000
塩 谷 町	47,429,000	64,742,000	35,078,000	50,466,000	197,715,000
高 根 沢 町	123,848,000	169,056,000	91,595,000	131,779,000	516,278,000
那 須 町	118,881,000	162,289,000	87,897,000	126,500,000	495,567,000
那 珂 川 町	72,582,000	99,079,000	53,677,000	77,231,000	302,569,000

5 ゴルフ場利用税交付金

単位：円

市町村名	8月	12月	3月	計
総額	666,252,578	572,755,538	386,327,583	1,625,335,699
市計	532,349,828	448,063,243	308,315,958	1,288,729,029
町計	133,902,750	124,692,295	78,011,625	336,606,670
宇都宮市	48,197,449	44,211,609	29,338,665	121,747,723
足利市	27,985,230	22,523,235	16,646,490	67,154,955
栃木市	153,879,600	120,212,505	85,975,015	360,067,120
佐野市	60,184,215	49,693,455	37,858,275	147,735,945
鹿沼市	76,037,017	61,402,731	45,302,521	182,742,269
日光市	31,630,928	30,213,805	16,041,677	77,886,410
小山市	11,282,355	8,655,150	6,308,330	26,245,835
真岡市	10,062,083	8,623,708	7,175,844	25,861,635
大田原市	31,272,434	26,585,219	18,685,421	76,543,074
矢板市	13,943,224	12,416,923	7,199,432	33,559,579
那須塩原市	15,065,255	16,723,616	6,534,025	38,322,896
さくら市	36,536,648	32,188,648	20,796,386	89,521,682
那須烏山市	15,957,726	14,355,108	10,271,890	40,584,724
下野市	315,664	257,531	181,987	755,182
上三川町	-	-	-	-
益子町	23,207,506	19,139,750	13,899,375	56,246,631
茂木町	18,057,370	16,570,733	11,563,907	46,192,010
市貝町	12,732,744	9,909,638	8,005,207	30,647,589
芳賀町	2,635,080	2,377,620	1,850,940	6,863,640
壬生町	13,245,287	11,072,552	7,846,828	32,164,667
野木町	-	-	-	-
塩谷町	11,792,432	10,716,365	6,702,973	29,211,770
高根沢町	12,389,295	10,368,355	7,461,718	30,219,368
那須町	20,986,051	26,279,882	10,474,712	57,740,645
那珂川町	18,856,985	18,257,400	10,205,965	47,320,350

6 自動車取得税交付金

単位：円

市町村名	道路の総延長	道路の総面積	8月	12月	3月	計
総額	20,170,963	114,543,713	708,428,000	728,891,000	559,694,000	1,997,013,000
市計	16,154,452	92,512,501	587,202,000	604,164,000	463,921,000	1,655,287,000
町計	4,016,511	22,031,212	121,226,000	124,727,000	95,773,000	341,726,000
宇都宮市	2,826,024	17,875,269	124,899,000	128,507,000	98,677,000	352,083,000
足利市	1,183,637	6,717,144	46,825,000	48,178,000	36,994,000	131,997,000
栃木市	1,825,372	9,667,514	58,599,000	60,291,000	46,296,000	165,186,000
佐野市	1,107,234	6,319,262	40,658,000	41,832,000	32,122,000	114,612,000
鹿沼市	1,201,860	6,319,042	38,982,000	40,108,000	30,798,000	109,888,000
日光市	1,212,627	6,520,766	40,462,000	41,631,000	31,967,000	114,060,000
小山市	1,343,615	7,771,933	52,463,000	53,978,000	41,448,000	147,889,000
真岡市	1,261,412	6,792,760	40,588,000	41,760,000	32,067,000	114,415,000
大田原市	949,883	5,557,584	32,856,000	33,806,000	25,958,000	92,620,000
矢板市	368,754	2,274,140	13,228,000	13,611,000	10,451,000	37,290,000
那須塩原市	1,182,073	7,075,143	40,733,000	41,909,000	32,182,000	114,824,000
さくら市	597,664	3,399,290	20,063,000	20,643,000	15,851,000	56,557,000
那須烏山市	382,714	2,212,791	13,235,000	13,617,000	10,456,000	37,308,000
下野市	711,583	4,009,863	23,611,000	24,293,000	18,654,000	66,558,000
上三川町	417,539	2,307,245	13,967,000	14,371,000	11,035,000	39,373,000
益子町	271,528	1,448,019	8,780,000	9,033,000	6,936,000	24,749,000
茂木町	296,983	1,552,772	7,736,000	7,960,000	6,112,000	21,808,000
市貝町	229,661	1,317,633	7,053,000	7,257,000	5,572,000	19,882,000
芳賀町	492,654	2,807,253	13,273,000	13,656,000	10,486,000	37,415,000
壬生町	472,702	2,503,882	15,129,000	15,566,000	11,953,000	42,648,000
野木町	286,715	1,777,474	9,900,000	10,186,000	7,821,000	27,907,000
塩谷町	240,625	1,298,932	6,350,000	6,533,000	5,017,000	17,900,000
高根沢町	416,555	2,201,909	13,471,000	13,859,000	10,642,000	37,972,000
那須町	593,998	3,285,243	15,903,000	16,363,000	12,565,000	44,831,000
那珂川町	297,551	1,530,850	9,664,000	9,943,000	7,634,000	27,241,000

(注1) 道路の総延長及び総面積は、補正前のものである。

7 配当割交付金

単位：円

市町村名	8月	12月	3月	計
総額	255,820,000	52,703,000	883,041,000	1,191,564,000
市計	226,723,000	46,756,000	783,339,000	1,056,818,000
町計	29,097,000	5,947,000	99,702,000	134,746,000
宇都宮市	79,365,000	16,465,000	275,830,000	371,660,000
足利市	17,432,000	3,595,000	60,230,000	81,257,000
栃木市	18,878,000	3,894,000	65,233,000	88,005,000
佐野市	13,747,000	2,839,000	47,560,000	64,146,000
鹿沼市	11,833,000	2,424,000	40,611,000	54,868,000
日光市	9,351,000	1,902,000	31,875,000	43,128,000
小山市	22,008,000	4,545,000	76,147,000	102,700,000
真岡市	9,417,000	1,940,000	32,506,000	43,863,000
大田原市	8,564,000	1,736,000	29,090,000	39,390,000
矢板市	3,913,000	792,000	13,267,000	17,972,000
那須塩原市	14,415,000	2,963,000	49,642,000	67,020,000
さくら市	5,350,000	1,106,000	18,538,000	24,994,000
那須烏山市	2,826,000	570,000	9,552,000	12,948,000
下野市	9,624,000	1,985,000	33,258,000	44,867,000
上三川町	4,140,000	851,000	14,259,000	19,250,000
益子町	2,476,000	505,000	8,476,000	11,457,000
茂木町	1,285,000	260,000	4,355,000	5,900,000
市貝町	1,371,000	282,000	4,734,000	6,387,000
芳賀町	1,694,000	347,000	5,814,000	7,855,000
壬生町	4,982,000	1,022,000	17,134,000	23,138,000
野木町	3,463,000	703,000	11,790,000	15,956,000
塩谷町	1,183,000	236,000	3,962,000	5,381,000
高根沢町	4,386,000	905,000	15,166,000	20,457,000
那須町	2,506,000	515,000	8,630,000	11,651,000
那珂川町	1,611,000	321,000	5,382,000	7,314,000

8 株式等譲渡所得割交付金

単位：円

市町村名	3月	計
総額	1,265,622,000	1,265,622,000
市計	1,122,723,000	1,122,723,000
町計	142,899,000	142,899,000
宇都宮市	395,333,000	395,333,000
足利市	86,325,000	86,325,000
栃木市	93,496,000	93,496,000
佐野市	68,166,000	68,166,000
鹿沼市	58,206,000	58,206,000
日光市	45,685,000	45,685,000
小山市	109,137,000	109,137,000
真岡市	46,589,000	46,589,000
大田原市	41,694,000	41,694,000
矢板市	19,015,000	19,015,000
那須塩原市	71,150,000	71,150,000
さくら市	26,570,000	26,570,000
那須烏山市	13,690,000	13,690,000
下野市	47,667,000	47,667,000
上三川町	20,436,000	20,436,000
益子町	12,148,000	12,148,000
茂木町	6,242,000	6,242,000
市貝町	6,785,000	6,785,000
芳賀町	8,333,000	8,333,000
壬生町	24,558,000	24,558,000
野木町	16,898,000	16,898,000
塩谷町	5,679,000	5,679,000
高根沢町	21,737,000	21,737,000
那須町	12,369,000	12,369,000
那珂川町	7,714,000	7,714,000

9 特別徴収義務者等交付金

	調定額 (平成28(2016)年度)		交付金算出基礎		交付率	交付金		交付額 前年度比	
	件数	税額(千円)	件数	納入額(千円)		対象人員	交付額(円)		
ゴルフ場利用税	1,538	2,376,135	132	2,301,722	1.7/100	132	39,128,690	99.1	
軽油 引取 税	納期内納入分	1,900	21,675,682	150	9,399,173	2.5/100	150	234,979,000	108.9
	徴収猶予期 間内納入分			42	12,199,178	2.5/100	42	304,999,380	94.3
	計	1,900	21,675,682	177	21,598,351		177	539,978,380	100.1
合計	3,438	24,051,817	309	23,900,073		309	579,107,070	100.1	

(注) 軽油引取税における件数は、納期内納入分と徴収猶予期間内納入分の重複による実件数である。

第 7 徵 稅 費

1 徴税費に関する調

区 分	平成 25 年度決算 (2013)		平成 26 年度決算 (2014)	
	金額等	構成比	金額等	構成比
県 税 ・ 予 算 額 (7)	213,500,000	—	224,000,000	—
県 税 ・ 調 定 額 (イ)	223,632,793	—	232,384,074	—
県 税 ・ 収 入 額 (ウ)	214,764,621	—	224,826,111	—
徴 税 費 (エ)	6,465,533	100.0	6,650,580	100.0
人 件 費	2,269,986	35.1	2,334,297	35.1
職 員 給 当	1,148,871	—	1,195,967	—
諸 手 当	695,498	—	701,701	—
超 過 勤 務 手 当	61,309	—	60,811	—
特 殊 勤 務 手 当	37,278	—	36,602	—
そ の 他 の 手 当	596,911	—	604,288	—
そ の 他 の 人 件 費	425,617	—	436,629	—
旅 費	6,894	0.1	3,906	0.1
需 用 費	395,924	6.1	440,208	6.6
通 信 運 搬 費	98,513	—	98,521	—
備 品 費	337	—	8,292	—
そ の 他	297,074	—	333,395	—
徴 収 取 扱 費 等	3,792,729	58.7	3,872,169	58.2
県 民 税 徴 収 取 扱 費	3,115,012	—	3,167,965	—
特 別 徴 収 義 務 者 に 対 す る 交 付 金	597,579	—	606,048	—
そ の 他	80,138	—	98,156	—
徴 税 職 員 数 (オ)	308	—	305	—
県 税 に 対 す る 徴 税 費 の 割 合 ・ 対 予 算 額 (エ)/(7)	3.0	—	3.0	—
県 税 に 対 す る 徴 税 費 の 割 合 ・ 対 調 定 額 (エ)/(イ)	2.9	—	2.9	—
県 税 に 対 す る 徴 税 費 の 割 合 ・ 対 収 入 額 (エ)/(ウ)	3.0	—	3.0	—
徴 税 職 員 1 人 当 た り 徴 税 額 (ウ)/(オ)	697,288	—	737,135	—
徴 税 職 員 1 人 当 た り 徴 税 費 (エ)/(オ)	20,992	—	21,805	—
人 件 費 (旅 費 を 含 む。)	7,392	—	7,666	—
物 件 費 (徴 収 取 扱 費 等 を 含 む。)	13,600	—	14,139	—

単位：千円、人、%

平成 27 年度決算 (2015)		平成 28 年度決算 (2016)		平成 29 年度決算 (2017)	
金額等	構成比	金額等	構成比	金額等	構成比
243,000,000	—	242,500,000	—	247,500,000	—
250,472,332	—	248,313,748	—	253,249,548	—
244,349,497	—	243,126,979	—	248,857,064	—
6,732,207	100.0	6,599,404	100.0	6,707,075	100.0
2,292,922	34.1	2,286,800	34.7	2,261,353	33.7
1,166,303	—	1,154,356	—	1,141,021	—
714,896	—	710,932	—	699,865	—
64,508	—	64,986	—	58,716	—
36,825	—	37,454	—	38,080	—
613,563	—	608,492	—	603,069	—
411,723	—	421,512	—	420,467	—
3,795	0.1	4,415	0.1	4,468	0.1
554,318	8.2	404,962	6.1	557,719	8.3
95,794	—	92,559	—	94,072	—
583	—	487	—	450	—
457,941	—	311,916	—	463,197	—
3,881,172	57.7	3,903,227	59.1	3,883,535	57.9
3,149,357	—	3,185,825	—	3,160,058	—
602,504	—	578,807	—	579,107	—
129,311	—	138,595	—	144,370	—
305	—	304	—	304	—
2.8	—	2.7	—	2.7	—
2.7	—	2.7	—	2.6	—
2.8	—	2.7	—	2.7	—
801,146	—	799,760	—	818,609	—
22,073	—	21,709	—	22,063	—
7,530	—	7,537	—	7,453	—
14,543	—	14,172	—	14,609	—

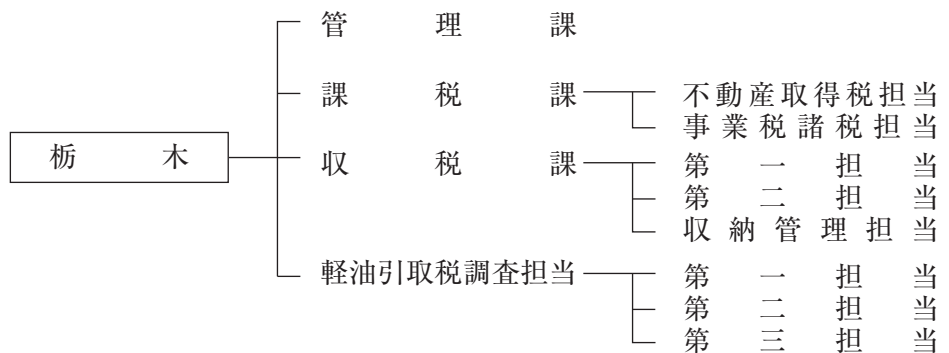
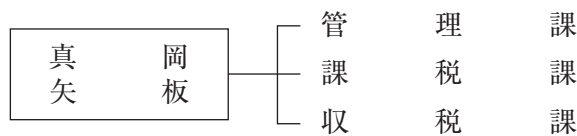
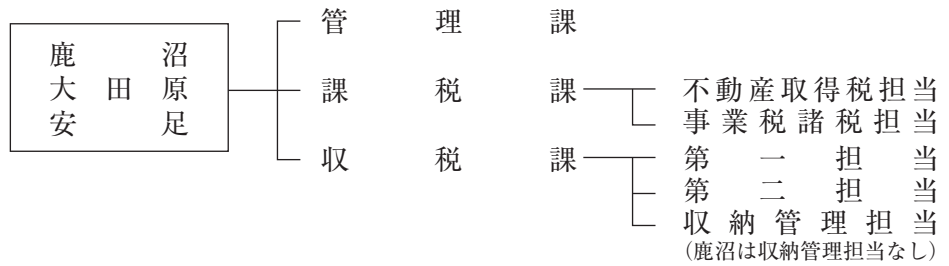
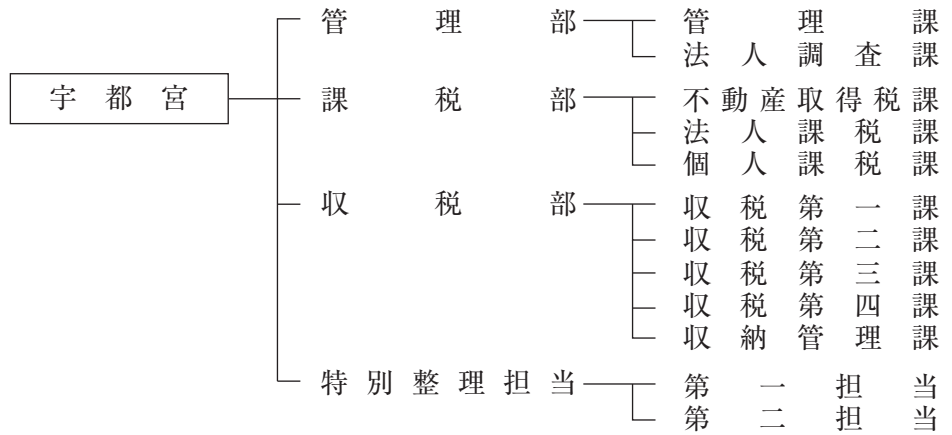
第 8 税務機構及び職員等

1 税務機構一覽 (平成 30 (2018) 年 4 月 1 日現在)

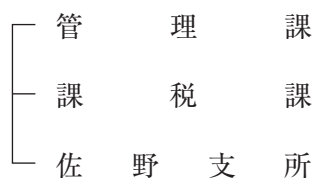
(1) 本 庁



(2) 県 税 事 務 所



(3) 自動車税事務所



2 分掌事務（平成 30(2018)年4月1日現在）

(1) 本庁税務課

- 1 県税の賦課徴収に関する総合企画及び調整に関すること。
- 2 県税事務所及び自動車税事務所の統轄に関すること。
- 3 県税の調査及び検査に関すること。
- 4 県税の犯則取締りに関すること。
- 5 納税奨励及び納税貯蓄組合に関すること。
- 6 その他税務に関すること。

(2) 県税事務所

ア 宇都宮県税事務所

管理部

管理課

- 1 公印の保管に関すること。
- 2 職員の服務に関すること。
- 3 文書の收受、発送、編集及び保存に関すること。
- 4 予算、決算及び会計に関すること。
- 5 県有財産の維持管理に関すること。
- 6 証券及び物品の出納保管並びに受託証券の再委託に関すること。
- 7 所内の取締りに関すること。
- 8 各部課担当の連絡調整に関すること。
- 9 災害対策基本法施行令第 33 条の規定による災害時における緊急輸送車両の確認に関すること。
- 10 1 から 9 に掲げるもののほか、他部課担当の主管に属しない事務に関すること。

法人調査課

- 1 法人の事業税に係る課税標準の調査（地方税法第 72 条の 2 第 1 項第 1 号イに掲げる法人及び同法第 72 条の 41 第 1 項に規定する法人（連結申告法人及び同法第 72 条の 24 の適用を受ける法人を除く。）に係る調査に限る。）に関すること。

課税部

不動産取得税課

- 1 不動産取得税及び固定資産税（以下「不動産取得税等」という。）に係る徴収金の賦課に関すること。
- 2 不動産取得税等に係る課税標準の調査に関すること。
- 3 不動産取得税等に係る納税管理人に関すること。
- 4 不動産取得税等に係る犯則の取締りに関すること。

法人課税課

- 1 法人の県民税、利子等に係る県民税、特定配当等に係る県民税、特定株式等譲渡所得金額に係る県民税及び法人の事業税（以下「法人県民税等」という。）に係る徴収金の賦課に関すること。
- 2 法人県民税等に係る課税標準の調査に関すること（法人調査課の所掌する事務を除く。）。
- 3 法人県民税等に係る納税管理人に関すること。
- 4 法人県民税等に係る犯則の取締りに関すること。
- 5 地方消費税に関すること。
- 6 税理士法第 50 条の規定による臨時の税務書類の作成等の許可に関すること。

個人課税課

- 1 個人の事業税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、鉦区税及び狩猟税（以下「個人事業税等」という。）に係る徴収金の賦課に関すること。

- 2 個人事業税等に係る課税標準の調査に関する事。
- 3 個人事業税等に係る納税管理人に関する事。
- 4 個人事業税等に係る犯則の取締りに関する事。
- 5 ゴルフ場利用税に係る特別徴収義務者の指定及び登録に関する事。
- 6 軽油引取税に係る免税軽油使用者証及び免税証の交付に関する事。

収税部

収税第一課、収税第二課、収税第三課及び収税第四課

- 1 県税に係る徴収金の徴収及び滞納処分に関する事。
- 2 県税に係る徴収金の徴収猶予（地方税法第 15 条の規定による徴収猶予に限る。）に関する事。
- 3 県税に係る徴収金の換価の猶予及び滞納処分の停止に関する事。
- 4 県税に係る徴収金の引継ぎ及び引受け並びに囑託及び受託に関する事。
- 5 県税に係る徴収金の不納欠損処分に関する事。
- 6 延滞金の減免に関する事。
- 7 個人住民税の徴収の促進に関する事（特別整理担当の所掌する事務を除く。）。
- 8 個人住民税その他市町村税の徴収に係る市町村への支援に関する事（特別整理担当の所掌する事務を除く。）。
- 9 7 及び 8 に掲げるもののほか、個人住民税に関する事（特別整理担当の所掌する事務を除く。）。

収納管理課

- 1 県税に係る徴収金の収納管理に関する事。
- 2 県税に係る徴収金の所内収納に関する事。
- 3 県税に係る徴収金の督促状の発付に関する事。
- 4 県税に係る徴収金に関する還付金等の還付又は充当に関する事。
- 5 県税に係る徴収金の徴収猶予（地方税法第 15 条の規定による徴収猶予を除く。）に関する事。
- 6 納税証明に関する事。
- 7 納税貯蓄組合及び口座振替納税に関する事。
- 8 納税奨励に関する事。
- 9 収入報告に関する事。

特別整理担当

- 1 個人住民税の徴収の促進に関する事（滞納額が高額な事案又は徴収が困難な事案に限る。）。
- 2 個人住民税その他市町村税の徴収に係る市町村への支援に関する事（滞納額が高額な事案又は徴収が困難な事案に限る。）。
- 3 1 及び 2 に掲げるもののほか、個人住民税に関する事（滞納額が高額な事案又は徴収が困難な事案に限る。）。
- 4 特別滞納事案に係る徴収及び滞納処分に関する事。
- 5 特別滞納事案に係る徴収猶予（地方税法第 15 条の規定による徴収猶予に限る。）に関する事。
- 6 特別滞納事案に係る換価の猶予及び滞納処分の停止に関する事。
- 7 特別滞納事案に係る延滞金の減免に関する事。
- 8 特別滞納事案に係る犯則の取締りに関する事。

イ 鹿沼県税事務所、真岡県税事務所、栃木県税事務所、矢板県税事務所、大田原県税事務所及び安足県税事務所

管理課

- 1 宇都宮県税事務所管理部管理課に掲げる事務

課税課

- 1 宇都宮県税事務所管理部法人調査課に掲げる事務
- 2 宇都宮県税事務所課税部不動産取得税課に掲げる事務

- 3 宇都宮県税事務所課税部法人課税課の1から4までに掲げる事務（利子等に係る県民税、特定配当等に係る県民税及び特定株式等譲渡所得金額に係る県民税に係るものを除く。）及び6に掲げる事務
- 4 宇都宮県税事務所課税部個人課税課の1から4までに掲げる事務（県たばこ税及び鉦区税に係るものを除く。）及び5に掲げる事務並びに6に掲げる事務（栃木県税事務所を除く。）

収税課

- 1 宇都宮県税事務所収税部収税第一課、収税第二課、収税第三課及び収税第四課に掲げる事務
- 2 宇都宮県税事務所収税部収納管理課に掲げる事務
- 3 収入証紙の売りさばきに関する事（鹿沼県税事務所及び真岡県税事務所に限る。）。

軽油引取税調査担当

- 1 軽油引取税に係る徴収金の賦課に関する事。
- 2 軽油引取税に係る課税標準の調査に関する事。
- 3 軽油引取税に係る特別徴収義務者の指定及び登録に関する事。
- 4 軽油引取税に係る免税軽油使用者証及び免税証に関する事。
- 5 軽油引取税に係る製造等の承認に関する事。
- 6 軽油引取税に係る犯則の取締りに関する事。

(3) 自動車税事務所

管 理 課

- 1 公印の保管に関する事。
- 2 職員の服務に関する事。
- 3 文書の收受、発送、編集及び保存に関する事。
- 4 予算、決算及び会計に関する事。
- 5 証券及び物品の出納及び保管並びに受託証券の再委託に関する事。
- 6 所内の取締りに関する事。
- 7 自動車税（普通徴収に係るものに限る。）に係る徴収金の賦課、徴収及び収納管理に関する事。
- 8 自動車税の納税管理人に関する事。
- 9 自動車取得税及び自動車税（以下「自動車税等」という。）に係る徴収金の不納欠損処分に関する事。
- 10 自動車税等に係る徴収金の還付及び充当に関する事。
- 11 自動車税に係る徴収金の嘱託及び引継ぎに関する事。
- 12 延滞金の減免に関する事。
- 13 自動車税等に係る徴収金の徴収猶予に関する事。
- 14 自動車取得税・自動車税納税証紙取扱費の交付に関する事。
- 15 自動車税等に係る徴収金の督促状の発付に関する事。
- 16 納税証明に関する事。
- 17 前各号に掲げるもののほか、課税課の主管に属しない事務に関する事。

課 税 課

- 1 自動車取得税及び自動車税（証紙徴収に係るものに限る。）の賦課及び徴収に関する事。
- 2 自動車税等の課税標準の調査に関する事。
- 3 自動車税等の犯則の取締りに関する事。
- 4 自動車取得税・自動車税特別会計に関する事。
- 5 栃木県証紙代金収納計器に関する事。

佐 野 支 所

- 1 自動車税等の賦課及び徴収に関する事。
- 2 納税証明に関する事。

3 税務関係事務の委任（平成 30（2018）年 4 月 1 日現在）

県税の賦課徴収に関する事務は、栃木県県税条例第 5 条第 1 項の規定により、次に掲げる事務を除き、全て課税地を所管する県税事務所長（利子等に係る県民税、特定配当等に係る県民税、特定株式等譲渡所得金額に係る県民税、地方消費税、県たばこ税及び鉾区税については宇都宮県税事務所長、軽油引取税については栃木県税事務所長、自動車取得税及び自動車税については自動車税事務所長）に委任されている。

- 1 地方税法第 8 条第 1 項（課税権の帰属等について関係地方団体の長の意見が異なる場合の措置）の規定による決定を求める旨の申出に関すること。
- 2 栃木県県税条例第 133 条第 1 項の規定による固定資産税の減免に関すること。
- 3 栃木県県税条例第 11 条第 2 項の規定による課税地の指定に関すること。
- 4 栃木県県税条例第 13 条第 1 項の規定による広範囲にわたる災害等による期限の延長に関すること。
- 5 地方税法第 742 条（大規模の償却資産の指定等）の規定による大規模の償却資産の指定等及び地方税法第 743 条（大規模の償却資産の価格等の決定等）の規定による大規模の償却資産の価格等の決定等に関すること。

4 知事部局職員の定数に占める税務関係職員数の割合

単位：人、%

区分	知事部局職員	税務関係職員								知事部局職員数に占める税務職員数の割合
		税務課			県税（自動車税）事務所				合計	
		徴税吏員	公仕	計	徴税吏員	嘱託	公仕	計		
昭和 61 (1986) .3.31	5,661	24	－	24	314	－	12	326	350	6.2
昭和 62 (1987) .3.31	5,718	24	－	24	314	－	11	325	349	6.1
昭和 63 (1988) .3.31	5,757	25	－	25	314	－	9	323	348	6.0
平成 1 (1989) .3.31	5,780	26	－	26	313	－	9	322	348	6.0
平成 2 (1990) .3.31	5,780	27	－	27	311	－	9	320	347	6.0
平成 3 (1991) .3.31	5,780	28	－	28	299	－	9	308	336	5.8
平成 4 (1992) .3.31	5,780	28	－	28	299	－	8	307	335	5.8
平成 5 (1993) .3.31	5,780	28	－	28	297	－	8	305	333	5.8
平成 6 (1994) .3.31	5,780	28	－	28	297	－	8	305	333	5.8
平成 7 (1995) .3.31	5,780	31	－	31	293	－	5	298	329	5.7
平成 8 (1996) .3.31	5,780	31	－	31	293	－	5	298	329	5.7
平成 9 (1997) .3.31	5,780	31	－	31	293	－	5	298	329	5.7
平成 10 (1998) .3.31	5,780	31	－	31	290	－	5	295	326	5.6
平成 11 (1999) .3.31	5,780	31	－	31	290	－	3	293	324	5.6
平成 12 (2000) .3.31	6,051	31	－	31	287	－	3	290	321	5.3
平成 13 (2001) .3.31	6,051	30	－	30	275	－	3	278	308	5.1
平成 14 (2002) .3.31	6,051	30	－	30	276	－	3	279	309	5.1
平成 15 (2003) .3.31	6,051	30	－	30	276	－	3	279	309	5.1
平成 16 (2004) .3.31	6,051	30	－	30	276	－	3	279	309	5.1
平成 17 (2005) .3.31	6,049	30	－	30	276	－	3	279	309	5.1
平成 18 (2006) .3.31	6,049	30	－	30	280	－	3	282	312	5.2
平成 19 (2007) .3.31	6,049	30	－	30	280	－	2	282	312	5.2
平成 20 (2008) .3.31	6,049	30	－	30	280	－	2	282	312	5.2
平成 21 (2009) .3.31	6,049	29	－	29	280	－	2	282	311	5.1
平成 22 (2010) .3.31	6,049	29	－	29	274	－	2	276	305	5.0
平成 23 (2011) .3.31	6,049	28	－	28	274	－	2	276	304	5.0
平成 24 (2012) .3.31	6,079	28	－	28	266	－	2	268	296	4.9
平成 25 (2013) .3.31	6,079	28	－	28	277	－	2	279	307	5.1
平成 26 (2014) .3.31	6,079	28	－	28	275	－	2	277	305	5.0
平成 27 (2015) .3.31	6,079	29	－	29	276	－	2	278	307	5.1
平成 28 (2016) .3.31	6,079	30	－	30	273	－	2	275	305	5.0
平成 29 (2017) .3.31	5,683	31	－	31	271	－	2	273	304	5.3
平成 30 (2018) .3.31	5,683	31	－	31	271	－	2	273	304	5.3

5 税務関係職員の配置状況

(平成30(2018)年4月1日現在) 単位：人

事務所名	税務職員		公 仕		合 計	
	定員	現員	定員	現員	定員	現員
総 数	272	310	2	2	274	312
県 税 事 務 所	223	254	2	2	225	256
宇 都 宮	61	65	—	—	61	65
鹿 沼	23	27	—	—	23	27
真 岡	19	23	1	1	20	24
栃 木	47	52	—	—	47	52
矢 板	19	23	—	—	19	23
大 田 原	27	32	1	1	28	33
安 足	27	32	—	—	27	32
自動車税事務所	23	24	—	—	23	24
税 務 課	26	32	—	—	26	32

6 税務職員課別配置状況

(平成30(2018)年4月1日現在) 単位：人

事務所名	所長	総括 所長補佐	管理部課	課税部課	収税部課	特別整理 担当	軽油引取税 調査担当	計
県 税 事 務 所	〈1〉 7	[3] 8	(1) 22	[1]〈5〉 77	[1]〈11〉 119	[1]〈2〉 7	[1]〈2〉 14	〈1〉[7]〈21〉 254
宇 都 宮	〈1〉 1	[1] 1	(1) 10	[1] 20	[1]〈5〉 26	[1]〈2〉 7		〈1〉 [4] 〈8〉 65
鹿 沼	1	1	2	(1) 8	(1) 15			(2) 27
真 岡	1	1	2	(1) 7	(1) 12			(2) 23
栃 木	1	[1] 2	2	(1) 13	(1) 20		[1]〈2〉 14	[2] 〈4〉 52
矢 板	1	[1] 1	2	(1) 7	(1) 12			[1] 〈2〉 23
大 田 原	1	1	2	(1) 11	(1) 17			(2) 32
安 足	1	1	2	11	(1) 17			(1) 32
自動車税事務所	所長 1	総括 所長補佐 1	管理課 9	課税課 (1) 7	佐野支所 [1] 6			[1] 〈1〉 24
税 務 課	課長 〈1〉 1	総括 課長補佐 2	企画担当 (1) 5	課税・収税担当 9	税務電算担当 15			〈1〉 〈1〉 32
計	〈2〉 9	[3] 11				[5] 290	(23)	〈2〉 [8] 〈23〉 310

(注) 1 〈 〉 内の数値は、参事を兼務している者の人数である。

2 [] 内の数値は、主幹または主幹を兼務している者の人数である。

3 () 内の数値は、スタッフ補佐である者又はスタッフ補佐を兼任している者の人数である。

4 税務課課税・収税担当のスタッフ補佐には、総括課長補佐と兼務するグループリーダー1名を除く。

5 宇都宮県税事務所の管理部は、次長(総括所長補佐)と兼務する部長1名を除く。

6 鹿沼・真岡・栃木・矢板・大田原・安足県税事務所及び自動車税事務所の管理課は、総括所長補佐と兼務する課長1名を除く。

7 税務職員年齢別調

(平成 30 (2018) 年 4 月 1 日現在) 単位：人、%

年齢	宇都宮	鹿沼	真岡	栃木	矢板	大田原	安足	自動車	税務課	合計	構成比
18										-	-
19										-	-
20				1						-	1
21										-	-
22	(2) 3	1	(1) 1	3	(1) 2	1	(2) 3			(6) 14	
23	(1) 4	(1) 2		(2) 4	(1) 2	(1) 2		3		(6) 17	
24	1	2		(1) 3		(1) 3	(1) 2	2		(3) 13	
25	(2) 3		(1) 2		1	1		(1) 1	(1) 4	(5) 12	
26	1		(1) 2	1		1	1		(1) 2	(2) 8	
27		(1) 1	(1) 1	(1) 1					(1) 4	(4) 7	
28					(1) 2	2		1	3	(1) 8	
29	(3) 4				1				1	(3) 6	27.7
30	(2) 2			1	1		(1) 2		2	(3) 8	
31	1			1				(1) 1		(1) 3	
32	(1) 1	(1) 1						(1) 1	1	(3) 4	
33	1		(1) 1		1	(1) 1		2	2	(2) 8	
34	(1) 2			(2) 2						(3) 4	
35	(1) 1			1			(1) 2			(2) 4	
36				(1) 1						(1) 1	
37						1	(1) 1			(1) 2	
38	(1) 2			(1) 1						(2) 3	
39	1			(1) 1					1	(1) 3	12.9
40	1	(1) 1	1			(1) 1		1		(2) 5	
41	(1) 2	(1) 1	1	1						(2) 5	
42	1	(1) 2	1	3		(1) 1	2			(2) 10	
43	(2) 3		(1) 2			1		1	(1) 2	(4) 9	
44	(2) 3	(1) 1			(1) 1	1	1	1	2	(4) 10	
45	(2) 2			(1) 2	(2) 2	1		1	1	(5) 8	
46		1	(2) 2	6		(3) 3	1	1	(1) 1	(6) 15	
47		1		(1) 2	1		1	1		(1) 6	
48	2		1		(2) 2	(1) 2	(2) 3		1	(5) 11	
49		(2) 2					1		1	(2) 4	26.8
50	(1) 3	1		2		(1) 2	2	(1) 1		(3) 11	
51	1	(1) 3	1	(2) 4		3	1			(3) 13	
52	3	(1) 1	2	1	3	(1) 1	(1) 2	2	1	(3) 16	
53	(1) 7	1		1	2	2	(1) 2		(1) 1	(3) 16	
54	2	3	(1) 1	2	1	1		1	1	(1) 12	
55	(1) 4		1	(1) 2		2	1			(2) 10	
56					1			2		-	3
57	1	1	1	(1) 2			1			(1) 6	
58	2	1	1	1						-	5
59									1	-	1
60				1				1		-	2
61							1			-	1
62			1	1			1			-	3
63										-	-
64	1							1		-	2
計	(24) 65	(11) 27	(9) 23	(15) 52	(8) 23	(11) 32	(10) 32	(4) 24	(6) 32	(98) 310	100.0
平均年齢	41.2	43.0	42.3	40.9	39.7	40.5	42.6	40.1	35.9	40.7	

(注) () 書きは女性数 (内書き)

第 9 税 制

1 平成 30 (2018) 年度に適用される税率等一覧

税 目	納税義務者	課税標準等	税 率	納 期 等
県 民 税	1 個人			(賦課期日) 1月1日
	(1) 県内に住所を有する個人	均等割 所得割 (前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額)	均等割 2,200円※ 所得割 課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額の合計額の4/100 ※うち700円は「とちぎの元気な森づくり県民税」として、平成20(2008)年度から加算 ※うち500円は東日本大震災復興基本法第2条に定める基本理念に基づき、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源を確保することを目的として平成26(2014)年度から加算	(納 期) 市町村税の納期と同じ(通常6月、8月、10月及び1月において、市町村の条例で定める。) (賦課徴収) 市町村が、市町村民税の賦課徴収と併せて行う。 (徴収方法) 普通徴収 特別徴収 (事業専従者控除) 青色申告…給与支給額 その他…50万円(配偶者の場合は86万円)又は不動産所得、事業所得若しくは山林所得の金額を事業専従者の数に1を加えた数で除して得た金額のいずれか低い額 (所得控除) 雑損控除…(損失額-所得×1/10)と{(損失額のうち災害関連支出の金額)-5万円}とのいずれか多い金額 医療費控除 ①医療費-(所得×5/100又は10万円のいずれか低い金額)(限度額200万円) ②(対象医薬品の購入金額)-12,000円(限度額88,000円)※①、②のいずれか 社会保険料控除…全額 小規模企業共済等掛金控除…全額 生命保険料控除 ①平成24(2102)年1月1日以後に締結した保険契約等(新契約) 一般生命保険、介護医療保険、個人年金保険のそれぞれにつき支払った保険料が12,000円以下…全額 12,000円超 32,000円以下… 払込保険料×1/2+6,000円 32,000円超 56,000円以下… 払込保険料×1/4+14,000円 56,000円超…28,000円 ※それぞれの適用限度額は28,000円 ②平成23(2011)年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約) 一般生命保険、個人年金保険のそれぞれにつき支払った保険料が15,000円以下…全額 15,000円超 40,000円以下… 払込保険料×1/2+7,500円 40,000円超 70,000円以下… 払込保険料×1/4+17,500円 70,000円超…35,000円 ※それぞれの適用限度額は35,000円 ※①の新契約と②の旧契約の両方について保険料の控除の適用を受ける場合、それぞれの保険料の適用限度額は28,000円 ※各種保険料の控除を合計した適用限度額は70,000円 地震保険料控除 ①地震保険料だけの場合 50,000円以下…支払保険料×1/2
	(2) 県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該事務所、事業所又は家屋敷を有する市町村内に住所を有しない者	均等割		

税 目	納税義務者	課税標準等	税 率	納 期 等
				<p>50,000円超…25,000円</p> <p>②長期損害保険料だけの場合 (平成18(2006)年12月31日までに契約締結したもの) 5,000円以下…全額 5,000円超 15,000円以下 …支払保険料×1/2 + 2,500円 15,000円超…10,000円</p> <p>③地震保険料と長期損害保険料とがある場合 ①と②でそれぞれ計算した金額の合計額(限度額25,000円)</p> <p>障害者控除…各障害者につき26万円(特別障害者30万円、控除対象配偶者又は扶養親族が特別障害者で、かつ同居している場合は53万円)</p> <p>寡婦(寡夫)控除…26万円(前年合計所得金額が500万円以下で、扶養親族である子を有する寡婦については30万円)</p> <p>勤労学生控除…26万円 配偶者控除…33万円(老人控除対象配偶者38万円)</p> <p>配偶者特別控除 控除対象配偶者以外 合計所得金額が45万円未満…33万円 合計所得金額が45万円以上75万円未満…38万円 - (合計所得金額 - 38万円) 合計所得金額が75万円以上76万円未満…3万円</p> <p>扶養控除…各扶養親族につき33万円(特定扶養親族45万円、老人扶養親族38万円、同居老人扶養親族45万円)</p> <p>基礎控除…33万円 (寄附金税額控除) 地方公共団体への寄附金 ①(寄附金 - 2,000円) × 4% ②(寄附金 - 2,000円) × (90% - 0~45% × 1.021) × 0.4 ②は、所得割の2割を限度 住所地の都道府県共同募金会及び日本赤十字社支部並びに条例で指定した寄附金 (寄附金 - 2,000円) × 4% ※控除額計算の対象となる寄附金は、総所得金額等の30%まで</p>
	(3) 上場株式等の 配当等の支払を 受ける個人で県 内に住所を有す るもの	上場株式等の配当 等の額	上場株式等の配当等の額の 5/100	特別徴収 前月分を毎月10日まで ※源泉徴収選択口座内配当等 に係る配当割は前年分を 毎年1月10日まで
	(4) 特定口座内(源泉 徴収有りを選択 したものに限り の上場株式等の 譲渡益の支払を 受ける個人で県 内に住所を有す るもの	特定口座内(源泉 徴収有りを選択 したものに限り の上場株式等の 譲渡所得金額	特定口座内(源泉徴収有りを 選択したものに限る)の上場 株式等の譲渡所得金額の 5/100	特別徴収 前年分を毎年1月10日まで

税 目	納税義務者	課税標準等	税 率	納 期 等
	<p>2 法人</p> <p>(1) 県内に事務所又は事業所を有する法人</p> <p>(2) 県内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で、県内に事務所を有しないもの及び、事業所又は寮等を有する法人で、代表者又は管理者の定めのあるもの</p>	<p>均等割 資本金等の額※ 法人税割 法人税額</p> <p>均等割 資本金等の額※ ※資本金等の額 = 資本金等の額に規定する資本金等の額（法人税法第2条16号に規定する資本金等の額。連結法人にあっては法人税法第2条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額）を増資の額を加算し、無償増資又は資本準備金を取り崩す等充てた額を加算した額が「資本金」と「資本準備金」の合計額を下の場合、「資本金」と「資本準備金」の合計額を均等割の税率と区分の基準とする。（保険業法に規定する相互会社については、純資産額。）</p>	<p>法人税割 法人税額の 40/100 中小法人等については 3.2/100</p> <p>均等割 1 資本金等の額が 50 億円を超える法人 年額 856,000 ※円 2 資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下である法人 年額 577,800 ※円 3 資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下である法人 年額 139,100 ※円 4 資本金等の額が 1 千万円を超え 1 億円以下である法人 年額 53,500 ※円 5 上記以外の法人（資本金等の額が 1 千万円以下であるもの等） 年額 21,400 ※円 ※均等割の 7%相当額は「とちぎの元気な森づくり県民税」として平成 20(2008)年 4 月 1 日以後開始事業年度分から加算</p>	<p>申告納付 1 事業年度終了後 2 月以内（確定申告納付） 2 事業年度が 6 月を超える場合は、6 月を経過した日から 2 月以内（予定申告納付、中間申告納付）</p>
	<p>3 利子等の支払を受ける者 ※平成 28(2016)年 1 月 1 日以後は、納税義務者から利子等の支払を受ける法人を除く。</p>	<p>支払を受けるべき 利子等の額</p>	<p>利子等の額の 5/100</p>	<p>特別徴収 前月分を毎月 10 日まで（非課税貯蓄制度） 障害者等に対する少額貯蓄、少額公社債利子、郵便貯金非課税制度…それぞれ 350 万円まで 勤労者財産形成住宅貯蓄、財産形成年金貯蓄非課税制度…合計 550 万円まで</p>
事 業 税	<p>1 個人 第 1 種事業、第 2 種事業及び第 3 種事業を行う個人</p>	<p>1 前年中の事業所得 2 年の途中において事業を廃止した場合は、1 の所得のほか、その年の 1 月 1 日から事業廃止の日までの所得</p>	<p>1 第 1 種事業 課税所得金額の 5/100 2 第 2 種事業 課税所得金額の 4/100 3 第 3 種事業（4 に掲げるものを除く。）課税所得金額の 5/100 4 第 3 種事業のうち、あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業（両眼の視力を喪失した者及び両眼の視力が 0.06 以下である者が行うものを除く。）及び装蹄師業課税所得金額の 3/100</p>	<p>普通徴収 （納 期） 第 1 期 8 月 16 日～8 月 31 日 第 2 期 11 月 16 日～11 月 30 日 （事業主控除） 年 290 万円 （事業専従者控除） 青色申告…給与支給額 その他…50 万円（配偶者の場合は 86 万円）又は事業の所得の金額を、事業専従者の数に 1 を加えた数で除して得た金額のいずれか低い額</p>

税 目	納税義務者	課税標準等	税 率	納 期 等
事業税 地方法人特別税	2 法人 (1) 電気供給業、ガス供給業、保険業、貿易保険業を行う法人 (2) 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の普通法人 (3) 資本金の額又は出資金の額が1億円超の普通法人（外形標準課税適用法人） (4) 特別法人	1 事業税 (1) 各事業年度の収入金額 (2) 各事業年度の所得 (3) 付加価値割（各事業年度の付加価値額＝収益配分額（報酬給与額＋純支払利子＋純支払賃借料）±単年度損益）資本割（各事業年度の資本金等の額※）所得割（各事業年度の所得） ※資本金等の額については、「県民税2法人課税標準等欄」参照 (4) 各事業年度の所得 2 地方法人特別税事業税の税額（所得割・収入割）	1 事業税 (1) 収入金額の0.9/100 (2) I 所得のうち年400万円以下の金額の3.4/100 II 所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額の5.1/100 III 所得のうち年800万円を超える金額の6.7/100 IV 3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものに係る所得の6.7/100 (3) 付加価値割1.2/100 資本割0.5/100 所得割 年400万円以下の金額…0.3/100 年400万円超800万円以下の金額…0.5/100 年800万円超の金額…0.7/100 軽減税率不適用法人…0.7/100 (4) I 所得のうち年400万円以下の金額の3.4/100 II 所得のうち年400万円を超える金額の4.6/100 III 3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものに係る所得の4.6/100 IV 組合員50万人以上で売上が年1,000億円以上である協同組合などの所得のうち年10億円を超える金額の5.5/100 2 地方法人特別税 (1) 所得金額課税法人 43.2/100 (2) 収入金額課税法人 43.2/100 (3) 外形標準課税法人 414.2/100	申告納付 1 事業年度終了後2月以内（確定申告納付） 2 事業年度が6月を超える場合は、6月を経過した日から2月以内（予定申告納付、中間申告納付）
地方消費税	(1) 譲渡割 課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れを行った個人事業者及び法人 (2) 貨物割 課税貨物を保税地域から引き取る者	消費税法第45条第1項第4号に掲げる消費税額 消費税法第47条第1項第2号に掲げる課税標準額に対する消費税額又は同法第50条第2項の規定により徴収すべき消費税額	63分の17	(賦課徴収) 当分の間、国が消費税の賦課徴収と併せて行う。 申告納付 譲渡割 消費税の申告納付の例により申告については税務署長に、納付については国に行う。 貨物割 消費税の申告納付の例により申告については税関長に、納付については国に行う。

税 目	納税義務者	課税標準等	税 率	納 期 等
不動産取得税	不動産の取得者	<p>不動産の価格</p> <p>○控除</p> <p>1 住宅の建築（新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものの購入を含み、地方税法施行令第37条の16に定めるものに限る。）をした場合…1戸につき1,200万円</p> <p>※長期優良住宅である住宅の新築、又は長期優良住宅である新築未使用住宅の購入が、平成21(2009)年6月4日から平成32(2020)年3月31日までの間に行われた場合は1戸につき1,300万円</p> <p>2 既存住宅（新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもの以外の住宅で地方税法施行令第37条の18に定めるものに限る。以下同じ。）を取得した場合…1戸につき、当該住宅が新築された時において施行されていた地方税法第73条の14第1項の規定により控除するものとされていた額</p> <p>3 宅地及び宅地比準土地を平成18(2006)年1月1日から平成33(2021)年3月31日までの間に取得した場合には、課税標準を価格の2分の1とする。</p>	<p>土地及び住宅 価格3/100</p> <p>住宅以外の家屋 価格4/100</p> <p>○特例適用住宅用土地に係る減額</p> <p>1 土地を取得した日から3年以内（土地取得の日から3年以内に特例適用住宅（地方税法施行令第39条の2の3第1項に規定する住宅をいう。以下同じ。）が新築されることが困難である場合として政令で定める場合においては4年以内）にその土地の上に特例適用住宅が新築された場合や土地を取得した者が、当該土地を取得した日前1年の期間内に当該土地の上に特例適用住宅を新築していた場合は、150万円又は新築住宅の床面積（1戸につき200平方メートルまで）の土地の価格（宅地及び宅地比準土地の場合は課税標準の特例後の価格）のうちいずれか高い方の額に税率を乗じて得た額を税額から減額する。</p> <p>2 土地を取得した者が当該土地を取得した日から1年以内（取得した日前1年の期間内）に当該土地の上にある自己の居住の用に供する既存住宅を取得した（取得していた）場合も1と同様に減額する。</p>	<p>普通徴収</p> <p>（納 期） 納税通知書に定める日</p> <p>○免税点</p> <p>1 土地 10万円未満</p> <p>2 家屋 建築 1戸23万円未満 その他 1戸12万円未満</p>
県たばこ税	製造たばこの製造者、特定販売業者及び卸売販売業者（以下「卸売販売業者等」という。）	卸売販売業者等が小売販売業者に売渡しをし、又は消費等をした製造たばこの本数	1,000本につき860円(平成30(2018)年10月1日～930円) (旧3級品の紙巻たばこについては656円)	申告納付 前月分を毎月末日まで（一定の要件により特例の適用がある。）
ゴルフ場利用税	ゴルフ場の利用者	ホール数、利用料金等	<p>1級1人1日につき 1,200円</p> <p>2 “ 1,100円</p> <p>3 “ 1,000円</p> <p>4 “ 900円</p> <p>5 “ 800円</p> <p>6 “ 700円</p> <p>7 “ 600円</p> <p>8 “ 500円</p> <p>9 “ 400円</p> <p>10 “ 300円</p> <p>18歳未満、70歳以上の者、障害者、学生等及び国民体育大会での利用については非課税</p>	特別徴収 前月分を毎月15日まで

税 目	納税義務者	課税標準等	税 率	納 期 等
			65歳以上の者、早朝等の利用については上記税率の1/2	
自動車取得税	自動車の取得者	自動車の取得価額	1 自家用自動車（軽自動車を除く。）…取得価額の3/100 2 営業用自動車（軽自動車については自家用を含む。）…取得価額の2/100 3 低公害車・低燃費車等のうち一定のものについては軽減税率の適用がある。	証紙代金収納計器による申告納付（納期） 1 新規登録、新規検査又は使用の届出がされる自動車の取得にあつては、登録、検査又は届出の時 2 移転登録をすべき自動車の取得にあつては、その事由があった日から15日以内 3 その他の自動車の取得にあつては、その日から15日以内 ○免税点 50万円以下の取得価額
軽油引取税	特約業者、元売業者からの軽油の引取り（特約業者の元売業者からの引取り及び元売業者の他の元売業者からの引取りを除く。）で当該引取りに係る軽油の現実の納入を伴うものを行う者	引取りに係る軽油の数量 ○欠減量の控除 1 特約業者からの引取りの場合 数量の1/100 2 元売業者からの引取りの場合 数量の0.3/100	1 キロリットルにつき 32,100円	特別徴収 申告納付 1 前月分を毎月末日まで 2 消費又は譲渡の日から30日以内 3 輸入の時まで ○課税免除 1 農業を営む者が耕うん整地用機械の動力源の用途に供する軽油の引取り等（免税証の交付又は知事の承認がある場合に限る。） 2 既に軽油引取税が課された軽油に係る引取り等（知事の承認がある場合に限る。）
自動車税	自動車の所有者 自動車の売買があつた場合において、売主が当該自動車の所有権を留保しているときは買主	乗用車 排気量 トラック 最大積 載量 貨客兼用車 排気 量及び最大積載量 バス 乗車定員	1 乗用車 （営業用） （自家用） 電気自動車又は総排気量 （ロータリーエンジン車に あつては、単室容積にロー ター数を乗じて得た容積に 1.5を乗じて得た容積。以下 同じ。）1ℓ以下のもの 7,500円 29,500円 総排気量1ℓ超1.5ℓ以下 8,500円 34,500円 ♪ 1.5ℓ超2ℓ以下 9,500円 39,500円 ♪ 2ℓ超2.5ℓ以下 13,800円 45,000円 ♪ 2.5ℓ超3ℓ以下 15,700円 51,000円 ♪ 3ℓ超3.5ℓ以下 17,900円 58,000円 ♪ 3.5ℓ超4ℓ以下 20,500円 66,500円 ♪ 4ℓ超4.5ℓ以下 23,600円 76,500円 ♪ 4.5ℓ超6ℓ以下 27,200円 88,000円 ♪ 6ℓ超 40,700円 111,000円	普通徴収 （賦課期日） 4月1日 （納期） 5月16日～5月31日 賦課期日後に納税義務が発生したものは納税通知書に定める日 証紙徴収 新規登録申請のあつた自動車で、賦課期日後翌年2月末日までの間に納税義務の発生したもの ○課税免除 1 消防専用自動車及び救急専用自動車 2 専ら公用又は公共の用に供するもので知事が課税を適当でないと認める自動車 3 学校教育法による幼稚園、児童福祉法による保育所又は就学前の子どもの関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律による幼保連携型認定こども園を設置する者が所有し、専ら児童の輸送の用に供する自動車

税 目	納税義務者	課税標準等	税 率	納 期 等
			2 トラック (営業用) (自家用) 最大積載量 1 トン以下 6,500 円 8,000 円 ♪ 1 トン超 2 トン以下 9,000 円 11,500 円 ♪ 2 トン超 3 トン以下 12,000 円 16,000 円 ♪ 3 トン超 4 トン以下 15,000 円 20,500 円 ♪ 4 トン超 5 トン以下 18,500 円 25,500 円 ♪ 5 トン超 6 トン以下 22,000 円 30,000 円 ♪ 6 トン超 7 トン以下 25,500 円 35,000 円 ♪ 7 トン超 8 トン以下 29,500 円 40,500 円 最大積載量 8 トン超 8 トンを超え 8 トンを超え 1 トンまでご 1 トンまでご とに 29,500 円 とに 40,500 円 に 4,700 円を に 6,300 円を 加算した額 加算した額 貨客兼用車 (ライトバン) などで乗車定員が 4 人以上 のものは、トラックの税額 に次の額を加算した額 電気自動車又は総排気量 1 ℓ 以下のもの 3,700 円 5,200 円 総排気量 1 ℓ 超 1.5 ℓ 以下 4,700 円 6,300 円 ♪ 1.5 ℓ 超 6,300 円 8,000 円 小型けん引車 7,500 円 10,200 円 普通けん引車 15,100 円 20,600 円 小型被けん引車 3,900 円 5,300 円 普通被けん引車 最大積載量 8 トン以下の被けん引車 7,500 円 10,200 円 ♪ 8 トン超の被けん引車 8 トンを超え 8 トンを超え 1 トンまでご 1 トンまでご とに 7,500 円 とに 10,200 円 に 3,800 円を に 5,100 円を 加算した額 加算した額 3 バス (営業用) 一般乗合用のもの その他 乗車定員 30 人以下 12,000 円 26,500 円 ♪ 30 人超 40 人以下 14,500 円 32,000 円 ♪ 40 人超 50 人以下 17,500 円 38,000 円 ♪ 50 人超 60 人以下 20,000 円 44,000 円 ♪ 60 人超 70 人以下 22,500 円 50,500 円	

税 目	納税義務者	課税標準等	税 率	納 期 等
			乗車定員 70 人超 80 人以下 25,500 円 57,000 円 ♪ 80 人超 29,000 円 64,000 円 (自家用) 乗車定員 30 人以下 33,000 円 ♪ 30 人超 40 人以下 41,000 円 ♪ 40 人超 50 人以下 49,000 円 ♪ 50 人超 60 人以下 57,000 円 ♪ 60 人超 70 人以下 65,500 円 ♪ 70 人超 80 人以下 74,000 円 ♪ 80 人超 83,000 円 4 三輪の小型自動車 (営業用) (自家用) 4,500 円 6,000 円 5 特種用途車 (営業用) (自家用) 小型自動車であるもの 9,000 円 11,500 円 普通自動車であるもの 18,500 円 25,500 円 キャンピング車 (自家用) 電気自動車又は総排気量 1 ℓ 以下のもの 23,600 円 総排気量 1 ℓ 超 1.5 ℓ 以下 27,600 円 ♪ 1.5 ℓ 超 2 ℓ 以下 31,600 円 ♪ 2 ℓ 超 2.5 ℓ 以下 36,000 円 ♪ 2.5 ℓ 超 3 ℓ 以下 40,800 円 ♪ 3 ℓ 超 3.5 ℓ 以下 46,400 円 ♪ 3.5 ℓ 超 4 ℓ 以下 53,200 円 ♪ 4 ℓ 超 4.5 ℓ 以下 61,200 円 ♪ 4.5 ℓ 超 6 ℓ 以下 70,400 円 ♪ 6 ℓ 超 88,800 円	
鉦 区 税	鉦業権者	鉦区の面積	1 砂鉦を目的としない鉦区 試掘鉦区 面積百アールごとに 年 200 円 採掘鉦区 ♪ 年 400 円 2 砂鉦を目的とする鉦区 河床以外 面積百アールごとに 年 200 円 河床 (県税条例附則第 21 条に係るもの) 延長千メートルごとに 年 600 円 3 石油又は可燃性天然ガ スを目的とする鉦区 1 に規定する税率の 3 分の 2	普通徴収 (賦課期日) 4 月 1 日 (納期) 5 月 16 日～ 31 日 賦課期日後に納税義務が発 生したものは納税通知書に 定める日

税 目	納税義務者	課税標準等	税 率	納 期 等
固定資産税	大規模償却資産の所有者	大規模償却資産の価格（地方税法第349条の2又は第349条の3の規定によって固定資産税の課税標準となるべき額）のうち、地方税法第349条の4及び第349条の5の規定によって当該大規模償却資産が所在する市町村が課することができる固定資産税の課税標準となるべき金額を超える部分の金額	価格の1.4/100	普通徴収（賦課期日） 1月1日 （納期） 第1期 4月 第2期 7月 第3期 12月 第4期 翌年2月
狩 猟 税	狩猟者の登録を受ける者	狩猟者の登録	<p>1 第1種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で2に規定する者以外の者 16,500円</p> <p>2 第1種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の個人県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者 11,000円</p> <p>3 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で4に規定する者以外の者 8,200円</p> <p>4 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の個人県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者 5,500円</p> <p>5 第2種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円</p> <p>第1種銃猟免許を持つ者が第1種銃及び第2種銃を使用する場合には第2種銃猟免許に係る税率については免除</p> <p>放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録については上記税率の4分の1、放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録を受けている者が受ける放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区以外の場所に係る狩猟者の登録については上記の税率の4分の3</p> <p>鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に規定する対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録については、全額課税免除</p> <p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録については全額課税免除</p> <p>狩猟者登録を申請した日前1年以内に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の許可を受けてその許可に係る捕獲等に従事した者等に係る狩猟者の登録については、上記の税率の2分の1</p>	<p>証紙徴収（証紙徴収により難しい場合は普通徴収）</p> <p>（賦課期日及び納期） 狩猟者の登録を受ける日。 ただし、普通徴収の場合の納期は、納税通知書に定めるところによる。</p>

2 県税税率等の変遷

税目		年度		昭和 25	26	27	28	29	30	31
				(1950)	(1951)	(1952)	(1953)	(1954)	(1955)	(1956)
県 民 税	個人							(創設) 均等割 年 100 円 所得割 5%		所得割 5.5%
	法人							均等割 年 600 円 法人税割 法人税額の 5%	法人税割 5.4%	
事 業 税	個人	税率					(特別所得税) 助産婦業等 4%	第1種事業 8% 第2種事業及び第 3種事業 6% 第3種事業のうち 助産婦業等 4%		
		その他	免税点 25,000 円		基礎控除 38,000 円	基礎控除 5 万円	基礎控除 7 万円	基礎控除 10 万円	基礎控除 12 万円	
	法人	税率	普通法人 12% 特別法人 8% 収入金課税法人 1.6%				普通法人 50 万円以下 10% 50 万円超 12% 収入金課税法人 1.5%			
	人	その他		申告納付 制度採用				生命保険業を収入 金課税とする。	損害保険業 を収入金課 税とする。	
不動産取得税								(創設) 税率 3 % 新築住宅控除 100 万円 新築住宅用土地の 税額控除 1.8 万円		
県たばこ消費税								(創設) 税率 $\frac{5}{115}$		税率 8%
娯楽施設利用税 (地方税とし ての入場 税を含む。)						(入場税) 税率を従 前の 1/2 に引き下 げた。		入場税を国税に移 譲し、第3種の施 設の利用に対し て娯楽施設利用税 を課することにし た。		

32 (1957)	33 (1958)	34 (1959)	35 (1960)	36 (1961)	37 (1962)	38 (1963)	39 (1964)
所得割 6%	所得割 7.5%	所得割 8%			所得割 150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%		
第1種事業 課税所得 50万円以下 6% 課税所得 50万円超 10%					第1種事業 5% 第2種事業 4% 第3種事業 5% 第3種事業のうち 助産婦業等 3%		
		基礎控除 200,000円			基礎控除を廃し、事業主控除 及び事業専従者控除を新設 (事業主控除) 20万円 (事業専従者控除) 青色申告 8万円 その他5万円		事業主控除 22万円
普通法人 50万円以下 8% 100万円以下 10% 100万円超及び 清算所得 12%		普通法人 50万円以下 7% 100万円以下 8% 200万円以下 10% 200万円超及び 清算所得 12% 特別法人 50万円以下 7% 50万円超 8%			普通法人 100万円以下 6% 200万円以下 9% 200万円超及び清算所得 12% 特別法人 100万円以下 6% 100万円超及び清算所得 8%		普通法人 150万円以下 6% 300万円以下 9% 300万円超及び清算 所得 12% 特別法人 150万円以下 6% 150万円超及び清算 所得 8%
							(免税点) 土地 5万円 家屋新築 15万円 その他の家屋 8万円 (控除) 新築住宅控除 150万円 新築住宅用土地の 税額控除 4.5万円
					税率 9%		
ゴルフ場に対し定額課税を 採用した。 1人1日 200円				1 料金課 税の税率 ゴルフ場 30% その他 15% 2 ゴルフ 場の定額 課税の税 率 1人1日 400円	料金課税の税率 ゴルフ場 30% その他 10%		

税 目		年 度				
		昭和 40 (1965)	41 (1966)	42 (1967)	43 (1968)	44 (1969)
県 民 税	個 人					
	法 人	法人税割 5.5%	法人税割 5.8%	均等割 資本又は出資金額が 1千万円を超える法人及び 保険業法による相互会社 年 1,000 円 その他の法人 年 600 円		
事 業 税	個 人	個 税 率				
		そ の 他	(事業主控除) 24 万円	(事業主控除) 25 万円 (事業専従者控除) 青色申告 10 万円 その他 6 万円	(事業主控除) 27 万円 (事業専従者控除) 青色申告 12 万円 その他 8 万円	(事業専従者控除) 青色申告 17 万円 その他 11 万円
	法 人	税 率				
		そ の 他				
不 動 産 取 得 税						
県たばこ消費税				税 率 10.3 %		
娯 楽 施 設 利 用 税			ゴルフ場の定額課税 の税率 1 人 1 日 600 円			

45 (1970)	46 (1971)	47 (1972)	48 (1973)	49 (1974)	50 (1975)
法人税割 5.6%				法人税割 5.2%	
(事業主控除) 32万円	(事業主控除) 36万円	(事業主控除) 60万円 (事業専従者控除) その他 165,000円	(事業主控除) 80万円 (事業専従者控除) 白色申告 17万円	(事業主控除) 150万円 (事業専従者控除) 白色申告 192,500円	(事業主控除) 180万円 (事業専従者控除) 白色申告 275,000円
				普通法人 300万円以下 6% 600万円以下 9% 600万円超及び清算 所得 12% 特別法人 300万円以下 6% 300万円超及び清算 所得 8%	普通法人 350万円以下 6% 700万円以下 9% 700万円超及び清算 所得 12% 特別法人 350万円以下 6% 350万円超及び清算 所得 8% (昭和50(1975).5.1 以降に終了する事業年 度分から適用)
			(免税点) 土地 10万円 家屋新築 23万円 その他の家屋 12万円 (控除) 新築住宅控除 230万円		
ボーリング 場、たまつ き場、まあ じゃん場、 射的場、ば ちんこ場、 スマート ボール場に 対し定額課 税を採用し た。		1 ゴルフ場及びゴ ルフ場に類する施 設の定額課税の税 率 1人1日 600円 2 料金課税の税率 10%	ゴルフ場及びゴルフ 場に類する施設の定 額課税の税率 1人1日 800円		

税 目		年 度	昭和 51 (1976)	52 (1977)																	
県	個 人		均等割 年 300 円																		
	法 人		資本又は出資金額が1億円超の法人、保険業法による相互会社及び法人税額が年400万円を超える法人について、法人税割を6.2%とする超過課税を実施 均等割 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>1</td> <td>資本又は出資金額が1億円超の法人及び保険業法による相互会社</td> <td>年額 6,000 円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>資本又は出資金額が1千万円超1億円以下の法人</td> <td>年額 3,000 円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>その他の法人等</td> <td>年額 1,800 円</td> </tr> </table>	1	資本又は出資金額が1億円超の法人及び保険業法による相互会社	年額 6,000 円	2	資本又は出資金額が1千万円超1億円以下の法人	年額 3,000 円	3	その他の法人等	年額 1,800 円	均等割 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>1</td> <td>資本又は出資金額が1億円超の法人及び保険業法による相互会社</td> <td>年額 2 万円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>資本又は出資金額が1千万円超1億円以下の法人</td> <td>年額 6,000 円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>その他の法人等</td> <td>年額 2,000 円</td> </tr> </table>	1	資本又は出資金額が1億円超の法人及び保険業法による相互会社	年額 2 万円	2	資本又は出資金額が1千万円超1億円以下の法人	年額 6,000 円	3	その他の法人等
1	資本又は出資金額が1億円超の法人及び保険業法による相互会社	年額 6,000 円																			
2	資本又は出資金額が1千万円超1億円以下の法人	年額 3,000 円																			
3	その他の法人等	年額 1,800 円																			
1	資本又は出資金額が1億円超の法人及び保険業法による相互会社	年額 2 万円																			
2	資本又は出資金額が1千万円超1億円以下の法人	年額 6,000 円																			
3	その他の法人等	年額 2,000 円																			
事業	個 人	税 率																			
	そ の 他		(事業主控除) 200 万円 (事業専従者控除) 白色申告 40 万円	(事業主控除) 220 万円																	
税	法 人	税 率																			
	そ の 他																				
不動産取得税			(控除) 新築住宅控除 350 万円 (昭和51(1976)年1月1日以後の取得から適用)																		
県たばこ消費税																					
娯楽施設利用税				ゴルフ場及びゴルフ場に類する施設の定額課税の税率 1 人 1 日 1,000 円																	

	53 (1978)	54 (1979)	55 (1980)	56 (1981)	57 (1982)
			均等割 年 500 円		
均等割	<ul style="list-style-type: none"> 1 資本又は出資金額（保険業法に規定する相互会社にあつては純資産額。以下同じ。）が50億円超の法人 年額 20万円 2 資本又は出資金額が10億円超50億円以下の法人 年額 10万円 3 資本又は出資金額が1億円超10億円以下の法人 年額 2万円 4 資本又は出資金額が1千万円超1億円以下の法人 年額 6,000円 5 その他の法人等 年額 2,000円 		法人税割 5% (超過課税…法人税割6%)均等割の適用基準が資本又は出資金額から資本等の金額に改められた。		
			(控除) 既存住宅控除 既存住宅が新築された時において控除するものとされていた新築住宅控除額 既存住宅用土地の税額控除 45,000円	税率 4%(昭和61(1986)年6月30日までの住宅の取得にあつては3%) 新築住宅控除 420万円 住宅用土地の税額控除 税額の1/4 (昭和56(1981)年7月1日から施行)	

税 目		年 度	昭和 58 (1983)	59 (1984)	60 (1985)
県	個 人				均等割 年 700 円
	民 法 人	均等割	1 資本等の金額が 50 億円を超える法人 年額 30 万円 2 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下である法人 年額 20 万円 3 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下である法人 年額 4 万円 4 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下である法人 年額 12,000 円 5 その他の法人 年額 4,000 円	均等割	1 資本等の金額が 50 億円を超える法人 年額 75 万円 2 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下である法人 年額 50 万円 3 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下である法人 年額 10 万円 4 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下である法人 年額 3 万円 5 その他の法人 年額 1 万円
税	利 子 割				
事 業 人	個 税 率				
	そ の 他				(事業主控除) 240 万円 (事業専従者控除) 45 万円 白色申告 新聞業、新聞送達業、出版業、教育映画製作業、新聞広告掲載取扱業、教科書供給業及び一般放送事業に係る非課税措置の廃止
税 人	法 税 率				
	そ の 他				新聞業、新聞送達業、出版業、教育映画製作業、新聞広告掲載取扱業、教科書供給業及び一般放送事業に係る非課税措置の廃止
不動産取得税					(控除) 新築住宅控除 450 万円 (昭和60(1985)年7月1日から施行)
県たばこ消費税					税率 従価割 8.1% 従量割 1,000 本につき 200 円
娯楽施設利用税			ゴルフ場及びゴルフ場に類する施設の定額課税の税率 1 人 1 日 1,100 円		

61 (1986)	62 (1987)	63 (1988)
		所得割 130万円以下の金額 2% 130万円を超える金額 3% 260万円を超える金額 4%
		(創設) 税率 5%
		(事業専従者控除) 白色申告 配偶者である事業専従者 60万円 その他の事業専従者 45万円
税率 住宅の取得に係る特例税率 (3%)の適用期限を平成1(1989) 年6月30日まで延長		
税率 従量割 昭和61(1986)年5月1日 から昭和62(1987)年3月31日ま での間に売り渡し等が行われた 場合は、1,000本につき360円	税率 従量割 (昭和61(1986)年5月1日 から)昭和62(1987)年12月31日 までの間に売り渡し等が行われた 場合は、1,000本につき360円	税率 従量割 (昭和61(1986)年5月1日から)平 成1(1989)年3月31日までの間に売り渡 し等が行われた場合は、1,000本につき 360円

年 度		平成 1 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	
税 目					
県 民 税	個 人	所得割 500 万円以下の金額 2% 500 万円を超える金額 4%		所得割 550 万円以下の金額 2% 550 万円を超える金額 4%	
	法 人			超過課税 資本又は出資金額が1 億円超 の法人、保険業法による相互会 社及び法人税額が年 800 万円超 の法人 法人税割 5.8% (平成 3 (1991) 年 5 月 1 日から 平成 8 (1996) 年 4 月 30 日まで に終了する各事業年度分に適用)	
	利 子 割				
事 業 税	個 人	税 率			
		そ の 他	(事業主控除) 白色申告 配偶者である事業専従者 80 万円 その他の事業専従者 47 万円		
	法 人	税 率	特別法人 組合員が 50 万人以上売上が 年 1,000 億円以上である協同 組合などの所得のうち年 10 億円を超える金額 9%		
		そ の 他			
不 動 産 取 得 税		新築住宅控除 1,000 万円 税率 住宅の取得に係る特例税 率(3%)の適用期限を平成 4 (1992)年 6 月 30 日まで延長			
県 た ば こ 税		名称を県たばこ消費税から県 たばこ税に改め、課税方式を従 量税方式に一本化した。 旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 536 円 その他 1,000 本につき 1,129 円			
ゴルフ場利用税		名称を娯楽施設利用税からゴ ルフ場利用税に改め、課税対象 施設をゴルフ場に限定した。 1 人 1 日 300 円から 1,200 円			

4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
			所得割 700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 4%
		均等割 1 資本等の金額が50億円を超える法人 年額80万円 2 資本等の金額が10億円を超え50億円 以下である法人 年額54万円 3 資本等の金額が1億円を超え10億円 以下である法人 年額13万円 4 資本等の金額が1千万円を超え1億円 以下である法人 年額5万円 5 その他の法人 年額2万円	
	(事業主控除) 270万円		
税率 住宅の取得に係る特例 税率(3%)の適用期限 を平成7(1995)年6月 30日まで延長			税率 住宅の取得に係る特例 税率(3%)の適用期限 を平成10(1998)年6月 30日まで延長

年度		平成 8 (1996)	9 (1997)	10 (1998)
税目				
県 民 税	個人	均等割 年 1,000 円	所得割 700 万円以下の金額 2% 700 万円を超える金額 3%	
	法人	超過課税 資本又は出資金額が 1 億円超の法人、保険業法による相互会社及び法人税額が年 1,000 万円超の法人 法人税割 5.8% (平成 8(1996)年 5 月 1 日から平成 13(2001)年 4 月 30 日までに終了する各事業年度分に適用)		
	利子割			
事業 業 税	個人	税率		
	その他	(事業専従者控除) 白色申告 配偶者である事業専従者 86 万円 その他の事業専従者 50 万円		
	法人	税率		普通法人 400 万円以下 5.6% 800 万円以下 8.4% 800 万円超及び清算所得 11% 特別法人 400 万円以下 5.6% 400 万円超及び清算所得 7.5% 平成 10(1998)年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分から適用
税人	その他			
地方消費税			(創設) 税率 消費税額の 25%	
不動産取得税			新築住宅控除 1,200 万円 (平成 9(1997)年 4 月 1 日以後の取得から適用)	税率 住宅の取得に係る特例税率 (3%) の適用期限を平成 13(2001)年 6 月 30 日まで延長
県たばこ税			旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 329 円 その他 1,000 本につき 692 円	
ゴルフ場利用税				

11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
				(創設) 配当割 5% (平成 20(2008)年 3 月 31 日まで 3%) 株式等譲渡所得割 5% (平成 19(2007)年 12 月 31 日まで 3%)	
		超過課税 資本又は出資金額が 1 億円超の法人、保険業法による相互会社及び法人税額が年 1,000 万円超の法人 法人税割 5.8% (平成 13(2001)年 5 月 1 日から平成 18(2006)年 4 月 30 日までに終了する各事業年度分に適用)			
(事業主控除) 290 万円					
普通法人 400 万円以下 5% 800 万円以下 7.3% 800 万円超及び清算所得 9.6% 特別法人 400 万円以下 5% 400 万円超及び清算所得 6.6% 平成 11(1999)年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分から適用					資本金 1 億円超の外形標準課税対象法人 付加価値割 0.48% 資本割 0.2% 所得割 400 万円以下 3.8% 800 万円以下 5.5% 800 万円超及び清算所得 7.2% 平成 16(2004)年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分から適用
		税率 住宅の取得に係る特例税率(3%)の適用期限を平成 16(2004)年 6 月 30 日まで延長		税率 住宅の取得に係る特例税率(3%)を廃止し、平成 18(2006)年 3 月 31 日までに限り、一律 3%とする特例措置を新たに創設	
旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 413 円 その他 1,000 本につき 868 円				旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 461 円 その他 1,000 本につき 969 円 平成 15(2003)年 7 月 1 日以後から適用	

年度		平成 17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
税 目				
県 民 税	個人			所得割 4 % 配当割 5 % (平成 21(2009)年 3 月 31 日まで 3%) 株式等譲渡所得割 5 % (平成 20(2008)年 12 月 31 日まで 3%)
	法人		超過課税 資本金の額又は出資金の額が 1 億円超の法人、保険業法に よる相互会社及び法人税額が年 1,000 万円超の法人 法人税割 5.8 % (平成 18(2006)年 5 月 1 日から 平成 23(2011)年 4 月 30 日まで に終了する各事業年度分に適用)	
	利子割 税率			
事 業 税	個人 その他			課税対象者等から助産師業を除外 (平成 18(2006)年所得分から適用)
	法 税率			
	個人 その他	分割基準 1 非製造業（鉄道事業・軌道事業、 ガス供給業、倉庫業及び電気供 給業を除く。） 課税標準額の 2 分の 1 を事務所又は 事業所の数により、2 分の 1 を従業 者の数により関係都道府県に分割。 2 資本金 1 億円以上の法人 本社管理部門の従業者の数を 2 分 の 1 に割り落とす措置の廃止。 (平成 17(2005)年 4 月 1 日以後に 開始する事業年度分から適用)		
地方消費税				
不動産取得税			税率 住宅取得及び土地の取得に係 る特別税率（3%）の適用期限 を平成 21(2009)年 3 月 31 日ま で延長（経過措置として住宅以 外の家屋の取得に係る特例税 率（3.5%）を平成 20(2008)年 3 月 31 日まで適用)	
県たばこ税			旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 511 円 その他 1,000 本につき 1,074 円 平成 18(2006)年 7 月 1 日以後か ら適用	
ゴルフ場利用税				

20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
配当割 5% (平成22(2010)年12月31日まで3%) 株式等譲渡所得割 5% (平成22(2010)年12月31日まで3%) 均等割 年700円加算 ※「とちぎの元気な森づくり 県民税」として (平成20(2008)年度から平成29(2017)年度分まで)	配当割 5% (平成23(2011)年12月31日まで3%) 株式等譲渡所得割 5% (平成23(2011)年12月31日まで3%)		配当割 5% (平成25(2013)年12月31日まで3%) 株式等譲渡所得割 5% (平成25(2013)年12月31日まで3%)
均等割 従前の均等割額に7%加算 ※「とちぎの元気な森づくり 県民税」として (平成20(2008)年度4月1日から 平成30(2018)年度3月31日まで の間に開始する各事業年度分に適 用)			超過課税 資本金の額又は出資金の 額が1億円超の法人、保険業 法による相互会社及び法人 税額が年1,000万円超の法人 法人税割5.8% (平成23(2011)年5月1日から 平成28(2016)年4月30日まで に終了する各事業年度分に適用)
1 資本金1億円以下の普通法人 400万円以下 2.7% 800万円以下 4.0% 800万円超及び清算所得 5.3% 2 資本金1億円超の外形標 準課税法人 400万円以下 1.5% 800万円以下 2.2% 800万円超及び清算所得 2.9% 3 特別法人 400万円以下 2.7% 400万円超及び清算所得 3.6% 4 収入金額課税法人 0.7% (平成20(2008)年10月1日以後 に開始する事業年度から適用)			
認定長期優良住宅の新築住 宅控除 1,300万円 施行日から平成22(2010)年 3月31日まで(施行日は、平成 21(2009)年6月4日)	税率 住宅及び土地の取得に係る 特例税率(3%)の適用期限 を平成24(2012)年3月31日 まで延長 控除 認定長期優良住宅の新築 住宅控除 1,300万円 平成24(2012)年3月31日まで延長		控除 東日本大震災で被災した 不動産の代替で平成33 (2021)年3月31日まで に取得した場合の不動産の 控除
		旧3級品の紙巻きたばこ 1,000本につき716円 その他 1,000本につき1,504円 平成22(2010)年10月1日以降から適用	

税 目		年 度	平成 24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
県 民 税	個人	税率		配当割 5% (平成 25(2013)年 12 月 31 日まで 3%) 株式等譲渡所得割 5% (平成 25(2013)年 12 月 31 日まで 3%)	均等割 年 500 円加算 ※東日本大震災復興基本法による (平成 26(2014)年度から、平成 35(2023)年度まで)
		その他			
	法人	税率			資本金の額又は出資金の額が 1 億円超の法人、保険業法による相互会社及び法人税額が年 1,000 万円超の法人 法人税割 4.0% その他の法人 法人税割 3.2% (平成 26(2014)年 10 月 1 日以後に開始する事業年度分から適用)
		税率			
業 税	法人	税率			1 資本金 1 億円以下の普通法人 400 万円以下 3.4% 800 万円以下 5.1% 800 万円超 6.7% 2 資本金 1 億円超の外形標準課税法人 400 万円以下 2.2% 800 万円以下 3.2% 800 万円超 4.3% 3 特別法人 400 万円以下 3.4% 400 万円超 4.6% 4 収入金額課税法人 0.9% (平成 26(2014)年 10 月 1 日以後に開始する事業年度分から適用)
		その他			
	個人	税率			
地方消費税					税率 消費税額の 17/63
不動産取得税		税率 住宅及び土地の取得に係る特例税率(3%)の適用期限を平成 27(2015)年 3 月 31 日まで延長 控除 認定長期優良住宅の新築住宅控除 1,300 万円を平成 26(2014)年 3 月 31 日まで延長			控除 認定長期優良住宅の新築住宅控除 1,300 万円を平成 28(2016)年 3 月 31 日まで延長
県たばこ税				旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 411 円 その他 1,000 本につき 860 円 平成 25(2013)年 4 月 1 日以降から適用	
ゴルフ場利用税					

27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)
納税義務者から利子等の支払を受ける法人を除く (平成28(2016)年1月1日以後、支払を受けるものから)		
1 資本金1億円以下の普通法人 400万円以下 3.4% 800万円以下 5.1% 800万円超 6.7% 2 資本金1億円超の外形標準課税法人 400万円以下 1.6% 800万円以下 2.3% 800万円超 3.1% 付加価値割 0.7% 資本割 0.3% 3 特別法人 400万円以下 3.4% 400万円超 4.6% 4 収入金額課税法人 0.9% (平成27(2015)年4月1日以後に開始する事業年度分から適用)	1 資本金1億円以下の普通法人 400万円以下 3.4% 800万円以下 5.1% 800万円超 6.7% 2 資本金1億円超の外形標準課税法人 400万円以下 0.3% 800万円以下 0.5% 800万円超 0.7% 付加価値割 1.2% 資本割 0.5% 3 特別法人 400万円以下 3.4% 400万円超 4.6% 4 収入金額課税法人 0.9% (平成28(2016)年4月1日以後に開始する事業年度分から適用)	
税率 住宅及び土地の取得に係る特例税率(3%)の適用期限を平成30(2018)年3月31日まで延長	控除 認定長期優良住宅の新築住宅控除1,300万円を平成30(2018)年3月31日まで延長	
	旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 481円 その他 1,000本につき 860円 平成28(2016)年4月1日以降から適用	旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 551円 その他 1,000本につき 860円 平成29(2017)年4月1日以降から適用

年度 税目	昭和25 (1950)	26 (1951)	27 (1952)	28 (1953)	29 (1954)	30 (1955)	31 (1956)
料理飲食等 消費税 (遊興飲食税)	芸者等の花代 100% カフェー、バー等 40% 上記以外の飲食 20% 宿泊 20%		カフェー バー等 20% 上記以外 の飲食 10% 宿泊10% (非課税) 大衆食堂 等 1人1回 100円 1品価格 50円		(非課税) 大衆飲食店 1人1回120円 甘味喫茶店 1人1回100円 大衆旅館 1人1泊700円	芸者等の花代30% カフェー、バー等 15% 上記以外の飲食 1人1回500円以下 5% 1人1回500円超 10% 宿 泊 1人1泊1,000円以下 5% 1人1泊1,000円超 10% (免税点) 飲食店 1人1回 200円 食券食堂 1品価格 100円 (基礎控除) 宿 泊 1人1泊 500円 ○公給領取証制度の採用	
自動車税	普通自動車 自家用 年額 15,000円 営業用 年額 10,000円 トラック及びバス 年額 10,000円 小型四輪車 自家用 年額 4,500円 その他 年額 3,000円 三輪車 年額 2,000円 二輪車 年額 1,000円 軽自動車 年額 500円		普通自動車 自家用 30,000円 営業用 14,000円 トラック 14,000円 バス 観光用 25,000円 その他 14,000円 小型四輪車 自家用 7,000円 営業用 4,200円 三輪車 2,800円 二輪車 1,400円 軽自動車 700円	普通自動車 自家用 軸距120インチ以下 36,000円 軸距120インチ超 60,000円 営業用 軸距120インチ以下 15,000円 軸距120インチ超 30,000円 トラック 自家用 揮発油 15,000円 その他 23,000円 営業用 揮発油 14,000円 その他 21,000円 バス 観光用 揮発油 30,000円 その他 45,000円 その他のバス 揮発油 14,000円 その他 21,000円 小型自動車 四輪自家用 16,000円 営業用 8,000円 三輪自家用 4,300円 営業用 3,300円 二輪 2,500円 軽自動車 1,500円		「揮発油を 燃料とする 自動車」 以外の税 率を「揮 発油を 燃える 自動車」 の標準税 率まで引 き下げた。	
自動車取得税							
軽油引取税							(創設) 税率 1キロリットル 6,000円
その他の税	附加価値税創設実施 は昭和27(1952)年1 月1日からとされた。 漁業権税 賃貸料の10% 鉦区税 砂鉦試堀 30円 以外採堀 60円 砂鉦河床1町 30円 砂鉦河床以外 1,000坪 30円 狩猟者税 3,600円		附加価値 税の実施 は昭和28 (1953)年1 月1日から に延期され た。漁業権 税は廃止さ れた。	附加価値税の実施 は昭和29(1954)年1 月1日からに延期さ れた。 狩猟者税 1,800円 その他の者 3,600円	附加価値税は廃止 された。	大規模償却資産に 対する固定資産税 の特例が創設され た。	

32 (1957)	33 (1958)	34 (1959)	35 (1960)	36 (1961)	37 (1962)	38 (1963)
芸者の花代カフェー、 バー等 15% 上記以外の飲食 10% (免税点) 飲食店 1人1回 300円 食券食堂1品の価格 150円 宿泊 1人1泊 800円				(免税点) 飲食店 1人1回 500円 食券食堂 1品の価格 250円 宿泊 1人1泊 1,000円 ○名称を料理飲食 等消費税に変更し た。	遊興、飲食等で3千円を 超えるもの 15% 遊興、飲食等で3千円 以下のもの及び宿泊 10% (基礎控除) 宿泊 1人1泊 800円	
	二輪小型自動 車及び軽自動 車を市町村税 の軽自動車税 とする。			普通自動車 自家用 軸距 3.048m 以下 36,000円 軸距 3.048m 超 60,000円 営業用 軸距 3.048m 以下 15,000円 軸距 3.048m 超 30,000円 トラック 15,000円 バス 観光用 30,000円 その他 14,000円 小型四輪車 自家用 16,000円 営業用 8,000円 三輪車 3,800円	小型四輪車の税率 を次のとおり細分 した。 総排気量 1ℓ以下 自家用 12,000円 営業用 6,000円 総排気量 1ℓ超 1.5ℓ以下 自家用 14,000円 営業用 7,000円 総排気量 1.5ℓ超 自家用 16,000円 営業用 8,000円	
税率 1キロリットル 8,000円		税率 1キロリットル 10,400円		税率 1キロリットル 12,500円		
	狩猟者税の税 率の区分が改 正された。	鉦区税 砂鉦以外 試掘 100アール 90円 採掘 100アール 180円 砂鉦 河床 1,000メートル 270円 河床以外 100アール 90円				狩猟免許制度の改 正に伴い狩猟者税 が狩猟免許税に改 められるとともに、 目的税として入猟 税が創設された。

年 度 税 目	昭和 39 (1964)	40 (1965)	41 (1966)	42 (1967)	43 (1968)	44 (1969)
料 理 飲 食 等 消 費 税			(免税点) 飲食店 1人1回 600円 食券食堂 1品の価格 300円 宿 泊 1人1泊 1,200円			遊興、飲食又はその他の 利用行為及び宿泊の 料金に対して10% (免税点) 飲食店 1人1回 800円 食券食堂 1品の価格 400円 仕出し 1人前 800円 宿 泊 1人1泊 1,600円
自 動 車 税		普通自動車 自家用 軸距 3.048m 以下 54,000円 軸距 3.048m 超 90,000円 営業用 軸距 3.048m 以下 22,500円 軸距 3.048m 超 45,000円 小型四輪車 自家用 総排気量 1ℓ 以下 18,000円 総排気量 1ℓ 超 1.5ℓ 以下 21,000円 総排気量 1.5ℓ 超 24,000円 バ ス 観 光 用 45,000円 新車登録等の自動車 に対する自動車税に ついて証紙徴収制度 を設ける。		小型四輪車 自家用 ロータリー・ エンジンのもの 21,000円		小型四輪車 電動機を原動機とす るもの 自家用 18,000円 営業用 6,000円 ロータリー・エンジ ンのもの 自家用 21,000円 営業用 7,000円
自動車取得税					(創設) 税率 3% (免税点) 10万円	(免税点) 15万円
軽油引取税	税率 1キロリットル 15,000円					
その他の税		鉦区税 砂鉦 100アール 90円	鉦区税 石油又は可 燃性天然ガ スを目的と するもの 試掘 100アール 60円 採掘 100アール 120円			

45 (1970)	46 (1971)	47 (1972)	48 (1973)	49 (1974)
	(免税点) 飲食店 1人1回 900円 食券食堂 1品の価格 450円 仕出し 1人前 900円 宿泊 1人1泊 1,800円 (基礎控除) 1人1泊 1,000円		(免税点) 飲食店 1人1回 1,200円 食券食堂 1品の価格 600円 仕出し 1人前 1,200円 宿泊 1人1泊 2,400円	(基礎控除) 1人1泊 1,500円
小型四輪車 ロータリー・エンジンのもの 自家用 0.491ℓ × 2個 21,000円 0.655ℓ × 2個 24,000円 営業用 0.491ℓ × 2個 7,000円 0.655ℓ × 2個 8,000円	小型四輪車 ロータリー・エンジンのもの 自家用 0.572ℓ 以下 × 2個 21,000円 0.572ℓ 超 × 2個 24,000円 営業用 0.572ℓ 以下 × 2個 7,000円 0.572ℓ 超 × 2個 8,000円	バス 一般乗合用のもの 14,000円 その他 30,000円		
			低公害車 税率 1%	(免税点) 30万円 (税率) 自家用車 5% 軽自動車及び営業車 3% 低公害車 自家用車 4% 軽自動車及び営業車 2%
	狩猟免許税 甲種、乙種狩猟免許を受ける者 4,500円 甲種、乙種狩猟免許を受ける者で当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しない者 2,000円 丙種狩猟免許を受ける者 1,500円			

年 度 税 目	昭和 50 (1975)	51 (1976)	52 (1977)
料理飲食等 消費 税	(免税点) 飲食店 1人1回 1,700円 食券食堂 1品の価格 850円 仕出し 1人前 1,700円 宿 泊 1人1泊 3,400円 (10月1日から適用)		(免税点) 飲食店 1人1回 2,000円 食券食堂 1品の価格 1,000円 仕出し 1人前 2,000円 宿 泊 1人1泊 4,000円 (10月1日から施行)
自動車 税		普通自動車 営業用 軸距 3.048m 以下 年額 26,000円 軸距 3.048m 超 " 52,000円 自家用 軸距 3.048m 以下 " 70,000円 軸距 3.048m 超 " 117,000円 四輪以上の小型自動車 営業用 総排気量 1ℓ 以下 " 7,000円 総排気量 1ℓ 超 1.5ℓ " 8,000円 以下 " 9,000円 総排気量 1.5ℓ 超 " 23,500円 自家用 総排気量 1ℓ 以下 " 27,500円 総排気量 1ℓ 超 1.5ℓ " 31,500円 以下 " 31,500円 トラック 営業用 " 17,500円 自家用 " 20,000円 バス 営業用 一般乗合用のもの " 14,000円 一般乗合以外のもの " 34,500円 自家用 " 39,000円 三輪の小型自動車 営業用 " 4,400円 自家用 " 5,000円	
自動車取得 税	(税率) 低公害車及び電気自動車 自家用車 3% 軽自動車及び営業車 1% (4月1日以後の取得分 から適用)	(免税点) 30万円 (税率) 低公害車 自家用車 4% 軽自動車及び営業用車 2% 電気自動車 自家用車 3% 軽自動車及び営業用車 1% (4月1日から8月31日までの取得分に適用)	(税率) 低公害車 自家用車 4.75% 軽自動車及び営業用車 2.75%
軽油引取 税		税 率 1キロリットルにつき 19,500円	
その他の 税			鉱区税 砂鉱以外 試掘 100 アール 180円 採掘 100 アール 360円 (石油、可燃性天然ガスを目的とするものは上記の2/3) 砂鉱 河床以外 100 アール 180円 河床延長 1,000メートル 540円 狩猟免許税 甲種、乙種狩猟免許 を受ける者 9,000円 甲種、乙種狩猟免許 を受ける者で、当該 年度の道府県民税の 所得割を納付するこ とを要しないもの 4,000円 丙種狩猟免許を受ける者 3,000円 入猟税 甲種、乙種狩猟免許を受け る者 6,000円 丙種狩猟免許を受ける者 2,000円

53 (1978)	54 (1979)	55 (1980)	56 (1981)
(基礎控除) 宿 泊 1人1泊 2,000円 (10月1日から施行)			
	乗用車 普通自動車 営業用 { 総排気量 3ℓ 以下 年額 24,000円 { 総排気量 3ℓ 超 6ℓ 以下 〃 26,000円 { 総排気量 6ℓ 超 〃 52,000円 自家用 { 総排気量 3ℓ 以下 〃 71,000円 { 総排気量 3ℓ 超 6ℓ 以下 〃 77,000円 { 総排気量 6ℓ 超 〃 129,000円 四輪以上の小型自動車 営業用 { 総排気量 1ℓ 以下 〃 7,000円 { 総排気量 1ℓ 超 1.5ℓ 以下 〃 8,000円 { 総排気量 1.5ℓ 超 〃 9,000円 自家用 { 総排気量 1ℓ 以下 〃 25,500円 { 総排気量 1ℓ 超 1.5ℓ 以下 〃 30,000円 { 総排気量 1.5ℓ 超 〃 34,500円 トラック 営業用 〃 17,500円 自家用 〃 22,000円 バス 営業用 { 一般乗合用のもの 〃 14,000円 { 一般乗合用のもの以外のもの 〃 36,000円 自家用 〃 42,500円 三輪の小型自動車 営業用 〃 4,400円 自家用 〃 5,500円		
	税率 1キロリットルにつき 24,300円		
	狩猟免許制度の改正に伴い狩猟免許税が狩猟者登録税に改められるとともに、放鳥獣猟区に係る狩猟者登録税の税率の軽減（一般の場合 1/2）及び入猟税の非課税措置が設けられた。	狩猟者登録税 甲種、乙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。） 9,000円	

年度 税目	昭和 57 (1982)	58 (1983)	59 (1984)																																																																				
特別地方 消費税	(免税点) 飲食店 1人1回 2,500円 仕出し 1人前 2,500円 宿泊 1人1泊 5,000円 (昭和58(1983)年 1月1日から施行)	(基礎控除) 宿泊1人1泊 2,500円 (昭和59(1984)年1月1日から施行)																																																																					
自動車税			乗用車 普通自動車 <table border="0"> <tr> <td rowspan="3">営業用</td> <td rowspan="3">{</td> <td>総排気量 3ℓ 以下</td> <td>年額</td> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <td>総排気量 3ℓ 超 6ℓ 以下</td> <td>〃</td> <td>27,000円</td> </tr> <tr> <td>総排気量 6ℓ 超</td> <td>〃</td> <td>54,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">自家用</td> <td rowspan="3">{</td> <td>総排気量 3ℓ 以下</td> <td>〃</td> <td>81,500円</td> </tr> <tr> <td>総排気量 3ℓ 超 6ℓ 以下</td> <td>〃</td> <td>88,500円</td> </tr> <tr> <td>総排気量 6ℓ 超</td> <td>〃</td> <td>148,500円</td> </tr> </table> 四輪以上の小型自動車 <table border="0"> <tr> <td rowspan="3">営業用</td> <td rowspan="3">{</td> <td>総排気量 1ℓ 以下</td> <td>〃</td> <td>7,500円</td> </tr> <tr> <td>総排気量 1ℓ 超 1.5ℓ 以下</td> <td>〃</td> <td>8,500円</td> </tr> <tr> <td>総排気量 1.5ℓ 超</td> <td>〃</td> <td>9,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">自家用</td> <td rowspan="3">{</td> <td>総排気量 1ℓ 以下</td> <td>〃</td> <td>29,500円</td> </tr> <tr> <td>総排気量 1ℓ 超 1.5ℓ 以下</td> <td>〃</td> <td>34,500円</td> </tr> <tr> <td>総排気量 1.5ℓ 超</td> <td>〃</td> <td>39,500円</td> </tr> </table> トラック <table border="0"> <tr> <td>営業用</td> <td>〃</td> <td>18,500円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>〃</td> <td>22,500円</td> </tr> </table> バス <table border="0"> <tr> <td rowspan="2">営業用</td> <td rowspan="2">{</td> <td>一般乗合のもの</td> <td>〃</td> <td>14,500円</td> </tr> <tr> <td>一般乗合用のもの以外のもの</td> <td>〃</td> <td>38,000円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td></td> <td>〃</td> <td>49,000円</td> </tr> </table> 三輪の小型自動車 <table border="0"> <tr> <td>営業用</td> <td>〃</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>〃</td> <td>6,000円</td> </tr> </table>	営業用	{	総排気量 3ℓ 以下	年額	25,000円	総排気量 3ℓ 超 6ℓ 以下	〃	27,000円	総排気量 6ℓ 超	〃	54,500円	自家用	{	総排気量 3ℓ 以下	〃	81,500円	総排気量 3ℓ 超 6ℓ 以下	〃	88,500円	総排気量 6ℓ 超	〃	148,500円	営業用	{	総排気量 1ℓ 以下	〃	7,500円	総排気量 1ℓ 超 1.5ℓ 以下	〃	8,500円	総排気量 1.5ℓ 超	〃	9,500円	自家用	{	総排気量 1ℓ 以下	〃	29,500円	総排気量 1ℓ 超 1.5ℓ 以下	〃	34,500円	総排気量 1.5ℓ 超	〃	39,500円	営業用	〃	18,500円	自家用	〃	22,500円	営業用	{	一般乗合のもの	〃	14,500円	一般乗合用のもの以外のもの	〃	38,000円	自家用		〃	49,000円	営業用	〃	4,500円	自家用	〃	6,000円
営業用	{	総排気量 3ℓ 以下	年額			25,000円																																																																	
		総排気量 3ℓ 超 6ℓ 以下	〃			27,000円																																																																	
		総排気量 6ℓ 超	〃	54,500円																																																																			
自家用	{	総排気量 3ℓ 以下	〃	81,500円																																																																			
		総排気量 3ℓ 超 6ℓ 以下	〃	88,500円																																																																			
		総排気量 6ℓ 超	〃	148,500円																																																																			
営業用	{	総排気量 1ℓ 以下	〃	7,500円																																																																			
		総排気量 1ℓ 超 1.5ℓ 以下	〃	8,500円																																																																			
		総排気量 1.5ℓ 超	〃	9,500円																																																																			
自家用	{	総排気量 1ℓ 以下	〃	29,500円																																																																			
		総排気量 1ℓ 超 1.5ℓ 以下	〃	34,500円																																																																			
		総排気量 1.5ℓ 超	〃	39,500円																																																																			
営業用	〃	18,500円																																																																					
自家用	〃	22,500円																																																																					
営業用	{	一般乗合のもの	〃	14,500円																																																																			
		一般乗合用のもの以外のもの	〃	38,000円																																																																			
自家用		〃	49,000円																																																																				
営業用	〃	4,500円																																																																					
自家用	〃	6,000円																																																																					
自動車 取得税																																																																							
軽油引取税																																																																							
その他の税		鉱区税 砂鉱以外 試掘 100アール 200円 採掘 100アール 400円 (石油、可燃性天然ガスを目的とするものは上記の2/3) 砂 鉱 河床以外 100アール 200円 河床延長 1000メートル 600円 狩猟免許税 甲種、乙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 10,000円 甲種、乙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者(農業、水産業又は林業に従事している者を除く。)以外の者 4,500円 丙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 3,300円 入猟税 甲種、乙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 6,500円 丙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 2,200円																																																																					

60 (1950)	61 (1986)	62 (1987)	63 (1988)
	<p>メタノール自動車 昭和 59(1984)年度改正前 の本則税率とする。 (昭和 61(1986)年度分 及び昭和 62(1987)年度分 に限り適用)</p>	<p>昭和 63(1988)年排出ガス規 制適合車 昭和 59(1984)年度改正前 の本則税率とする。 (昭和 62(1987)年度分及 び昭和 63(1988)年度分 に限り適用)</p>	<p>メタノール自動車及び平成 1(1989)年排出ガス規制適合車 昭和 59(1984)年度改正前 の本則税率とする。 (昭和 63(1988)年度分及 び平成 1(1989)年度分 に限り適用)</p>
	<p>メタノール自動車 自家用自動車 3% 軽自動車及び営業用車 1% (昭和 61(1986)年 4月 1 日から昭和 63(1988)年 3月 31日までの取得分に適用)</p>	<p>昭和 63(1988)年排出ガス規 制適合車 昭和 62(1987)年 4月 1日 から昭和 63(1988)年 11月 30日までの取得分 0.25% 控除 昭和 62(1987)年 12月 1日 から平成 1(1989)年 4月 30日までの取得分 0.125% 控除</p>	<p>メタノール自動車 自家用自動車 3% 軽自動車及び営業用車 1% (平成 1(1989)年 4月 1日 から平成 2(1990)年 3月 31 日までの取得分に適用) 平成 1(1989)年排出ガス規 制適合車 昭和 63(1988)年 4月 1日 から平成 1(1989)年 9月 30 日までの取得分 0.25% 控除 平成 1(1989)年 10月 1日 から平成 2(1990)年 2月 28 日までの取得分 0.125% 控除</p>

税目	平成1 (1989)	2 (1990)																																														
特別消費税	<p>名称を料理飲食等消費税から特別地方消費税に改め、公給領収証制度、基礎控除制度及び奉仕料控除制度を廃止した。</p> <p>(税率) 3%</p> <p>(免税点) 料理店等 1人1回 5,000円 食券食堂 1品の価格 1,000円 仕出し 1人前 5,000円 宿泊 1人1泊 10,000円</p>																																															
自動車税	<p>乗用車について普通自動車と小型自動車の区分を廃止し、総排気量が2ℓを超えるものの税率を次のとおり細分した。</p> <table border="0"> <tr> <td rowspan="6">営業用</td> <td>総排気量 2ℓ超 2.5ℓ以下</td> <td>年額</td> <td>13,800円</td> </tr> <tr> <td>総排気量 2.5ℓ超 3ℓ以下</td> <td>〃</td> <td>15,700円</td> </tr> <tr> <td>総排気量 3ℓ超 3.5ℓ以下</td> <td>〃</td> <td>17,900円</td> </tr> <tr> <td>総排気量 3.5ℓ超 4ℓ以下</td> <td>〃</td> <td>20,500円</td> </tr> <tr> <td>総排気量 4ℓ超 4.5ℓ以下</td> <td>〃</td> <td>23,600円</td> </tr> <tr> <td>総排気量 4.5ℓ超 6ℓ以下</td> <td>〃</td> <td>27,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>総排気量 6ℓ超</td> <td>〃</td> <td>40,700円</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">自家用</td> <td>総排気量 2ℓ超 2.5ℓ以下</td> <td>年額</td> <td>45,000円</td> </tr> <tr> <td>総排気量 2.5ℓ超 3ℓ以下</td> <td>〃</td> <td>51,000円</td> </tr> <tr> <td>総排気量 3ℓ超 3.5ℓ以下</td> <td>〃</td> <td>58,000円</td> </tr> <tr> <td>総排気量 3.5ℓ超 4ℓ以下</td> <td>〃</td> <td>66,500円</td> </tr> <tr> <td>総排気量 4ℓ超 4.5ℓ以下</td> <td>〃</td> <td>76,500円</td> </tr> <tr> <td>総排気量 4.5ℓ超 6ℓ以下</td> <td>〃</td> <td>88,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>総排気量 6ℓ超</td> <td>〃</td> <td>111,000円</td> </tr> </table> <p>メタノール自動車及び平成元年排出ガス規制適合車に係る税率の特例処置の軽減税率を改めた。</p> <p>平成2(1990)年排出ガス規制適合車について、平成1(1989)年度分及び平成2(1990)年度分に関り、軽減税率を適用することとした。</p>	営業用	総排気量 2ℓ超 2.5ℓ以下	年額	13,800円	総排気量 2.5ℓ超 3ℓ以下	〃	15,700円	総排気量 3ℓ超 3.5ℓ以下	〃	17,900円	総排気量 3.5ℓ超 4ℓ以下	〃	20,500円	総排気量 4ℓ超 4.5ℓ以下	〃	23,600円	総排気量 4.5ℓ超 6ℓ以下	〃	27,200円		総排気量 6ℓ超	〃	40,700円	自家用	総排気量 2ℓ超 2.5ℓ以下	年額	45,000円	総排気量 2.5ℓ超 3ℓ以下	〃	51,000円	総排気量 3ℓ超 3.5ℓ以下	〃	58,000円	総排気量 3.5ℓ超 4ℓ以下	〃	66,500円	総排気量 4ℓ超 4.5ℓ以下	〃	76,500円	総排気量 4.5ℓ超 6ℓ以下	〃	88,000円		総排気量 6ℓ超	〃	111,000円	<p>メタノール自動車について、平成2(1990)年度分及び平成3(1991)年度分に関り、軽減税率を適用することとした。</p> <p>昭和54年排出ガス規制車を廃止して一定の期間内にこれに代わるものとして取得した昭和63(1988)年・平成1(1989)年排出ガス規制適合車について、平成2(1990)年度分及び平成3(1991)年度分の自動車税に関り、軽減税率を適用することとした。</p>
営業用	総排気量 2ℓ超 2.5ℓ以下		年額	13,800円																																												
	総排気量 2.5ℓ超 3ℓ以下		〃	15,700円																																												
	総排気量 3ℓ超 3.5ℓ以下		〃	17,900円																																												
	総排気量 3.5ℓ超 4ℓ以下		〃	20,500円																																												
	総排気量 4ℓ超 4.5ℓ以下		〃	23,600円																																												
	総排気量 4.5ℓ超 6ℓ以下	〃	27,200円																																													
	総排気量 6ℓ超	〃	40,700円																																													
自家用	総排気量 2ℓ超 2.5ℓ以下	年額	45,000円																																													
	総排気量 2.5ℓ超 3ℓ以下	〃	51,000円																																													
	総排気量 3ℓ超 3.5ℓ以下	〃	58,000円																																													
	総排気量 3.5ℓ超 4ℓ以下	〃	66,500円																																													
	総排気量 4ℓ超 4.5ℓ以下	〃	76,500円																																													
	総排気量 4.5ℓ超 6ℓ以下	〃	88,000円																																													
	総排気量 6ℓ超	〃	111,000円																																													
自動車取得税	<p>平成2年排出ガス規制適合車 平成1(1989)年4月1日から平成2(1990)年9月30日までの取得分 0.25%控除</p> <p>平成2(1990)年10月1日から平成3(1991)年2月28日までの取得分 0.125%控除</p>	<p>(免税点) 50万円</p> <p>(税率) メタノール自動車 自家用自動車 3% 軽自動車及び営業車 1% (平成2(1990)年4月1日から平成4(1992)年4月30日までの取得分に関り適用) 昭和54(1979)年排出ガス規制車を廃止して一定の期間内にこれに代わるものとして取得した昭和63(1988)年・平成1(1989)年排出ガス規制適合車 平成2(1990)年4月1日から平成4(1992)年3月31日までの取得分 1%控除</p>																																														
軽油引取税	<p>混和等の承認制度の採用 みなし引取課税制度の創設 (10月1日から施行)</p>																																															
その他の税																																																

3 (1991)	4 (1992)
(免税点) 料理店等 1人1回 7,500円 仕出し 1人前 7,500円 宿泊 1人1泊 15,000円 食券食堂に係る免税点の特例の廃止 (7月1日から施行)	
電気自動車について、平成3(1991)年度分及び平成4(1992)年度分に限り、軽減税率を適用することとした。	メタノール自動車及びハイブリッド自動車について、平成4(1992)年度分及び平成5(1993)年度分に限り、軽減税率を適用することとした。 昭和54(1979)年排出ガス規制適合車を廃車して一定の期間内にこれに代わるものとして取得した昭和63(1988)年、平成1(1989)年、2(1990)年、4(1992)年、5(1993)年又は6(1994)年排出ガス規制適合車について、平成4(1992)年度分及び平成5(1993)年度分に限り、軽減税率を適用することとした。
電気自動車 自家用自動車 3% 軽自動車及び営業用車 1% (平成5(1993)年3月31日までの取得分に適用) 制動装置保安基準に適合しない一定の大型車を廃車してこれに代わるものとして取得した同基準適合車 平成3(1991)年4月1日から平成5(1993)年3月31日までの取得分 0.3%控除 ビギーバック輸送用トラック 平成3(1991)年4月1日から平成5(1993)年3月31日までの取得分 0.3%控除	メタノール自動車及びハイブリッド自動車 自家用自動車 3% 軽自動車及び営業用車 1% (平成4(1992)年4月1日から平成6(1994)年3月31日までの取得分に適用) 昭和54(1979)年排出ガス規制適合車を廃車して一定の期間内にこれに代わるものとして取得した昭和63(1988)年、平成1(1989)年、2(1990)年、4(1992)年、5(1993)年又は6(1994)年排出ガス規制適合車 平成4(1992)年4月1日から平成6(1994)年3月31日までの取得分 1%控除 平成5(1993)年排出ガス規制適合車 平成4(1992)年4月1日から平成5(1993)年3月31日までの取得分 1%控除

年度 税目	平成5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
特別地方消費税			
自動車税	電気自動車及び天然ガス自動車について、平成5(1993)年度分及び平成6(1994)年度分に限り、軽減税率を適用することとした。	メタノール自動車及びハイブリッド自動車について、平成6(1994)年度分及び平成7(1995)年度分に限り、軽減税率を適用することとした。 (平成6(1994)年度末の改正により、7(1995)年度分の軽減税率の適用はなくなった。)	
自動車取得税	電気自動車及び天然ガス自動車 自家用自動車 3% 軽自動車及び営業用車 1% (平成5(1993)年4月1日から平成7(1995)年3月31日までの取得分に適用) 平成6(1994)年排出ガス規制適合車 平成5(1993)年4月1日から平成6(1994)年9月30日までの取得分 1%控除 平成6(1994)年10月1日から平成7(1995)年2月28日までの取得分 0.1%控除 一定の中小企業が取得する流通効率化事業の用に供する自動車 平成5(1993)年4月1日から平成7(1995)年3月31日までの取得分 0.3%控除	メタノール自動車及びハイブリッド自動車 自家用自動車 3% 軽自動車及び営業用車 1% (平成4(1992)年4月1日から平成8(1996)年3月31日までの取得分に適用) 制動装置保安基準に適合しない一定の自動車を廃車してこれに代わるものとして取得した同基準適合車 平成6(1994)年4月1日から平成7(1995)年8月31日までの取得分 0.3%控除	電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車及びハイブリッド自動車 自家用自動車 2.8% 軽自動車及び営業用車 0.8% (平成7(1995)年4月1日から平成9(1997)年3月31日までの取得分に適用)
軽油引取税	税率 1キロリットルにつき 32,100円 (平成5(1993)年12月1日から)		
その他の税			

8 (1996)	9 (1997)	10 (1998)
<p>電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車及びハイブリッド自動車 自家用自動車 2.6% 軽自動車及び営業用車 0.6% (平成 8(1996)年 4月 1日から平成 9(1997)年 3月 31日までの取得分に適用)</p> <p>平成 9(1997)年排出ガス規制適合車 平成 8(1996)年 4月 1日から平成 9(1997)年 9月 30日までの取得分 1%控除 平成 9(1997)年 10月 1日から平成 10(1998)年 12月 31日までの取得分 0.1%控除</p>	<p>電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車及びハイブリッド自動車 自家用自動車 2.6% 軽自動車及び営業用車 1% (平成 9(1997)年 4月 1日から平成 11(1999)年 3月 31日までの取得分に適用)</p> <p>平成 10(1998)年排出ガス規制適合車 平成 9(1997)年 4月 1日から平成 10(1998)年 9月 30日までの取得分 1%控除 平成 10(1998)年 10月 1日から平成 11(1999)年 2月 28日までの取得分 0.1%控除</p>	<p>ハイブリッド自動車 自家用自動車 3.0% 自家用トラック・バス 2.6% 軽自動車及び営業用車 1.0% 軽自動車及び営業用車(トラック) 0.6% (平成 10(1998)年 4月 1日から平成 12(2000)年 3月 31日までの取得分に適用)</p> <p>平成 11(1999)年排出ガス規制適合車 平成 10(1998)年 4月 1日から平成 11(1999)年 9月 30日までの取得分 1%控除 平成 11(1999)年 10月 1日から平成 12(2000)年 2月 28日までの取得分 0.1%控除</p>
		<p>免税軽油の引取り等に係る報告義務制度の新設 (10月 1日から施行)</p>

年度 税目	平成 11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
特別地方消費税	平成 12(2000)年 3月 31日をもって廃止		
自動車税			
自動車取得税	<p>低公害車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車及びハイブリッド自動車（バス、トラック）） 2.7%軽減 ハイブリッド車（バス、トラックを除く） 2.2%軽減 （平成 11(1999)年 4月 1日から平成 13(2001)年 3月 31日までの取得分に適用） 低燃費自動車 取得価額から 30 万円を控除 （平成 11(1999)年 4月 1日から平成 13(2001)年 3月 31日までの取得分に適用） 平成 12(2000)年排出ガス規制適合車 平成 11(1999)年 4月 1日から平成 12(2000)年 9月 30日までの取得分 1%軽減 平成 12(2000)年 10月 1日から平成 13(2001)年 2月 28日までの取得分 0.1%軽減</p>	<p>平成 13 (2001)年排出ガス規制適合車 平成 12(2000)年 4月 1日から平成 13 (2001)年 9月 30日までの取得分 1%軽減 平成 13(2001)年 10月 1日から平成 14 (2002)年 2月 28日までの取得分 0.1%軽減</p>	<p>低公害車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車及びハイブリッド自動車（バス、トラック）） 2.7%軽減 ハイブリッド自動車（バス、トラックを除く） 2.2%軽減 （平成 13(2001)年 4月 1日から平成 15(2003)年 3月 31日までの取得分に適用） 低燃費車かつ平成 12(2000)年排出ガス基準より 25%以上性能の良い自動車 取得価額から 30 万円を控除 （平成 13(2001)年 4月 1日から平成 14(2002)年 3月 31日までの取得分に適用） 平成 14 (2002)年排出ガス規制適合車 平成 13(2001)年 4月 1日から平成 14(2002)年 9月 30日までの取得分 1%軽減 平成 14(2002)年 10月 1日から平成 15(2003)年 2月 28日までの取得分 0.1%軽減 改正 NOx 法対策地域外廃車代替特例 改正 NOx 法対策地域外で一定の排出基準に適合しない自動車（乗用車を除く）の廃車代替 0.5%軽減 （平成 13(2001)年 4月 1日から平成 15(2003)年 3月 31日までの取得分に適用）</p>
軽油引取税			
狩 獵 税			
その他の税			

14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
	(1996)	
<p>グリーン税制 軽課（平成13(2001)年度取得分については平成14(2002)、15(2003)年度、平成14(2002)年度取得分については平成15(2003)、16(2004)年度分の自動車税に適用） 低公害車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車） 概ね50%を軽課 低燃費車かつ平成12(2000)年排出ガス基準より75%以上性能の良い自動車 概ね50%を軽課 低燃費車かつ平成12(2000)年排出ガス基準より50%以上性能の良い自動車 概ね25%を軽課 低燃費車かつ平成12(2000)年排出ガス基準より25%以上性能の良い自動車 概ね13%を軽課 重課（低公害車、一般乗合用バスおよび被けん引車を除く。） 新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 概ね10%を重課 新車新規登録から13年を経過したガソリン車等 概ね10%を重課</p>		<p>グリーン税制 軽課（平成15(2003)年度取得分について適用） 低公害車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車） 概ね50%を軽課 低燃費自動車かつ平成12年排出ガス基準より75%以上性能の良い自動車 概ね50%を軽課 重課（低公害車、一般乗合用バス、被けん引車を除く。） 新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 概ね10%を重課 新車新規登録から13年を経過したガソリン車等 概ね10%を重課</p>
<p>低燃費車かつ平成12(2000)年排出ガス基準より25%以上性能の良い自動車 取得価額から30万円を控除（平成14(2002)年4月1日から平成15(2003)年3月31日までの取得分に適用） 平成15(2003)年排出ガス規制適合車 平成14(2002)年4月1日から平成15(2003)年9月30日までの取得分 1%軽減 平成15(2003)年10月1日から平成16(2004)年2月29日までの取得分 0.1%軽減</p>	<p>低公害車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車及びハイブリッド自動車（バス、トラック）） 2.7%軽減 ハイブリッド自動車（バス、トラックを除く） 2.2%軽減 （平成15(2003)年4月1日から平成17(2005)年3月31日までの取得分に適用） 低燃費かつ平成12(2000)年排出ガス基準より75%以上性能の良い自動車 取得価額から30万円を控除（平成15(2003)年4月1日から平成16(2004)年3月31日までの取得分に適用） 平成16(2004)年排出ガス規制適合車 1%軽減 （平成15(2003)年4月1日から平成16(2004)年9月30日までの取得分に適用） 超低粒子状物質排出ディーゼル認定車 1.5%軽減 （平成15(2003)年4月1日から平成17(2005)年3月31日までの取得分に適用）</p>	<p>燃費基準+5%達成車かつ平成17(2005)年排出ガス基準より75%以上性能の良い自動車 取得価格から30万円を控除 燃費基準+5%達成車かつ平成17(2005)年排出ガス基準より50%以上性能の良い自動車 取得価額から20万円を控除 燃費基準達成車かつ平成17(2005)年排出ガス基準より75%以上性能の良い自動車 取得価額から20万円を控除（平成16(2004)年4月1日から平成18(2006)年3月31日までの取得分に適用） 平成17(2005)年排出ガス規制適合車（ディーゼル車に限る。） 乗用車以外の自動車 2%軽減 乗用車 1%軽減 （平成16(2004)年4月1日から平成17(2005)年9月30日までの取得分に適用）</p>
		<p>不正軽油に関する罰則の強化 補完的納税義務の新設 免税軽油使用者証等の返納命令の新設 (6月1日から施行)</p>
		<p>狩猟者登録税及び入猟税が統合され、新たに目的税として狩猟税が創設された。</p>
	<p>狩猟者登録税及び入猟税 狩猟者免許名称が以下のとおり改正された。 (旧免許名称) (新免許名称) 甲種狩猟免許→網・わな猟免許 乙種狩猟免許→第1種銃猟免許 丙種狩猟免許→第2種銃猟免許</p>	

税 目 \ 年 度	平成 17 (2005)	18 (2006)
自 動 車 税	<p>グリーン税制 軽課（平成 16（2004）年度取得分については平成 17（2005）年度、平成 17（2005）年度取得分については平成 18（2006）年度分の自動車税に適用） 低公害車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車） 概ね 50% を軽課 燃費基準 + 5% 達成車かつ平成 17（2005）年排出ガス基準より 75% 以上性能の良い自動車 概ね 50% を軽課 燃費基準 + 5% 達成車かつ平成 17（2005）年排出ガス基準より 50% 以上性能の良い自動車 概ね 25% を軽課 燃費基準達成車かつ平成 17（2005）年排出ガス基準より 75% 以上性能の良い自動車 概ね 25% を軽課</p> <p>重課（低公害車、一般乗合用バス、被けん引車を除く。） 新車新規登録から 11 年を経過したディーゼル車 概ね 10% を重課 新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車等 概ね 10% を重課</p>	
自動車取得税	<p>低公害車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車及びハイブリッド自動車（バス、トラック）） 2.7% 軽減 ハイブリッド自動車（バス、トラックを除く） 2.2% 軽減 （平成 17（2005）年 4 月 1 日から平成 19（2007）年 3 月 31 日までの取得分に適用）</p> <p>平成 17（2005）年排出ガス規制適合車（ディーゼル車に限る。） 乗用車以外の自動車 1.0% 軽減 （平成 17（2005）年 10 月 1 日から平成 18（2006）年 3 月 31 日までの取得分に適用）</p>	<p>燃費基準 + 20% 達成車かつ平成 17（2005）年排出ガス基準より 75% 以上性能の良い自動車 取得価額から 30 万円を控除</p> <p>燃費基準 + 10% 達成車かつ平成 17（2005）年排出ガス基準より 75% 以上性能の良い自動車 取得価額から 15 万円を控除 （平成 18（2006）年 4 月 1 日から平成 20（2008）年 3 月 31 日までの取得分に適用）</p> <p>環境性能に優れた大型ディーゼル自動車 車両総重量が 3.5 t を超えるディーゼルのトラック・バス等であって、平成 27（2015）年度燃費基準達成車のうち 平成 17（2005）年排出ガス基準に適合し、かつ、同基準値よりも 10% 以上 NO_x 又は PM の排出量が少ない自動車 2% 軽減 平成 17（2005）年排出ガス基準適合車 1% 軽減 （平成 18（2006）年 4 月 1 日から平成 20（2008）年 3 月 31 日までの取得分に適用）</p>
軽油引取税		不正軽油に関する罰則の強化 供給者罰則の新設（6 月 1 日から施行）
狩 獵 税		
その他の税		

19 (2007)	20 (2008)
<p>グリーン税制 軽課（平成 18（2006）年度取得分については平成 19（2007）年度、平成 19（2007）年度取得分については平成 20（2008）年度分の自動車税に適用） 低公害車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車） 概ね 50%を軽課 燃費基準 + 20%達成車かつ平成 17(2005)年排出ガス基準より 75%以上性能の良い自動車 概ね 50%を軽課 燃費基準 + 10%達成車かつ平成 17(2005)年排出ガス基準より 75%以上性能の良い自動車 概ね 25%を軽課 重課（低公害車、一般乗合用バス、被けん引車を除く。） 新車新規登録から 11 年を経過したディーゼル車 概ね 10%を重課 新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車等 概ね 10%を重課</p>	
<p>低公害車（電気自動車、天然ガス自動車及びハイブリッド自動車（バス、トラック）） 2.7%軽減 天然ガス自動車については排出ガス要件、ハイブリッド自動車（バス、トラック）については排出ガス要件及び燃費要件が付加された。 （平成 19(2007)年 4 月 1 日から平成 21(2009)年 3 月 31 日までの取得分に適用） ハイブリッド自動車（バス、トラックを除く） 平成 19(2007)年 4 月 1 日から平成 20（2008）年 3 月 31 日までの取得分 2.0%軽減 平成 20(2008)年 4 月 1 日から平成 21（2009）年 3 月 31 日までの取得分 1.8%軽減 排出ガス要件及び燃費要件が付加された。</p>	<p>自家用自動車（軽自動車を除く。）の税率 3% （平成 20(2008)年 4 月 1 日から平成 20(2008)年 4 月 30 日までの取得分に適用） 低燃費車及び大型ディーゼル自動車に係る特例措置の期限延長 （平成 20(2008)年 4 月 1 日から平成 20(2008)年 4 月 30 日までの取得分に適用） 燃費基準 + 25%達成車かつ平成 17(2005)年排出ガス基準より 75%以上性能の良い自動車 取得価額から 30 万円を控除 燃費基準 + 15%達成車かつ平成 17(2005)年排出ガス基準より 75%以上性能の良い自動車 取得価額から 15 万円を控除 （平成 20(2008)年 5 月 1 日から平成 22(2010)年 3 月 31 日までの取得分に適用） 環境性能に優れた大型ディーゼル自動車 車両総重量が 3.5 t を超えるディーゼルトラック・バス等であって、平成 21(2009)年重量車排出ガス規制（ポスト新長期規制）に適合し、かつ、平成 27（2015）年度重量車燃費基準達成車 2%軽減 車両総重量 3.5 t 超 12 t 以下 （平成 20(2008)年 5 月 1 日から平成 22(2010)年 3 月 31 日までの取得分に適用） 車両総重量 12 t 超 平成 20(2008)年 5 月 1 日から平成 21(2009)年 9 月 30 日までの取得分 2%軽減 平成 21(2009)年 10 月 1 日から平成 22(2010)年 3 月 31 日までの取得分 1%軽減 クリーンディーゼル乗用車 平成 21(2009)年排出ガス規制（ポスト新長期規制）に適合 平成 20(2008)年 5 月 1 日から平成 21(2009)年 9 月 30 日までの取得分 1%軽減 平成 21(2009)年 10 月 1 日から平成 22(2010)年 3 月 31 日までの取得分 0.5%軽減</p>
<p>網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、県民の所得額を納付することを要しないもののうち、一定の被扶養者以外のもの 5,500 円 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で上記に掲げる者以外のもの 8,200 円 （平成 19(2007)年 4 月 16 日から適用）</p>	<p>鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特定措置に関する法律に規定する対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録については、税率が 2 分の 1（平成 20(2008)年 4 月 1 日から平成 25(2013)年 3 月 31 日までの登録に適用）</p>
	<p>1 地方法人特別税 外形標準課税法人 148/100 普通法人（外形標準課税法人を除く） 81/100 特別法人（協同組合、信用金庫、医療法人等） 81/100 収入金課税法人（電気・ガス供給業、保険業） 81/100 ※平成 20(2008)年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用 2 地方法人特別譲与税 都道府県から国へ払い込まれた地方法人特別税の税収を人口（1/2）及び従業者数（1/2）の譲与基準で国から年 4 回譲与される。 ※平成 21(2009)年度から譲与される。</p>

税 目	年 度	平成 21 (2009)
自動車税		<p>グリーン税制 軽課（平成 20(2008)年度取得分については平成 21(2009)年度、平成 21(2009)年度取得分については平成 22(2010)年度分の自動車税に適用） 電気自動車、天然ガス自動車 （車両総重量 3.5 t 以下で平成 17(2005)年排出ガス基準値より 75%以上 NOx を低減させた自動車、車両総重量 3.5 t 超で平成 17(2005)年排出ガス 基準値より 10%以上 NOx を低減させた自動車） 燃費基準 + 25%達成車かつ平成 17(2005)年排出ガス基準値より 75%以上性能のよい自動車 概ね 50%を軽課 燃費基準 + 15%達成車かつ平成 17(2005)年排出ガス基準値より 75%以上性能のよい自動車 概ね 10%を重課 税率より概ね 25%軽減</p> <p>重課（低公害車、一般乗合用バス、被けん引車を除く。） 新車新規登録から 11 年を経過したディーゼル車 概ね 10%を重課 新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車等 概ね 10%を重課</p>
自動車取得税		<p>新車に係る軽減措置 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車（※）、ハイブリッド自動車（※）、クリーンディーゼル自動車（※） 非課税 乗用車等（軽自動車含む）で平成 17(2005)年排出ガス基準 75%低減達成かつ平成 22(2010)年度燃費基準 + 25%達成 税率を 75%軽減 車両総重量が 3.5 t を超えるディーゼルトラック・バス等であって平成 21(2009)年排出ガス規制適合かつ平成 27(2015)年度燃費基準達成 税率を 50%軽減</p> <p>乗用車等（軽自動車含む）で平成 17(2005)年排出ガス基準 75%低減達成かつ平成 22(2010)年度燃費基準 + 15%達成 税率を 75%軽減 車両総重量が 3.5 t を超えるディーゼルトラック・バス等であって平成 17(2005)年排出ガス基準 + 10%低減かつ平成 27(2015)年度燃費基準達成 税率を 50%軽減 （平成 21(2009)年 4 月 1 日～平成 24(2012)年 3 月 31 日までの取得分に適用）</p> <p>中古車に係る軽減措置 電気自動車、天然ガス自動車（※）、ハイブリッド自動車（バス・トラック）（※） 税率から 2.7%軽減 ハイブリッド自動車（乗用車）（※） 税率から 1.6%軽減 プラグインハイブリッド自動車 税率から 2.4%軽減 （平成 21(2009)年 4 月 1 日～平成 24(2012)年 3 月 31 日までの取得分に適用）</p> <p>乗用車等（軽自動車含む）で平成 17(2005)年排出ガス基準 75%低減達成かつ平成 22(2010)年度燃費基準 + 25%達成 取得価額から 30 万円を控除 乗用車等（軽自動車含む）で平成 17(2005)年排出ガス基準 75%低減達成かつ平成 22(2010)年度燃費基準 + 15%達成 取得価額から 15 万円を控除 （平成 20(2008)年 5 月 1 日～平成 22(2010)年 3 月 31 日までの取得分に適用）</p> <p>車両総重量が 3.5 t を超えるディーゼルトラック・バス等であって、平成 21(2009)年排出ガス規制適合かつ平成 27(2015)年度燃費基準達成 車両総重量 3.5 t 超 12t 以下 2%軽減 （平成 20(2008)年 5 月 1 日～平成 22(2010)年 3 月 31 日までの取得分に適用）</p> <p>車両総重量 12t 超 平成 20(2008)年 5 月 1 日から平成 21(2009)年 9 月 30 日までの取得分 2%軽減 平成 21(2009)年 10 月 1 日から平成 22(2010)年 3 月 31 日までの取得分 1%軽減 クリーンディーゼル乗用車 平成 21(2009)年排出ガス規制に適合 平成 20(2008)年 5 月 1 日から平成 21(2009)年 9 月 30 日までの取得分 1%軽減 平成 21(2009)年 10 月 1 日から平成 22(2010)年 3 月 31 日までの取得分 0.5%軽減 ※は一定の要件を満たすもの</p>
軽油引取税		
狩 獵 税		
その他の税		

グリーン税制

軽課（平成 21(2009)年度取得分については平成 22(2010)年度、平成 22(2010)年度取得分については平成 23(2011)年度分の自動車税に適用)

電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車（車両総重量 3.5 t 以下で平成 17(2005)年排出ガス基準値より 75%以上 NOx を低減させた自動車、車両総重量 3.5 t 超で平成 17(2005)年排出ガス基準値より 10%以上 NOx を低減させた自動車）

燃費基準 + 25%達成車かつ平成 17(2005)年排出ガス基準値より 75%以上性能のよい自動車
概ね 50%を軽課

燃費基準 + 15%達成車かつ平成 17(2005)年排出ガス基準値より 75%以上性能のよい自動車
概ね 25%を軽課（平成 22(2010)年度まで）

重課（低公害車、一般乗合用バス、被けん引車を除く。）

新車新規登録から 11年を経過したディーゼル車
概ね 10%を重課

新車新規登録から 13年を経過したガソリン車
概ね 10%を重課

新車に係る軽減措置（平成 21(2009)年度の措置に追加されたもの）

車両総重量が 2.5 t 超 3.5 t 以下のディーゼルトラック・バス等であって平成 21(2009)年排出ガス規制適合かつ平成 27(2015)年度燃費基準達成

車両総重量が 3.5 t 超 12t 以下のディーゼルトラック・バス等であって平成 22(2010)年排出ガス規制適合かつ平成 27(2015)年度燃費基準達成

車両総重量が 12 t を超えるディーゼルトラック・バス等であって平成 21(2009)年排出ガス規制適合かつ平成 27(2015)年度燃費基準達成

車両総重量が 2.5 t 超 3.5 t 以下のトラック・バス等であって平成 17(2005)年排出ガス基準 75%低減かつ平成 27(2015)年度燃費基準達成
税率を 75%軽減

車両総重量が 2.5 t 超 3.5 t 以下のトラック・バス等であって平成 17(2005)年排出ガス規制 50%低減かつ平成 27(2015)年度燃費基準達成
税率を 50%軽減

（全て平成 22(2010)年 4月 1日から平成 24(2012)年 3月 31日取得分に適用）

中古車に係る軽減措置（平成 21(2009)年度の措置に追加されたもの）

車両総重量が 2.5 t 超 3.5 t 以下のトラック・バス等であって平成 17(2005)年排出ガス基準 75%低減かつ平成 27(2015)年度燃費基準達成
取得価額から 30万円を控除

（平成 22(2010)年 4月 1日～平成 24(2012)年 3月 31日までの取得分に適用）

車両総重量が 2.5 t 超 3.5 t 以下のトラック・バス等であって平成 17(2005)年排出ガス規制 50%低減かつ平成 27(2015)年度燃費基準達成
取得価額から 15万円を控除

（平成 22(2010)年 4月 1日～平成 24(2012)年 3月 31日までの取得分に適用）

車両総重量が 2.5 t 超 3.5 t 以下のディーゼルトラック・バス等であって平成 21(2009)年排出ガス規制適合かつ平成 27(2015)年度燃費基準達成
税率から 1.0%軽減

（平成 22(2010)年 4月 1日～平成 22(2010)年 8月 31日までの取得分に適用）

車両総重量が 3.5 t 超 12t 以下のディーゼルトラック・バス等であって平成 22(2010)年排出ガス規制適合かつ平成 27(2015)年度燃費基準達成
税率から 2.0%軽減

（平成 22(2010)年 4月 1日から平成 22(2010)年 9月 30日までの取得分に適用）

（平成 22(2010)年 10月 1日から平成 23(2011)年 8月 31日までの取得分に適用）

車両総重量が 12 t を超えるディーゼルトラック・バス等であって平成 21(2009)年排出ガス規制適合かつ平成 27(2015)年度燃費基準達成
税率から 1.0%軽減

（平成 22(2010)年 10月 1日から平成 23(2011)年 8月 31日までの取得分に適用）

クリーンディーゼル乗用車

平成 21(2009)年排出ガス規制に適合
0.5%軽減

（平成 21(2009)年 10月 1日から平成 22(2010)年 8月 31日までの取得分に適用）

年度 税目	平成 23 (2011)	24 (2012)																																																																																								
自動車税		<p>グリーン化特例 軽課 平成 24(2012)年度取得分については平成 25(2013)年度、平成 25(2013)年度取得分については平成 26(2014)年度分の自動車税に適用 電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車（平成 21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準より 10%以上 NO_x（窒素酸化物）を低減させた自動車） 「平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%以上達成車(平成 22(2010)年度燃費基準 + 38%以上達成車)」かつ平成 17(2005)年排出ガス基準値より 75%以上性能のよい自動車 概ね 50%軽減 「平成 27(2015)年度燃費基準達成車(平成 22(2010)年度燃費基準 + 25%達成車)」かつ平成 17(2005)年排出ガス基準値より 75%以上性能のよい自動車 概ね 25%軽減 ※平成 22(2010)年度燃費基準については、平成 27(2015)年度燃費値を算定していない自動車の場合に限り適用される。</p> <p>重課 新車新規登録から 11 年を経過したディーゼル車 概ね 10%重課 新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車 概ね 10%重課 ※電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗用バス、被けん引車を除く。</p>																																																																																								
自動車取得税		<p>●環境負荷の小さい自動車（下記表に該当するエコカー）について自動車取得税を軽減する特例措置 該当車種及び軽減内容について(平成 24(2012)年 4 月 1 日から平成 27(2015)年 3 月 31 日までに取得した自動車に適用)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種</th> <th rowspan="2">燃料</th> <th colspan="2">要件</th> <th>新車</th> <th>中古車</th> </tr> <tr> <th>排出ガス基準</th> <th>燃費基準</th> <th>軽減内容</th> <th>取得価額からの控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車(燃料電池自動車を含む)</td> <td>電気</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>非課税</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>天然ガス自動車</td> <td>天然ガス</td> <td>平成21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準からNO_x(窒素酸化物)10%以上低減</td> <td>-</td> <td>非課税</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>プラグインハイブリッド自動車</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>非課税</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">乗用車、バス・トラック(車両総重量2.5t以下・ハイブリッド自動車を含む)</td> <td>軽油</td> <td>平成21(2009)年排出ガス基準適合</td> <td>-</td> <td>非課税</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>ガソリン</td> <td>平成17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準からNO_x75%以上低減(☆☆☆☆)</td> <td>平成27(2015)年度燃費基準+20%達成 平成22(2010)年度燃費基準+50%達成(注1) 平成27(2015)年度燃費基準+10%達成 平成22(2010)年度燃費基準+38%達成(注1) 平成27(2015)年度燃費基準達成 平成22(2010)年度燃費基準+25%達成(注1)</td> <td>非課税 75%軽減 50%軽減</td> <td>45万円 30万円 15万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">バス・トラック(車両総重量2.5t超3.5t以下・中量車・ハイブリッド自動車含む)</td> <td rowspan="2">ガソリン</td> <td>平成17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準からNO_x75%以上低減(☆☆☆☆)</td> <td>平成27(2015)年度燃費基準+10%達成 平成27(2015)年度燃費基準+5%達成 平成27(2015)年度燃費基準達成</td> <td>非課税 75%軽減 50%軽減</td> <td>45万円 30万円 15万円</td> </tr> <tr> <td>平成17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準からNO_x50%以上低減(☆☆☆☆)</td> <td>平成27(2015)年度燃費基準+10%達成 平成27(2015)年度燃費基準+5%達成</td> <td>75%軽減 50%軽減</td> <td>30万円 15万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">バス・トラック(車両総重量2.5t超3.5t以下・中量車・ハイブリッド自動車含む)</td> <td rowspan="2">軽油</td> <td>平成21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準からNO_x・PM(粒子状物質)10%以上低減</td> <td>平成27(2015)年度燃費基準+10%達成 平成27(2015)年度燃費基準+5%達成</td> <td>非課税 75%軽減</td> <td>- -</td> </tr> <tr> <td>平成21(2009)年排出ガス基準適合</td> <td>平成27(2015)年度燃費基準+10%達成 平成27(2015)年度燃費基準+5%達成</td> <td>75%軽減 50%軽減</td> <td>- -</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">バス・トラック(車両総重量3.5t超・重量車・ハイブリッド自動車含む)</td> <td rowspan="2">軽油</td> <td>平成21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準からNO_x・PM10%以上低減</td> <td>平成27(2015)年度燃費基準+10%達成 平成27(2015)年度燃費基準+5%達成</td> <td>非課税 75%軽減</td> <td>45万円(注2) 30万円(注2)</td> </tr> <tr> <td>平成21(2009)年排出ガス基準適合</td> <td>平成27(2015)年度燃費基準+10%達成 平成27(2015)年度燃費基準+5%達成</td> <td>75%軽減 50%軽減</td> <td>30万円(注2) 15万円(注2)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 平成 22(2010)年度燃費基準については、平成 27(2015)年度燃費値を算定していない自動車の場合に限り適用される。 注2 ハイブリッド自動車に限り適用される。</p> <p>●バリアフリー対応バス・タクシー、先進安全自動車について自動車取得税を軽減する特例措置 該当車種及び軽減内容について(平成 24(2012)年 4 月 1 日から平成 27(2015)年 3 月 31 日までに取得した自動車に適用)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">車種</th> <th>新車新規登録 取得価額からの控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">ノンステップバス</td> <td>1,000 万円控除</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">リフト付きバス</td> <td>乗車定員 30 人以上</td> <td>650 万円控除</td> </tr> <tr> <td>乗車定員 30 人未満</td> <td>200 万円控除</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ユニバーサルデザインタクシー</td> <td>100 万円控除</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">衝突被害 軽減ブレーキ搭載車</td> <td>トラック (8 t 超 22 t 以下)</td> <td rowspan="3">350 万円控除</td> </tr> <tr> <td>トラック (22 t 超)</td> </tr> <tr> <td>トラクタ (13 t 超)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注3 22 t のトラック及び 13 t 超のトラクタについては平成 26(2014)年 10 月 31 日までの取得に適用</p>	車種	燃料	要件		新車	中古車	排出ガス基準	燃費基準	軽減内容	取得価額からの控除額	電気自動車(燃料電池自動車を含む)	電気	-	-	非課税	45万円	天然ガス自動車	天然ガス	平成21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準からNO _x (窒素酸化物)10%以上低減	-	非課税	45万円	プラグインハイブリッド自動車	-	-	-	非課税	45万円	乗用車、バス・トラック(車両総重量2.5t以下・ハイブリッド自動車を含む)	軽油	平成21(2009)年排出ガス基準適合	-	非課税	45万円	ガソリン	平成17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準からNO _x 75%以上低減(☆☆☆☆)	平成27(2015)年度燃費基準+20%達成 平成22(2010)年度燃費基準+50%達成(注1) 平成27(2015)年度燃費基準+10%達成 平成22(2010)年度燃費基準+38%達成(注1) 平成27(2015)年度燃費基準達成 平成22(2010)年度燃費基準+25%達成(注1)	非課税 75%軽減 50%軽減	45万円 30万円 15万円	バス・トラック(車両総重量2.5t超3.5t以下・中量車・ハイブリッド自動車含む)	ガソリン	平成17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準からNO _x 75%以上低減(☆☆☆☆)	平成27(2015)年度燃費基準+10%達成 平成27(2015)年度燃費基準+5%達成 平成27(2015)年度燃費基準達成	非課税 75%軽減 50%軽減	45万円 30万円 15万円	平成17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準からNO _x 50%以上低減(☆☆☆☆)	平成27(2015)年度燃費基準+10%達成 平成27(2015)年度燃費基準+5%達成	75%軽減 50%軽減	30万円 15万円	バス・トラック(車両総重量2.5t超3.5t以下・中量車・ハイブリッド自動車含む)	軽油	平成21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準からNO _x ・PM(粒子状物質)10%以上低減	平成27(2015)年度燃費基準+10%達成 平成27(2015)年度燃費基準+5%達成	非課税 75%軽減	- -	平成21(2009)年排出ガス基準適合	平成27(2015)年度燃費基準+10%達成 平成27(2015)年度燃費基準+5%達成	75%軽減 50%軽減	- -	バス・トラック(車両総重量3.5t超・重量車・ハイブリッド自動車含む)	軽油	平成21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準からNO _x ・PM10%以上低減	平成27(2015)年度燃費基準+10%達成 平成27(2015)年度燃費基準+5%達成	非課税 75%軽減	45万円(注2) 30万円(注2)	平成21(2009)年排出ガス基準適合	平成27(2015)年度燃費基準+10%達成 平成27(2015)年度燃費基準+5%達成	75%軽減 50%軽減	30万円(注2) 15万円(注2)	車種		新車新規登録 取得価額からの控除額	ノンステップバス		1,000 万円控除	リフト付きバス	乗車定員 30 人以上	650 万円控除	乗車定員 30 人未満	200 万円控除	ユニバーサルデザインタクシー		100 万円控除	衝突被害 軽減ブレーキ搭載車	トラック (8 t 超 22 t 以下)	350 万円控除	トラック (22 t 超)	トラクタ (13 t 超)
車種	燃料	要件			新車	中古車																																																																																				
		排出ガス基準	燃費基準	軽減内容	取得価額からの控除額																																																																																					
電気自動車(燃料電池自動車を含む)	電気	-	-	非課税	45万円																																																																																					
天然ガス自動車	天然ガス	平成21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準からNO _x (窒素酸化物)10%以上低減	-	非課税	45万円																																																																																					
プラグインハイブリッド自動車	-	-	-	非課税	45万円																																																																																					
乗用車、バス・トラック(車両総重量2.5t以下・ハイブリッド自動車を含む)	軽油	平成21(2009)年排出ガス基準適合	-	非課税	45万円																																																																																					
	ガソリン	平成17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準からNO _x 75%以上低減(☆☆☆☆)	平成27(2015)年度燃費基準+20%達成 平成22(2010)年度燃費基準+50%達成(注1) 平成27(2015)年度燃費基準+10%達成 平成22(2010)年度燃費基準+38%達成(注1) 平成27(2015)年度燃費基準達成 平成22(2010)年度燃費基準+25%達成(注1)	非課税 75%軽減 50%軽減	45万円 30万円 15万円																																																																																					
バス・トラック(車両総重量2.5t超3.5t以下・中量車・ハイブリッド自動車含む)	ガソリン	平成17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準からNO _x 75%以上低減(☆☆☆☆)	平成27(2015)年度燃費基準+10%達成 平成27(2015)年度燃費基準+5%達成 平成27(2015)年度燃費基準達成	非課税 75%軽減 50%軽減	45万円 30万円 15万円																																																																																					
		平成17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準からNO _x 50%以上低減(☆☆☆☆)	平成27(2015)年度燃費基準+10%達成 平成27(2015)年度燃費基準+5%達成	75%軽減 50%軽減	30万円 15万円																																																																																					
バス・トラック(車両総重量2.5t超3.5t以下・中量車・ハイブリッド自動車含む)	軽油	平成21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準からNO _x ・PM(粒子状物質)10%以上低減	平成27(2015)年度燃費基準+10%達成 平成27(2015)年度燃費基準+5%達成	非課税 75%軽減	- -																																																																																					
		平成21(2009)年排出ガス基準適合	平成27(2015)年度燃費基準+10%達成 平成27(2015)年度燃費基準+5%達成	75%軽減 50%軽減	- -																																																																																					
バス・トラック(車両総重量3.5t超・重量車・ハイブリッド自動車含む)	軽油	平成21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準からNO _x ・PM10%以上低減	平成27(2015)年度燃費基準+10%達成 平成27(2015)年度燃費基準+5%達成	非課税 75%軽減	45万円(注2) 30万円(注2)																																																																																					
		平成21(2009)年排出ガス基準適合	平成27(2015)年度燃費基準+10%達成 平成27(2015)年度燃費基準+5%達成	75%軽減 50%軽減	30万円(注2) 15万円(注2)																																																																																					
車種		新車新規登録 取得価額からの控除額																																																																																								
ノンステップバス		1,000 万円控除																																																																																								
リフト付きバス	乗車定員 30 人以上	650 万円控除																																																																																								
	乗車定員 30 人未満	200 万円控除																																																																																								
ユニバーサルデザインタクシー		100 万円控除																																																																																								
衝突被害 軽減ブレーキ搭載車	トラック (8 t 超 22 t 以下)	350 万円控除																																																																																								
	トラック (22 t 超)																																																																																									
	トラクタ (13 t 超)																																																																																									
軽油引取税	不正軽油に関する罰則の強化																																																																																									
狩猟税																																																																																										
その他の税																																																																																										

● バリアフリー対応バス・タクシー、先進安全自動車について自動車取得税を軽減する特例措置

該当車種及び軽減内容について（平成 24(2012)年 4 月 1 日から平成 27(2015)年 3 月 31 日までに取得した自動車に適用）

車種		新車新規登録
		取得価額からの控除額
ノンステップバス		1,000 万円控除
リフト付きバス	乗車定員 30 人以上	650 万円控除
	乗車定員 30 人未満	200 万円控除
ユニバーサルデザインタクシー		100 万円控除
衝突被害 軽減ブレーキ搭載車	トラック（8 t 超 22 t 以下）	350 万円控除
	トラック（22 t 超） トラクタ（13 t 超）	
	乗車定員 10 人以上で立席のないバス等（5 t 超 12 t 以下）	
	乗車定員 10 人以上で立席のないバス等（12 t 超）	

注 1 22 t のトラック及び 13 t 超のトラクタについては平成 26(2014)年 10 月 31 日までの取得に適用

注 2 車輛総重量 5 t 超 12 t 以下のバス等及び 12 t 超のバス等については、平成 25(2013)年 4 月 1 日以降の取得に適用

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特定措置に関する法律に規定する対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録について、税率を 2 分の 1 とする特例措置の適用期限を平成 28(2016)年 3 月 31 日まで延長

税目	年度	平成 26 (2014)																																																																																								
自動車税	軽課	グリーン化特例 平成 26(2014)年度取得分について平成 27(2015)年度自動車税に適用 電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル車、天然ガス自動車（平成 21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準より 10%以上 NOx（窒素酸化物）を低減させた自動車） 「平成 27(2015)年度燃費基準 + 20%以上達成車（平成 32(2020)年度燃費基準達成車）」かつ平成 17(2005)年排出ガス基準値より 75%以上性能のよい自動車 概ね 75%軽課 「平成 27(2015)年度燃費基準 + 20%以上達成車（平成 32(2020)年度燃費基準未達成車）」かつ平成 17(2005)年排出ガス基準値より 75%以上性能のよい自動車 「平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%以上達成車」かつ平成 17(2005)年排出ガス基準値より 75%以上性能のよい自動車 概ね 50%軽課																																																																																								
	重課	新車新規登録から 11 年を経過したディーゼル車 概ね 15%重課 新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車 概ね 15%重課 ※電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合用バス、被けん引車を除く。 ※バス、トラック及びキャンピング車を除く特種用途自動車の重課率は概ね 10%																																																																																								
自動車取得税	●税率	営業用の普通車、軽自動車 2% 自家用車の普通車 3%																																																																																								
	●環境負担の小さい自動車（下記表に該当するエコカー）について自動車取得税を軽減する特例措置 該当車種及び軽減内容について（平成 24(2012)年 4 月 1 日から平成 26(2014)年 3 月 31 日までに取得した自動車に適用）																																																																																									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種</th> <th rowspan="2">燃料</th> <th colspan="2">要件</th> <th rowspan="2">新車 軽減内容</th> <th rowspan="2">中古車 取得価額からの控除額</th> </tr> <tr> <th>排出ガス基準</th> <th>燃費基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車（燃料電池自動車を含む）</td> <td>電気</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>非課税</td> <td>45 万円</td> </tr> <tr> <td>天然ガス自動車</td> <td>天然ガス</td> <td>平成 21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx（窒素酸化物）10%以上低減</td> <td>-</td> <td>非課税</td> <td>45 万円</td> </tr> <tr> <td>プラグインハイブリッド自動車</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>非課税</td> <td>45 万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">乗用車、バス・トラック（車両総重量 2.5 t 以下・ハイブリッド自動車を含む）</td> <td rowspan="3">ガソリン</td> <td>平成 21(2009)年排出ガス基準適合</td> <td>-</td> <td>非課税</td> <td>45 万円</td> </tr> <tr> <td>平成 17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx 75%以上低減（☆☆☆）</td> <td>平成 27(2015)年度燃費基準 + 20%達成 平成 22(2010)年度燃費基準 + 50%達成（注 1）</td> <td>非課税</td> <td>45 万円</td> </tr> <tr> <td>平成 17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx 75%以上低減（☆☆☆）</td> <td>平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成 22(2010)年度燃費基準 + 38%達成（注 1）</td> <td>80%軽減</td> <td>30 万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">バス・トラック（車両総重量 2.5t 超 3.5t 以下・中量車・ハイブリッド自動車含む）</td> <td rowspan="4">ガソリン</td> <td rowspan="2">平成 17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx 75%以上低減（☆☆☆）</td> <td>平成 27(2015)年度燃費基準 + 25%達成（注 1）</td> <td>60%軽減</td> <td>15 万円</td> </tr> <tr> <td>平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成</td> <td>非課税</td> <td>45 万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成 17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx 50%以上低減（☆☆）</td> <td>平成 27(2015)年度燃費基準 + 5%達成</td> <td>80%軽減</td> <td>30 万円</td> </tr> <tr> <td>平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成</td> <td>80%軽減</td> <td>30 万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">バス・トラック（車両総重量 2.5t 超 3.5t 以下・中量車・ハイブリッド自動車含む）</td> <td rowspan="4">軽油</td> <td rowspan="2">平成 21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx・PM（粒子状物質）10%以上低減</td> <td>平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成</td> <td>非課税</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>平成 27(2015)年度燃費基準 + 5%達成</td> <td>80%軽減</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成 21(2009)年排出ガス基準適合</td> <td>平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成</td> <td>80%軽減</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>平成 27(2015)年度燃費基準 + 5%達成</td> <td>60%軽減</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">バス・トラック（車両総重量 3.5t 超・重量車・ハイブリッド自動車含む）</td> <td rowspan="4">軽油</td> <td rowspan="2">平成 21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx・PM10%以上低減</td> <td>平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成</td> <td>非課税</td> <td>45 万円（注 2）</td> </tr> <tr> <td>平成 27(2015)年度燃費基準 + 5%達成</td> <td>80%軽減</td> <td>30 万円（注 2）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成 21(2009)年排出ガス基準適合</td> <td>平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成</td> <td>60%軽減</td> <td>15 万円（注 2）</td> </tr> <tr> <td>平成 27(2015)年度燃費基準 + 5%達成</td> <td>80%軽減</td> <td>30 万円（注 2）</td> </tr> </tbody> </table>	車種	燃料	要件		新車 軽減内容	中古車 取得価額からの控除額	排出ガス基準	燃費基準	電気自動車（燃料電池自動車を含む）	電気	-	-	非課税	45 万円	天然ガス自動車	天然ガス	平成 21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx（窒素酸化物）10%以上低減	-	非課税	45 万円	プラグインハイブリッド自動車	-	-	-	非課税	45 万円	乗用車、バス・トラック（車両総重量 2.5 t 以下・ハイブリッド自動車を含む）	ガソリン	平成 21(2009)年排出ガス基準適合	-	非課税	45 万円	平成 17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx 75%以上低減（☆☆☆）	平成 27(2015)年度燃費基準 + 20%達成 平成 22(2010)年度燃費基準 + 50%達成（注 1）	非課税	45 万円	平成 17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx 75%以上低減（☆☆☆）	平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成 22(2010)年度燃費基準 + 38%達成（注 1）	80%軽減	30 万円	バス・トラック（車両総重量 2.5t 超 3.5t 以下・中量車・ハイブリッド自動車含む）	ガソリン	平成 17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx 75%以上低減（☆☆☆）	平成 27(2015)年度燃費基準 + 25%達成（注 1）	60%軽減	15 万円	平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成	非課税	45 万円	平成 17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx 50%以上低減（☆☆）	平成 27(2015)年度燃費基準 + 5%達成	80%軽減	30 万円	平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成	80%軽減	30 万円	バス・トラック（車両総重量 2.5t 超 3.5t 以下・中量車・ハイブリッド自動車含む）	軽油	平成 21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx・PM（粒子状物質）10%以上低減	平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成	非課税	-	平成 27(2015)年度燃費基準 + 5%達成	80%軽減	-	平成 21(2009)年排出ガス基準適合	平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成	80%軽減	-	平成 27(2015)年度燃費基準 + 5%達成	60%軽減	-	バス・トラック（車両総重量 3.5t 超・重量車・ハイブリッド自動車含む）	軽油	平成 21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx・PM10%以上低減	平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成	非課税	45 万円（注 2）	平成 27(2015)年度燃費基準 + 5%達成	80%軽減	30 万円（注 2）	平成 21(2009)年排出ガス基準適合	平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成	60%軽減	15 万円（注 2）	平成 27(2015)年度燃費基準 + 5%達成	80%軽減	30 万円（注 2）
	車種	燃料			要件				新車 軽減内容	中古車 取得価額からの控除額																																																																																
			排出ガス基準	燃費基準																																																																																						
	電気自動車（燃料電池自動車を含む）	電気	-	-	非課税	45 万円																																																																																				
	天然ガス自動車	天然ガス	平成 21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx（窒素酸化物）10%以上低減	-	非課税	45 万円																																																																																				
	プラグインハイブリッド自動車	-	-	-	非課税	45 万円																																																																																				
	乗用車、バス・トラック（車両総重量 2.5 t 以下・ハイブリッド自動車を含む）	ガソリン	平成 21(2009)年排出ガス基準適合	-	非課税	45 万円																																																																																				
			平成 17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx 75%以上低減（☆☆☆）	平成 27(2015)年度燃費基準 + 20%達成 平成 22(2010)年度燃費基準 + 50%達成（注 1）	非課税	45 万円																																																																																				
平成 17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx 75%以上低減（☆☆☆）			平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成 22(2010)年度燃費基準 + 38%達成（注 1）	80%軽減	30 万円																																																																																					
バス・トラック（車両総重量 2.5t 超 3.5t 以下・中量車・ハイブリッド自動車含む）	ガソリン	平成 17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx 75%以上低減（☆☆☆）	平成 27(2015)年度燃費基準 + 25%達成（注 1）	60%軽減	15 万円																																																																																					
			平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成	非課税	45 万円																																																																																					
		平成 17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx 50%以上低減（☆☆）	平成 27(2015)年度燃費基準 + 5%達成	80%軽減	30 万円																																																																																					
			平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成	80%軽減	30 万円																																																																																					
バス・トラック（車両総重量 2.5t 超 3.5t 以下・中量車・ハイブリッド自動車含む）	軽油	平成 21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx・PM（粒子状物質）10%以上低減	平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成	非課税	-																																																																																					
			平成 27(2015)年度燃費基準 + 5%達成	80%軽減	-																																																																																					
		平成 21(2009)年排出ガス基準適合	平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成	80%軽減	-																																																																																					
			平成 27(2015)年度燃費基準 + 5%達成	60%軽減	-																																																																																					
バス・トラック（車両総重量 3.5t 超・重量車・ハイブリッド自動車含む）	軽油	平成 21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx・PM10%以上低減	平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成	非課税	45 万円（注 2）																																																																																					
			平成 27(2015)年度燃費基準 + 5%達成	80%軽減	30 万円（注 2）																																																																																					
		平成 21(2009)年排出ガス基準適合	平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成	60%軽減	15 万円（注 2）																																																																																					
			平成 27(2015)年度燃費基準 + 5%達成	80%軽減	30 万円（注 2）																																																																																					
	注 1 平成 22(2010)年度燃費基準については、平成 27(2015)年度燃費値を算定していない自動車の場合に限り適用される。																																																																																									
	注 2 ハイブリッド自動車に限り適用される。																																																																																									
軽油引取税																																																																																										
狩猟税																																																																																										
その他の税	地方法人特別税 外形標準課税法人 67.4/100、普通法人（外形標準課税法人を除く） 43.2/100、収入金課税法人 43.2/100 （平成 26(2014)年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用）																																																																																									

27
(2015)

グリーン化特例
軽課

平成 27(2015)年度取得分について平成 28(2016)年度自動車税に適用

- 環境負荷の小さい自動車（下記表に該当するエコカー）について自動車取得税を軽減する特例措置
該当車種及び軽減内容について（平成 27(2015)年 4 月 1 日から平成 29(2017)年 3 月 31 日までに取得した自動車に適用）

○ 乗用車

車種	燃料	要件		新車 軽減内容	中古車 取得価額からの控除額
		排出ガス基準	燃費基準		
電気自動車、燃料電池車	電気	-	-	非課税	4 5 万円控除
天然ガス	天然ガス	平成 21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx（窒素酸化物）10%以上低減	-		
プラグインハイブリッド車	-	-	-		
低排出ガスディーゼル乗用車 (クリーンディーゼル車)	軽油	-	-		
ガソリンハイブリッド車 ガソリン車	ガソリン	平成 17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx 75%低減達成（☆☆☆☆）	H 32(2020)年度燃費基準 + 20%達成（H 22(2010)年度燃費基準 + 80%達成）	8 0 %軽減	3 5 万円控除
			H 32(2020)年度燃費基準 + 10%達成（H 22(2010)年度燃費基準 + 65%達成）	6 0 %軽減	2 5 万円控除
			H 32(2020)年度燃費基準達成（H 22(2010)年度燃費基準 + 50%達成）	4 0 %軽減	1 5 万円控除
			H 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成（H 22(2010)年度燃費基準 + 38%達成）	2 0 %軽減	5 万円控除

○ 車両総重量 2.5 t 以下のバス・トラック

車種	燃料	要件		新車 軽減内容	中古車 取得価額からの控除額
		排出ガス基準	燃費基準		
電気自動車、燃料電池車	電気	-	-	非課税	4 5 万円控除
天然ガス	天然ガス	ポスト新長期規制から NOx 10%低減	-		
プラグインハイブリッド車	-	-	-		
ガソリンハイブリッド車 ガソリン車	ガソリン	平成 17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx 75%低減達成（☆☆☆☆）	H 27(2015)年度燃費基準 + 25%達成 H 27(2015)年度燃費基準 + 20%達成 H 27(2015)年度燃費基準 + 15%達成 H 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成		

○ 車両総重量 2.5 t 超～3.5 t 以下のバス・トラック

車種	燃料	要件		新車 軽減内容	中古車 取得価額からの控除額
		排出ガス基準	燃費基準		
電気自動車、燃料電池車	電気	-	-	非課税	4 5 万円控除
天然ガス	天然ガス	ポスト新長期規制から NOx 10%低減	-		
プラグインハイブリッド車	-	-	-		
ガソリンハイブリッド車 ガソリン車	ガソリン	平成 17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx 75%低減達成（☆☆☆☆）	H 27(2015)年度燃費基準 + 15%達成		
			H 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成	6 0 %軽減	2 5 万円控除
			H 27(2015)年度燃費基準 + 5%達成	4 0 %軽減	1 5 万円控除
			H 27(2015)年度燃費基準達成	非課税	
ディーゼルハイブリッド車 ディーゼル車	軽油	平成 21(2009)年排出ガス規制から NOx かつ PM 10%低減	H 27(2015)年度燃費基準 + 15%達成	8 0 %軽減	3 5 万円控除
			H 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成	6 0 %軽減	2 5 万円控除
			H 27(2015)年度燃費基準 + 5%達成	4 0 %軽減	1 5 万円控除
			H 27(2015)年度燃費基準達成	非課税	
ディーゼルハイブリッド車 ディーゼル車	軽油	平成 21(2009)年排出ガス規制適合	H 27(2015)年度燃費基準 + 15%達成	8 0 %軽減	3 5 万円控除
			H 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成	6 0 %軽減	2 5 万円控除
			H 27(2015)年度燃費基準 + 5%達成	4 0 %軽減	1 5 万円控除
			H 27(2015)年度燃費基準達成	非課税	

○ 車両総重量 3.5 t 超のバス・トラック

車種	燃料	要件		新車 軽減内容	中古車 取得価額からの控除額
		排出ガス基準	燃費基準		
電気自動車、燃料電池車	電気	-	-	非課税	4 5 万円控除
天然ガス	天然ガス	ポスト新長期規制から NOx 10%低減	-		
プラグインハイブリッド車	-	-	-		
ディーゼルハイブリッド車 ディーゼル車	軽油	平成 21(2009)年排出ガス規制から NOx かつ PM 10%低減	H 27(2015)年度燃費基準 + 15%達成		
			H 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成	6 0 %軽減	2 5 万円控除
			H 27(2015)年度燃費基準 + 5%達成	4 0 %軽減	1 5 万円控除
			H 27(2015)年度燃費基準達成	非課税	
ディーゼルハイブリッド車 ディーゼル車	軽油	平成 21(2009)年排出ガス規制適合	H 27(2015)年度燃費基準 + 15%達成	8 0 %軽減	3 5 万円控除
			H 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成	6 0 %軽減	2 5 万円控除
			H 27(2015)年度燃費基準 + 5%達成	4 0 %軽減	1 5 万円控除
			H 27(2015)年度燃費基準達成	非課税	

注 1 平成 22(2010)年度燃費基準については、平成 27(2015)年度燃費値を算定していない自動車の場合に限り適用される。

- バイオアクリル対応バス・タクシーの自動車取得税軽減に係る特例措置
平成 27(2015)年 4 月 1 日から平成 29(2017)年 3 月 31 日までに新車新規登録した自動車に適用（延長）
- 先進安全自動車に係る自動車取得税の軽減に係る特例措置

対象装置 ・ 衝突被害軽減ブレーキ ・ 車両安定性制御装置	
特例の内容	
1 装置装着	取得価額から 350 万円控除
両装置装着	取得価額から 525 万円控除
対象自動車	
車種	車両総重量
トラック	3.5 t 超 22 t 以下
バス	5 t 超 12 t 以下
対象期間	
平成 27(2015)年 4 月 1 日から 平成 29(2017)年 3 月 31 日	

- ※ けん引車（トラクタ）及びけん引車（トレーラー）を除く。
- ※ 車両総重量 20 t 超 22 t 以下のトラックについて 1 装置装着の特例期間は平成 28(2016)年 10 月 31 日まで。
- ※ 平成 28(2016)年 11 月 1 日以後は両装置装着に限り、取得価額から 350 万円控除。
- ※ 車両総重量 5 t 以下のバスに係る特例措置の対象装置は、衝突被害軽減ブレーキに限る。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」という。）第 56 条に規定する対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録については、課税免除（平成 27(2015)年 4 月 1 日から平成 31(2019)年 3 月 31 日までの登録に適用）

鳥獣保護管理法第 18 条の 5 第 2 項第 1 号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者に係る狩猟者の登録については、課税免除（平成 27(2015)年 5 月 29 日から平成 31(2019)年 3 月 31 日までの登録に適用）

狩猟者登録を申請する日前 1 年以内に、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止等の目的で、鳥獣保護管理法第 9 条第 1 項の許可を受けてその許可に係る捕獲に従事した者に係る狩猟者の登録については、税率を 2 分の 1（平成 27(2015)年 4 月 1 日から平成 31(2019)年 3 月 31 日までの登録に適用）

狩猟者登録を申請する日前 1 年以内に、鳥獣保護管理法第 9 条第 8 項に規定する従事者（認定鳥獣捕獲等事業者に係るものを除く。）として、従事者証の交付を受けて特定捕獲等期間に許可捕獲等を行った者に係る狩猟者の登録については、税率を 2 分の 1（平成 27(2015)年 4 月 1 日から平成 31(2019)年 3 月 31 日までの登録に適用）

地方法人特別税

外形標準課税法人 93.5/100、普通法人（外形標準課税法人を除く） 43.2/100、収入金課税法人 43.2/100
（平成 27(2015)年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用）

税 目 \ 年 度	平成 28 (2016)
自 動 車 税	<p>グリーン化特例 軽課 平成 28(2016)年度取得分について、平成 29(2017)年度の自動車税に適用 電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車（平成 21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準から NO_x（窒素酸化物）を 10%以上低減させた自動車）、クリーンディーゼル乗用車（平成 21(2009)年排出ガス基準適合自動車） 「平成 32(2020)年度燃費基準 +10%以上達成車」かつ平成 17(2005)年排出ガス基準値より 75%以上性能のよい自動車 概ね 75%軽課 「平成 27(2015)年度燃費基準 +20%以上達成車」かつ平成 17(2005)年排出ガス基準値より 75%以上性能のよい自動車 概ね 50%軽課</p>
自動車取得税	
軽油引取税	
狩 猟 税	
その他の税	

税目	年度																																																																																							
	29 (2017)																																																																																							
自動車税	<p>グリーン化特例 軽課 平成 29(2017)年度取得分について、平成 30(2018)年度の自動車税に適用 電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車（平成 30(2018)年排出ガス基準適合または平成 21(2009)年排出ガス基準から NO_x（窒素酸化物）を 10%以上低減させた自動車）、クリーンディーゼル乗用車（平成 30(2018)年排出ガス基準適合または平成 21(2009)年排出ガス基準適合自動車） 「平成 32(2020)年度燃費基準 +30%以上達成車」かつ平成 17(2005)年排出ガス基準値より 75%以上または平成 30(2018)年排出ガス基準値より 50%以上性能のよい自動車 概ね 75%軽課 「平成 32(2020)年度燃費基準 +10%以上達成車」かつ平成 17(2005)年排出ガス基準値より 75%以上または平成 30(2018)年排出ガス基準値より 50%以上性能のよい自動車 概ね 50%軽課</p>																																																																																							
自動車取得税	<p>○税率 営業用の普通車、軽自動車 2% 自家用車の普通車 3%</p> <p>○環境負荷の小さい自動車（欠き表示該当するエコカー）について自動車取得税を軽減する特例措置 該当車種及び軽減内容について（平成 29(2017)年 4 月 1 日から平成 30(2018)年 3 月 31 日までに取得した自動車に適用）</p> <p>新車</p> <p>○乗用車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>排ガス要件</th> <th>燃費要件</th> <th>軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車、燃料電池車</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="4">非課税</td> </tr> <tr> <td>天然ガス車(平成30(2018)年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>プラグインハイブリッド車</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>グリーンディーゼル車(平成30(2018)年排ガス基準適合又は平成21(2009)年排ガス規制適合)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガソリンハイブリッド車 ガソリン車 LPGハイブリッド車 LPG車</td> <td>平成17(2005)年排出ガス基準 75%低減達成 又は平成30(2018)年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)</td> <td>平成32(2020)年度燃費基準 + 30%達成 平成32(2020)年度燃費基準 + 20%達成 平成32(2020)年度燃費基準 + 10%達成 平成32(2020)年度燃費基準達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 10%達成</td> <td>60%軽減 40%軽減 20%軽減</td> </tr> </tbody> </table> <p>○車両総重量 2.5t 以下のバス・トラック</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>排ガス要件</th> <th>燃費要件</th> <th>軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車、燃料電池車</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="4">非課税</td> </tr> <tr> <td>天然ガス車(平成30(2018)年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>プラグインハイブリッド車</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガソリンハイブリッド車 ガソリン車</td> <td>平成17(2005)年排出ガス基準 75%低減達成 又は平成30(2018)年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)</td> <td>平成27(2015)年度燃費基準 + 25%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 20%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 15%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 5%達成</td> <td>80%軽減 60%軽減 40%軽減 20%軽減</td> </tr> </tbody> </table> <p>○車両総重量 2.5t 超～ 3.5t 以下のバス・トラック</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>排ガス要件</th> <th>燃費要件</th> <th>軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車、燃料電池車</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="4">非課税</td> </tr> <tr> <td>天然ガス車(平成30(2018)年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>プラグインハイブリッド車</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガソリンハイブリッド車 ガソリン車</td> <td>平成17(2005)年排出ガス基準 75%低減達成 又は平成30(2018)年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)</td> <td>平成27(2015)年度燃費基準 + 15%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 5%達成 平成27(2015)年度燃費基準達成</td> <td>75%軽減 50%軽減 25%軽減</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成17(2005)年排出ガス基準 50%低減達成 又は平成30(2018)年排出ガス基準 25%低減達成(☆☆☆☆)</td> <td>平成27(2015)年度燃費基準 + 15%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 5%達成</td> <td>75%軽減 50%軽減 25%軽減</td> </tr> <tr> <td>ディーゼルハイブリッド車 ディーゼル車</td> <td>平成30(2018)年規制適合又は 平成21(2009)年排ガス規制から NO_xかつPM10%低減</td> <td>平成27(2015)年度燃費基準 + 15%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 5%達成 平成27(2015)年度燃費基準達成</td> <td>非課税 75%軽減 50%軽減 25%軽減</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成21(2009)年排ガス規制適合</td> <td>平成27(2015)年度燃費基準 + 15%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 5%達成</td> <td>75%軽減 50%軽減 25%軽減</td> </tr> </tbody> </table> <p>○車両総重量 3.5t 超のバス・トラック</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>排ガス要件</th> <th>燃費要件</th> <th>軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車、燃料電池車</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="4">非課税</td> </tr> <tr> <td>天然ガス車(平成30(2018)年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>プラグインハイブリッド車</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ディーゼルハイブリッド車 ディーゼル車</td> <td>平成28(2016)年規制適合又は 平成21(2009)年排ガス規制から NO_xかつPM10%低減</td> <td>平成27(2015)年度燃費基準 + 15%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 5%達成 平成27(2015)年度燃費基準達成</td> <td>75%軽減 50%軽減 25%軽減</td> </tr> </tbody> </table>		排ガス要件	燃費要件	軽減率	電気自動車、燃料電池車			非課税	天然ガス車(平成30(2018)年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)			プラグインハイブリッド車			グリーンディーゼル車(平成30(2018)年排ガス基準適合又は平成21(2009)年排ガス規制適合)			ガソリンハイブリッド車 ガソリン車 LPGハイブリッド車 LPG車	平成17(2005)年排出ガス基準 75%低減達成 又は平成30(2018)年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	平成32(2020)年度燃費基準 + 30%達成 平成32(2020)年度燃費基準 + 20%達成 平成32(2020)年度燃費基準 + 10%達成 平成32(2020)年度燃費基準達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 10%達成	60%軽減 40%軽減 20%軽減		排ガス要件	燃費要件	軽減率	電気自動車、燃料電池車			非課税	天然ガス車(平成30(2018)年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)			プラグインハイブリッド車			ガソリンハイブリッド車 ガソリン車	平成17(2005)年排出ガス基準 75%低減達成 又は平成30(2018)年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	平成27(2015)年度燃費基準 + 25%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 20%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 15%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 5%達成	80%軽減 60%軽減 40%軽減 20%軽減		排ガス要件	燃費要件	軽減率	電気自動車、燃料電池車			非課税	天然ガス車(平成30(2018)年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)			プラグインハイブリッド車			ガソリンハイブリッド車 ガソリン車	平成17(2005)年排出ガス基準 75%低減達成 又は平成30(2018)年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	平成27(2015)年度燃費基準 + 15%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 5%達成 平成27(2015)年度燃費基準達成	75%軽減 50%軽減 25%軽減		平成17(2005)年排出ガス基準 50%低減達成 又は平成30(2018)年排出ガス基準 25%低減達成(☆☆☆☆)	平成27(2015)年度燃費基準 + 15%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 5%達成	75%軽減 50%軽減 25%軽減	ディーゼルハイブリッド車 ディーゼル車	平成30(2018)年規制適合又は 平成21(2009)年排ガス規制から NO _x かつPM10%低減	平成27(2015)年度燃費基準 + 15%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 5%達成 平成27(2015)年度燃費基準達成	非課税 75%軽減 50%軽減 25%軽減		平成21(2009)年排ガス規制適合	平成27(2015)年度燃費基準 + 15%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 5%達成	75%軽減 50%軽減 25%軽減		排ガス要件	燃費要件	軽減率	電気自動車、燃料電池車			非課税	天然ガス車(平成30(2018)年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)			プラグインハイブリッド車			ディーゼルハイブリッド車 ディーゼル車	平成28(2016)年規制適合又は 平成21(2009)年排ガス規制から NO _x かつPM10%低減	平成27(2015)年度燃費基準 + 15%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 5%達成 平成27(2015)年度燃費基準達成	75%軽減 50%軽減 25%軽減
	排ガス要件	燃費要件	軽減率																																																																																					
電気自動車、燃料電池車			非課税																																																																																					
天然ガス車(平成30(2018)年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)																																																																																								
プラグインハイブリッド車																																																																																								
グリーンディーゼル車(平成30(2018)年排ガス基準適合又は平成21(2009)年排ガス規制適合)																																																																																								
ガソリンハイブリッド車 ガソリン車 LPGハイブリッド車 LPG車	平成17(2005)年排出ガス基準 75%低減達成 又は平成30(2018)年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	平成32(2020)年度燃費基準 + 30%達成 平成32(2020)年度燃費基準 + 20%達成 平成32(2020)年度燃費基準 + 10%達成 平成32(2020)年度燃費基準達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 10%達成	60%軽減 40%軽減 20%軽減																																																																																					
	排ガス要件	燃費要件	軽減率																																																																																					
電気自動車、燃料電池車			非課税																																																																																					
天然ガス車(平成30(2018)年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)																																																																																								
プラグインハイブリッド車																																																																																								
ガソリンハイブリッド車 ガソリン車	平成17(2005)年排出ガス基準 75%低減達成 又は平成30(2018)年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	平成27(2015)年度燃費基準 + 25%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 20%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 15%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 5%達成		80%軽減 60%軽減 40%軽減 20%軽減																																																																																				
	排ガス要件	燃費要件	軽減率																																																																																					
電気自動車、燃料電池車			非課税																																																																																					
天然ガス車(平成30(2018)年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)																																																																																								
プラグインハイブリッド車																																																																																								
ガソリンハイブリッド車 ガソリン車	平成17(2005)年排出ガス基準 75%低減達成 又は平成30(2018)年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	平成27(2015)年度燃費基準 + 15%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 5%達成 平成27(2015)年度燃費基準達成		75%軽減 50%軽減 25%軽減																																																																																				
	平成17(2005)年排出ガス基準 50%低減達成 又は平成30(2018)年排出ガス基準 25%低減達成(☆☆☆☆)	平成27(2015)年度燃費基準 + 15%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 5%達成	75%軽減 50%軽減 25%軽減																																																																																					
ディーゼルハイブリッド車 ディーゼル車	平成30(2018)年規制適合又は 平成21(2009)年排ガス規制から NO _x かつPM10%低減	平成27(2015)年度燃費基準 + 15%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 5%達成 平成27(2015)年度燃費基準達成	非課税 75%軽減 50%軽減 25%軽減																																																																																					
	平成21(2009)年排ガス規制適合	平成27(2015)年度燃費基準 + 15%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 5%達成	75%軽減 50%軽減 25%軽減																																																																																					
	排ガス要件	燃費要件	軽減率																																																																																					
電気自動車、燃料電池車			非課税																																																																																					
天然ガス車(平成30(2018)年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)																																																																																								
プラグインハイブリッド車																																																																																								
ディーゼルハイブリッド車 ディーゼル車	平成28(2016)年規制適合又は 平成21(2009)年排ガス規制から NO _x かつPM10%低減	平成27(2015)年度燃費基準 + 15%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 5%達成 平成27(2015)年度燃費基準達成		75%軽減 50%軽減 25%軽減																																																																																				

中古車

○乗用車

	排ガス要件	燃費要件	軽減率
電気自動車、燃料電池車			45万円控除
天然ガス車(平成30(2018)年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)			
プラグインハイブリッド車			
クリーンディーゼル車(平成30(2018)年排ガス基準適合又は平成21(2009)年排ガス規制適合)			
ガソリンハイブリッド車	平成17(2005)年排出ガス基準 75%低減達成	平成32(2020)年度燃費基準+30%達成 (平成22(2010)年度燃費基準+95%達成)	25万円控除
ガソリン車		平成32(2020)年度燃費基準+20%達成 (平成22(2010)年度燃費基準+80%達成)	15万円控除
LPGハイブリッド車	又は平成30(2018)年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	平成32(2020)年度燃費基準+10%達成 (平成22(2010)年度燃費基準+65%達成)	5万円控除
LPG車		平成32(2020)年度燃費基準達成 (平成22(2010)年度燃費基準+50%達成) 平成27(2015)年度燃費基準+10%達成※ (平成22(2010)年度燃費基準+38%達成)※	

※平成27(2015)燃費基準+10%達成車はガソリンハイブリッド車、ガソリン車に限る

○車両総重量 2.5t 以下のバス・トラック

	排ガス要件	燃費要件	軽減率
電気自動車、燃料電池車			45万円控除
天然ガス車(平成30(2018)年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)			
プラグインハイブリッド車			
ガソリンハイブリッド車	平成17(2005)年排出ガス基準 75%低減達成	平成27(2015)年度燃費基準+25%達成 (平成22(2010)年度燃費基準+57%達成)	
ガソリン車		平成27(2015)年度燃費基準+20%達成 (平成22(2010)年度燃費基準+50%達成)	25万円控除
	又は平成30(2018)年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	平成27(2015)年度燃費基準+15%達成 (平成22(2010)年度燃費基準+44%達成)	15万円控除
		平成27(2015)年度燃費基準+10%達成 (平成22(2010)年度燃費基準+38%達成)	5万円控除
		平成27(2015)年度燃費基準+5%達成 (平成22(2010)年度燃費基準+32%達成)	

○車両総重量 2.5t 超～3.5t 以下のバス・トラック

	排ガス要件	燃費要件	軽減率
電気自動車、燃料電池車			45万円控除
天然ガス車(平成30(2018)年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)			
プラグインハイブリッド車			
ガソリンハイブリッド車	平成17(2005)年排出ガス基準 75%低減達成	平成27(2015)年度燃費基準+15%達成	
ガソリン車		平成27(2015)年度燃費基準+10%達成	25万円控除
	又は平成30(2018)年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	平成27(2015)年度燃費基準+5%達成	15万円控除
		平成27(2015)年度燃費基準達成	15万円控除
	平成17(2005)年排出ガス基準 50%低減達成	平成27(2015)年度燃費基準+15%達成	35万円控除
		平成27(2015)年度燃費基準+10%達成	25万円控除
	又は平成30(2018)年排出ガス基準 25%低減達成(☆☆☆☆)	平成27(2015)年度燃費基準+5%達成	15万円控除

○車両総重量 3.5t 超のバス・トラック

	排ガス要件	燃費要件	軽減率
電気自動車、燃料電池車			45万円控除
天然ガス車(平成30(2018)年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)			
プラグインハイブリッド車			
ディーゼルハイブリッド車	平成28(2016)年規制適合又は 平成21(2009)年排ガス規制から NOxかつPM10%低減	平成27(2015)年度燃費基準+15%達成	
ディーゼル車		平成27(2015)年度燃費基準+10%達成	25万円控除
		平成27(2015)年度燃費基準+5%達成	15万円控除
		平成27(2015)年度燃費基準達成	

ASV 特例

対象装置

- ・衝突被害軽減ブレーキ
- ・車両安定性制御装置

特例の内容	
1 装置装着	取得価額から350 万円控除
両装置装着	取得価額から525 万円控除

対象自動車		対象期間
車種	車両総重量	
トラック	3.5t超22t以下	平成29(2017)年4月1日から平成31(2019)年3月31日
バス	5t超12t以下	

※けん引車（トラクタ）及び被けん引車（トレーラー）を除く。

※車両総重量 20t 超 22t 以下のトラックは、両装置装着に限り平成 30(2018)年 10 月 31 日まで取得価額から 350 万円控除。

※車両総重量 8t 超 20t 以下のトラックは、特例期間が平成 30(2018)年 10 月 31 日まで。

平成 30(2018)年 11 月 1 日以降は両装置装着に限り、取得価額から 350 万円控除。

※車両総重量 5t 以下のバスに係る特例措置の対象装置は、衝突被害軽減ブレーキに限る。

車線逸脱警報装置装着車

対象自動車		対象期間	控除額
車種	車両総重量		
バス	12t超	平成29(2017)年4月1日から平成31(2019)年3月31日	取得価額から 175万円控除

軽油引取税

狩猟税

その他の税

第 10 そ の 他

1 平成 29 (2017) 年度都道府県税決算見込額調

単位：千円、%

都道府県名	区分		予算額		調定額		収入額		収入歩合	
	税額	前年度比	税額	前年度比	税額	前年度比	平成29年度(2017)	平成28年度(2016)		
北海道	611,748,812	101.5	625,422,427	101.4	614,165,876	101.7	98.2	97.9		
青森県	184,047,079	129.1	186,395,263	128.3	184,260,899	128.9	98.9	98.4		
岩手県	130,372,000	98.7	133,054,591	98.4	131,290,045	98.5	98.7	98.6		
宮城県	313,520,000	100.0	317,888,437	99.8	313,837,139	100.0	98.7	98.5		
秋田県	89,739,396	99.4	92,034,090	99.5	90,635,763	99.7	98.5	98.3		
山形県	109,900,000	100.8	113,168,859	102.0	111,756,992	102.2	98.8	98.6		
福島県	239,956,742	100.8	244,562,912	100.7	240,317,638	100.8	98.3	98.2		
茨城県	377,493,161	103.1	383,918,057	102.3	377,968,081	102.7	98.5	98.1		
栃木県	247,500,000	102.1	253,249,548	102.0	248,857,064	102.4	98.3	97.9		
群馬県	242,159,000	96.9	247,910,293	96.7	243,645,742	96.9	98.3	98.2		
埼玉県	780,600,000	102.7	802,038,121	101.5	784,504,124	101.9	97.8	97.4		
千葉県	960,930,000	103.0	992,133,216	103.0	973,004,726	103.4	98.1	97.7		
東京都	3,929,621,349	100.5	3,968,441,857	100.3	3,925,495,011	100.5	98.9	98.7		
神奈川県	1,266,737,983	103.2	1,290,658,697	102.6	1,272,313,722	102.8	98.6	98.3		
新潟県	265,518,000	98.3	268,403,672	98.1	265,665,454	98.2	99.0	98.9		
富山県	137,801,000	99.3	141,794,353	99.5	139,202,294	99.6	98.2	98.0		
石川県	147,682,000	100.1	152,387,170	99.6	149,821,203	100.0	98.3	97.9		
福井県	111,262,174	102.1	114,637,417	103.0	113,033,405	103.2	98.6	98.4		
山梨県	93,967,021	98.9	96,245,284	98.9	94,574,283	99.1	98.3	98.1		
長野県	231,427,758	100.6	234,591,508	100.4	231,697,281	100.6	98.8	98.6		
岐阜県	236,900,000	100.6	245,677,317	100.5	240,823,867	100.7	98.0	97.8		
静岡県	495,600,000	101.5	506,558,307	101.5	498,980,968	101.8	98.5	98.2		
愛知県	1,183,200,000	94.1	1,208,209,351	94.0	1,192,307,884	94.2	98.7	98.6		
三重県	240,793,000	99.9	249,837,948	101.4	246,300,072	101.6	98.6	98.4		
滋賀県	164,650,000	105.5	169,264,179	104.3	165,647,064	104.6	97.9	97.6		
京都府	288,220,000	100.8	290,940,923	102.7	287,558,539	102.9	98.8	98.6		
大阪府	1,491,886,000	106.9	1,514,543,494	105.2	1,499,854,889	105.9	99.0	98.4		
兵庫県	723,669,976	103.1	735,564,406	102.1	723,876,906	102.3	98.4	98.2		
奈良県	120,300,000	105.1	123,788,611	104.4	121,032,066	104.8	97.8	97.4		
和歌山県	92,855,000	102.3	95,445,935	102.4	93,829,268	102.7	98.3	98.0		
鳥取県	54,225,338	103.0	55,243,171	103.1	54,605,042	103.2	98.8	98.7		
島根県	67,367,172	99.8	68,297,646	99.8	67,773,644	99.8	99.2	99.1		
岡山県	238,114,779	102.4	241,809,684	101.2	238,324,974	101.4	98.6	98.3		
広島県	341,141,000	99.3	351,819,468	99.3	345,965,283	99.4	98.3	98.2		
山口県	174,921,514	101.5	181,501,001	102.7	179,238,192	102.9	98.8	98.6		
徳島県	76,100,000	101.5	79,501,335	102.1	78,434,385	102.4	98.7	98.4		
香川県	122,520,011	100.2	125,531,278	99.9	123,931,423	100.0	98.7	98.6		
愛媛県	148,000,000	102.6	149,706,046	101.9	148,118,856	102.2	98.9	98.7		
高知県	64,720,595	99.6	65,613,671	99.3	64,806,700	99.5	98.8	98.6		
福岡県	643,314,103	102.1	657,257,971	101.8	647,562,557	102.1	98.5	98.2		
佐賀県	84,956,000	101.3	87,243,565	101.7	86,150,325	101.7	98.7	98.8		
長崎県	116,562,518	102.7	118,440,743	102.6	116,904,246	102.8	98.7	98.5		
熊本県	165,497,855	110.5	171,807,017	110.9	169,378,414	111.6	98.6	98.0		
大分県	124,187,000	100.9	125,936,064	100.7	124,229,769	100.9	98.6	98.4		
宮崎県	98,310,000	100.6	100,543,768	100.3	99,080,519	100.3	98.5	98.5		
鹿児島県	148,420,415	101.6	151,393,797	101.2	149,127,230	101.3	98.5	98.4		
沖縄県	124,579,001	103.0	128,358,877	103.4	126,765,609	103.5	98.8	98.6		
総額	18,302,994,752	101.6	18,658,771,344	101.3	18,396,655,434	101.6	98.6	98.3		

単位：千円、%

区分 都道府県名	個人道府県民税（均等割・所得割）			個人道府県民税（配当割）			個人道府県民税 （株式等譲渡所得割）		
	調定額	前年度比	収入額	調定額	前年度比	収入額	調定額	前年度比	収入額
北海道	173,258,653	101.1	166,061,355	2,742,501	135.9	2,742,501	2,779,279	228.1	2,779,279
青森県	35,732,052	102.3	33,828,916	456,343	131.7	456,343	407,890	231.8	407,890
岩手県	36,704,226	101.6	35,503,127	493,076	128.0	493,076	571,544	264.4	571,544
宮城県	83,601,118	101.6	80,192,571	1,534,785	143.6	1,534,785	1,564,051	253.7	1,564,051
秋田県	26,466,711	101.1	25,345,937	430,545	140.1	430,545	403,258	246.8	403,258
山形県	32,552,588	100.9	31,343,154	579,745	129.4	579,745	592,141	256.4	592,141
福島県	63,887,595	102.4	60,859,827	1,271,852	136.0	1,271,852	1,202,570	234.0	1,202,570
茨城県	109,431,812	100.5	104,981,498	3,010,666	142.4	3,010,666	2,990,833	241.0	2,990,833
栃木県	74,288,861	100.4	70,334,766	2,004,583	148.9	2,004,583	2,129,854	273.8	2,129,854
群馬県	70,585,528	100.3	66,975,266	2,033,430	150.3	2,033,430	2,084,671	264.9	2,084,671
埼玉県	314,957,959	100.6	299,431,117	9,076,831	132.7	9,076,831	9,935,339	238.4	9,935,339
千葉県	282,006,254	100.9	266,089,690	9,028,475	137.1	9,028,475	10,560,185	246.2	10,560,185
東京都	878,448,676	100.8	847,566,345	36,718,659	135.1	36,718,663	36,966,997	233.7	36,966,997
神奈川県	465,085,575	100.5	451,366,536	16,070,986	137.0	16,070,986	17,353,506	239.3	17,353,506
新潟県	70,634,695	101.6	68,337,577	1,935,282	147.4	1,935,282	1,860,946	238.5	1,860,946
富山県	39,041,113	100.2	37,155,898	1,319,877	125.5	1,319,877	1,340,757	256.4	1,340,757
石川県	42,423,066	101.3	40,503,368	1,085,525	131.4	1,085,525	1,557,110	302.6	1,557,110
福井県	28,002,310	100.9	26,645,662	901,718	132.0	901,718	942,400	230.7	942,400
山梨県	28,906,822	100.0	27,733,000	742,156	133.8	742,156	805,919	248.1	805,919
長野県	70,927,306	100.9	68,614,542	1,859,906	133.4	1,859,906	2,020,840	248.0	2,020,840
岐阜県	74,104,327	100.8	70,705,314	2,293,649	138.0	2,293,649	2,280,389	233.6	2,280,389
静岡県	146,959,029	99.9	140,537,401	4,458,869	140.7	4,458,869	5,229,235	217.2	5,229,235
愛知県	350,876,190	101.0	337,714,432	14,554,928	132.4	14,554,928	14,083,723	247.4	14,083,723
三重県	68,420,494	100.2	65,558,988	2,534,298	142.7	2,534,298	2,510,914	240.6	2,510,914
滋賀県	53,144,003	100.9	50,927,409	1,550,322	135.3	1,550,322	1,882,539	255.2	1,882,539
京都府	95,912,463	100.9	93,670,111	4,427,115	138.8	4,427,124	4,395,487	234.2	4,395,487
大阪府	336,491,773	100.6	323,802,840	14,930,971	138.8	14,930,971	15,145,831	238.4	15,145,831
兵庫県	223,980,191	99.9	214,274,677	10,862,764	135.8	10,862,764	10,985,299	219.0	10,985,299
奈良県	49,428,877	99.7	47,616,919	2,976,522	133.0	2,976,522	2,977,915	256.1	2,977,915
和歌山県	28,960,609	100.5	27,952,031	1,355,039	135.0	1,355,039	1,320,111	264.2	1,320,111
鳥取県	16,085,824	101.3	15,602,619	507,642	149.4	507,642	553,379	276.2	553,379
島根県	20,051,542	101.7	19,654,910	508,169	151.9	508,169	445,124	203.5	445,124
岡山県	64,735,451	100.6	62,060,543	2,469,711	146.8	2,469,711	2,372,776	209.8	2,372,776
広島県	108,343,446	102.1	104,151,463	3,315,960	139.7	3,315,960	3,098,394	238.0	3,098,394
山口県	45,543,177	100.1	43,751,602	1,460,947	149.2	1,460,947	1,552,259	264.1	1,552,259
徳島県	23,042,990	100.1	22,249,068	1,354,664	124.1	1,354,664	1,338,506	198.2	1,338,506
香川県	33,312,603	101.0	32,089,875	1,498,724	137.9	1,498,724	1,422,570	271.2	1,422,570
愛媛県	41,042,809	100.6	39,832,160	1,326,049	140.3	1,326,049	1,461,153	234.5	1,461,153
高知県	20,889,921	101.3	20,290,785	574,094	142.2	574,094	647,762	272.4	647,762
福岡県	175,992,440	100.7	168,869,932	4,840,883	145.4	4,840,883	5,133,840	231.8	5,133,840
佐賀県	23,841,199	101.6	23,150,717	491,981	145.7	491,981	500,099	225.3	500,099
長崎県	38,950,846	101.2	37,588,637	787,338	148.6	787,338	812,715	262.7	812,715
熊本県	49,438,294	99.5	47,507,279	1,039,404	149.9	1,039,404	1,181,347	234.7	1,181,347
大分県	33,572,266	100.9	32,524,535	644,702	139.9	644,702	741,175	244.0	741,175
宮崎県	29,544,066	101.4	28,469,627	510,827	139.8	510,827	595,040	219.8	595,040
鹿児島県	44,185,462	101.2	42,466,725	660,629	143.1	660,629	765,876	234.5	765,876
沖縄県	38,270,772	105.4	36,767,101	493,181	148.9	493,181	552,078	212.5	552,078
総 額	5,162,063,983	100.8	4,958,657,852	175,726,323	137.1	175,726,336	182,055,626	237.9	182,055,626

単位：千円、%

区分 都道府県名	法人道府県民税			道府県民税利子割			個人事業税		
	調定額	前年度比	収入額	調定額	前年度比	収入額	調定額	前年度比	収入額
北海道	19,517,210	102.4	19,362,551	1,944,639	145.0	1,944,639	4,884,380	100.5	4,604,844
青森県	3,920,061	101.0	3,908,042	428,747	129.9	428,747	989,736	103.3	971,889
岩手県	5,040,972	99.0	5,027,648	349,467	133.0	349,467	1,249,714	98.6	1,212,102
宮城県	13,332,427	99.5	13,300,946	669,059	132.4	669,059	3,387,734	100.7	3,277,785
秋田県	3,122,945	96.5	3,109,253	329,792	121.0	329,792	799,378	101.0	776,492
山形県	4,102,866	106.2	4,085,939	441,442	122.8	441,442	1,105,573	100.6	1,073,945
福島県	8,724,787	99.9	8,658,020	605,850	135.6	605,850	2,507,625	96.1	2,359,933
茨城県	13,506,353	105.1	13,446,465	1,005,558	156.4	1,005,558	3,254,088	103.2	3,119,625
栃木県	11,128,959	112.9	11,091,211	675,789	156.2	675,789	2,097,591	104.4	2,046,956
群馬県	11,085,868	87.6	11,056,690	755,229	143.0	755,229	2,002,822	100.7	1,932,102
埼玉県	26,070,549	103.8	25,956,213	2,709,933	144.8	2,709,933	13,234,627	103.2	12,926,152
千葉県	23,794,827	102.3	23,642,746	2,386,662	144.9	2,386,662	8,200,311	102.1	7,935,882
東京都	225,304,914	99.7	223,197,195	9,083,483	111.8	9,083,483	52,359,075	102.1	51,414,883
神奈川県	42,504,410	109.1	42,422,624	3,389,503	132.5	3,389,508	18,917,111	101.4	18,564,069
新潟県	9,063,307	100.4	9,047,176	809,362	128.4	809,362	2,215,413	100.5	2,124,032
富山県	4,883,287	97.6	4,865,204	566,631	151.7	566,631	1,275,593	101.2	1,192,153
石川県	6,259,801	95.5	6,216,268	524,709	158.4	524,709	1,563,928	94.0	1,504,955
福井県	3,681,243	95.9	3,660,862	451,935	160.4	451,935	931,488	101.8	900,073
山梨県	4,637,741	108.3	4,612,998	344,582	119.7	344,582	1,015,611	99.6	982,689
長野県	8,783,174	96.9	8,750,165	852,319	140.3	852,319	1,904,122	102.6	1,837,401
岐阜県	8,277,437	96.4	8,184,878	1,100,858	125.8	1,100,858	2,711,313	100.9	2,563,767
静岡県	17,961,437	108.0	17,909,811	1,818,800	138.0	1,818,800	5,769,546	100.8	5,628,639
愛知県	53,784,172	89.7	53,778,973	4,349,976	133.9	4,349,976	14,038,793	102.3	13,680,973
三重県	8,471,944	106.7	8,440,638	1,019,817	124.5	1,019,817	2,330,566	107.0	2,298,354
滋賀県	7,259,322	111.7	7,224,495	646,708	126.4	646,708	1,446,341	99.2	1,392,147
京都府	11,978,020	107.7	11,928,351	1,211,444	123.8	1,211,444	3,997,952	100.5	3,915,045
大阪府	72,244,298	104.1	72,596,507	5,272,984	130.6	5,272,984	15,465,941	101.5	15,138,217
兵庫県	21,723,402	98.7	21,638,064	3,080,568	135.4	3,080,568	7,278,451	101.4	7,095,640
奈良県	3,609,870	107.7	3,589,852	795,055	125.5	795,055	1,395,725	106.3	1,372,961
和歌山県	3,315,035	106.0	3,308,750	622,948	137.3	622,948	1,035,059	99.6	1,029,487
鳥取県	2,051,945	104.0	2,049,496	284,257	138.1	284,257	470,476	101.8	457,792
島根県	2,503,603	100.9	2,493,999	362,740	150.6	362,740	699,104	102.8	672,702
岡山県	8,725,288	101.4	8,688,469	1,015,982	168.3	1,015,982	1,881,580	105.0	1,807,533
広島県	14,151,721	93.9	14,093,622	1,619,484	157.0	1,619,484	4,008,598	100.7	3,902,394
山口県	6,449,347	103.9	6,439,659	815,753	146.4	815,753	1,555,799	99.2	1,525,146
徳島県	3,406,523	113.4	3,388,250	449,435	170.8	449,435	600,014	101.4	582,297
香川県	5,565,009	100.8	5,535,503	653,532	153.3	653,532	898,221	103.1	880,439
愛媛県	6,169,180	107.7	6,153,577	751,366	112.0	751,366	1,316,395	104.0	1,256,205
高知県	2,327,165	98.5	2,321,938	491,569	112.1	491,569	830,946	100.0	820,450
福岡県	25,141,162	104.5	24,995,529	1,902,142	156.4	1,902,142	7,016,148	103.4	6,806,368
佐賀県	3,100,530	104.3	3,088,622	324,902	151.3	324,902	933,646	104.4	909,850
長崎県	4,523,298	107.5	4,510,686	443,105	151.8	443,105	1,340,705	99.6	1,316,634
熊本県	6,618,263	114.0	6,602,264	560,581	158.4	560,581	1,730,024	111.0	1,673,766
大分県	4,328,132	98.0	4,291,855	391,335	153.6	391,335	1,054,832	103.5	1,020,782
宮崎県	3,394,655	96.7	3,373,283	249,825	155.8	249,825	1,091,914	104.8	1,057,644
鹿児島県	5,536,835	103.7	5,511,791	520,429	179.5	520,429	1,331,512	103.1	1,292,295
沖縄県	4,831,935	100.7	4,816,706	234,558	93.6	234,558	1,669,576	109.8	1,626,995
総額	765,915,230	101.0	762,373,783	59,314,844	133.4	59,314,849	207,795,098	101.9	202,482,484

単位：千円、%

区分 都道府県名	法人事業税			地方消費税（譲渡割）			地方消費税（貨物割）		
	調定額	前年度比	収入額	調定額	前年度比	収入額	調定額	前年度比	収入額
北海道	113,457,427	102.4	113,062,590	110,534,230	97.4	110,534,230	21,593,872	111.4	21,593,872
青森県	25,267,650	106.4	25,252,795	60,667,629	259.4	60,667,629	1,702,135	104.0	1,702,135
岩手県	25,644,304	94.0	25,617,188	20,951,286	92.2	20,951,286	96,420	147.7	96,420
宮城県	73,615,581	98.0	73,512,119	52,710,862	94.5	52,710,862	11,259,717	107.1	11,259,717
秋田県	17,016,625	96.8	16,994,733	14,647,959	95.5	14,647,959	1,067,395	78.9	1,067,395
山形県	21,689,648	106.6	21,668,873	19,646,832	96.5	19,646,832	946,312	107.9	946,312
福島県	57,382,080	95.8	57,174,628	38,784,239	99.8	38,784,239	1,539,582	113.7	1,539,582
茨城県	82,539,364	108.0	82,340,105	50,299,479	97.7	50,299,479	15,027,059	92.0	15,027,059
栃木県	55,628,561	100.9	55,555,764	34,062,727	97.3	34,062,727	308,263	90.9	308,263
群馬県	53,220,663	82.7	53,014,108	41,694,600	102.6	41,694,600	179,297	99.7	179,297
埼玉県	136,692,838	101.3	136,517,593	113,737,548	96.0	113,737,548	447,891	106.0	447,891
千葉県	137,805,652	103.6	137,540,405	94,538,512	100.7	94,538,512	268,849,280	103.2	268,849,280
東京都	1,014,729,186	96.5	1,009,548,448	1,270,890,981	99.2	1,270,890,981	175,136,706	110.6	175,136,706
神奈川県	254,795,857	104.5	255,001,789	168,086,192	96.2	168,086,192	115,984,753	103.5	115,984,753
新潟県	55,075,686	92.7	55,004,693	45,998,583	93.3	45,998,583	10,045,793	80.5	10,045,793
富山県	28,422,524	97.8	28,388,350	28,559,926	93.9	28,559,926	2,087,480	109.2	2,087,480
石川県	32,930,376	93.6	32,837,874	27,993,831	96.4	27,993,831	2,175,499	106.4	2,175,499
福井県	24,553,711	89.9	24,523,151	19,926,724	105.3	19,926,724	981,699	116.4	981,699
山梨県	22,481,417	95.7	22,415,839	11,197,195	84.9	11,197,195	145,923	108.5	145,923
長野県	49,246,418	96.6	49,153,120	37,308,488	98.6	37,308,488	108,739	103.1	108,739
岐阜県	46,009,395	93.3	45,801,225	46,312,805	100.7	46,312,805	220,239	102.0	220,239
静岡県	119,967,181	99.4	119,891,179	71,701,494	98.8	71,701,494	14,368,489	105.0	14,368,489
愛知県	278,170,470	81.7	278,778,616	155,865,574	81.8	155,865,574	89,721,871	99.7	89,721,871
三重県	53,265,516	102.3	53,188,752	27,183,651	91.0	27,183,651	22,685,892	104.2	22,685,892
滋賀県	41,747,915	103.8	41,663,444	21,188,433	107.6	21,188,433	110,778	84.2	110,778
京都府	68,476,704	106.2	68,710,185	44,250,714	92.9	44,250,714	752,152	110.3	752,152
大阪府	351,778,605	103.6	355,922,018	360,868,076	112.6	360,868,076	150,068,539	102.4	150,068,539
兵庫県	135,787,840	101.1	135,536,085	100,356,593	97.4	100,356,593	86,965,711	106.3	86,965,711
奈良県	18,809,597	108.1	18,766,894	14,883,885	103.4	14,883,885	3,558	86.4	3,558
和歌山県	17,794,739	102.8	17,789,719	14,857,708	97.4	14,857,708	3,798,186	103.2	3,798,186
鳥取県	11,791,023	112.4	11,780,345	8,451,390	92.2	8,451,390	413,311	102.7	413,311
島根県	14,458,013	95.5	14,435,764	11,375,699	94.0	11,375,699	436,586	65.8	436,586
岡山県	46,872,197	100.5	46,822,845	39,029,005	96.3	39,029,005	18,104,449	96.7	18,104,449
広島県	77,884,847	95.6	77,753,118	56,454,812	94.2	56,454,812	9,180,764	87.0	9,180,764
山口県	36,233,517	98.9	36,218,193	28,156,246	100.2	28,156,246	20,672,196	112.8	20,672,196
徳島県	17,054,513	97.9	16,949,209	10,816,623	100.1	10,816,623	1,693,565	125.1	1,693,565
香川県	28,463,162	97.1	28,394,239	22,540,567	92.9	22,540,567	2,951,078	94.9	2,951,078
愛媛県	32,404,066	100.0	32,385,740	23,175,359	104.8	23,175,359	7,684,599	94.8	7,684,599
高知県	12,120,488	93.5	12,112,424	11,631,021	95.6	11,631,021	254,626	98.1	254,626
福岡県	131,720,300	101.8	131,343,066	118,392,610	96.7	118,392,610	55,531,644	103.5	55,531,644
佐賀県	17,098,531	100.1	17,066,095	13,992,118	99.3	13,992,118	1,200,344	110.5	1,200,344
長崎県	22,576,732	102.1	22,550,178	18,765,030	95.9	18,765,030	4,129,758	126.4	4,129,758
熊本県	34,084,622	115.1	34,056,976	29,388,151	133.7	29,388,151	904,172	129.0	904,172
大分県	24,820,716	101.4	24,697,667	20,739,704	100.0	20,739,704	9,626,963	89.7	9,626,963
宮崎県	19,847,559	98.5	19,762,826	16,589,310	95.4	16,589,310	388,864	86.6	388,864
鹿児島県	28,233,442	97.8	28,172,684	26,177,675	99.0	26,177,675	3,599,948	105.3	3,599,948
沖縄県	25,514,772	99.0	25,772,751	22,488,799	101.6	22,488,799	2,252,623	107.7	2,252,623
総額	3,995,182,031	98.0	3,991,446,401	3,597,870,874	99.8	3,597,870,874	1,137,404,720	103.8	1,137,404,720

単位：千円、%

都道府県名	不動産取得税			道府県たばこ税			ゴルフ場利用税		
	調定額	前年度比	収入額	調定額	前年度比	収入額	調定額	前年度比	収入額
北海道	15,997,126	95.7	15,248,606	7,295,973	95.5	7,295,973	1,635,401	101.4	1,629,958
青森県	2,237,504	104.2	2,220,676	1,646,367	94.8	1,646,367	151,929	97.4	151,929
岩手県	2,257,862	93.4	2,204,189	1,446,208	94.5	1,446,208	282,852	96.3	282,852
宮城県	7,133,209	110.4	6,998,416	2,841,002	93.2	2,841,002	720,809	94.8	720,809
秋田県	1,661,797	88.4	1,523,920	1,117,818	94.7	1,117,818	154,101	89.9	154,101
山形県	2,077,136	90.6	2,038,265	1,121,063	94.5	1,121,063	119,353	93.3	119,353
福島県	4,421,792	116.2	4,235,461	2,453,724	92.5	2,453,724	633,056	93.5	622,384
茨城県	6,873,690	94.5	6,716,578	3,446,229	94.1	3,446,229	2,701,765	96.8	2,698,137
栃木県	6,099,833	120.6	6,011,464	2,268,878	94.1	2,268,878	2,305,258	97.0	2,305,258
群馬県	5,716,109	99.0	5,630,464	2,219,058	94.3	2,219,058	1,200,473	94.7	1,200,473
埼玉県	19,040,053	93.1	18,697,591	7,438,966	94.6	7,438,966	2,180,640	97.3	2,180,640
千葉県	18,786,635	102.2	18,047,442	6,497,657	94.4	6,497,657	4,437,363	99.0	4,437,363
東京都	84,492,486	101.3	82,895,618	16,381,578	95.0	16,381,511	631,582	96.8	631,582
神奈川県	31,288,077	101.3	29,451,605	8,875,914	94.2	8,875,914	1,568,411	99.4	1,568,411
新潟県	5,466,700	107.6	5,329,839	2,387,617	93.9	2,387,617	548,518	94.3	542,909
富山県	2,508,639	83.3	2,448,942	1,114,866	94.5	1,114,866	298,577	94.5	298,577
石川県	3,094,589	106.2	2,947,775	1,274,587	94.3	1,274,587	523,391	92.9	520,487
福井県	1,807,211	102.9	1,756,513	848,107	95.3	848,107	228,114	90.6	228,114
山梨県	2,191,576	104.9	1,971,700	951,386	93.8	951,386	766,251	98.7	757,863
長野県	4,873,853	100.1	4,741,874	2,068,461	94.4	2,068,461	855,102	95.2	845,777
岐阜県	5,112,222	110.0	4,945,892	1,988,214	94.4	1,988,214	1,738,338	95.9	1,736,531
静岡県	11,505,645	97.5	11,267,691	3,885,290	93.8	3,885,290	2,516,435	96.9	2,516,435
愛知県	29,580,295	123.7	28,947,496	8,016,111	94.4	8,016,111	1,491,488	96.8	1,491,488
三重県	4,281,176	89.2	4,180,309	1,953,285	95.1	1,953,285	1,710,936	96.5	1,710,936
滋賀県	4,151,794	98.0	3,609,218	1,443,524	95.0	1,443,524	1,027,773	96.1	1,020,479
京都府	8,825,069	106.0	8,326,499	2,532,586	93.5	2,532,586	754,723	94.8	754,723
大阪府	39,986,932	92.3	36,388,004	11,365,441	95.0	11,365,440	1,429,998	96.5	1,424,627
兵庫県	17,465,469	100.2	17,020,259	5,320,661	94.3	5,320,661	3,583,446	97.4	3,583,446
奈良県	2,471,473	105.3	2,273,138	1,161,873	94.0	1,161,873	858,691	97.4	858,691
和歌山県	2,269,634	110.5	2,160,012	1,066,794	94.4	1,066,794	334,224	93.3	334,224
鳥取県	1,127,012	88.1	1,061,977	597,274	94.7	597,274	92,777	95.5	92,678
島根県	1,405,374	114.1	1,384,468	651,565	94.6	651,565	121,468	93.2	120,904
岡山県	5,268,732	101.3	5,181,133	2,014,306	95.2	2,014,306	674,965	94.4	674,965
広島県	8,216,811	98.1	7,619,699	2,901,415	94.6	2,901,415	717,580	97.0	717,580
山口県	2,860,785	110.1	2,824,646	1,450,230	94.1	1,450,230	499,999	98.9	499,999
徳島県	1,794,238	99.9	1,750,271	802,453	94.1	802,453	249,815	93.9	249,815
香川県	2,580,368	109.2	2,522,641	1,063,400	94.5	1,063,400	346,977	95.9	346,977
愛媛県	3,633,232	103.8	3,546,494	1,433,659	95.0	1,433,659	336,288	95.3	336,288
高知県	1,186,056	88.9	1,168,847	824,191	94.9	824,191	238,876	97.2	238,876
福岡県	17,378,387	105.2	16,845,126	6,122,683	96.1	6,122,683	1,023,067	101.0	1,016,149
佐賀県	1,775,300	97.6	1,737,718	1,004,318	95.9	1,004,318	284,978	101.1	284,978
長崎県	2,444,794	110.6	2,394,656	1,529,916	94.7	1,529,916	294,573	100.3	294,573
熊本県	4,486,461	133.7	4,309,310	2,022,678	95.3	2,022,678	570,942	115.2	567,784
大分県	2,729,541	96.7	2,689,209	1,297,153	94.6	1,297,153	342,031	101.0	342,031
宮崎県	2,342,744	100.7	2,318,079	1,255,595	95.1	1,255,595	424,400	93.8	424,400
鹿児島県	4,192,530	103.9	4,014,836	1,778,584	94.9	1,778,584	398,184	100.2	397,802
沖縄県	5,046,945	107.7	4,942,337	1,769,525	98.3	1,769,524	793,203	103.3	793,203
総額	422,144,895	101.7	406,546,904	140,948,182	94.7	140,948,113	44,799,122	97.3	44,727,559

単位：千円、%

都道府県名	自動車取得税			軽油引取税			自動車税		
	調定額	前年度比	収入額	調定額	前年度比	収入額	調定額	前年度比	収入額
北海道	9,138,854	123.9	9,137,914	60,254,856	101.8	58,978,489	77,869,902	100.2	76,672,661
青森県	2,046,677	127.6	2,046,677	13,738,985	101.9	13,696,846	16,745,805	100.2	16,618,265
岩手県	2,047,409	121.1	2,047,409	17,937,491	99.9	17,604,181	17,871,348	100.4	17,773,236
宮城県	3,597,175	123.3	3,597,111	28,050,927	97.0	28,050,927	33,410,416	100.5	33,147,447
秋田県	1,722,961	125.9	1,722,961	9,124,444	104.6	9,124,444	13,739,512	99.7	13,661,365
山形県	1,835,604	127.8	1,835,604	10,073,518	103.3	10,069,492	16,127,808	100.2	16,037,602
福島県	3,155,129	120.6	3,155,101	23,846,815	98.1	23,767,160	31,168,223	100.4	30,649,541
茨城県	4,853,120	131.3	4,853,120	32,550,191	101.7	32,474,636	51,171,639	99.7	50,303,894
栃木県	3,140,960	119.3	3,140,960	21,855,595	100.6	21,849,719	35,220,282	100.1	35,037,627
群馬県	3,719,062	128.6	3,719,062	16,941,778	101.8	16,941,778	34,448,390	100.1	34,186,199
埼玉県	10,291,712	130.8	10,291,712	50,150,966	103.8	49,921,040	86,045,689	99.9	85,208,978
千葉県	8,836,480	144.8	8,821,060	40,315,525	100.9	40,006,983	76,013,514	99.7	74,546,716
東京都	17,317,172	120.7	17,317,708	42,105,032	99.9	40,773,940	105,508,436	99.9	104,604,230
神奈川県	12,389,978	128.4	12,392,118	41,966,670	101.6	40,271,389	92,365,208	99.8	91,497,777
新潟県	3,580,217	128.9	3,580,217	23,569,594	103.4	23,516,014	31,798,304	100.2	31,731,803
富山県	1,753,295	129.5	1,753,295	11,520,819	103.9	11,122,826	17,093,466	100.3	16,980,706
石川県	2,036,046	132.1	2,036,480	10,357,780	101.7	10,308,616	17,803,776	100.7	17,550,963
福井県	1,377,317	130.7	1,377,317	7,967,361	104.0	7,966,894	12,139,649	100.4	12,025,806
山梨県	1,362,137	131.2	1,362,137	7,165,582	100.1	7,165,582	12,992,575	100.0	12,846,903
長野県	3,826,927	127.3	3,826,927	17,877,688	102.3	17,875,083	32,051,343	99.8	31,806,817
岐阜県	3,786,681	131.2	3,786,649	17,313,744	103.5	17,121,877	32,305,310	100.0	31,730,377
静岡県	6,353,807	133.5	6,353,807	38,135,962	103.6	38,135,962	54,555,061	100.0	53,991,133
愛知県	15,813,278	129.6	15,813,007	60,679,911	101.3	59,408,809	116,058,897	100.5	114,983,933
三重県	3,492,522	135.9	3,492,522	21,924,225	102.6	21,655,807	27,568,688	100.1	27,401,885
滋賀県	2,267,530	132.0	2,267,274	13,187,534	105.8	12,741,339	18,164,433	100.1	17,933,725
京都府	3,733,172	135.3	3,733,104	14,041,360	99.6	13,800,280	25,536,921	99.9	25,039,711
大阪府	11,079,574	126.5	11,078,627	48,052,046	101.6	47,262,054	78,968,762	99.9	77,787,969
兵庫県	7,888,506	132.1	7,888,506	38,101,317	101.2	37,999,259	62,136,061	100.0	61,221,317
奈良県	1,797,098	134.4	1,797,098	6,955,625	101.1	6,615,915	15,511,062	99.3	15,190,005
和歌山県	1,400,681	137.7	1,400,681	6,125,254	98.4	5,704,878	11,173,381	99.8	11,112,167
鳥取県	855,021	139.9	855,021	4,959,799	102.1	4,920,801	6,985,993	100.5	6,961,012
島根県	1,009,366	140.7	1,009,366	5,146,834	100.5	5,146,834	8,112,806	100.1	8,065,331
岡山県	2,934,998	133.7	2,934,998	19,422,780	104.6	19,091,485	25,727,753	100.4	25,533,286
広島県	4,145,231	132.6	4,145,231	23,836,777	101.4	23,308,609	33,404,197	100.4	33,165,336
山口県	2,149,942	131.1	2,149,942	14,037,854	101.3	13,733,185	17,819,656	100.0	17,744,895
徳島県	978,766	132.7	978,766	5,679,810	98.5	5,676,860	10,223,697	100.1	10,139,292
香川県	1,348,063	135.0	1,348,063	9,651,732	101.9	9,628,777	13,230,035	100.2	13,049,801
愛媛県	1,632,214	130.3	1,632,214	10,363,100	102.2	10,363,100	15,790,469	100.0	15,595,252
高知県	865,277	134.1	865,277	4,790,821	100.2	4,753,530	7,911,457	99.9	7,781,909
福岡県	7,227,902	135.5	7,227,902	39,920,540	101.7	39,168,773	59,705,170	100.8	59,159,528
佐賀県	1,063,958	142.7	1,063,958	9,452,622	101.6	9,206,507	10,300,698	100.6	10,249,777
長崎県	1,379,571	136.1	1,379,571	7,449,296	102.6	7,449,296	12,924,444	100.5	12,863,531
熊本県	2,460,775	138.8	2,460,743	15,275,975	105.2	15,241,940	21,908,244	101.7	21,729,893
大分県	1,527,438	140.9	1,527,438	9,196,472	103.7	9,186,875	14,292,628	100.3	14,177,538
宮崎県	1,358,818	137.9	1,358,818	9,422,653	101.7	9,261,217	13,224,414	100.6	13,162,080
鹿児島県	1,828,184	139.3	1,828,184	12,760,485	101.6	12,759,654	18,010,627	100.3	17,770,783
沖縄県	1,287,973	133.7	1,287,973	7,904,177	103.7	7,869,817	14,184,746	103.3	14,034,428
総 額	189,694,579	129.9	189,679,631	961,160,323	101.7	948,699,480	1,557,320,894	100.1	1,540,464,430

単位：千円、%

都道府県名	鉦区税			固定資産税			法定外普通税		
	調定額	前年度比	収入額	調定額	前年度比	収入額	調定額	前年度比	収入額
北海道	32,096	97.5	31,220	745,188	80.9	745,188	899,960	100.0	899,960
青森県	3,030	104.3	3,030	114,579	51.4	114,579	20,044,026	101.7	20,044,026
岩手県	17,679	95.6	17,379	-	-	-	-	-	-
宮城県	2,835	97.3	2,835	-	-	-	-	-	-
秋田県	15,806	99.1	14,984	-	-	-	-	-	-
山形県	3,258	100.0	3,258	-	-	-	-	-	-
福島県	10,834	96.7	10,608	2,474,551	185.8	2,474,551	-	-	-
茨城県	4,279	99.0	3,961	-	-	-	1,205,898	99.3	1,205,898
栃木県	7,446	100.7	7,292	-	-	-	-	-	-
群馬県	1,739	99.8	1,739	-	-	-	-	-	-
埼玉県	4,915	99.6	4,915	-	-	-	-	-	-
千葉県	41,888	101.6	41,888	-	-	-	-	-	-
東京都	2,119	100.0	2,119	-	-	-	-	-	-
神奈川県	1	100.0	1	-	-	-	-	-	-
新潟県	48,319	97.4	48,275	-	-	-	3,209,844	100.0	3,209,844
富山県	1,292	110.1	595	-	-	-	-	-	-
石川県	491	95.5	491	-	-	-	770,452	100.0	770,452
福井県	2,086	110.6	2,086	-	-	-	9,882,206	149.3	9,882,206
山梨県	244	100.3	244	523,455	増	523,455	-	-	-
長野県	2,691	101.1	2,691	-	-	-	-	-	-
岐阜県	19,835	104.7	15,709	-	-	-	-	-	-
静岡県	3,929	100.5	3,929	-	-	-	1,240,416	100.0	1,240,416
愛知県	2,792	103.9	2,792	572,484	180.4	572,484	-	-	-
三重県	3,003	103.1	3,003	-	-	-	-	-	-
滋賀県	7,164	100.1	7,164	-	-	-	-	-	-
京都府	551	82.7	473	-	-	-	-	-	-
大阪府	40	100.0	40	-	-	-	-	-	-
兵庫県	10,625	121.6	10,625	-	-	-	-	-	-
奈良県	802	97.8	802	-	-	-	-	-	-
和歌山県	91	96.8	91	-	-	-	-	-	-
鳥取県	734	101.0	734	-	-	-	-	-	-
島根県	1,158	93.8	1,158	-	-	-	704,694	112.3	704,694
岡山県	10,789	99.6	10,723	-	-	-	-	-	-
広島県	4,440	95.3	4,440	-	-	-	-	-	-
山口県	9,139	100.2	9,139	-	-	-	-	-	-
徳島県	1,291	98.4	1,291	-	-	-	-	-	-
香川県	12	100.0	12	-	-	-	-	-	-
愛媛県	3,680	111.7	3,213	-	-	-	920,600	62.9	920,600
高知県	6,849	102.3	6,849	-	-	-	-	-	-
福岡県	7,798	103.8	5,134	-	-	-	-	-	-
佐賀県	231	99.6	231	-	-	-	1,765,664	94.6	1,765,664
長崎県	3,766	97.1	3,766	-	-	-	-	-	-
熊本県	9,082	91.6	8,642	-	-	-	-	-	-
大分県	10,843	99.7	10,774	-	-	-	-	-	-
宮崎県	6,030	104.0	6,030	-	-	-	-	-	-
鹿児島県	11,242	99.5	8,291	-	-	-	1,219,020	100.2	1,219,020
沖縄県	8,051	98.8	7,572	-	-	-	1,021,017	97.3	1,021,017
総額	347,015	100.0	332,238	4,430,257	158.6	4,430,257	42,883,797	107.5	42,883,797

単位：千円、%

区分 都道府県名	狩猟税			法定外目的税			旧法による税		
	調定額	前年度比	収入額	調定額	前年度比	収入額	調定額	前年度比	収入額
北海道	51,596	98.5	51,596	788,568	102.1	788,050	716	64.2	400
青森県	4,812	75.2	4,812	89,306	91.9	89,306	-	-	-
岩手県	13,518	92.7	13,518	79,215	104.1	79,215	-	-	-
宮城県	13,818	102.2	13,818	442,759	95.0	442,759	153	55.8	120
秋田県	3,938	92.2	3,938	206,511	103.7	206,511	2,594	88.4	359
山形県	5,230	85.5	5,230	148,742	92.5	148,742	-	-	-
福島県	16,262	96.9	16,262	476,345	101.6	476,345	-	-	-
茨城県	43,499	98.2	43,499	-	-	-	2,535	55.1	841
栃木県	25,953	93.6	25,953	-	-	-	155	100.0	-
群馬県	21,576	90.4	21,576	-	-	-	-	-	-
埼玉県	21,665	99.9	21,665	-	-	-	-	-	-
千葉県	33,429	98.5	33,429	-	-	-	567	15.2	351
東京都	4,006	97.1	4,006	2,360,595	106.5	2,360,596	174	100.0	-
神奈川県	16,462	99.3	16,462	-	-	-	75	0.0	75
新潟県	12,684	94.3	12,684	142,808	106.4	142,808	-	-	-
富山県	6,212	90.6	6,212	-	-	-	-	-	-
石川県	12,213	107.0	12,213	-	-	-	-	-	-
福井県	12,138	96.3	12,138	-	-	-	-	-	-
山梨県	14,712	87.4	14,712	-	-	-	-	-	-
長野県	24,131	93.4	24,131	-	-	-	-	-	-
岐阜県	19,863	89.2	19,863	12,254	89.2	12,254	70,444	73.1	3,377
静岡県	42,278	100.9	42,278	-	-	-	85,404	99.1	110
愛知県	13,369	99.4	13,369	529,328	87.5	529,328	5,701	99.7	1
三重県	23,720	99.0	23,720	457,301	86.1	457,301	-	-	-
滋賀県	13,171	97.8	13,171	24,588	92.5	24,588	307	41.4	307
京都府	19,750	98.8	19,750	90,713	170.0	90,713	4,027	96.2	87
大阪府	7,819	99.3	7,819	771,003	875.8	770,996	614,861	93.7	23,330
兵庫県	37,432	98.3	37,432	-	-	-	70	1.8	-
奈良県	11,605	99.6	11,605	138,721	98.5	138,721	657	100.0	657
和歌山県	16,442	103.3	16,442	-	-	-	-	-	-
鳥取県	6,458	96.5	6,458	8,856	75.6	8,856	-	-	-
島根県	12,831	98.5	12,831	290,970	114.5	290,800	-	-	-
岡山県	19,177	95.7	19,177	529,745	108.4	493,588	-	-	-
広島県	25,293	100.9	25,293	509,698	104.5	507,669	-	-	-
山口県	13,547	93.6	13,547	220,608	90.6	220,608	-	-	-
徳島県	13,927	83.9	13,927	-	-	-	505	67.4	93
香川県	5,225	89.0	5,225	-	-	-	-	-	-
愛媛県	26,601	97.3	26,601	235,227	110.4	235,227	-	-	-
高知県	22,552	95.3	22,552	-	-	-	-	-	-
福岡県	19,485	95.9	19,485	181,770	106.2	181,763	-	-	-
佐賀県	9,595	106.2	9,595	102,551	121.8	102,551	300	34.8	300
長崎県	9,062	104.2	9,062	75,794	114.9	75,794	-	-	-
熊本県	21,235	97.9	21,235	102,250	76.2	102,250	4,519	97.9	-
大分県	24,951	87.0	24,951	595,182	91.4	295,082	-	-	-
宮崎県	26,368	94.3	26,368	270,686	112.2	270,686	-	-	-
鹿児島県	26,607	94.9	26,607	155,411	101.0	155,411	1,115	100.0	7
沖縄県	2,089	103.6	2,089	32,631	104.1	32,631	226	45.7	226
総 額	848,305	96.3	848,305	10,070,136	108.2	9,731,149	795,105	71.6	30,641

2 景気の動向と県税収入の関係

区分	県税収入額	伸長率	経済成長率	
			名目	実質
年度	円	%	%	%
昭和 51 (1976)	64,400,060,754	19.7	12.4	3.8
昭和 52 (1977)	74,629,260,353	15.9	11.0	4.5
昭和 53 (1978)	84,316,903,629	13.0	9.7	5.4
昭和 54 (1979)	98,876,509,770	17.3	8.0	5.1
昭和 55 (1980)	112,420,373,841	13.7	9.0	2.6
昭和 56 (1981)	116,113,624,351	3.3	6.2	2.8
昭和 57 (1982)	124,231,920,761	7.0	4.9	3.2
昭和 58 (1983)	128,800,797,307	3.7	4.5	2.4
昭和 59 (1984)	142,106,493,257	10.3	6.9	4.0
昭和 60 (1985)	154,940,421,678	9.0	6.6	4.2
昭和 61 (1986)	155,650,436,697	0.5	4.5	3.2
昭和 62 (1987)	171,585,270,563	10.2	5.0	5.1
昭和 63 (1988)	198,762,075,657	15.8	7.1	6.3
平成 1 (1989)	215,548,978,322	8.4	7.5	4.9
平成 2 (1990)	241,666,035,106	12.1	8.1	5.5
平成 3 (1991)	253,985,592,809	5.1	5.3	2.5
平成 4 (1992)	237,929,631,237	△ 6.3	1.8	0.4
平成 5 (1993)	218,824,888,767	△ 8.0	0.9	0.4
平成 6 (1994)	219,131,891,999	0.1	1.0	1.1
平成 7 (1995)	230,974,629,669	5.4	2.0	2.5
平成 8 (1996)	229,907,407,175	△ 0.5	2.6	3.4
平成 9 (1997)	237,225,320,905	3.2	1.0	0.2
平成 10 (1998)	228,592,170,524	△ 3.6	△ 1.1	△ 0.6
平成 11 (1999)	220,094,903,279	△ 3.7	△ 0.2	1.4
平成 12 (2000)	231,842,614,548	5.3	△ 0.6	1.0
平成 13 (2001)	226,583,106,659	△ 2.3	△ 2.5	△ 1.3
平成 14 (2002)	202,268,416,887	△ 10.7	△ 0.7	1.2
平成 15 (2003)	206,837,991,302	2.3	0.8	3.2
平成 16 (2004)	227,636,373,270	10.1	0.8	1.9
平成 17 (2005)	232,051,477,354	1.9	1.9	3.2
平成 18 (2006)	255,347,155,660	10.0	1.4	2.1
平成 19 (2007)	282,553,420,422	10.7	0.6	1.6
平成 20 (2008)	271,625,860,734	△ 3.9	△ 3.6	△ 3.3
平成 21 (2009)	215,166,799,409	△ 20.8	△ 3.7	△ 2.0
平成 22 (2010)	205,188,044,872	△ 4.6	0.4	2.3
平成 23 (2011)	200,675,560,979	△ 2.2	△ 2.0	△ 0.0
平成 24 (2012)	204,319,656,701	1.8	0.3	1.2
平成 25 (2013)	214,764,621,251	5.1	1.9	2.3
平成 26 (2014)	224,826,111,491	4.7	1.6	△ 0.9
平成 27 (2015)	244,349,497,063	13.8	2.2	0.8
平成 28 (2016)	243,126,978,582	△ 0.5	1.1	1.2
平成 29 (2017)	248,857,064,008	2.4	1.7	1.6

(注) 経済成長率は、経済動向試算（内閣府試算）による。

平成30(2018)年10月31日発行

平成29(2017)年度

栃木県税務統計

編集兼発行 栃木県経営管理部税務課

印刷所 (株)泰明グラフィクス



古紙配合率70%再生紙を使用しています

課税免除等適用区域図



凡 例	適 用 区 域	課税免除等の適用となる新・増設の期間	税制上の措置	適用税目 (県 税)
<div style="border: 1px solid blue; width: 15px; height: 10px; display: inline-block; margin-right: 5px;"></div> 過疎地域	日光市のうち旧足尾町・旧栗山村地域、茂木町、那珂川町	平成 12(2000).4.1 ~ 平成 31(2019).3.31	課 税 免 除	事 業 税 不 動 産 取 得 税 固 定 資 産 税
	塩谷町	平成 29(2017).4.1 ~ 平成 31(2019).3.31		

VERY 
GOOD
LOCAL

とちぎ